

## 平成27年第4回（12月）坂城町議会定例会会期日程

平成27年11月30日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	11月30日	月	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程
2	12月 1日	火		○休 会 (一般質問通告午前11時まで)
3	12月 2日	水		○休 会
4	12月 3日	木		○休 会
5	12月 4日	金		○休 会
6	12月 5日	土		○休 会
7	12月 6日	日		○休 会
8	12月 7日	月	午前10時	○本会議 ・一般質問
9	12月 8日	火	午前10時	○本会議 ・一般質問
10	12月 9日	水	午前10時	○本会議 ○委員会 ・一般質問 ・総務産業、社会文教
11	12月10日	木		○休 会
12	12月11日	金	午前10時	○本会議 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決



## 付議事件及び審議結果

### 1 1 月 3 0 日 上程

報告第 4 号	町長の専決処分事項の報告について	1 1 月 3 0 日	承認
議案第 5 4 号	坂城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について	1 2 月 1 1 日	可決
議案第 5 5 号	坂城町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	1 2 月 1 1 日	可決
議案第 5 6 号	坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	1 2 月 1 1 日	可決
議案第 5 7 号	坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について	1 2 月 1 1 日	可決
議案第 5 8 号	坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	1 2 月 1 1 日	可決
議案第 5 9 号	坂城町公の施設の指定管理者の指定について	1 2 月 1 1 日	可決
議案第 6 0 号	平成 2 7 年度坂城町一般会計補正予算（第 6 号）について	1 2 月 1 1 日	可決
議案第 6 1 号	平成 2 7 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	1 2 月 1 1 日	可決

### 1 2 月 1 1 日 上程

発委第 9 号	介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書について	1 2 月 1 1 日	可決
発議第 7 号	地方自治尊重を政府に求める意見書について	1 2 月 1 1 日	可決

平成27年第4回坂城町議会定例会

目 次

第1日 11月30日(月)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	3
○町長招集あいさつ	3
○監査報告	9
○報告第4号の上程、提案理由の説明、質疑、採決	10
○議案第54号～議案第61号の上程、提案理由の説明	13

第2日 12月7日(月)

○議事日程	18
○一般質問 吉川まゆみ 議員	18
塩野入 猛 議員	30
柳沢 収 議員	44
山崎 正志 議員	54
大森 茂彦 議員	63

第3日 12月8日(火)

○議事日程	80
○一般質問 西沢 悦子 議員	80
塩入 弘文 議員	92
入日 時子 議員	105
滝沢 幸映 議員	116
中嶋 登 議員	128

第4日 12月9日(水)

○議事日程	144
○一般質問 小宮山定彦 議員	144
朝倉 国勝 議員	156

第5日 12月11日(金)

○議事日程	168
○陳情採決	168
○議案第54号～議案第61号の質疑、討論、採決	169
○追加議案上程、趣旨説明	182
○発委第9号、発議第7号の質疑、討論、採決	184
○町長閉会あいさつ	186

## 平成27年第4回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成27年11月30日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 11月30日 午前10時00分
4. 応招議員 14名
 

1番議員	塚田正平君	8番議員	吉川まゆみ君
2 "	塩野入猛君	9 "	塩入弘文君
3 "	朝倉国勝君	10 "	山崎正志君
4 "	小宮山定彦君	11 "	中嶋登君
5 "	柳沢収君	12 "	大森茂彦君
6 "	滝沢幸映君	13 "	塚田忠君
7 "	西沢悦子君	14 "	入日時子君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
 

町 長	山村弘君
副 町 長	宮下和久君
教 育 長	宮崎義也君
会 計 管 理 者	春日英次君
総 務 課 長	田中一夫君
企 画 政 策 課 長	柳澤博君
住 民 環 境 課 長	金子豊君
福 祉 健 康 課 長	大井裕君
子 育 て 推 進 室 長	宮嶋敬一君
産 業 振 興 課 長	塚田陽一君
建 設 課 長	青木知之君
教 育 文 化 課 長	宮下和久君
収 納 対 策 推 進 幹	池上浩君
保 健 セ ン タ ー 所 長	村田よし子君
ま ち 創 生 推 進 室 長	関貞巳君
総 務 課 長 補 佐	臼井洋一君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	伊達博巳君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	竹内祐一君
企 画 調 整 係 長	
代 表 監 査 委 員	大橋房夫君
9. 職務のため出席した者
 

議 会 事 務 局 長	山崎金一君
議 会 書 記	小宮山和美君

## 10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 報告第 4 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 6 議案第 5 4 号 坂城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- 第 7 議案第 5 5 号 坂城町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 5 6 号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 5 7 号 坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 1 0 議案第 5 8 号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第 1 1 議案第 5 9 号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 2 議案第 6 0 号 平成 2 7 年度坂城町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 第 1 3 議案第 6 1 号 平成 2 7 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

## 11. 本日の会議に付した事件

- 10. 議事日程のとおり

## 12. 議事の経過

**議長（塚田君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 4 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 2 7 年第 4 回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

**議長（塚田君）** 会議規則第 1 2 0 条の規定により、1 0 番 山崎正志君、1 1 番 中嶋登君、1 2 番 大森茂彦君を会議録署名議員に指名いたします。

---

◎日程第2「会期の決定について」

**議長（塚田君）** お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月11日までの12日間といたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（塚田君）** 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から12月11日までの12日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は明日1日午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

---

◎日程第3「町長招集あいさつ」

**議長（塚田君）** 町長から招集の挨拶があります。

**町長（山村君）** 皆さん、おはようございます。本日ここに、平成27年第4回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき開会できますことを心から御礼申し上げます。

さて、10月7日、第3次安倍内閣が発足いたしました。引き続き経済再生を最優先として政権運営に当たるとともに、少子高齢化に歯どめをかけ、誰もが期待できる「1億総活躍社会」の実現を目指す基本方針が示されております。

その具体的な目標として、2020年に向けて、女性や高齢者、障がい者等の雇用拡大や地方創生を本格化させ、国内総生産を戦後最大の600兆円に拡大させる「希望を生み出す強い経済」、子育てにかかる経済的負担を軽くするための幼児教育の無償化、結婚支援や不妊治療支援に取り組み、希望出生率を1.8まで回復させる「夢紡ぐ子育て支援」、家族の介護を理由に退職せざるを得ない状況からの介護離職ゼロを目指す「安心につながる社会保障」の「新3本の矢」を打ち出しました。

これまで以上に、目に見える形での地方創生、地方の活性化が進むことを期待いたします。

さて、町では、「坂城町第5次長期総合計画後期基本計画」と「坂城町人口ビジョン」及び「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に向け、11月25日に総合計画審議会と総合戦略策定懇話会を開催いたしました。

後期基本計画につきましては、前期5カ年の実績を総括し、新たな課題・情勢の変化として人口減少、少子高齢化や国道18号バイパスの平成32年開通、あるいは急速に展開する情報通信技術などを踏まえた基本構想の実現に向けた計画案に対するご意見をいただきました。

人口ビジョンの将来展望としては、人口減少・少子高齢化を抑制しながら、2040年に人

口1万3千人、2060年においては1万2千人の維持を想定しております。

また、総合戦略では基本目標として、雇用の確保と就労機会の拡大、出産・子育てに関する支援の充実、町外への流出の抑制と新たな流入の増加、安心して快適に暮らすことができる地域づくりの四つを掲げ、それぞれに目標値をお示したところであります。

今後は、総合計画と総合戦略について地区説明会やホームページ等による意見募集をし、来年2月には計画の策定を完了する予定となっております。

また、大変うれしいお知らせがございました。長野県の産業発展に顕著な功績があると認められた方に贈られる、県の卓越技能者「信州の名工」に、デイリーフーズ株式会社取締役副会長高松宏さん、株式会社マースウインテック取締役相談役寺島利勝さん、株式会社ヤマザキアクティブ代表取締役社長山崎忠承さんの3名が受賞され、今年18日に県知事から表彰を受けられました。心からお祝いを申し上げます。今回受賞されたお三方は、これまで坂城町の「坂城WAZAパワーアップ事業表彰」においても卓越技能者表彰を申し上げた坂城町を代表する皆様であります。今後も坂城町の発展にお力添えをいただければと思います。

さて、10月25日、26日にかけて、東日本大震災に伴う原発事故により全村避難が続く福島県葛尾村の仮設住宅と仮設役場を昨年に引き続き坂城ライオンズクラブの皆さんと私、並びに役場職員を含め総勢29名で訪問してまいりました。

仮設住宅にお住まいの方へのマッサージや入れ歯の矯正、仮設役場周辺及び葛尾村の史跡の草刈り、おしぼりうどんと豚汁の炊き出しなどのボランティア活動を全員が協力しながら行ってまいりました。あわせて今回の訪問では、坂城中学校の生徒が葛尾村の一日も早い復興を願って、1万羽の折り鶴を使い制作した激励の折り鶴アート、義援金とメッセージをお預かりし届けてまいりました。

また、昨年は立ち入ることができなかった葛尾村内への立ち入りが許され、除染工事が進む村内の様子を見ることもできました。松本村長のお話では、来年4月には全村避難が解除され、役場や小中学校も村に戻るとのことでしたが、避難している村民の事情はさまざま、全員が戻れるにはまだ相当の時間を要するとのことをお話をお聞きし、改めて災害の大きさを感じたところでもあります。

さて、世界の至るところで痛ましい事件が続いております。今年13日には、フランスのパリ中心部の劇場や郊外の競技場などで、同時多発テロにより市民ら130人が死亡、重体を含む負傷者は約350人に上りました。また、エジプトでも、テロによりロシア旅客機の墜落事故が発生するなど多数の犠牲者が出ております。テロにより犠牲になられた方々に心から冥福をお祈りするとともに、一刻も早い事態の収束を願うものであります。

さて、世界の経済動向につきましては、アメリカ商務省が発表した7月から9月期の実質国内総生産速報値は、年率換算で前期比1.5%増となり、3.9%増だった前期に比べ成長が

急減速いたしました。また、中国国家统计局が発表した7月から9月期のGDP速報値は、前年同期比で6.9%増とリーマンショック以来6年半ぶりに7%を割りました。アメリカ及び中国の景気減速が世界経済、さらには日本の経済に影響を与えるのは必至と考えます。今後の世界経済の動向には、より一層の注視が必要と考えております。

国内の経済動向につきましては、内閣府が今月16日に発表した7月から9月期の国内総生産速報値は、2期連続でマイナスとなりました。中国経済の減速懸念などを背景に企業の設備投資が低迷、個人消費の回復も鈍く、景気は足踏み状態が続いたとしております。

また、10月に実施いたしました町内の主な製造業20社の経済状況調査では、生産量は前年同期との比較で2年ぶりにマイナスとなり、3カ月後の見込みは横ばい状況が続くと見込んでおります。また、売り上げにつきましても生産量とほぼ同様の状況であります。

このような坂城町を取り巻く経済状況の中、11月11日、商工会主催で町内企業の振興及び地域経済の発展のため、町内の30人以上の企業経営者の皆さんにご参加をいただき地域経済振興懇話会が開催されました。懇話会では、私から「坂城町人口ビジョン」及び「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の概略についてお話をさせていただきました。

企業の皆さんからは、現在の経営活動の状況や人材確保・子育てや生活しやすい環境の整備といった企業、企業主の視点からのお話をお聞きすることができました。いただいた提言やご意見などにつきましても、計画の中で検討してまいりたいと考えております。

続きましては27年度の主な事業の進捗状況について述べさせていただきます。

ワイナリー形成事業につきましては、今年度3年目の栽培となる試験圃場から、白のリースリング、ソーヴィニヨン・ブランは合計で約400kg、赤のメルロー、カルベネ・ソーヴィニオンは合計で約300kgの収穫がありました。

収穫したワインブドウは、栽培の指導や助言をいただいてきましたサントリーワインインターナショナルに試験醸造を委託しております。年明けには、試験圃場の「坂城ワイン」ができることとなります。外見や香り、味わいともに品質のよいワインになるよう期待しているところであります。

また、2015年の巨峰ロゼワインにつきましては、11月14日に開催したねずみ大根まつりにあわせ発売を開始いたしました。びんぐし湯さん館のほか、町内の店舗等でもお買い求めいただくことはできますので、坂城産の巨峰を使った甘くてフルーティーな香りとすっきりした味わいを堪能していただきたいと思っております。

また、11月28日土曜日ですが、文化センターにおきまして女性団体連絡会と男女共同みんなの会で構成する実行委員会により、「女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかき2015」が開催されました。

当日は、第1部として実行委員会による悪徳商法防止啓発活動の発表が行われ、第2部では

この4月に就任されました中島恵理長野県副知事を講師にお迎えし、「女性が輝く地域づくりに向けて」と題して講演をいただきました。今年8月には、企業等に女性の登用を促す「女性活躍推進法」が成立したところであります。女性の社会参画の重要性に関する意識の向上に役立つことを期待しております。

また、昨年4月の消費税率の引き上げに伴う、所得の低い方や子育て世帯の方への負担軽減のために支給される臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金につきましては、7月14日から10月15日までを申請期間として受け付けをいたしました。未申請の方が多くいることから、9月議会で申し上げましたが、12月15日まで期間の延長をいたしました。該当の方には申請書を送付してありますので、まだ申請されていないお方はお早めにご提出をいただきたいと思っております。

また、町ではヤングヒューマンネットワーク事業への支援を拡充し、一層の婚活支援を進めておりますが、今年も11月7日上田市のホテルにおいて町社会福祉協議会の主催により婚活イベントが開催されました。当日はゲームや食事、面接タイムなど和気あいあいの中でパーティーが行われ、二組のカップルが誕生いたしました。町といたしましても、引き続き婚活支援に取り組んでまいります。

また、健康づくり、健康寿命の延伸のため、日常生活で積極的に体を動かすことは、疾病予防及び認知症予防に効果があるとされております。そこで、町民の皆さんに気軽に運動をしていただくための取り組みとして、町スポーツ推進委員が坂城町の歌に合わせた体操を作成いたしました。今後、各地区で開催される健康づくり講座でもこの体操を取り入れ、住民の皆さんの健康づくりに取り組んでもらいたいと考えております。

また、10月6日から11月23日までの49日間、鉄の展示館において開催されました「エヴァンゲリオンと日本刀展」には、北は北海道から南は沖縄まで1万3,078名もの大勢の皆さんにご来館をいただき、人気アニメと現代日本刀製作者たちのコラボレーションという今までにない展示会を開催することができました。展示会の盛り上げにご協力いただいた町内30店の協賛店舗の皆さん、また一般公募によるボランティアグループ「チームエヴァ」の皆さんには心から感謝を申し上げます。

この「エヴァンゲリオンと日本刀展」を通して、これまで刀剣になじみの薄かった皆さんにも、日本刀の伝統や魅力が広がるとともに、本展メイン作品を手がけた宮入小左衛門行平刀匠を初めとする刀匠や日本刀の町坂城が大いに全国に発信されたと感じております。これを機に、今後、坂城町に、また日本刀の展示館である鉄の展示館を訪れる方が増加していくことを期待いたします。

11月14日の「ねずみ大根まつり2015」は、あいにくの雨模様でございましたが、開始時間には雨もやみ、多くの方々にお出かけいただきました。メイン会場であるさかき地場産

直売所では、ねぎみ大根、農産物の販売やお楽しみ抽選会のほか、あいさい特製の手打ちうどんを使ったおしぼりうどん500食の振る舞いなどのイベントが行われ、例年以上のお客様にご来場いただきました。また、ねぎみ大根の収穫体験にも町内外から約250名もの参加があり、ご家族で楽しんでいただきました。

さらに、町のマスコットキャラクターねぎくんも収穫体験圃場や地場産直売所に登場し、参加された方々と記念撮影をするなどお祭りを盛り上げてくれました。今後も、当町の伝統野菜であるねぎみ大根のPRと農業振興に努めてまいりたいと考えております。

さて、11月19日、テクノセンターにおきまして、第2回坂城経営フォーラムが開催されました。講師にはこの10月に信州大学の学長になられた濱田州博先生をお招きして、「信州大学が考える坂城町の地方創生」と題して講演をしていただきました。

信州大学では、当町とも繊維学部との連携協定や工学部とのグリーンイノベーション研究支援事業において協力関係を築いておりますが、このような地域との連携の取り組みが評価され、全国の大学の中でも地域貢献度ナンバーワンに選ばれており、今後も引き続き、地域との協働、産学官連携、地域医療の取り組みを積極的に推進していくとお話をされておられました。町といたしましても、今後どのような分野で信州大学全学との連携ができるか検討してまいりたいと考えております。

また、11月26日には、町内企業に30年勤務された当町の産業と企業の発展に寄与された、例年より多い96名の皆さんの永年の功績に対しまして各企業を回り、永年勤続表彰をさせていただきました。今後におきましても、健康に留意され、引き続き坂城町の産業発展にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

さて、国道18号バイパスにつきましては、11月17日に坂城町、千曲市、上田市、長野市で構成する新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会及び上田市と東御市で構成する上田バイパス第二期工区建設促進期成同盟会と合同で、国土交通省を初め関東地方整備局、地元選出国會議員の方々に早期完成の要望を行ってまいりました。

なお、長野国道事務所によりますと、本年度、国の予算1億5千万円と町土地開発公社の予算2億5千万円、合わせて4億円の用地買収予算のうち、11月中旬現在で約6割が契約になったとのことであります。国道バイパスにつきましては、地元の皆様方のご協力を得る中で、町といたしましても引き続き要望活動などを行うなど、一日も早い完成に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、教育関係について申し上げます。

南条小学校建設事業につきましては、工程どおり着々と工事を進めておりまして、現在、旧校舎の解体工事を行っております。今後も子供たちの安全確保を図るとともに、近隣住民の皆様のご理解、ご協力をいただく中で、来年3月の竣工を目指し、鋭意工事を進めてまいりま

す。

また、地域の避難所ともなる小学校の体育館の耐震工事、つり天井の落下防止工事につきましては、坂城小学校、村上小学校は既に終了いたしました。南条小学校につきましては改築工事との兼ね合いもあり、12月末までの工期で現在工事を進めております。この南条小学校体育館の工事が完成いたしますと、小学校の耐震整備は全て完了ということになります。

また、10月24日、25日、第44回坂城町文化祭が文化センターを初め3会場で開催され、数多くの作品が展示され盛況に行われました。

また、24日の午後には、さかきふれあい大学文化祭記念講座として、当町出身の中西載慶東京農業大学名誉教授による「日本の食卓は学びの宝庫～身近な食物は魅力いっぱい～」と題した講演会が開催され、訪れた皆様方は身近な食べ物にまつわる歴史、文化、科学などのお話を楽しく拝聴させていただきました。中西先生には今後とも町の振興発展にご協力いただければと考えております。

11月8日、平成17年以来10年ぶりとなる「信濃村上氏フォーラム」を文化センターにおいて開催いたしました。

第1部の講演会では、村上氏について研究されている宮澤長野市立博物館専門員と花岡伊那弥生ヶ丘高等学校教諭の若手研究者2名の講演に加え、慶應義塾大学福澤研究センターの西澤教授による福澤氏に関する研究の現状について講演をいただきました。西澤教授の講演では、福澤諭吉の先祖と信州のかかわり、また、福澤諭吉の祖先が坂城町である可能性についてお話をさせていただきました。また、それに続きまして、福島県葛尾村の住民グループの皆さんによる「葛尾大尽物語」と題した人形劇の公演も行われました。

また、第2部のパネルディスカッションは、信州大学地域戦略センター長で村上義清関係の著書が多い笹本正治先生にコーディネートをいただき、来島18代当主の久留島通則氏、平林坂城町子育て支援センター長などの参画により行われました。県外の研究者も参加されたディスカッションでは、村上氏を含めた地域の歴史や文化を学ぶことの重要性や子供たちの未来が期待できるような環境をつくるのが坂城町のよりよい未来につながるという意見が出されました。当日は、あいにくの天気にもかかわらず、町内外から大勢の皆さんにご来場いただき盛況でありました。

また、大変うれしいお知らせがあります。南条小学校金管バンド部が11月21日に大阪城ホールで開催された全日本小学校バンドフェスティバル、これは全国大会ですが、これに3年ぶりに出場し、見事銀賞を受賞いたしました。日ごろの練習の成果を精いっぱい発揮した結果に心からお祝いを申し上げます。

続きまして、主な12月補正予算の内容について申し上げます。

最初に歳入について申し上げます。

昨年度は、景気の回復基調に加え、国の経済対策による円安などの追い風も受ける中で、法人町民税が大幅に増加いたしました。今年度におきましては、アメリカや中国などの景気減速懸念により、町内企業にも景況感の後退はあるものの、一部企業の業績が引き続き好調に推移していることを主な要因としまして、法人町民税につきまして1億8千万円を補正予算に増額計上させていただきました。

続いて、歳出について申し上げます。

町道の除雪につきましては、昨年2月の大雪を教訓として、県と連携し、県が保有する大型除雪機械の導入を柱とした県道と町道の相互除雪を実施し、初動体制の強化を図り、効率的な除雪を行ってまいります。特に循環バス路線や町内の主要施設、学校・駅等ですが、これへのアクセス道路を優先的かつ迅速に除雪を行うため、大幅に除雪予算を増額し、今議会に計上いたしました。また、身近な生活道路の除雪につきましては、住民の皆さんのご協力が必要となります。地域の道路が安全に通行できますよう町民の皆様のご協力をお願いいたします。

町道の舗装修繕につきましては、平成26年度に実施いたしました道路ストック総点検の点検結果をもとに、順次舗装修繕工事を実施しております。町道A05線につきましては、特に交通量が増え、舗装の傷みが激しくなっている鼠橋からしなの鉄道古都久田踏切までの274mの舗装修繕工事を12月末完成を目指して現在実施しております。また、今議会には同じく交通量が多く舗装の傷みが激しい町道A01号線四ツ屋、戊久保地区間ですね、500mの舗装修繕測量設計及び一部舗装修繕工事費を予算計上いたしました。

また、ハザードマップにつきましては、県の事業を活用し、現在見直し作業を行っているところであります。また今年度、千曲川河川事務所では「千曲川・犀川浸水想定区域図」の見直しを行っております。町ではこのデータについても取り込み、できるだけ早く最新データのハザードマップを作成し、全戸配布及び公共施設に配布するため、今議会に印刷製本費を予算計上いたしました。

以上、27年度の主な事業の進捗状況並びに主な12月補正予算の内容について申し上げます。

今議会に審議をお願いする案件は、専決報告が1件、条例の新設が1件、条例の一部改正が4件、指定管理者の指定が1件、一般会計及び国民健康保険特別会計補正予算の計9件でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、招集の挨拶といたします。

---

#### ◎日程第4「諸報告」

**議長（塚田君）** 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により定期事務監査が実施され、監査委員より報告書の提出がありました。監査委員の審査所見を求めます。

**代表監査委員（大橋君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、過日実施いたしました坂城町定期事務監査の結果についてご報告申し上げます。

お手元に配付されております平成27年度定期事務監査報告書として取りまとめてあります。なお、この報告書は、去る11月27日に地方自治法第199条第9項の規定に基づいて町長、教育委員長、議長に提出いたしました。

このたびの定期事務監査は、地方自治法第199条第4項の規定によるものでありまして、毎会計年度、少なくとも1回以上、期日を定めて監査をしなければならないという規定に基づいております。

監査の対象として、次の七つの会計がございます。坂城町一般会計、坂城町有線放送電話特別会計、坂城町国民健康保険特別会計、坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計、坂城町下水道事業特別会計、坂城町介護保険特別会計、坂城町後期高齢者医療特別会計。それぞれの会計について、平成27年度の歳入歳出の執行状況を9月30日現在の数値をもって監査いたしました。

また、定期事務監査にあわせまして地方自治法第199条第5項の規定による監査として、平成27年度に施工中、または施工済みの工事箇所について、実地検分により監査をいたしました。監査の期間は、平成27年10月20日から28日の間において坂城町役場庁舎内で実施いたしました。

監査の方法は、平成27年度坂城町一般会計及び特別会計の歳入歳出計算書等をもとに、関係各課等により予算執行の状況及び主要施策の進捗度の状況について説明を受けまして、質疑形式により監査を進めました。また、必要に応じて各課から財産管理の状況、事務事業の年間計画とその執行状況等について資料の提出を求め確認をしております。

なお、次に掲げる四つの事項は地方自治法に規定されているものであります。①として住民福祉の増進に役立っているか、②最小の経費で最大の効果を上げているか、③執行機関の組織や運営が合理的、効率的に行われているか、④予算の執行や事業の取り組みは予定どおり行われているかであります。これらの項目を主眼に監査を実施いたしました。

監査の結果でございますが、各所管における財務に関する事務処理及び事業の契約、執行等については、関係法令、条例、規則に準拠して適正に執行されているものと認めました。

次に、事務及び事業の状況についてご報告申し上げます。平成27年度の予算執行については、実施計画に沿って執行されておりまして、主要事業及び本年度新たに執行した事業については、なお積極的な取り組みがなされていると認識いたしました。また、地方自治法に定める住民の福祉の増進に重点を置き執行されているものと受けとめております。

予算執行の状況について。平成27年9月末日現在における会計ごとにまとめてあります。歳入については予算に対する割合、また歳出については執行率として表示しております。予算

執行が来年度に実施されるものが多くありますので、記載されている数値は比較的低い数字ではありますが、年度末に実施されるという中で今の状況になっております。

なお、予算対比割合及び前年同期との比較分析については記載のとおりであります。若干の数値の変動はありますが、ほぼ例年どおり行われていると認められます。

2の平成27年度町税の賦課徴収の状況についてであります。9月末の徴収実績について、町税全体では収入済額が17億5,516万5千円で、前年に比較して9,314万3千円の増となっております。

また、主な税目として、個人町民税は現年分として3億4,203万8千円で、前年比912万5千円の増、また法人町民税は現年分で4億1,633万8千円で、7,188万6千円の増となっております。一方、固定資産税ですけれども、現年分調定額で591万2千円の増の12億9,665万2千円となりました。これは昨年ですが、企業の設備投資が大きく伸びたことにより、償却資産にかかる固定資産税の課税額が増加したものと考えられます。

なお、収入済額は930万2千円増の8億8,395万6千円であり、収入率は68.2%となっております。

次に、主要事業とその執行状況について。既に総括のところでご報告してありますが、事務事業の年間計画に従い、ほぼ計画的に執行されております。

また、工事の執行状況について、報告書の末尾につづられております。工事等検査箇所調書に記載されている箇所をそれぞれ現地に出向きまして検分いたしました。執行中の工事箇所についてはおおむね予定どおり執行されておりますし、また施工完了した箇所については計画どおり執行されていることを確認いたしました。

次に、監査の所見であります。一般会計については各課等の指摘事項として、また特別会計については会計ごとに記述してあります。定期事務監査の期間におきまして、関係各課から事業内容を聴取すると並行いたしまして、対応の可能なものについて指摘事項として取りまとめました。個々の内容について触れませんが、お目通しいただきたいと思っております。

なお、記述に至らなかった指摘事項については、その場でその都度口頭にて検討をお願いいたしております。

以上で定期事務監査の結果のご報告といたします。

**議長（塚田君）** 審査所見の報告が終わりました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

次に、本日までに受理した陳情はお手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告いたします。

**議長（塚田君）** 次に、日程第5「報告第4号 町長の専決処分事項の報告について」を議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に報告を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

**議長（塚田君）** 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

**町長（山村君）** それでは、専決第12号「平成27年度坂城町一般会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107万円を増額し、歳入歳出予算の総額を72億462万2千円といたすものでございます。

歳出の内容といたしましては、ふれあいセンターのボイラー故障に伴う修繕料として29万円。町内企業へ長くお勤めの方への永年勤続表彰について、対象者の増加により記念品及び賞状印刷経費、合わせて14万円。「エヴァンゲリオンと日本刀展」終了後、国道18号田町交差点にあります広告塔の書きかえ経費として44万円。また、南条小学校金管バンド部の3年ぶり全国大会出場に対する補助として20万円を計上したもので、いずれも急を要する案件のため専決といたしたものでございます。

なお、歳入につきましては、財政調整基金繰入金を計上いたしましたものでございます。

以上、専決処分につきましてご報告いたします。

**議長（塚田君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時43分～再開 午前10時53分）

**議長（塚田君）** 再開いたします。

---

◎日程第5「報告第4号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第12号「平成27年度坂城町一般会計補正予算（第5号）」

**議長（塚田君）** これより質疑に入ります。

**12番（大森君）** ページ4ページの商工費、項1の商工費、観光費のところ観光案内サイン整備、これは広告塔をかえるということなんですが、当然期日が終わりましたのでかえなきゃいけないんですが、どんな文言になるのか、あるいは図柄といいますか、そういうものというのはどんなようなものになるんでしょうか。

**産業振興課長（塚田君）** お答えいたします。ご質問のとおり「エヴァンゲリオンと日本刀展」が終了いたしましたので、田町交差点にあります三角塔の書きかえを行うものであります。内容につきましては、町の文化、産業、そういうものを示すような内容にしていきたいと。また、

デザインについても、今までのエヴァンゲリオンと同じように目立つものというふうを考えて、間もなく着工するという運びになっております。

**12番（大森君）** まだ決まっていないということですか。あるいはどこかデザイン会社なりへ委託していくのか、ここには委託費は入っていないんですが。委託していくのか、あるいは町の職員で考えたことをやるのか。私の提案とすれば、一応少し住民からでもですね、提案なんかを募ったりということ、時間がないからなかなかできないと思いますが、今回はそれをぜひやってほしいということですが。とりあえず、この町の文化や産業等ですが、その文言にもやっぱり相当なインパクトがあると思いますので、もう少し何といたしますかね、町民にアピールできるようなことで公募なんかしたらどうかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

**産業振興課長（塚田君）** お話のとおり、あの場所については町の一番目立つところということもありますので、今回はエヴァンゲリオン展が終わったということで至急に書きかえなければなりませんので、今回につきましては私どものほうで考えて、いいものにしていきたいというふうに考えておりますが、将来的にはそのような公募というものも検討の一つということで進めていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

---

**議長（塚田君）** 日程第6「議案第54号 坂城町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例について」から日程第13「議案第61号 平成27年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」までの8件を一括議題とし、提案理由の説明までを行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

**議長（塚田君）** 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

**町長（山村君）** では、議案第54号から61号まで一括してご説明申し上げます。

まず、議案第54号「坂城町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が昨年公布され、来年1月から自治体における事務手続の中で個人番号の利用が始まります。

本条例は、法定事務以外の税・社会保障・災害対策の3分野における事務のうち、住民の行政手続の簡素化や事務の効率化に鑑み、町事業での個人番号の利用に関して定めるものでございます。

次に、議案第55号「坂城町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案も、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、坂城町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、地方税分野における個人番号・法人番号の利用についての総務省通知にあわせ、町から行う通知等の手続には法人番号を記載しないとすの改正を行うものであります。また、町民税などの減免申請等において記載いただく法人番号について、根拠となる法の規定を明記する改正を行うものでございます。

次に、議案第56号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案もマイナンバー法の施行に伴い、坂城町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、法において個人番号を利用できる業務となっている国民健康保険税の減免申請にかかわる記載事項に、法に規定する個人番号を追加するものでございます。

続きまして、議案第57号「坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について」についてご説明申し上げます。

本案もマイナンバー法の施行にかかわる介護保険料の徴収猶予及び減免申請の記載事項に関する条例改正でございます。

改正の内容につきましては、法において個人番号を利用できる業務となっている介護保険料の徴収猶予及び減免申請について、申請書の記載事項に個人番号を追加するものでございます。

次に、議案第58号「坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令が公布され、非常勤消防団員の基準を定める政令に改正が行われたため、必要な改正を行うものであります。

法の施行により共済年金が厚生年金に統合され、旧共済組合期間を有する者が施行日以後に新規裁定される場合は、原則として厚生年金が支給されることに伴い改正を行うものであります。

改正内容につきましては、追加費用対象期間のある共済年金については、厚生年金と同様に取り扱うこととし、また公務上の災害にかかわる年金たる損害補償が支給される場合については、減額の対象とならないよう特殊公務災害加算分を割り戻した調整率を使用するものであります。

次に、議案第59号「坂城町公の施設の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

本案は、平成23年4月1日から指定管理者が管理運営を行っている町内8施設に関して、平成28年3月31日にをもって指定の期間が満了することに伴い、同年4月1日からの当該各施設に関する指定管理者を指定することについて、議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第60号「平成27年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,160万円を増額し、歳入歳出予算の総額を73億9,622万2千円といたすものでございます。

歳入の主な内容につきましては、法人町民税現年度分1億8千万円、社会資本整備総合交付金等の国庫支出金898万2千円、子ども・子育て支援交付金等の県支出金719万7千円をそれぞれ増額し、これに関連しまして基金繰入金1,267万2千円を減額するものでございます。

一方、歳出の主な内容につきましては、後期高齢者医療給付費負担金の過年度精算分281万2千円、自立支援医療費490万円、高齢者インフルエンザの予防接種委託280万円、和平線、平沢線の除雪にかかわる重機借上料200万円、ふるさとまちづくり基金への積立金300万円、町道等にかかる除雪経費1,150万円、A01号線の舗装修繕事業650万円、バラ公園改修等にかかわる経費400万円、文教施設整備基金積立金1億3,810万円をそれぞれ増額するほか、人件費の調整等をいたすものでございます。

また、平成28年度予算において一般廃棄物収集運搬等業務を行うための債務負担行為の補正につきましても、あわせてご審議を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、議案第61号「平成27年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千万円を追加し、歳入歳出予算を19億5,550万3千円とするものでございます。

内容について申し上げますと、歳入については基金からの繰入金2千万円を増額いたすものでございます。

歳出につきましては、一般被保険者高額療養費2千万円、保健事業費11万円を増額いたし、特定健康診査等事業費11万円を減額いたすものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

**議長（塚田君）** 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日1日から12月6日までの6日間は議案調査等のため休会にいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長(塚田君)** 異議なしと認めます。

よって、本日1日から12月6日までの6日間は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は12月7日、午前10時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時10分)

## 1 2月7日本会議再開（第2日目）

### 1. 出席議員 14名

1番議員	塚田正平君	8番議員	吉川まゆみ君
2 〃	塩野入猛君	9 〃	塩入弘文君
3 〃	朝倉国勝君	10 〃	山崎正志君
4 〃	小宮山定彦君	11 〃	中嶋登君
5 〃	柳沢収君	12 〃	大森茂彦君
6 〃	滝沢幸映君	13 〃	塚田忠君
7 〃	西沢悦子君	14 〃	入日時子君

### 2. 欠席議員 なし

### 3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町長	山村弘君
副町長	宮下和久君
教育長	宮崎義也君
会計管理者	春日英次君
総務課長	田中一夫君
企画政策課長	柳澤博君
住民環境課長	金子豊君
福祉健康課長	大井裕君
子育て推進室長	宮嶋敬一君
産業振興課長	塚田陽一君
建設課長	青木知之君
教育文化課長	宮下和久君
収納対策推進幹	池上浩君
保健センター所長	村田よし子君
まち創生推進室長	関貞巳君
総務課長補佐	臼井洋一君
総務係長	伊達博巳君
総務課長補佐	
財政係長	
企画政策課長補佐	竹内祐一君
企画調整係長	

### 4. 職務のため出席した者

議会事務局長	山崎金一君
議会書記	小宮山和美君

### 5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                                    |          |
|------------------------------------|----------|
| (1) 人口減少対策についてほか                   | 吉川まゆみ 議員 |
| (2) びんぐし山の整備をほか                    | 塩野入 猛 議員 |
| (3) 「大人からのあいさつ運動」についてほか            | 柳沢 収 議員  |
| (4) 平成28年度予算編成について                 | 山崎 正志 議員 |
| (5) 国による地方自治壊し＝沖縄辺野古基地建設問題にかかわってほか | 大森 茂彦 議員 |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（塚田君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

また、本日から3日間、カメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（塚田君）** 質問者は、お手元に配付したとおり、12名であります。質問時間は答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、初めに8番 吉川まゆみさんの質問を許します。

**8番（吉川さん）** 皆さん、おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

#### 1. 人口減少対策について

##### イ. 移住へのPRは

現在、町では坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を行っております。そして先日、策定懇話会においてその骨子素案が発表になりました。中でも人口ビジョンの将来展望は人口減少、人口構造の高齢化を抑制しながら、2040年には人口約1万3千人、そして2060年においては人口約1万2千人の維持を目指すとされ、大きな目標が掲げられました。

さて、今回の戦略を検討するに当たり、町は町民アンケート調査を行いました。町内在住の方500人と町外へ転出した方200人へアンケートを送りました。内容は町のイメー

ジや住みやすさ、定住策としての重要テーマなど7項目でした。そして、回収状況は町内在住の方が35.2%、町外の方は19%と少々低調でしたが、真摯に回答を送っていただきました。

私は懇話会を傍聴し、その結果報告の資料を見させていただきました。その中で感じましたことは、当町は地理的環境には大変恵まれておりますが、町外の方の思いは、子育て支援をさまざまな方面から充実し魅力あるものにすることで就業機会が生まれれば、おのずとこの町に移住してくるのではないかということでした。しかし、この思いはどの自治体も一緒です。環境が厳しければ厳しいほど早くからこの支援を手厚くし、定住への先手の取り組みをしております。その中で移住・定住を決めていただくには、それ相応のどこにもない魅力を発信しなければ結果にはつながらないと考えます。そこで、当町にもたくさんの魅力があると思いますが、移住・定住には、まずその町を知るきっかけが大きなポイントになると思います。

そこでお聞きいたします。一つとして、現在までに行ってきました移住のためのPRはどのようにしてきたでしょうか。その内容についてお尋ねいたします。また、2点目として、移住には住む家、仕事など相談体制が求められております。今、町外の方が相談をするとしたら、どこが窓口になるのでしょうか。以上2点についてお尋ねいたします。

#### ロ. 婚活支援の充実を

議会報告会の中で、ある方から45歳を過ぎても婚活のイベントに参加できるようにしてほしいとの要望をいただきました。社会福祉協議会へ伺い事情をお聞きいたしますと、2月、3月にやっているパーティーのみ55歳までオーケーとのことで、やはり基本的には45歳くらいまでがおつき合いをしてから結婚となると、時間的制約の中で限定されてしまうとのことでございました。国立社会保障・人口問題研究所が18歳から34歳までの未婚男女に行ったアンケートによりますと、結婚を望む人は男女とも9割近い一方、生涯未婚率は男性で20%まで上昇しているということであり、移住対策や子育て支援の充実も大事ですが、まずはこの結婚率、これを上げることももっと大事だと思います。

そこでお聞きいたします。当町では婚活事業を社会福祉協議会に委託しておりますが、24年から現在までの取り組みの成果と課題についてお答えください。以上で1回目の質問を終わります。

**町長（山村君）** それでは、私からは1番の人口減少対策、その中のイ. 移住へのPRはについてお答えいたします。

初めに人口の推移を見ますと、1985年の1万6,918人をピークに減少しております。国立社会保障・人口問題研究所によると2040年には1万人近くまで減少すると推計されており、2010年から2040年までの人口減少率は、長野県の22.5%減よりも約10ポイント高い31.6%減となっております。

日本全体において厳しい人口推計がなされる中で、人口減少をいかに抑制するかが喫緊の課題となっております。このため、現状と課題を整理し、今後の目指すべき方向や人口の将来展望を示す坂城町人口ビジョン、人口の将来展望の実現に向けた基本的な考え方と町の将来像を示す坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。人口減少対策におきまして自然増を図るとともに、移住・定住を促進して社会増を図ることは大変重要であり、効果的で独自性のある施策を戦略的に展開していくことが必要であると考えております。町総合計画や総合戦略に重点施策として位置づける中で、関係機関や町民の皆さんと力を合わせて取り組んでいきたいと考えております。

さて、ご質問のありました現在までに行ってきた移住のためのPRの内容でございますが、これまでもさまざまな取り組みを展開したところでございます。昨年はチャレンジSAKAKIの取り組みの中で課を超えて集まった女性職員グループにより、若者や子育て世代に対するさまざまな町の支援策を一目でわかりやすくPRするため、町の若者・子育て世代支援プログラムとして一まとめにしたパンフレットを作成いたしました。今年度も引き続き、女性職員グループからの提案でパンフレットをリニューアルするとともに、新たに「かしこく暮らそう！スマートタウンさかき～あなたとわたし やさしさに包まれて～」というキャッチフレーズによるポスターを作成いたしました。町内企業や商店にご協力いただき、ポスターを張っていたり、パンフレットを配布していただくなどお力添えをいただいております。

なお、このパンフレットとポスターにつきましては、先月28日に開催されました、女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかき2015におきまして講演いただいた中島長野県副知事からも高い評価をいただいたところであります。また、大学生の町内企業への就職などU・Iターンの促進を図るため、連携協定を締結している大学を中心に町内企業の見学会や大学での合同企業説明会を開催し、町内企業のPRとともに町の魅力発信を行っております。特に金沢工業大学及び埼玉工業大学との連携におきましては、人材育成と人材確保について積極的に取り組むこととしており、坂城町から進学した学生はもとより優秀な学生を町内企業に呼び込むための取り組みを強化するとともに、インターンシップにも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

また、本年4月から町のホームページを活用した空き家バンクをスタートさせ、移住・定住における空き家の活用にも努めております。これまでに町外から2件の成約をいただいているところであります。さらには町土地開発公社においても、分譲地定住促進等助成制度を設け、分譲地販売促進特別キャンペーンに取り組んでいるところであります。先月11日に町商工会主催で開催されました地域経済振興懇話会においては、女性職員グループが若者・子育て世代支援プログラムの説明のほか、町営住宅及び町土地開発公社分譲地のPRを行い、町外から通う従業員の皆様の移住についてお願いをしたところであります。これらのPR活動が移住を考

えておられる方、特に若者・子育て世代に伝わり、坂城町の人口増加につながっていくことを期待するところであります。

次に、移住に関する相談窓口についてでございますが、移住を考える場合、住む家、仕事、そして居住する市町村における子育て支援策など移住を希望される方のニーズによって相談内容はさまざまとなります。例えば空き家バンクや町営住宅については建設課、仕事など就職情報については産業振興課、子育て支援については福祉健康課や子育て支援センターなど各部署が連携を図る中で、全ての課が移住支援プロジェクトチームとして相談内容に応じて対応している状況でございます。全ての課が対応していくというところで進めているところでございます。

**福祉健康課長（大井君）** ロの結婚支援の充実をについてお答えを申し上げます。

町の結婚支援につきましては、坂城町社会福祉協議会に対し一定の補助を行う中で事業に取り組んできており、これまで結婚相談所の開設や千曲市社会福祉協議会と連携した婚活イベントの開催を行ってまいりましたが、昨年度からは補助金を増額し、坂城町社会福祉協議会単独での婚活イベントの開催や結婚相談所の登録会員の登録料を無料化するなど支援を拡充してまいりました。

また、婚活イベントの開催に加え、千曲市社会福祉協議会と連携し、婚活中の方や未婚のお子さんがある親御さんを対象とした婚活に近づくポイントを学ぶセミナーを開催し、約80名の方に受講をいただいております。さらに、スポーツ推進員の皆さんが主体となり、気軽に楽しめるスポーツで交流することにより、異性との出会いのきっかけづくりを支援するスポーツでスポこんも昨年初めて開催し、48名の方に参加していただくなど出会いの機会の創出を図ってきております。

これまでの成果といたしましては、町社協が実施した婚活イベントにより平成24年度は2組、25年度は1組、26年度2組がめでたくご結婚されました。これに加え昨年度は更埴地域勤労者共済会が長野地区労働者協議会と共催して行っている婚活パーティー等がきっかけとなり、町内在住の方1組がご結婚されるなど成果が出てきております。また、今年度につきましては、ただいま申し上げました各事業の中から3組ご結婚されたということで、これまでの地道な取り組みの成果が徐々にあらわれてきていると感じておるところでございます。

一方、課題といたしましては、婚活イベント等において参加されている皆さんの様子から、異性との会話が不得意であると思われる方も見受けられることから、今後はコミュニケーション力の向上を図るためのセミナーなどと婚活イベントを連携させるなど工夫をしながら、カップル成立数の増加、そして一組でも多く成婚されるよう、町としても積極的な支援をしてまいりたいと考えております。

**8番（吉川さん）** 2回目の質問をします。ただいま、町長から詳しい今までの取り組みについ

てお話をいただきました。かなりたくさんの方のことを町外に向かって、また大学関係に向かって発信をしていただいていることがわかりました。今もお話がありましたが、私もこの子育てパンフレットは大変素晴らしいと思います。今年度はこちらのほうなんですけれども、私も本当に2冊いただいて、内容も見させていただきましたが、第1弾のほうは内容が大変おとなしい内容で、しかし細かく内容が坂城がわかるようになっておりました。この第2弾は今も町長がおっしゃいましたように、かしこく暮らそう！スマートタウンさかきということで、移住を積極的にアピールをしている内容に変わってきているということで、ただいまも横断的に女性職員が集まっていたりつくっていただいたということで、本当にこのきめ細かさが際立っていることがわかりました。

このパンフを東御市の議員さんにあげましたら、素晴らしいということでお褒めいただきまして、また参考にするとおっしゃっていました。以前も同僚議員からもお話があったんですが、これは町内の世帯には、こういうものがないわけなんですけれども、ぜひこれを、こんないい紙でなくて、町内の世帯にもこういうまとまったものがいただければと思います。これは通告にはないんですが。ぜひその中でまた町内の方から県外とかにいる方に坂城の魅力を発信できる一つの一助にできればいいと思います。

2回目の質問なんですけど、実際にこれらの今の町長がおっしゃった情報をもとにして移住された方は、今、空き家バンクで2件の方が町外から移住されたというお話でしたが、実際にはどのぐらいの方がいらっしゃるのか。また、どの自治体も早くから移住対策をやっておりますが、これから町として、この総合戦略の中で移住促進のためにどのような取り組みをお考えになっているか、その点についてお聞きしたいと思います。

**企画政策課長（柳澤君）** 再質問につきまして、初めに町の情報提供で実際に移住した成果についてお答え申し上げます。

これまで若者・子育て世代支援プログラムのパンフレットや空き家バンクなど、町ホームページも活用する中で移住促進に向けた情報発信に努めてまいりました。また、大学連携や町内企業の協力のもと企業見学会や合同企業説明会などを開催し、学生のU・Iターンの促進に努めてまいりました。

移住につきましてはさまざまな理由が考えられ、これらの取り組みを契機として当町に移住された方を特定することは難しいところがございますが、これまでの取り組みにおける成果といたしましては、空き家バンクでは町外の方による2件の契約が成立しております。また、町土地開発公社による分譲地販売促進特別キャンペーンを平成21年から取り組んでおりますが、これまで13件の契約をいただいております、そのうち7件が町外の方によるものでございます。特に昨年からの2年間においては町外の方4件の契約をいただいております、若者・子育て世代支援プログラムによるPRとの相乗効果もあったのではないかと考えております。

移住に関する施策は、地方創生を推進していく上で今後ますます重要な取り組みとなってまいりますので、さまざまな取り組みによる成果がそれぞれ検証できるような方策を検討していきたいと考えております。

次に、移住促進の今後の取り組みについてでございますが、まずこれまで行ってまいりました移住にかかわる取り組みやその情報提供について拡充を図ってまいりたいと考えております。町のホームページを初めさまざまな媒体を活用しながら、町の魅力など移住につながる各種情報を充実させるとともに、見やすくわかりやすい情報提供に努めてまいりたいと思います。

また、現在協議中ではございますが、長野地域連携中枢都市圏構想における移住促進の取り組みとして都市圏での移住に関する合同相談会や移住フェアなどの開催、ふるさと回帰支援センターなど関係団体主催の移住交流イベントへの共同出店、長野地域における移住体験ツアーの開催、圏域市町村の取り組み情報を集約したパンフレットの作成などを検討しているところでございます。移住希望者のさまざまなニーズやライフスタイルに合わせた効果的、効率的な情報提供とともに、町の魅力発信に努めてまいりたいと考えております。

**8番（吉川さん）** 今、担当課長から説明をいただきました。今のお話の中で空き家バンクで2件、そしてまた土地開発公社の中で昨年は4件が若者が当町に越していただいたということで、結構実績が出ているなと本当にこれからも期待したいと思います。今も今後の取り組みといたしまして周辺自治体と連携しながら移住に対する相談会、都市ゾーンへ出て行ってやってくる、これはもうかなり他の自治体では早くから始めておりますが、また体験イベント、情報提供に取り組んでいくというお話でありました。

先日ですが、私たち社会文教常任委員会では富山に視察に行つてまいりました。富山市の横の南砺市というところに行つてまいりましたが、人口が5万人ほどの市でございます。ここは4市4村が合併をしたところでございますが、そこに行きましてまずびっくりいたしましたのは、いただきましたパンフレットでございました。そのパンフレットですが、このような形で南砺で暮らしませんかということで、この中にはもう移住をしました方の体験、そしてまたこれからこちらへ住んでいただきたいという内容が子育て、住まい、暮らし、教育、仕事、そういう形で縦分けをして、きちんと制度、こういう制度をやっていますというような内容が出ておりました。今も課長からも、これからそういうようなことを企画していくというお話がありました。

もっともう一つびっくりしたのは、昨年の4月からこの南砺では南砺で暮らしません課という課を立ち上げて、この定住対策の強化に当たっております。これはおとし出ました各自治体が人口減少、これを食いとめるという意味でこの市長がまず先頭に立って、この課を立ち上げようということで始めたそうでございます。そういうことで私もこれを勉強してきて、今のこの課は市の庁舎にあるんじゃなくてほかのビルを借りまして、そこで婚活支援とそして

移住に関する相談の窓口を開いて、土日も営業してやっている課であります。この積極的な取り組みを伺って、ぜひ当町でもこのような統一的な部署をつくって、そしてこの移住対策にもう少し力を入れたらどうかと思いますが、今も町長のほうから産業振興課、そして子育ては福祉課と全部がもう相談窓口ですとお話があったんですが、ぜひ一括したこの窓口を設けて取り組みを強化したらと考えますが、その点について答弁をお願いしたいと思います。

**企画政策課長（柳澤君）** ご質問いただきました相談窓口の一本化に取り組めないかという部分でございますけれども、現在既に移住支援プロジェクトチームが活動しておりまして、各部署が連携を図る中で相談内容に応じて対応しているところでございます。最初に相談を受けました窓口が総合的な対応を行っておりまして、相談内容を確認する中で関係部署に連絡をとり、必要な情報について提供をさせていただいております。

相談者のニーズやライフスタイルはさまざまでありまして、相談内容につきましても住宅あるいは仕事、教育、生活環境など多岐にわたりますので、体制といたしましては専門職員を配置するのではなく、これまでと同様に関係部署の連携によるプロジェクトチームにより情報提供を行ってまいりたいと考えております。また、カウンターなどに移住相談窓口の表示を行うなど、相談者が相談しやすい窓口づくりについても検討していきたいと考えております。

**8番（吉川さん）** ただいまの最後にカウンターに窓口を設けていくというようお願いをいただきました。一つは今、横断的に連携を図って企画が中心になってやっていただいております。しかし、外から見た場合に、じゃあどこにという部分が私はあると思うんですね。そういう部分をもう少し明確化できればいいなと思います。そういう意味では、この南砺市もワンストップでサービスを提供できるようにしたということが大きなポイントだと思うんです。今も相談を受けたら、その課につないで、そして状況を聞いて、また答弁をしていくというような状況だと思うんですが、そんな意味でも一つは今、窓口は窓口でいいんですが、ホームページの中にもぜひ1面に開いたところに坂城で暮らそうというようなリンクを開いていただきまして、そこから各課の情報に飛んでいくというような、そういうホームページをぜひ早期に立ち上げていただければと思います。

せっかくいいこのパンフレットもありますが、これも子育て支援のページを開くと、そこに出ていまして、そこを押すと内容が見られるという状況ですね。それはやらなければ見られないわけで、やはり移住の方はホームページを見たときに、そういう移住してほしいという部分が出てると、そこから見てみようというふうになると思いますので、ぜひその辺を早いうちにできるのではないかと思いますので、お願いしたいと思います。

それでは、次に婚活支援について2回目の質問を行います。先ほど社協と町の取り組みについて課長よりお伺いいたしました。そして、成婚数も本年3組が成婚できるということで、すばらしい取り組みだと思います。ただ、私も聞き取り調査にいきましたところ、この登録者数

が年々減少をしてきているというお話と、また相談窓口を毎月開いておりますが、年々相談件数が減ってきている。5人体制でこの相談を毎月やっていただいておりますが、本当に相談する方が減ってきているということで、その辺が私自身は課題かと思えます。今は民間の本当に婚活のそういう、本当に民間の人たちが積極的に今は取り組んでおりますので、全部がこの社協に来るとは限りませんのでね、それはもちろんそういうことが原因という部分もあると思えます。

もう一つお聞きしたいのは、今は社協に対して16万ですか、補助をしてやっておりまして、今もお話がありましたとおり登録料を無料にしたというお話があったんですが、この婚活支援というものはもっともっと強化をしたほうがいいって私は思うんですが、ぜひ南砺市では、南砺市のことばかり言って申しわけないんですが、1千万の予算をかけて、市ですのでね、比較にはならないと思えます。しかし、もっともっと今、2040年の人口減少に向けて人口を抑制する、そういう意味でもこの町主体でこの婚活支援に力を入れてほしいと思えますが、その点について答弁を求めます。

**福祉健康課長（大井君）** 婚活支援の事業についてでございますけれども、これまでも坂城町社会福祉協議会が主体となって婚活支援を行ってきており、婚活イベントや結婚相談のノウハウも蓄積されていることから、町が主体となって婚活支援を行うのではなく、引き続き坂城町社会福祉協議会を中心に、支援をする中で対応していきたいというふうに考えております。

また、ものづくりの町、坂城にとって企業の後継者や従業員の皆さんの婚活支援も重要であるというふうに考えております。来年度からは実施に向け現在調整中でございますけれども、テクノハート坂城協同組合に対し支援を行う中で、企業の皆さんの婚活支援を充実する方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

町といたしましては、結婚を希望される皆さんのお気持ちに寄り添いながら多くの出会いの場を提供し、1人でも多くの方が成婚されますよう支援を行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

**8番（吉川さん）** 町では今、社会福祉協議会中心でこれからも続けていくというお話でした。

2019年には、今、目標とするのは成婚数を15組を目標にしていくという目標が立てられております。今も来年度から企業に働きかけて町外から通っていらっしゃる方もいるということで、その中でぜひ進めていくということですが、この今のテンポで果たしてこの15組がかなうのでしょうか。大変厳しいこれは課題だと思います。今までやってもこれだけの一組、二組というケースで来ているわけですので、これは私、このテンポではとても厳しいのではないかと思います。

今もテクノハートって言われたんですが、これは町がかかわるんですか。それとも社協がかかわってやっていくということですか。その点はどうでしょうか。

**福祉健康課長（大井君）** 初めに2019年15組ということでございますけれども、それは5年間の通算で15組ということで、19年度において15組ということではなく、積み上げの中での15組ということでございます。

それから、テクノハートへの支援でございますけれども、町が補助して、テクノハートのほうでそういった婚活のプログラムを行っていただくというような形で現在調整をしております。

**8番（吉川さん）** 理解いたしました。町が婚活を進めていただいたら助成をしていくという内容と受けとめました。

南砺なんですけれども、南砺市ではこのような形でパンフレットができております。これは婚活倶楽部なんとAIP48って何かナウイ名前なんですけれども、これはあなたと私を結ぶ赤い糸プロジェクトということでAIPなんです。

それで48というのは済みません、この南砺では婚活支援を応援する南砺おせっ会さんという会をつくっております。これが南砺おせっ会というあれなんですけれども、昔で言う仲人さんの役割だと思いますが、この世話人と市とそれから会員登録された方、この3者で構成をして、そしてこの婚活を進めている、その中でこのおせっ会さんの役割がすばらしくて、今までに5年で74組成婚できたというお話なんです。今のお話を聞くと、とても町はちょっと積極的な取り組みは厳しいかなと思うんですが、今、南砺でも最初は96人だったのが今は117人にこのおせっ会さんが増えております。ぜひ当町でもこういうおせっ会さん、今の坂城にも60、70、80の経験豊かな先輩の方がいらっしゃいますので、こういう方たちをボランティアとして募っていただいて、応援いただくようなチームを構成したらどうかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

**福祉健康課長（大井君）** 富山県の南砺市の婚活支援の取り組みについては大変先進的であり、いわゆる世話役さん、婚活応援団なんとおせっ会の取り組みについては、今後研究してまいりたいというふうに考えております。

現在、坂城町社会福祉協議会では、先ほど議員さんからのお話もございましたが、結婚相談員の方を5名委嘱し、結婚やお見合いの相談に乗っていただいております。大勢の方が集まるイベント等ではなく、落ちついた雰囲気の中でじっくりと相談できることも大変大事であるというふうに考えております。この結婚相談については、今後よりPRをする中で結婚を希望される方の支援を図ってまいりたいというふうに考えております。

**8番（吉川さん）** 先日、某新聞の大きな見出しに目がとまりました。それは「婚活、地方も真剣勝負」との大きな活字でございました。それとともにある市の市長が移住も考えてください、気持ちもスタイルも全てそろった男性がいますと、イベント会場に集まった女性に真剣に訴えている姿でありました。どこも人口減少対策に真剣勝負で取り組んでいます。ぜひこの南砺に

住んでみませんかの取り組みを参考に、当町でも前進的な取り組みをこれから考えていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

## 2. コンビニ交付サービスは

### イ. 更なる利便性を

1 1月中旬、我が家にもマイナンバーの通知カードが届きました。中には通知カードとともに個人番号カード交付申請のご案内という説明書が入っておりました。そしてその中にとっても便利コンビニ交付サービスとあり、内容を見ますと、各種証明書、住民票、印鑑証明書、各種税証明書などが早朝6時半から午後11時までの間、全国のコンビニ等サービスを導入した店舗で取得できるという内容でありました。つまり、住民が忙しく仕事の合間を縫って庁舎まで出向かずとも、この個人番号カードを持参することでコンビニで取得できるという内容です。これは大変便利なサービスだなと思いました。特に我が町には坂城に3件、中之条2件、南条1件、村上に2件、全部で8件のコンビニエンスストアがございます。この住民が必要なときに都合のいい場所で証明書が取得できる、これは自治体にとっても住民サービスの大きな向上につながると考えます。そこで、どのようなシステムが構築できれば、このコンビニ交付が可能になるのか、その点についてお尋ねをいたします。これで1回目の質問を終わります。

**住民環境課長（金子君）** コンビニ交付サービスはのイ. 更なる利便性についてお答えをいたします。

マイナンバー制度が本年10月5日より施行され、マイナンバー通知が坂城町の各世帯にも配布がされているところでございますが、個人番号カードの交付申請をされた方には、来年1月より順次交付されることとなっております。

この個人番号カードの多目的利用の一つにコンビニ交付サービスがあります。コンビニ交付とは個人番号カードを利用して住民票、印鑑登録証明書、戸籍証明書及び所得証明書などをコンビニエンスストアで取得することができるものでございます。

サービスの導入については、市町村ごとの判断によるところでございますが、長野県内では、現在住基カードを利用してコンビニ交付をしている8市町村が住基カードから個人番号カードへの移行を予定しております。また、新たな導入については4市が予定をしているとのことでございます。このサービスは全国のほとんどのコンビニで交付が可能となり、利用時間は午前6時30分から午後11時までで、年末年始を除く土日、祝日でも証明書を取得することができるものでございます。また、英語、中国語など6カ国語に対応しており、外国人の方でも容易に取得することが可能となっております。

コンビニ交付のためのシステム構築でございますが、コンビニ側では利用者が交付を受けるための交付機を設置する必要があります。町ではセキュリティーの観点から証明書を交付する

ために必要最低限の情報だけを保管するための証明発行サーバー等を新たに整備することとなります。その他、サービスを運用するために必要となるシステムやソフトの構築と中継する証明書交付センターとの接続なども必要となってまいります。これらの環境整備が整ったところで、サービスの提供が可能となるものでございます。

**8番（吉川さん）** ただいま課長より詳しい説明をいただきました。その中で、このサービスは6カ国語に対応できているという点で、外国人の方も取得できるということで大変ありがたいものだと思います。当町にはかなり外国人の皆様もいらっしゃいます。そして、サービスを実施するには、今のお話のようにコンビニへの交付機の設置と、そしてサービスを運用するためのシステム、そしてソフトの構築、中継する証明書交付センターとの接続が必要となるということでした。こうすることで全国の約4万7千店舗のコンビニでサービスが受けられるようになるわけです。

それでは2回目の質問ですが、現在窓口交付として行っている各種証明の25年度、26年度の実績と、そしてこのシステムを導入する際の初期費用と利用開始に伴う年間のランニングコストはどれくらいかかるでしょうか。以上2点についてお伺いいたします。

**住民環境課長（金子君）** 平成25年度と26年度の各種証明書の窓口交付状況についてお答えいたします。

各種証明書の交付内訳でございますが、戸籍謄本等は平成25年度5,717件、平成26年度5,737件であります。次に住民票等は平成25年度7,934件、平成26年度7,187件であります。また、印鑑証明書は平成25年度5,821件、平成26年度5,199件となっております。

次に、コンビニ交付サービスのシステム構築の初期費用及びランニングコストでございますが、このシステムは5年間のリースとなりますが、初年度の初期費用の主な経費としましては、証明発行サーバー等の導入費、ソフトウェア各種証明書のデータベースなどのシステムの構築費、構築したシステムの使用料及び保守料、証明書交付センター運営負担金、コンビニ事業者委託手数料等で約3,660万円が見込まれるところでございます。2年目以降の経費はシステム使用料及び保守料、証明書交付センター運営負担金、コンビニ事業者委託手数料などで年間約460万円が見込まれるところでございます。したがって、5年間の総事業費としましては約5,500万円となり、この経費につきましては平成30年度までの稼働を条件としまして特別交付税の対象経費となり、2分の1、上限5千万円の措置がございまして、

**8番（吉川さん）** ただいま現状の発行数をお聞きいたしました。戸籍・住民・印鑑証明、これ今、約合計いたしますと2万件弱になります。これは土日が休みといたしまして計算をしますと、約1日80件以上受け付けをしている窓口で交付をしているということになります。この業務が少なくなれば、もっと職員も違った形で住民サービスにかかわることができると思いま

す。今のお話ですと、初年度の費用が約3,660万円で、ランニングコストは年間約460万円と理解いたしました。

そこで町長にお聞きいたします。さまざまな施策、どこに力点を置き投資するかが問われてまいります。便利な住民サービスのこのシステムについて、町長は導入のお考えはありますか、お願いいたします。

**町長（山村君）** ただいま、住民環境課長のほうからお答えしましたけれども、今、ただいま勉強中ということで、経費のかかることでもありますので、皆様と相談しながら進めていきたいと思っております。これは町で決めればよいということじゃなくて、今お話があるように店舗側にも負担がかかりますし、設置ということがありますので、いろいろ相談していきたいというふうに思っております。

**8番（吉川さん）** 平成24年、当町はコンビニ収納サービスを取り入れました。このことで特に軽自動車税や国保税の収納率がアップいたしました。導入後の状況を伺いましたところ、昨年においては窓口支払いのうち70%がコンビニで支払っております。やはりいつでもどこでもというコンビニのメリットが大きく出ていると思います。長野県では4年前から上伊那広域連合6市町村でコンビニ交付を実施しております。制度開始直後の利用状況は、3週間で509件にも及んだと伺いました。

そこでお聞きいたします。同規模自治体で実施しているコンビニ交付の利用率はどうでしょうか。その点についてお尋ねいたします。

**住民環境課長（金子君）** 同規模自治体で既に実施しているコンビニ交付利用率でございますが、既に県内において住民基本台帳カードを利用したコンビニ交付サービスを導入しているのは8市町村でございます。そのうち人口が当町と同規模であります南箕輪村の平成26年度の交付状況について申し上げます。

南箕輪村は上伊那広域連合の構成団体の一つの自治体であります。上伊那広域連合では、昭和53年に上伊那情報センターを設置し、コンピューターの共同利用、共同運営を開始しております。住基カードを利用したコンビニ交付サービスも共同利用により平成23年2月に導入されております。南箕輪村では住民票と印鑑登録証明書の2種類について交付しており、窓口交付を含む全体の交付件数のうちコンビニ交付の占める割合は住民票が約20%、印鑑登録証明書が約35%という状況となっております。

**8番（吉川さん）** 今、同規模自治体の内容を伺いました。コンビニ収納とコンビニ交付は目的こそは違いますが、若者からお年寄りまで今コンビニは生活の一部になりつつあると思います。今の南箕輪村も20%、そして35%ということで、4人に1人ぐらいは使っているのではないかと思います。

もう1点だけお聞きしておきたいと思いますが、このコンビニ交付の利用率が上がれば、先

ほども申しましたとおり窓口業務の負担が多少軽減されていくのではないかと思います。その分、今の職員の人数よりも、そこから忙しい部署にその方たちを異動できる、そういう住民サービス、これが手厚くできるのではないかと思います。そういう意味で例えばこのシステムを導入したときには職員の人員配置、これは変わってくるのでしょうか。その点どうでしょうか。

**住民環境課長（金子君）** コンビニ交付サービスを導入した際の人的な配置でございますが、窓口業務は住民票等の証明書の発行業務のほかに転入・転出届、出生届、死亡届、婚姻届等の受理業務もございますので、これらの業務についても考慮しつつ、また先行導入した市町村の状況等を参考とする中で適正な人員配置について検討してまいりたいと考えております。

**8番（吉川さん）** また今、導入している自治体の内容をこれから見ながら検討をしていくというお話をいただきました。この導入によって例えば当町は町外から勤務に通っている方がたくさんいるわけですが、この方たちもそのことによって利用できるようになるわけです。そうすれば、またそういう意味でも当町に移住していただけるというような一つの起因にもなると思います。

さて、今月中旬には坂城町総合戦略と長期総合計画の地区説明会が3会場で設けられます。大いにこれをお互いにPRをして、そして多くの町民の皆さんの声をいただく中で、よりよいこの計画を策定できますことを願って、本日、私の一般質問を終わります。

**議長（塚田君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時53分～再開 午前11時04分）

**議長（塚田君）** 再開いたします。

次に、2番 塩野入猛君の質問を許します。

**2番（塩野入君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をいたします。

1. びんぐし山の整備を

びんぐし山と呼ばれる一帯は、びんぐしの里公園として整備されてから10年以上が経過する中で、年月の経過とともにそこここに設備の破損、老朽化が目立ってきています。そこで、びんぐし山一帯を再構築してほしいと思いますが、それについてこれから順次町のお考えをお聞きいたします。

イ. 施設、設備の状況

私は冬場を中心に運動不足の解消から頻繁にびんぐし山を歩いていますので、山の状況、とりわけ施設、設備の現状がよくわかります。そこでまず施設などの利用状況をお聞きします。

初めにテニスコートの利用状況と大会などの催しに使われた実績をお聞きいたします。また、屋内ゲートボール場すば一く坂城は、どんな使われ方で利用状況はどんなでしょうか。芝生公

園の利用状況と推移はつかめているのでしょうか、お尋ねをいたします。

次に遊歩道であります、つくられてから手を加えられていないように感じ取れますが、遊歩道の維持管理はどうされているのでしょうか。また、案内標識も朽ちてきていますし、展望台も手すりの補強や床板の張りかえの時期が来ていると感じます。建物、看板類の点検はなされているのでしょうか、お尋ねをします。

アスレチック広場の鉄製の滑り台は修理がされていましたが、それ以外は木造遊具が多く老朽化して危険な状況であります。遊具はどこで管理しているのか、お聞きをいたします。

#### ロ．整備に向けて

最近、道路脇に温泉排湯を利用した水車ができました。新しい施設や設備ができることも大事であります、遊歩道、標識、展望台、遊具など今ある施設、設備の維持管理が大切です。東展望台から頂上に向かう尾根伝いの遊歩道は、もう少し歩きやすくする工夫が欲しいと感じます。頂上にはお稲荷さんの社があり、その脇には若干の平らなスペースがありますが、そこからの見晴らしは見事でありますので、その場所に屋根のついた休憩どころが欲しい気がします。頂上初め二つの展望台は、いずれも春になると木々の葉が茂り見通しが悪くなってしまふ場所が出てきます。更科八景と言われる景色が満喫できるよう整備がほしいところです。

頻繁に遊歩道を利用していると、冬場でも積もった雪に幾つもの足跡が見受けられ、通年を通して遊歩道を利用している人がいることがうかがえます。遊歩道、標識、展望台、遊具などの施設、設備を早めに点検して必要な整備をされるとともに、危険な遊具は事故が起きないうちに撤去し、必要な遊具はそろえていただきたいが、お考えをお聞きします。

次に、先月開催された議会報告会で、網掛区民の方からびんぐし山中腹の使われなくなったマレットゴルフ場を犬のリードを外して遊べるドッグランに再利用できないかの要望が出され、私たち議員に調査資料も配付されました。これを受けて、この3日にはドッグラン設置の検討を含む報告会要望書を議長から町長に手渡したところでもあります。現在、犬の登録数は943頭に対して3小学校合わせた小学生は805人、町中の小学生の数よりも犬のほうが138頭も多い状況です。検討していただきたいが、お考えをお聞きをします。

びんぐしの里公園ほどの大きさになると、昼食の提供など食とのつながりも大切な一つです。びんぐし亭では土日限定のバイキングを始めて久しくなりましたが、室内食堂は土産品も並べてあり、場所が狭くテーブルの数も少な目で大きなテーブルは相席にもなります。前庭部分には屋根つきの休憩どころや固定テーブルもありますので、それらと移動テーブルを置いた組み合わせと簡易な雨よけ屋根を設置するなどの工夫を図ると、より充実したバイキングになると思いますが、いかがでしょうか。

#### ハ．公園利用と再構築

これから芝生公園のステージが大規模改修されますが、教育文化の発展などにより一層の活

用を図っていく必要があります。どのような利用、活用を期待されているのかお尋ねをします。

テニスコートやすぱーく坂城のスポーツ施設も活用に向けた施策が必要ですが、スポーツ面の取り組みについてお聞きするとともに、特にすぱーく坂城は利用向上を図っていただきたいが、お考えをお聞きします。

湯さん館も町外から多くの人が入浴されますが、風呂に入るだけでなく、びんぐしの里公園に親しんでいただくことも考えていかなければなりません。湯さん館と公園の結びつきが大切と考えますが、いかがでしょうか。また、公園と食との結びつきも肝心なことです。例えば味ロッジの出店を休日や繁忙期には常設的に配置することはいかがでしょうか。食との関係をどうお考えでしょうか、お尋ねをします。

いずれにしろ、びんぐしの里公園の再構築に向けた計画書や青写真をつくるのが最も重要であります。それには、ステージの利用促進はもとより湯さん館と公園、スポーツ施設、食との結びつきなどを遊歩道などとの一体性を図りながら、例えば少子高齢社会を見据えシニア層に優しい公園づくりといったような公園再構築の企画・計画をつくっていくことでもあります。こうした公園再構築に向けての町のお考えをお伺いいたします。

**建設課長（青木君）** 1. びんぐし山の整備について順次お答えいたします。

イ. 施設、設備の状況につきましては、坂城町都市公園条例で位置づけられている公園は7カ所あり、本町の中心的な公園であるびんぐしの里公園は平成6年に開設され、面積は一番広く16.8haございます。子供たちが遊べる遊具などが設置されており、一番人気のローラー滑り台の施設のほか広い芝生広場があります。また、公園の中には湯さん館、味ロッジ、びんぐし亭などがあり、家族連れや保育園・幼稚園の遠足等で町内外から多くの皆さんに公園を楽しんでいただいているところであります。

現在、びんぐしの里公園は指定管理者制度により坂城町振興公社に施設や設備の維持管理を委託しております。公園の設備につきましては昨年度、都市公園施設長寿命化対策支援事業を活用し、都市公園施設7カ所について今後進展する老朽化に対する施設の維持・更新を図るという観点から計画的な改築・更新を行うことを目的とする都市公園施設長寿命化計画を策定いたしました。その計画に基づき平成27年度から社会資本整備総合交付金の採択を受けて、平成28年度までの2カ年の計画で都市公園の整備を進めている状況でございます。

また、国土交通省で示している公園施設長寿命化計画策定指針では、長寿命化計画は10年計画で策定することになっており、5年ごとにローリング方式による見直しをすることが望ましいとされており、町の都市公園長寿命化計画も5年ごとの見直しを行い、計画的な施設改修を行ってまいります。

今回の計画では、びんぐしの里公園は屋外ステージを全面改修し、雨でも公演ができるよう屋根を設置する計画をしています。さらに屋外ステージのバックヤードに新たにトイレの設置

と来園者用の駐車場のログハウス型のトイレについても改修工事を計画しております。現在、屋外ステージの詳細設計が終了し、本年度中に既存のステージを解体し、新たなステージの床部分の工事を完成させる予定となっております。平成28年度では屋外ステージにアーチ型の屋根を設置し、コンサートなどの公演ができるよう音響設備の配線工事、バックヤードトイレ、駐車場トイレの改修工事等を計画しております。

長寿命化計画では公園管理センター、あずまや、トイレ、動物置物遊具、ジャングルジム、ローラー滑り台、からくり時計、木製スロープ遊具、アスレチック、テニスコート、屋内ゲートボール場なども調査対象施設となりますが、今回の調査では傷みぐあいの状況から補助の対象とならず、当面部分的な修繕で対応をしております。

ご質問のテニスコートの利用状況につきましては、天候により大きく左右されますが、平成22年度約6,100人、23年度約5,700人、24年度約5,500人、25年度約5,800人、26年度約7,400人の利用がございました。大会といたしましては、町体協テニス部主催の湯さん館カップなどが毎年行われております。

屋内ゲートボール場すば一く坂城につきましては、平成22年度約3,700人、23年度約4,600人、24年度約5,400人、25年度約4,700人、26年度約4,300人の方が利用し、昼間は老人クラブの皆さんがゲートボールで週3回、村上小学校ゲートボールクラブが月2回程度利用し、夜間や土曜日、日曜日にはブラインドサッカーやフットサル、スポーツ少年団のサッカーやテニス等に利用しております。

大会といたしましては、長野県ブラインドサッカー協会主催による第1回ねずこんカップ2015が開催されました。近隣にこのような施設がない中で町内の方が代表を務めるF.C.長野RAINBOWがすば一く坂城を拠点としており、ブラインドサッカーの活動の輪が広がっております。

びんぐしの里公園の有料施設の利用者状況は、全体で毎年約1万1千人の方にご利用いただいております。芝生広場の利用状況は把握しておりませんが、特に休日になると親子連れの方や子供たちで大勢にぎわっております。団体での公園利用の予約状況といたしまして、昨年は保育園、幼稚園、小学校で30団体、今年は現在25団体の方が遠足等でお越しいただいております。

次に、施設、設備の管理状況についてお答えいたします。

びんぐしの里公園は、坂城町振興公社に施設、設備の維持管理を委託しております。遊歩道、標識、展望台の手すり・床板、遊具等の修繕につきましては、軽微なものは振興公社において随時修繕し、費用のかかる大きな修繕に関しましては町と振興公社で協議をしながら修繕を行っております。特にアスレチック系の木製遊具につきましては、毎年保守点検を行っておりますので、その点検結果をもとに危険のないよう腐食部分は修繕するなど、今後も安心して利

用いただけるよう整備してまいります。

次に口、整備に向けてについてお答えいたします。

びんぐしの里公園の遊歩道の整備につきましては定期的に草刈り等を実施するとともに、必要に応じて倒木の撤去、補修等の維持管理・点検を行っています。地元の方々の健康維持にウォーキングコースとしても利用いただいております。休憩場所の設置や案内板等の改善等点検し、整備・維持管理をするとともに修繕等につきましては計画的に行ってまいりたいと考えております。

ローラー滑り台や動物遊具につきましても毎年保守点検を実施しており、その点検結果をもとに計画的に修繕、補修等を実施しております。また、びんぐしの里公園マレットゴルフ場につきましては、コースが傾斜地でボールがとまらないで転がってしまうなどの理由から、現在は利用されていない状況であります。今後、廃止も視野に入れてご高齢の方などが利用できる遊歩道とか、ご質問にありましたドッグランの設置が可能かどうかなど、公園全体の計画を見直す中で検討してまいりたいと考えております。

次に、びんぐし亭の施設の改修の検討について。味ロジ株式会社が運営するびんぐし亭は、びんぐしの里公園の管理業務とともに、おしぼりうどんや週末のバイキングを提供する食堂部門及び自社で製造販売している商品の直接販売を同施設で行っております。その中でバイキングについて土曜日、日曜日のみ営業にもかかわらず平均的には30から40名程度の集客数があり、新たな顧客獲得や味ロジの消費宣伝も相乗効果として期待されているところでございます。

現状の施設からしますと、ピーク時には一時的に来場者の座席確保が難しいなどの状況も見受けられますが、お客様に選ばれる店舗の雰囲気づくりなど、施設改修を含め最終的には味ロジとしての経営判断にもなるかと思われまます。

次にハ、公園利用と再構築につきましては、びんぐしの里公園の今後の利用として子供フェスティバルや薪能はもちろんのこと、それ以外にも十分活用できるように文化・音楽関係の皆さんのご意見をいただけるような検討会を設置し、年間を通じて利用いただけるような計画を検討してまいります。屋外ステージは降雨でも楽器などに影響がないよう屋根を設置していきますので、音楽コンサートや小・中学校の音楽会、各種団体の発表の場としても利用いただけるよう広く町内外にPRしてまいります。

すば一く坂城につきましては、広くスポーツを取り込み、老人クラブはゲートボール、スポーツ少年団はサッカーやテニス、社会人は仕事終了後テニス、フットサル等で利用いただいております。ブラインドサッカーは各種大会の開催以外にも体験会や選手サポーターの育成を図っております。また、すば一く坂城は室内でするので雨の心配も要らず、子供から高齢者、社会人までいろいろなスポーツやレクリエーションに利用いただけるように工夫してまいります。

現在、湯さん館やびんぐし亭では、味ロジックでつくられた坂城町の各種特産品が販売されております。坂城町のイメージアップにも一役買っていただいたり、今後さらなる宣伝を図り、また公園の施設面では長寿命化計画の定期的な見直しの中で、公園全体の施設の見直しやびんぐしの里公園に訪れた方々が公園の施設を利用した後、食事や買い物をしたり、湯さん館を利用していただけるよう、各施設が連携した取り組み等につきましても今後検討してまいりたいと考えております。

**2番（塩野入君）** ちょっと気がかりなことがあります。今年もそうでしたが、福沢川のロープに毒蛇注意の張り紙がされていました。今、薄板状に剥がれやすい粘板岩の崖には毒蛇が宿しやすいということを聞いたことがあります、子供たちが遊ぶ長い滑り台、ローラー滑り台ですか、それ。それから時計台、からくり時計ですね、それがあるその後ろの山は粘板岩質のところがあるわけであります。子供たちが毒蛇にかじられでもしたら大変なことになりますので、状況を把握され早急に対策を講じていただきたいが、お答えをお聞きをいたします。

ステージの大改修が済みますと芝生公園も多くの方が頻繁に利用するようになり、駐車場の確保がより必要になってまいります。そこで、粘板岩質のこの山を削って、急なカーブで流れている今の福沢川をそのステージの後ろあたりへ移して、子供たちが遊んでいる遊具のある一帯はもちろんしっかり別の場所に確保をして、そしてその跡地を駐車場にすると、福沢川の災害対策と駐車場確保がされ、これは一石二鳥ということになります。そうしたことをご検討されたいが、その辺のお考えをお聞きをいたします。

また、数年後には18号バイパスが建設され交通の便も一層よくなり、町外の人にもびんぐしの里公園に立ち寄っていただき、公園が潤ってほしいところであります。それにはバイパスを通るドライバーたちに遠くからでも公園の場所が一目瞭然にわかるよう、その戸倉上山田温泉にあるような大きな看板を設置していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、その辺もお尋ねをいたします。

**建設課長（青木君）** それでは再質問につきまして順次お答えいたします。

まず、福沢川に出しております蛇注意という看板でございますが、これは以前福沢川のところに蛇が出たということで、危険防止ということで蛇の看板を出しているところでございます。また、福沢川につきましては、今後、河川にたまってある土砂等を撤去していただく中で、また蛇等の調査も含めてやっていきたいと考えているところでございます。

また、びんぐし公園の関係ですが、公園全体に山合いです、また川が近くにあるということで、どうしても蛇の心配ということがございます。対策といたしましては、フェンスの設置ですとか蛇を寄せつけない忌避剤と言われる薬を散布するというような方法がありますが、どのような方法がいいのかというようなことも、いろいろ専門的な方にもご相談しながら、対策等は講じてまいりたいと考えております。

また、次にびんぐし山を削り、福沢川の急カーブの後ろに福沢川を遊具の後ろに回せということでございますが、福沢川の災害対策と駐車場確保ということでございますが、この福沢川の急カーブとなっている箇所につきましては、現在重要水防箇所に指定されている箇所でもございます。また、このあたりは急傾斜地崩壊危険箇所ということでもございまして、いろいろ手をつけるにはいろいろ制約があり、また検討が必要かと思われまいます。この福沢川につきましては、いずれにいたしましても県管理の1級河川でございますので、また県と相談する中で今後研究させていただきたいと思ひます。また、駐車場の確保につきましてでございますが、今後、公園の周辺、近隣での駐車場についてまた検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、18号バイパスが完成後にバイパスから見える位置に看板をとのことでございますが、びんぐし山に大きな看板を立てるということになりまますと、費用的な関係、費用対効果ということもございまして、一番はまた景観等についても検討していく必要があるかと思ひます。バイパスが完成いたしますと、町外からお客はバイパスを利用しておいでになるということが予想されるために、このバイパスの沿線に湯さん館やびんぐし亭と一体となった看板については、今後検討していく必要があるかと考えているところでございます。

**2番（塩野入君）** これからの大型公園は町外の方々も広く受け入れ、大勢の人が休暇、余暇を過ごせる場所、観光的な意味合いもある行楽地、リゾートの考えが大切であります。バイパスの建設にもらみながら、今からびんぐし山一帯のびんぐしの里公園の再構築を進めていただきますよう期待をしながら次の質問に移ります。

## 2. 後期基本計画及び総合戦略策定について

先月、11月25日には2回目の総合計画審議会兼総合戦略策定懇話会が開かれ、傍聴いたしました。会議の前段には講演会が開催され、私も講演会を聞かさせていただきましたが、議員の方々からはこの講演会をもっと以前に聞くべきだったというような声も聞かれました。それでは、25日に開催された2回目の審議会兼懇話会の傍聴をもとに、これから質問をいたします。

### イ. 後期基本計画（素案）について

審議会に後期基本計画（素案）が示されました。まず目につくのは章立てと節立てが全て前期計画を踏襲していることでもあります。例えば整備が飛躍的に進んでいる上水道と下水道は、上下水道のくくりでまとめられるのではないかとも思われます。また、審議会でも目玉事業が強調できないかの意見もありましたが、ワイナリー、つながるさかきまち、坂城スマートタウンといった主要施策はもっと強調すべきと思ひます。私が何度となく一般質問してまいりました坂城更埴バイパス坂城町区間も後期基本計画期間中に供用開始になるかもしれまませんので、強力に押し出していきたいが、それらについてお伺いをいたします。

後期計画の構成では施策の体系を外し、そこに経過や実績などを表にした資料や参考として関連する個別計画が示されています。構成面での考え方や工夫したところなどをお聞きをいたします。

次に、基本構想部分についてお聞きをします。構想では、将来人口をおおむね1万5千人に設定されていますが、人口ビジョンの人口推計では2020年に1万5千人を割っています。計画の将来像は、「人がともに輝くものづくりのまち」であります。町長はモノづくりからコトづくりへと強調されていますが、第4章まちづくりの主要課題には、モノづくりが頻繁に記述されています。また第3章土地利用には工業用地の整備が記されていたり、既に廃校になった大学名もあります。地方自治法では基本構想の議会議決が削られました。今回は基本計画策定であります。構想部分には全く触れずに済みますのでしょうか、お聞きをいたします。

#### ロ. 人口ビジョン（案）、総合計画（骨子素案）について

私の総合戦略にかかわる質問はこれで3回目になります。まず、人口ビジョン（案）についてであります。人口の将来展望は2040年に人口約1万3千人、2060年には1万2千人の維持を目指すというものであります。その根拠として合計特殊出生率を2025年に1.84、2035年に2.07に達するよう設定するとともに、人口の転出超過を抑制して、2030年以降転入超過へ転換するというもので、自然増、社会増の両面から見た設定であります。会議の中でも人口の将来展望について実現性の質問もありましたが、人口推計などについて、時間の制約もありますので端的にご説明をいただきたいと存じます。

次に、総合戦略（骨子素案）についてであります。ここではモノづくりからコトづくりへの展開が強調されています。まず、モノ、コトがカタカナ表記になっていますが、このカタカナにした意図をお伺いをいたします。また、モノづくりからコトづくりへの展開がうたわれていますが、具体的なご説明をいただきたいと存じます。

総合戦略の基本目標は四つあり、それを合計11の施策を定め、そこには2019年度の基本目標の目標値と施策展開の評価指標が数値で示されています。2019年度、2020年3月までに例えば社会増減を36人減にするという目標値や評価指標には新技術等開発件数24件、新規認定農業者数47経営体などと1桁の位までシビアな数値が記載されています。4年先の神様ぐらいしかわからないだろうこのシビアな数値がそこまで見えるのか、どんな試算をしたのかお聞きをいたします。

次に、長野地域連携中枢都市圏についてお尋ねいたします。長野市が坂城町を含む長野広域8市町村との連携策が始まっている連携中枢都市圏構想は、長野市とそれぞれに連携協約を結び、圏域人口に応じた地方交付税の増額や周辺市町村の事業には特別交付税を配分する財政支援があります。

県と長野地域9市町村でつくる長野地域活性化推進会議や9市町村の首長で設立した長野地

域連携推進協議会などで、連携事業の取りまとめが進んでいることと思われませんが、実施予定の事業を初め、どんな内容でどこまで進んでいるのでしょうか。議会議決が必要ですが、来年3月までに連携協約が結ばれる運びになるのでしょうか、お尋ねをいたします。

ハ、計画及び戦略の策定について

既にこの4日から閲覧が始まってもおりますし、今月は地区説明会も予定され、来年2月に3回目の審議会兼懇話会が開かれ完成させるということですが、これからの策定に向けた詳細なスケジュールをお聞きします。また、でき上がった計画、戦略は町民にどのように周知していくのでしょうか。ダイジェスト版などつくることは考えているのでしょうか。後期基本計画に基づく実施計画はどのような段取りでつくっていくのでしょうか。総合戦略は国への提出、そして審査結果などこれからどのように進められていくのでしょうか、それぞれお尋ねをいたします。

**町長（山村君）** 私からは、2の後期基本計画及び総合戦略策定についてのイ、ロにつきまして基本的な全体的な考え方を申し上げたいと思っております。

坂城町の第5次長期総合計画は、平成23年度から32年度までの10カ年を見据えた町の最上位計画として位置づけられているものでございます。5年前の10カ年計画策定に当たりましては、今回と同じように長野大学の先生方にかかわっていただく中で、計画の骨子を組み立て、総合計画審議会において委員の皆様にお示しして、ご意見を伺い、またアンケート調査や各地区において説明会を開催する中で、地域住民の皆様にもご説明をさせていただきました。約1年強にわたる期間の中で計画策定に当たり、また多くの方々にかかわって時間を割いていただいたとともに、最終的には議会において上程し議決をいただいたものであります。

現在、策定を進めております後期基本計画は、10カ年を計画期間とする第5次長期総合計画の枠組みの中で前期5カ年の検証を行い、後期5カ年について基本構想の実現に向けた施策を定めるものであります。

前期5カ年が経過する中で、町を取り巻く社会情勢や事情が大きく変わっており、当然こうしたものを考慮した中で計画に反映し、見直す必要があると考えます。町の将来像としている、人がともに輝くものづくりのまちというビジョン自体は大きく変わるものではありませんが、そこに至る経過や切り口は違い、私が推し進めたい施策や考え方は組み込んでいきたいと考えております。

例えば人、もの、仕事など町全体がつながるといった「つながるさかきまち」という文言は盛り込んでいきたいと考えておりますし、特にワイナリーの形成、防災や福祉などあらゆる分野における告知やコミュニケーションを図るためのシステムの構築、そして企業が集積する町として、エネルギーの効率的な利用に向けたスマートタウン構想については、重点施策として強調し取り組んでいきたいと考えております。

次に、基本構想部分につきましては地方自治法が改正され、それまで法律において基本構想部分の議会議決が求められていたものがなくなりました。現状と合っていない部分については修正し、基本計画にも盛り込んでまいります。平成23年度からの基本構想で示す平成32年度における目標人口などについては、ご質問にもありましたように人口ビジョンにおいては、よりシビアな数字が示されておりますので修正する必要があると考えます。しかし、冒頭でも申し上げましたように5年前の10カ年計画策定に大勢の方々に携わっていただいております。当時の議会において議決していただいた意思を尊重する中で、基本に沿った形で必要な修正を行い、皆様方のご理解をいただきたいと考えております。

次に、坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、まち・ひと・しごと創生法の公布、施行により平成27年度から5年間で取り組む人口減少対策の具体策や達成目標を盛り込んだ総合戦略の策定が規定されたものであります。当町の人口ビジョン、総合戦略策定に当たりましては、第5次長期総合計画後期基本計画の策定と整合を図る中で、委員の皆さんも総合計画審議会委員、総合戦略懇話会委員を兼ねていただき、先月25日には両計画ともに審議いただいたところであります。

審議会、懇話会に先立ち、株式会社ノウハウバンク代表取締役の三科公孝様から、地方版総合戦略についてと題して講演会を開催いたしました。三科氏からは地方創生、地域経済再生を成功させるために、モデル事例から学ぶ地方創生プロジェクトについて具体的な事例をもとに講演いただき、まず町の強み、イメージの強いものを前面に生かした総合戦略を立てる必要性を感じたところであります。

総合戦略の町の将来像は仮称ではありますが、「地域の活力と暮らしの豊かさを創生する坂城町」とし、基本目標の案を安定した雇用の確保と多様な就業機会を拡大する、出産・子育て支援を充実して町内で生まれ育つ子どもたちを増やす、町外への流出を抑制して新たな流入を増加する、生涯にわたり安心して快適に暮らすことができる地域をつくるとしました。また、四つの基本目標、これは案でございますが、これにはそれぞれ目標値を設定するとともに、施策や具体的な事業案を記載しております。

計画の素案につきまして、懇話会にてご意見、ご提言をいただきました。現在、ホームページにおいて計画の素案をお示しし、また窓口でも閲覧をしていただける形としております。また今後、地区説明会も開催してまいります。こうした中で町民の皆さんから広く意見を募集し、寄せられたご意見を参考にして総合戦略を策定してまいりたいと考えております。

**企画政策課長（柳澤君）** 後期基本計画及び総合戦略策定について順次答弁申し上げます。

まず、イ．期基本計画（素案）についてでございます。後期基本計画の策定に当たりまして章、節等の構成に関しましては、5年前の10カ年計画策定に大勢の方々に携わっていただいたことや議会における議決を尊重する中でこれまでの章、節に沿った形で必要な修正について

進めていきたいと考えております。

取り巻く情勢の変化として、坂城更埴バイパスにつきましては大変インパクトのあるものと考えております。これは長年にわたり通勤・通学する上で懸念であるラッシュ時の交通渋滞を早期に解消させるという話だけではなく、町の産業振興やにぎわいの創出など将来の町のビジョンとしてさまざまな部分にかかわってくるものでございます。単に土地利用という観点ではございませんので、計画におきまして新たにかかわってくる部分で盛り込んでいるところでございます。

また、先日の審議会でお示しさせていただいた資料は便宜的に素案を要約した資料でございます。より住民の皆さんがわかりやすい計画にしたいと考えていることから、字だけではなく視覚的な図やグラフを盛り込みながら作成していきたいと考えておりますし、施策の体系につきましても、これまでどおり盛り込んだ形での策定を考えております。

次に、ロ．人口ビジョン（案）、総合戦略（骨子素案）についてでございます。坂城町人口ビジョンにつきましては、まち・ひと・しごと創生法に基づき当町に関する現状と課題を整理し、今後の目指すべき方向や人口の将来展望を示した上で総合戦略策定の企画立案する際の基礎資料として位置づけ策定するものでございます。

ご質問の当町の人口推計と将来展望についてであります。国立社会保障・人口問題研究所によると、国勢調査や各種統計から2040年には約1万700人になると推計されるとともに、年齢3区分におきましても2010年時点に対し2040年では15歳未満の年少人口や15歳から64歳までの生産年齢人口は40%以上減少する一方で、老年人口は4.5%減にとどまると推計され、人口減少・少子高齢化が加速するとされております。

当町の人口ビジョンの目指すべき方向は、まず雇用・就業機会をつくり、出産・子育ての充実を図りながら移住・定住を促進し、住みやすい地域をつくるとし、人口の将来展望として人口減少・少子高齢化を抑制しながら2040年に約1万3千人、2060年に約1万2千人の維持を目指すいたしました。

人口問題につきましては、国の施策や県の施策を勘案する必要もございます。こうしたことから、将来の展望については長野県人口ビジョンにおける合計特殊出生率の目標値と同じ率とし、また人口の転出超過を抑制して、2030年以降は転入超過へ転換するよう人口規模を設定したところでございます。

次に、モノ、コトの表記が片仮名の意図ということでございますけれども、総務省の平成25年版情報通信白書におきましても、モノづくり、コトづくりを片仮名表記しておりますことから、最近の社会動向を意識する中で当町におきましても片仮名での表記としたところでございます。なお、モノづくりからコトづくりへの展開についてでございますが、すぐれた製品をつくり上げていくモノづくりから、知的財産も含めまして、そのコンセプトなど高い付加価値

値が込められた製品としてのコトづくりへの展開といった意味合いを持っているところでございます。

目標値や評価指標についてであります。四つの基本目標にはそれぞれ目標値や各施策には重要業績評価指数を定めてございます。例えば人口ビジョンの2040年に1万3千人、2060年に1万2千人を維持できるように目標とした場合でございますけれども、自然動態増の要素となります出生率とともに社会動態増を目指す中で、2010年から2014年の5年間の社会増減の平均値が77.4人の減となっておりますが、2030年までの社会増減ゼロを目指すため、2019年には36人の減まで抑制したいという考えでございます。

また、新技術、新製品、新サービスの開発件数につきましては、今年も含めました現状値9件に対しまして、来年度は3件程度、平成29年度以降は4件程度を目標とし、合計で24件といたしました。なお、認定農業者数に関しましては、今年も含めた現状値22経営体に対しまして来年度以降は年6件程度とし、目標値、最終年につきましてはさらに1件増やす中で7件を目指し合計で47件とするなど、それぞれの現状値に対する目標値を算出したところでございます。

連携中枢都市圏構想につきましては、これまで長野地域の市町村長による長野地域連携推進協議会を初め、圏域市町村の企画担当課長による長野地域連携推進協議会幹事会及び企画担当職員による担当者会議において持続可能な地域社会の創生と活力ある魅力的な圏域の形成に向けて協議を進めてまいりました。これらの協議をもとに連携中枢都市圏ビジョンの素案を取りまとめ、先月19日には産・学・官・金・民など多くの分野からのメンバーで構成する長野市連携中枢都市圏ビジョン懇談会を開催し、委員の皆さんからビジョン素案に対する意見、提案をいただいたところでございます。

また、長野市との連携事業につきましては、各市町村からの提案をもとに事業ごと各市町村の担当課職員によりまして協議を進め、連携提案事業一覧として取りまとめております。現段階における連携提案事業につきましては、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上におきまして調査研究事業も含め全体で45事業が提案されております。今後さらに協議を進める中で連携事業の精査をしてまいりますが、最終的に長野市と連携して進める事業につきましては、来年3月の町議会定例会におきまして提示させていただき、ご審議をお願いしたいと存じます。今後さらに協議を進める中で、来年には長野市からの連携中枢都市宣言を受け、議会の議決を得る中で長野市との1対1による連携協約の締結、その後、連携中枢都市圏ビジョンの公表という予定で進んでいく予定でございます。

次に、ハ、計画及び戦略の策定についてでございます。現在、後期計画と人口ビジョン・総合戦略に関しましては、ホームページを活用しての素案の閲覧利用や窓口において閲覧してい

ただける形としており、また12月中に町内3カ所におきまして住民の方に対して説明会を予定しております。16日には役場3階講堂で、18日には文化センター大会議室で、21日にはJAちくま村上支所で、どの会場も午後7時から開催する予定となっております。資料をご覧になってのご意見や説明会で寄せられるご意見などを参考にさせていただき、計画の中に反映させられればと考えているところでございます。それらを集約した上で、来年2月に3回目の審議会・懇話会の中で最終案として提示させていただき、そこでのご意見を踏まえ調整し、後期基本計画及び人口ビジョン・総合戦略として公表したいと考えております。

成果品に関しましては、後期基本計画に関しては冊子としてまとめるほか、ホームページにおいて公表したいと考えております。また、人口ビジョン・総合戦略に関しましても冊子としてまとめ、またホームページにて公表するとともに、人口ビジョン・総合戦略につきましては全く新たに策定することから、ダイジェスト版についても作成したいと考えております。

長期総合計画に基づく実施計画に関しましても、後期基本計画を検証していく中で同時に作成を進めてきたところであります。今後、来年度の予算編成作業に入っておりますが、その予算内容を反映させた上で公表してまいりたいと考えております。

国への報告と審査ということでございますが、人口ビジョン・総合戦略に関しましては、策定後には長野県へ報告をしてまいります。審査につきましては、現在のところ示されていない状況ですが、町で策定した人口ビジョン・総合戦略そのものの審査ということより、総合戦略の補助金、交付金の交付に当たり当該事業が該当するののかという審査はあろうかと思っておりますので、その対応ができるよう総合戦略に掲載するなど努めているところでございます。

**2番（塩野入君）** 基本計画は基本構想を受けて、それを実現するために必要な手段、施策を体系的に明らかにするものでありますが、忘れてならないのは5カ年間に国・県等の補助金などを予定する事業を網羅することであり、補助金申請などには基本計画に位置づけられていることが重要な要素になるケースがないわけではありません。そうした精査はなされているのでしょうか。

次に、夢の湯はどうするのでしょうか。その方向づけは必要があるような気がしますが、いかがでしょうか。

また、地域包括ケアシステムの構築は大切ですが、介護保険施設もあわせて充実していく必要があります。特に特別養護老人施設は拡充してほしいところであります。ほかにもテクノセンターでは、今、改革に向けた検討が進められていますが、こうしたことも基本計画に位置づけが必要と思われ、お考えをお聞きをいたします。

人口ビジョンについて、特に社会増の分野では日本の将来人口1億人の枠の中で、その市町村間で定住者の取り合いになってしまうおそれもありますが、その点はどのようにお考えでしょうか。そして、政府は先月26日に1億総活躍社会実現への緊急対策を決めまして、その

中で希望出生率1.8を掲げましたが、町の人口ビジョンへの影響は出てくるのでしょうか、お聞きします。

総合戦略では前回9月議会定例会の私の質問に、町の課題に対応した独自の施策を検討していきたいという答弁がありました。総合戦略骨子素案ができ上がった今、どのように盛り込まれたのか、また特徴的あるいは力を入れた部分があれば、それもお聞きをいたします。

**企画政策課長（柳澤君）** 再質問についてでございますが、初めに基本計画に関する質問についてでございます。総合計画の基本計画につきましては、基本構想を実現するための基本的な方針や施策を体系的に明らかにするものと考えております。国・県等の補助事業でございますけれども、申請事業が基本計画に位置づけられていることを条件とするよりも、各個別の計画に位置づけられていることが必要となる場合が多々ございますし、また財政の運営上の見直しも必要なことから、特に国・県等の補助事業に取り組む場合につきましては、3カ年計画を毎年ローリング方式により策定しております実施計画の中で精査をしているところでございます。

続いて、夢の湯はどうなのでしょうかというご質問でございますけれども、具体的な名称は掲げてございませんけれども、第6章の自律と協働のまちづくり、第6節の行財政運営におきまして適正な財産管理と効率的な運用という中で、公共施設全体の見直しや統合について位置づけているところでございます。

続いて、特別養護老人ホームなど介護保険施設の充実という部分でございますが、町の介護保険事業計画の中で示されているところでもございますけれども、後期基本計画の素案の中でも第2章ともに生きる福祉と健康のまちづくり、第2節きめ細やかな高齢者福祉において介護サービスと高齢者生活支援サービスの中で位置づけられているところでございます。

また、テクノセンターにつきましても公益財団法人でありまして、企業の皆さんが中心となって改革を進めているところでありますが、第3章技術を高め明日を拓くものづくり、第4節の新たな分野を開拓する工業振興におきまして技術革新・経営革新の支援の中で位置づけているところでございます。

続きまして、総合戦略に関してでございます。人口ビジョンについて特に社会増というところで、定住者の取り合いになるのではというようなところでございますが、内閣府の示します国のまち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、地方への人材の還流という部分がうたわれております。長野県あるいは当町の人口ビジョンでも坂城町でも進学年代で県外等へ転出することによりまして、この年代層の人口が減少いたしまして、就職期に戻る割合が以前に比べて鈍化をしているような状況でございます。こういったことから、町内企業のインターンシップ受け入れ促進事業や合同企業説明会等により町内企業を紹介する機会を多く設け、当町への人口流入を図りたいというふうに考えているところでございます。

それから、政府の発表を受けての出生率1.8を掲げられた中で、町への人口ビジョンの影

響という部分でございますけれども、国におきましては具体的な目標の一つとして、夢紡ぐ子育て支援として出生率1.8まで回復させるというような部分が示されました。出生率の向上につきましては、町単独で行える事業ではなく、国や県も含めた国全体の大きな課題であると考えます。一方で当町の状況を見たとき、2008年から2012年の平均合計特殊出生率は1.45であり、長野県に対して0.08ポイント低い状況にあります。町としましては、まず長野県総合戦略で示されました出生率を目標値としまして人口ビジョンを策定してまいりたいと考えております。

それから、骨子素案における独自案あるいは特徴的な部分でございますが、総合戦略、後期基本計画の中でも重点事業としまして、坂城ワイナリー形成事業あるいはトータルメディアコミュニケーションシステムの構築、スマートタウン構想の三つにつきましては、主軸としてまとめてまいりたいと考えております。また、町の特徴ある事業を拡充したり新たな取り組みとしまして、企業創出に向けました環境整備事業、インターンシップ受け入れ促進事業、自然環境を生かしたコトづくり創出支援事業、あるいは商業サービスの創出支援事業といった部分などを位置づけてまいりたいと考えております。

**2番（塩野入君）** 後期基本計画と人口ビジョン・総合戦略を同時につくり上げていく中で、特に人口ビジョン・総合戦略は唐突的で短い期間の制約のもとに策定が進められています。

2060年、あと45年、その45年もの先の人口を見定めることのできる人は、この議場にはほとんどいません。また、町民の皆さんもこの世にはいない人が多いわけであります。しかし、少子高齢化のその先を見詰め、その進むべき方向を今つくり上げておかなければなりません。私たちの次の世代に納得のいくルールが敷かれるよう、最大限の力を振り絞ってつくり上げていくことが肝心です。以上、これにて私の一般質問を終わります。

**議長（塚田君）** ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時01分～再開 午後 1時30分）

**議長（塚田君）** 再開いたします。

次に、5番 柳沢収君の質問を許します。

**5番（柳沢君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回で3回目の一般質問になります。1回目の質問の後、もう少し突っ込んだ内容の質問をしたらどうかと、答弁を指定して再答弁を求めたらどうかといろんなアドバイスを町民の皆様からいただき、ご指導に従い2回目の質問をさせていただきました。その後、議会報告会を実施した際ですね、町民の皆様から議員の一般質問に関するご意見をいただきました。日ごろ議員の活動は目につきにくいいため、議員の活動というと一般質問が主なものであると。有線テレビでも放送しているので真剣に見ているのだが、あれはどうなっている、これはどうなってい

る、ああそうか、わかりましたで終わっている質問がいかにも多いと。これはいかなものかと。2の矢、3の矢は出てこないのかと、目の覚めるような質問はできないのかと、町民の間で話題になるような質問はできないのかというようなものでございました。

一般質問は通告制を採用しておりますので、試験日の前に問題を教えるようなものでありますから、答弁がですね、満点になっても不思議はないわけでございます。県庁でたまたまですね、行きましたときにですね、県議会の様子をモニターで映し出しているんですね、各フロアで。これを見ましてですね、訪問した県民もですね、県の職員も視聴できるということになっているということでございます。町民の皆様は、この一般質問をですね、テレビで大きな関心を持ってご覧になっておられるわけですけれども、町職員の方は一般質問のやりとりについてどこで知るのでしょうか。機会がございましたら、伺ってみようと思っております。

私はここにおりますので、ちょっとね、町の中のテレビとかそういうものがどうなっているかわかりませんが、町民の皆様が望んでいるような目の覚める質問ですね、そういう質問ができる日が来るかどうかかわかりませんが、目の覚めるような答弁、これをいただきますと町民の話題になりまして、おまえもよくやったということで存在価値が上がるわけでございます。ここは執行部の才覚を見せていただきまして、私ども議員の評価を上げていただくというようなご答弁をお願いしたい。

そんなわけで前2回の一般質問、答弁につきましては多くの町民の皆様がここをただせ、この答弁は納得できないというようなご意見をたくさんいただいております。したがって、今日の一般質問もこれまでの一般質問を踏まえたものになりますので、同じ質問はいたしません。仮に同じ質問と解釈された場合には前回答弁しましたのでとお答えいただければ結構でございます。それ以上、この前の答弁を繰り返していただかなくても結構でございます。そのときはですね、町民の皆様からいただきました2の矢、3の矢を放ちたいと思っております。

今回も町民の皆様からいただきましたアドバイスに従い、大人のあいさつ運動についてお伺いいたします。今回で3回目となりますので、3の矢ということでありましょうか。おくるみにつきましては2回目となります。2の矢ということになります。

今回は町民の皆様に関心も、その実効性に移っていると思います。その方向でやらせていただきたいと思います。目の覚めるような質問ができるかどうかかわかりませんが、どうか話題にさせていただき、できることならば町の動きにご参加いただき、その上でさらなるご意見をいただければ幸いです、ともに行動できる指針となる答弁には町民の皆様の手をお願したいと思います。

まずは、大人あいさつ運動についてお伺いいたします。大人のあいさつ運動も、この12月11日をもって6回目となります。毎月1回、町内三つの小学校に地元の大勢の町民が集まって、登校してきた子供たちに校門の付近などで、おはようと声をかけるだけのものです。とて

もすばらしい効果を上げています。最近、坂城町に越してこられた方が町のよさはわからないが、子供たちはよく挨拶していきますねと言われ、うれしいやらちょっと首をひねるような感じでありましたけれども、大人から子供に挨拶すると、子供も大人に挨拶するようになります。大人からの挨拶運動はまちづくりの出発点です。子供が挨拶する町と挨拶しない町では、どちらの町に住みたいと思うのでしょうか。また、大人が挨拶する町としない町では、どちらが子供は住み続けたいと思うのでしょうか。

阿部知事は青少年育成条例制定の問題についても、県民会議が担ってきた信州あいさつ運動を応援していきたいとしています。そうした流れの中で坂城町の大人からのあいさつ運動は、県下の市町村の関心が高く、県民会議に問い合わせが来ているとのことでもあります。「青少年ながの」は全県版の若者育成支援の冊子ですが、その11月号、これです。これが11月号ですけれども、ここのですね、ところに開くとあるんですけれども、村上小学校ですね、村上小学校における大人からのあいさつ運動、これが紹介されております。そのためかですね、阿部知事に案内チラシをお渡ししたせいかわかりませんが、この11日における第6回の大人からのあいさつ運動に当たってはですね、県の県民文化部次世代サポート課から視察に見えられるとの情報も入っております。9月にはテレビの取材もございました。町民運動として生まれた大人からのあいさつ運動は、今や県民運動の先駆けとして認知されつつあります。また、この運動は地方創生における大きなソフトパワーでもあります。坂城町における公の機関は、どうしたら住みたい町になるのかの1点に結集すべきだと思います。あそこは働く場所であって住む場所じゃないよと言われなければならないようにしなければなりません。

ところで、教育機関にはコミュニティスクールなる議論があるとのことですが、これはいかなるもののでしょうか。その目的は内容は、また信州型コミュニティスクールなるものとの違いはどこにあるのですか。また、信州型コミュニティスクールの課題はどのようなものでございましょう。坂城町におけるコミュニティスクールの課題はありますか。

そして、大人からのあいさつ運動とコミュニティスクールなるものの接点はあるのでしょうか。縦割り行政の弊害を乗り越えない限り答えは決まっております。ご自分の子供が卒業してしまうと途端に関心が薄れてしまうと言われている中で、地元の学校に多くの住民の皆様が集まって、早朝から行う大人からのあいさつ運動はどのように捉えたらいいのでしょうか。いじめや不登校といった問題は坂城町にはないかもしれませんが、このような問題が表に出るときは必ず教育現場の閉鎖性が問題になります。これをどう乗り越えるかが大きな課題であります。ご答弁をお願いします。

**町長（山村君）** ただいまの1で「大人からのあいさつ運動」についてということでご質問をいただきました。イ、ロ、ハとありましたけれども、私は先にですね、ハのあいさつ運動とコミュニティスクールの接点は、この点から申し上げたいというふうに思っております。

まず、今お話がありましたけれども、あいさつ運動につきましては長野県青少年育成県民会議で呼びかけている信州あいさつ運動の一環として、さかき未来会議、金井ことぶきクラブ、坂城町婦人会、民生児童委員の皆さんなどにより、月1回大人からのあいさつ運動として町内各小学校の校門付近にて実施していただいているところでございます、登校する子供たち一人一人におはようと声がけをいただき、子供を応援していただいております、皆様方の自主的な活動については、大変感謝を申し上げる次第であります。

さて、大人からのあいさつ運動と信州型コミュニティスクールに接点はあるかというご質問ですけれども、一番の基本となる学校と地域が協働して子供を育てるといった点においては、方向性を一つにする取り組みとっております。また、大人からのあいさつ運動に取り組んでいただいている方の中には、信州型コミュニティスクールの運営委員や支援ボランティアとして兼ねておられる方もお見受けするところでもあります。人的なつながりもあるというふうに考えております。いずれにしましても、どちらの活動も地域の子供たちのため、坂城の子供は坂城で育てるといった教育スローガンに合致するものでありますので、今後も引き続きその目標に向けてお取り組みいただければありがたく存じます。

さて、大人のあいさつ運動に対する各学校での状況でありますけれども、余り先生方が校門にいないじゃないかとかですね、そんな話も承るんですけれども、基本的にこれは学校行事ではなくて、あくまでも地域の皆さんが自主的に行っているということでもありますので、その点もご理解いただければというふうに思っております。もちろん、学校におきましてもどこでも挨拶ができる子供の育成につきましては、大変重視してございまして、地域の皆さんの挨拶に続き、校内でも子供たちへの指導を積極的に行っております。例えば坂城中学校なんかで、アタリマエ憲章というものをつくって、挨拶というものがはっきり入っています。各校ともそれぞれの状況に多少の違いはありますが、取り組みの重要性については同じ考えを持っているところであると考えます。

先ほども申し上げましたが、町におきましては坂城の子は坂城で育てるのスローガンのもと、地域のよさに気づき、地域を愛し、地域を誇れる元気な子供の姿を目指してさまざまな取り組みを進めておりますが、あいさつ運動に取り組んでおられる皆さんにおかれましても、引き続き運動を通じて子供たちを見守り応援していただければと、ありがたく存じておるところでございます。イ、ロにつきましては、担当課長からお答え申し上げます。

**教育文化課長（宮下君）** 「大人からのあいさつ運動」について、イ．コミュニティスクールとは、ロ．信州型コミュニティスクールの課題について順次お答え申し上げます。

初めに、イ．コミュニティスクールとはについてお答えいたします。

コミュニティスクールの目的はについてですが、学校や子供たちが抱える課題や家庭・地域社会が抱える課題を地域ぐるみで解決し、子供たちの健やかな成長と質の高い学校教育の実現

を図るため、地域の力を学校運営に生かすことを目的としております。

文部科学省では、このコミュニティ・スクールのことを学校運営協議会制度と呼んでいます。コミュニティ・スクールには保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられ、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べるといった取り組みが行われます。学校運営協議会の主な役割としては、校長の作成する学校運営の基本方針を承認する、学校運営に関する意見を教育委員会または校長に述べる、そして教職員の任用に関して教育委員会に意見が述べられるの三つがあります。これらの活動を通じて保護者や地域の皆さんの意見を学校運営に反映させることができ、コミュニティ・スクールは地域とともにある学校づくりを進める有効なツールとされています。

長野県では、今ご説明した国が進めるコミュニティ・スクールと若干異なる仕組みとなっている信州型コミュニティスクールを推進しており、県の総合戦略では平成31年度までに全県の市町村で実施することを目標に掲げています。当町でも、これまでの地域との交流活動を基本とし、今年度からこちらの信州型コミュニティスクールにより小・中学校4校が運営を始めたところです。信州型コミュニティスクールも国のコミュニティ・スクールの制度も地域とともにある学校を目指すための仕組みの一つではありますが、国のコミュニティ・スクールは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づいて市町村教育委員会が指定し、学校運営協議会を設置した学校のことを言い、地域住民が学校運営に参画することが法律で保護されているところが大きな特徴であります。

一方、信州型コミュニティスクールでは、学校支援ボランティアをベースにしてコミュニティスクールの要素（協議の場を設け地域住民の声を学校運営に反映させる）を取り込んだ仕組みといえます。ただし、信州型コミュニティスクールの運営委員会は学校運営協議会のような法的な権限を持たせるものではありません。あくまで話し合いの場をつくることで地域の声を聞かせていただくとともに、子供への願いや課題等を共有し協働を促すことを狙いとしています。このように信州型コミュニティスクールは、運営委員会においては学校と学校支援ボランティアと話し合いの場を設け、委員にボランティアの代表やボランティアと学校とを結ぶコーディネーターを置き、話し合いの中で学校支援の方針決定や調整などを行っていただいております。これにより運営委員会で話し合ったことは、実際に支援活動を行う地域住民と共有されることになり、学校と地域が目指す方向をそろえながら一体となって子供を育てることにつながることを目的としております。

続きまして、ロ. 信州型コミュニティスクールの課題についてお答えいたします。

信州型コミュニティスクールにつきましては、これまで築き上げてきた学校と地域が連携して子供を育てる取り組みを土台にして、新たに地域住民が学校への参画、学校支援、学校評価を一体的・持続的に実施していく仕組みとして整え、学校と地域住民の協働による地域に関か

れた信頼される学校づくりを進めることとされております。

信州型コミュニティスクールの要件といたしましては、学校支援ボランティアを組織化し、学校支援、学校運営、学校関係者評価に関する意見交換を一体的に行う会議の開催が挙げられます。また、信州型コミュニティスクールでは地域の方の中から学校と地域をつなぐコーディネーターを設置することとされています。町内の小・中学校においても教員OBの方などにコーディネーターをお願いし、総合的学習など各校特色ある学校づくり事業やクラブ活動実施の際に、学校支援ボランティアを講師として派遣いただくなどの活動を進めています。これまで教員が行ってきた学校支援ボランティア等の人材発掘、地域との調整をコーディネーターが担うことになるので、教員負担の軽減にもつながるものと考えております。

信州型コミュニティスクールの課題といたしましては、学校支援ボランティアの発掘等の人材確保の難しさが挙げられ、コーディネーターの負担が大きくなる傾向があります。いずれにいたしましても、これまで学校と地域とが築いてきた取り組みを土台として、地域の皆様のご協力をいただく中で保護者の皆さんや地域と学校とが協働して、開かれた学校づくりを進めていきたいと考えております。

**5番（柳沢君）** 今、町長のほうからも大人からのあいさつ運動、それと信州型コミュニティスクールですね、坂城町でやっているコミュニティスクールは同じ方向を向いてやっているというお話をいただきました。本当に二つの活動、どういう形で接するかどうかわかりませんが、それぞれですね、坂城の子供は坂城で育てるという理念のもとにですね、今後やっていければなというふうに思っております。

また、教育文化課長さんのほうからですね、お話ありましたですね、やっぱりコーディネーターの方に負担がかかってくるということですが、この辺もですね、やっぱり探すに当たってそういう人材がいれば、その負担も減るといことでありますし、みんなでもって子供たちを育てていくということが大事なことだと思いますので、これからですね、大人からのあいさつ運動、それからですね、坂城町における信州型コミュニティスクール、両方ともうまく大きくですね、育てていっていただきたいと、そんなふうに思います。大人からのあいさつ運動は、現在のところ小学校のみで実施されておりますが、中学とか高校でもですね、実施されるべきものではないかというふうに思っています。

まちづくりというですね、箱物に目が行きやすいわけですが、これはですね、こう言っただけですが、どんなに頑張ってもですね、都会にかなわないような気がしますし、また便利さがですね、もし豊かさであるとするならばですね、これもなかなかかなわないかなというふうに思います。しかし、触れ合い、寄り合いですね、寄り添ってぬくもりを感じ、爽やかな笑顔で生活を送るということになってきますと、この部分はですね、坂城町には大いにあるわけでありまして、この精神的なものの中にですね、坂城町の未来を見つけるべきではないか

など思っております。

この12月3日から障害者週間が始まりました。いつの日かですね、大人からのあいさつ運動に障害のある方も参加していただける体制をですね、整えたいものだと言っております。あいさつ運動はですね、認知症にもよい影響を与えるということで、社会福祉の関係者もその参加を検討しているということです。

次に、「おくるみ」についてお伺いいたします。

少子化の問題は個人として捉えることも可能であります。ライフスタイルもそうであります。しかし、公の場所の議論をすることも可能であります。公の立場にある人たちには公の立場からのアプローチを強く望みます。坂城町には坂城高校があります。生徒の数は360名ほどですが、その8割から9割は町外から通ってきているとのこと。3年間坂城町で勉学に励んでみられ、その後ですね、坂城町に住みたい、坂城町に勤めたいと思うようになる生徒は何人いるでしょうか。都会に行って移住者を探すのも結構ですが、まずは身近におられる人が住みたいなど思えるまちづくりが先決ではないでしょうか。

前回、仕事の状況につきまして基本的には個人のライフスタイルの部分でありますので、生活パターンはわかりかねる部分でありますとの丁寧なご答弁をいただいたわけでございます。クルミをつくるか、花卉をつくるか、ブドウをつくるか、リンゴをつくるか、稲作をやるか、野菜をつくるか、ねぎみ大根をつくるかで生活パターンは大いに違うわけ。就農をご希望される方はお問い合わせいただきたいとのことでしたが、その後お問い合わせはあったのでしょうか。6月の一般質問から6カ月たつわけですが、この間に営農希望のお問い合わせは何件あったのでしょうか、そして、そのときにどのような作物をお勧めしたのでしょうか。

TPPのですね、農業への影響力は新聞紙上でにぎわしているところではありますが、町全体の農業生産の概要把握が困難との答弁を前回いただきました。このようなご答弁を前提としますと、TPPの農業への影響を坂城町がはかることはできないということによろしいでしょうか。農業振興策とは、昨年これだけやった、生産があったから今年はこれだけ生産しようね、そのためにはこんなことをやってみないかと提案し、生産高が伸びた伸びないで振興策のよしあしが判断されるのかなと思ったのですが、そうではないのでしょうか。生産額が伸びた伸びないは問題にならない。

坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略骨子案の中では、新規就農者をこれからの5年で25人増やすという目標数値を出しております。このような人たちにどのような作物をつくる、そしてその予想年収はどのぐらいになるのでしょうか。25人というのは非常に意欲的な数字ではありますが、民間ではそちらが25人やるなら、こちらは50人やりますよというようなことになるわけ。それは民間ではないのですから25人でもよいのですが、この25人がどこから出てきた数字なのかということでもあります。現在値が2人だから5人としておけばよい

というような数字ではないでしょうか。

民間で20年以上採用を担当してきた者からしますとですね、人1人を動かすということがどれほど大変なことか思い至るところでございます。今のご時世で公務員を採用するとなれば年に5人は可能でしょうが、農業の担い手5人はよい手が浮かびません。ぜひ目の覚めるような方法をご教授いただき、町民を納得させていただきたいと思っております。

一般質問の目的は町民の皆様が納得し、協力してくれるところまで議論を深めることにあります。そして目標数値を達成したときにその役目を終えます。したがって、町民の皆様が納得されるまで一般質問は会期を越えて継続されます。農業は収入にならないし不安だということで敬遠されているわけで、ここを何とかしようということで「おくるみ」を提唱しているわけで、その点について真摯な説明がなければ町民も納得しないでしょうし、どんな計画も振り向かれることはありません。農業振興策を先進地に学ぶという姿勢はあるのでしょうか。自立が孤立にならないように祈ります。よその人が住みたくなる町ってどんな町、それがどんな町なのか町民は必死になって考えております。担当課の奮起を期待します。

クルミの苗木は1本3千円くらいと比較的高価であります。その高価さがネックとなって何かと栽培を振興しようとする、クルミの補助金を出すことも考えられます。近隣にクルミを奨励している自治体はあるのか、あるとすればどのような方策をとっているのでしょうか。

「おくるみ」を坂城の名産にしていきませんか。

前回の答弁では、思いもしない炭疽病について述べられました。町民の皆さんの不安を取り除くのが我々の務めです。樹木の病気についてお詳しいようでありますのでお尋ねしますが、全農長野果樹指導指針平成24年度版によりますと、炭疽病の発生は決まった場所で見られ、常発地ですね、の存在が特徴とされています。町内での常発地ですね、ここには炭疽菌がいるというのは、町の中のどこか。

人・農地プランにおける具体策を早急にお示いただくことはできないのでしょうか。坂城地区における果樹の品目は何ですか。中之条地区には醸造用ブドウなどの新規作物導入の産地化とあるが、などの中身は何でしょうか。また他の地区には醸造用ブドウの記載がないのはなぜでしょう。南条地区での獣害対策とは何でしょう。

有害鳥獣対策における具体策。例えば防護柵は近々の問題であります。安心して営農できる環境づくりもお考えいただきたいと思っております。この問題は農家に限らず身の危険を事前に予防する意味からは緊急性を要します。ご答弁よろしく申し上げます。

**産業振興課長（塚田君）** 通告のありました件についてだけお答えをしたいと思います。

まず、イの定年後の仕事の充実をということについてお答えいたします。

ご存じのとおり坂城町は工業、商業、農業など多様な産業から成り立っており、定年後の就業機会につきましても幅広い選択肢が考えられます。その中で農業に関しては定年帰農など就

農希望者に対して、ちくま農協及び農業改良普及センターによるアグリセミナーでの農業技術講習など、必要とされる栽培技術面のサポート、営農指導などを実施しております。対応する品目についても果樹、野菜、花卉など多岐にわたり、年間を通じて技術指導が受けられる点で新規就農者の裾野を広げる事業を展開しております。また、アグリサポート事業など就農に至らないまでも果樹生産に興味のある方を対象とした援農制度を活用し、就業体験をしていただくことや、ねぎみ大根、ホワイトアスパラガス、原木キノコ、ワインブドウなどの生産振興を実施しておりますことから、自分に適した農業や栽培品目などを検討していただくことも可能であります。

町では今後、定年を迎えられる方の受け皿の一つとして農業への就農を推進しており、そのための農地あっせんや関係機関と連携した農業技術指導、経営指導など、さらに充実して定年帰農者を含めた新規就農者の確保に努めてまいりたいと存じます。

ロのクルミ先進地における振興策についてのご質問であります。ご承知のとおり近隣では東御市におきまして農業振興補助金の交付要綱によりクルミの苗木購入補助を実施しております。お聞きする中では、一般の方は1本につき700円、農協部会員であれば1本300円の補助を市が助成するというところでございます。年間300本から900本程度の苗木を市独自で養成しているとのことでございます。東御市におけるクルミ苗木養成は、接ぎ木による自家増殖により実施されており、現状は苗木生産が安定していないことから需要を賄えないとのことですが、耕作放棄地対策や特産品振興のため農協を含め地域ぐるみで実施されております。また、信州うえだ農協のくるみ部会、日本くるみ協会との情報交換や栽培技術の普及などの活動支援及び補助のほか、くるみ祭り開催による消費宣伝などの情報発信も市として支援しているというところでございます。

当町の特産に関する将来展望のご質問ですが、地域振興作物とするに当たっては、当町の気候風土に適した品目であり、地域資源として活用できるものや既に栽培面積がある程度確保され、地域で認知されることが重要かと存じます。かつて、ねぎみ大根がそうであったように、特産品として周囲から認知されるまでには長い時間と関係される方々の絶え間ない努力が必要であります。そうした中でホワイトアスパラガスやワインブドウなど、個別化した産地ブランドをどう確立していくかが特産品の鍵となるものと考えております。

人・農地プランについてのご質問ですが、このプランは地域農業における担い手とその営農活動に必要な農地を有機的に結びつけ、農地の集約化と将来にわたっての地域農業の将来像を描くものであります。現在、当町では坂城、中之条、南条、村上地区の四つのプランに対し担い手が位置づけられております。今年度も変更の予定がございまして、新たな農業の担い手を含め、地域農業の方向性を見直しを実施する予定でおりますので、ご意見をいただく中で協議を進めてまいりたいと存じます。

防護柵については、個々の農家の方々には電気柵等の防護柵設置に伴う資材購入費の3分の1の補助を行っております。また、ちくま農協からも部会員の方々には農協で購入した資材購入費に対し3分の1の補助があります。これにより有害鳥獣の侵入をなくし農業被害の軽減を図ってきているところであります。

今年度、猟友会から町に報告があった有害鳥獣駆除として捕獲したイノシシ等につきましては、4月から10月までの間で27頭でございました。これは、ほとんど南条・中之条・坂城地区での捕獲であります。上平地区におきましては全線約7kmにわたる防護柵の設置効果が顕著にあらわれまして、被害はほとんどないといった状況であります。町では、今後も県事業の鳥獣被害防止対策交付金事業を活用する中で、有効な有害鳥獣対策として各地域に引き続き発信し、地域ぐるみで取り組む被害防止活動について支援をしてみたいと考えております。

**5番（柳沢君）** 今ですね、丁寧なご答弁をいただいたわけですが、今回もですね、通告制度ということでございましてですね、通告した中だけにお答えいただくわけですが、通告制度というものはですね、この場でもってあんまりですね、私的なことを述べてはいけなとかね、あるいは重複したりしてはいけないと、そういうことによって時間をとってはいけないと、質問者の質問がですね。そういうような趣旨をもってやっているわけございまして、通告のないものについて答えてはいけないというようなものではないというふうに私は理解しております。そういう、まずいですか。議長、いいですね、続けて。そういうふうに理解しておりますので、ぜひですね、答えられる場合はですね、答える範囲でもってですね、やっていただければなど、そのように思っております。

先般、議会のほうではですね、議会報告会を開きました。これは通告制ではございません。どんな質問が飛んでくるかわからないという大変厳しい環境の中に身を置きまして、議員一同はですね、頑張っただけでですね、やってきたわけでございます。

移住の原因がですね、結婚と仕事というのは寂しい限りでございますけれども、ぜひですね、先ほどいろんな課がこの少子化というものに携わっておられると、窓口になっておられるということでありましたけれども、その課のですね、携わっておる課のお話を伺って、ぜひにもですね、引っ越ししてきたくなったというようなお話がですね、ことがですね、私のもとに届いたり議員の耳に入ったり、あるいは町民の皆様へ入ることがとりもなおさず、そのお仕事ですね、証明ではないかなというふうに思います。そういう部分で人口減少対策を盛ったですね、地方創生総合戦略をまとめた10月30日までにまとめられた。県とですね、県内30市町村にはですね、地方創生先行型交付金が計3億6,891万円上乗せ配布されたというような記事が載っておりました。この中にですね、坂城町が入っていないというのはですね、町民はちょっと情報は間違いではないかというふうに信じたいわけでございます。

なかなかですね、町にお願いしましてもお忙しいのか取り合っただけないというような

こともございまして、先般、県庁に行きました折ですね、町から提出された書類を見せていただきました。町民であるならば、目を疑うような文書も入っていたわけではありますが、このことは既に町のほうにもお伝えしておきました。何ら意図がないとするならば、町民を名乗ることが恥ずかしくなるような文書は早急にご訂正をいただきたいと思います。

三度の一般質問でですね、質問の仕方もわかってきましたが、今後とも町民の皆様からアドバイスをいただき、与えられた仕事を全うする所存でございます。今日、傍聴に見えられました町民の皆様及び有線テレビで見ておられる町民の皆様のお力添えをよろしくお願ひしたいと思います。

今まで2回の一般質問の最後に次回の一般質問の事前通告をしまいでました。そのことにつきまして賛否もございましたが、ご答弁の方がお忙しいんじゃないかということでお時間を配慮してまいりました。次回はですね、今までの質問及び答弁を踏まえた上で、町民の皆様がお求めになるより深い議論を目指してお伺いをしていきたいなと思っております。前回の質問ではですね、オールラウンダーのしかも特殊な技能を持った職員の方もたくさんおられるという、頼もしいご答弁がございましたので、その持てる能力を遺憾なく発揮していただき、町政を躍動感のあるものにしていただきたいと思います。以上、これにて私の一般質問を終わりといたします。

**議長（塚田君）** ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午後 2時10分～再開 午後 2時20分)

**議長（塚田君）** 再開いたします。

次に、10番 山崎正志君の質問を許します。

**10番（山崎君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 平成28年度予算編成について

イ. 来年度の歳入の見込みは

今12月議会に法人町民税1億8千万円増額の一般会計第6号補正予算が提出されています。法人町民税は12月時点で5億4千万円となり、昨年の決算額5億4,640万円とほぼ同等の額となりました。町内企業の業績が向上しているからだと思われれます。そこで、来年度の法人町民税の伸びと歳入全般をどのように見込んでいるのか質問いたします。

ロ. 歳出について

本年度は統一地方選挙があり、当初予算は骨格予算でありました。28年度は山村町政6年目ということで、山村カラーがどのような色になるか楽しみなところです。そこで、来年度予算における特徴と重点施策は何かお伺いいたします。それでは、各課ごと順を追って質問いたします。

最初に企画政策課についてであります。10月29日に長野市生涯学習センターにおいて連携中枢都市圏の形成促進に向けた説明会、意見交換会が行われました。私たち坂城町議会議員も参加し、説明を受けてきました。そこで長野市を中心とした連携中枢都市圏構想において多くの連携提案事項が挙げられている中、どのような取り組みをするのか答弁を求めます。

次に、ワイナリー形成事業についてであります。今年は欧州種ブドウの試験醸造も行われ、新酒さかきヌーボーも楽しみなところです。そこで、町単独から広域へと移行した中で圃場の拡大等どのような取り組みを計画しているのか答弁を求めます。

次に、地域づくり活動支援補助金により、町内各区が独自の活動を行っております。そこで、この制度の継続の予定はあるのか答弁を求めます。

それでは、産業振興課の質問に移ります。新商品・新製品の開発のためにコトづくりイノベーション補助金と農産物等地域ブランド化事業補助金の制度があります。「広報さかき」10月号にも交付が決定された事業が掲載されていましたが、製品・商品の開発状況はどのようになっているのか。また、来年度の予定はどのようになっているのか質問いたします。

続きまして、建設課への質問に移ります。まず、住宅リフォーム補助金は本年度で終了の予定であります。来年度は新たな制度として何かそのような制度はあるのか答弁を求めます。

次に、道路ストック総点検による道路整備の進捗状況と来年度の予定はどのようになっているのか。また、A01号線酒玉工区の予定と他の町道及び橋梁の整備の方針はどのように考えているのか答弁を求めます。

次に、南条小学校から北上している下水道事業の進捗状況と来年度の予定はどのようになっているのか答弁を求めます。

それでは最後に教育文化課への質問に移ります。第5次長期総合計画（素案）の中にもICT教育の充実と記載されています。小・中学校のICT教育を推進するに当たり、どのような取り組みをするのか、また改築された南条小学校以外の小・中学校の設備をどのように考えているのか答弁を求めます。

最後に、南条小学校建設終了後に予定されている南条児童館はどのように考えているのか答弁を求めます。これで平成28年度予算編成についての第1回目の質問といたします。

**町長（山村君）** では、山崎議員のご質問にお答えいたしますけれども、本議会は平成27年の第4回12月議会であります。また、予算書も提出しているわけではありませんので先日ですね、来年度予算に向けて、私のほうから基本的な予算編成の方針について今、各課で今対応をしているというところでありまして。しかしながら、せっかくのご質問でありますので、来年に対する意気込みといいますか予告編になるかと思っておりますが、お話ししたいと思っております。予告編はしばしば変更されることがありますので、よろしくお願ひします。

まず歳入、歳出両方申し上げますけれども、28年度の予算編成ということで、その前提と

いいですか経済的な状況ですね、それも申し上げたいと思いますが、日銀の松本支店による県内の経済情勢は、生産に新興国経済の減速の影響が見られるものの緩やかに回復しつつあるとの見方であります。回復基調の中で中国経済などの減速による生産活動への影響が懸念されているという中にあります。

町内の主要企業の業況調査におきましても、来春の雇用についてはおおむねの企業で増員または補充を予定とするなど改善の動きが見られております。しかしながら、生産、売り上げについての今後の見通しは横ばいもしくは減少を見込む企業が多いなど、地域の経済情勢は以前楽観できない状態が続いております。

ご質問にもありましたが、坂城町、当町における税収等の状況でありましたが、景気の回復基調に加えまして、国の経済対策による円安を追い風とした一部企業の収益増を主要因とする法人町民税の回復により、26年度の税収は3年ぶりに増加をいたしました。今年度におきましても個人町民税は引き続き堅調に推移しており、評価がえの影響が心配された固定資産税も土地、家屋の減少分を企業などの設備投資による償却資産の増加でカバーできる見込みとなっております。また、法人町民税につきましても、ばらつきがあるものの一部企業の好調な業績が維持されているというところから、今議会に増額補正の予算計上をさせていただいたところであります。こうしたことから、町税につきましても前年度並みの税収が確保できる見通しとなっている一方、普通交付税については税収の増加を受けて、前年度より1億3千万円近くの減額となる見込みであります。

さて、平成28年度の財政見通しであります。国の地方財政計画や地方創生関連事業への財源措置等が非常にまだ不明確、不透明であるという中で町税とともに一般財源の柱である地方交付税につきましても、税収の増加を受けてさらに減額となる可能性が否めない状況であります。また、町税につきましても税収増加の大きな要因となっております法人町民税につきましても、平成27年度の税制改正による法人課税引き下げの影響が及んでくることが予想されます。過日の一部新聞報道では、国と地方をあわせた法人の実効税率について新年度においてさらなる引き下げの見通しといった記事も出るなど、不透明な経済情勢や町内企業の景況感とも相まって、一般財源の増加を見込むのは困難な状況であると考えているところであります。

続きまして、口の歳出につきましても、来年度予算における特徴と重点政策についてお答え申し上げますと、全般的な考え方は私からお答えしまして、個別事業につきましても担当課長より答弁いたしますが、予算編成前でありますので予算ベースでのお答えはできないことをご了解いただきたいと思います。

歳出全体としましては、今年度は南条小学校建設という大きな事業が完了するわけでありませんが、来年度につきましても町の特徴的な事業である6次産業化に向けたワイナリー形成事業やスマートタウン構想事業の推進、道路や下水道等の基盤整備、少子高齢化に対応した福祉施

策、既存インフラの長寿命化といった継続案件に加えまして、長野広域連合で建設される新たなごみ処理施設にかかわる負担など、財政需要はまだまだ山積していると考えております。

ご案内のとおり、平成28年度は第5次長期総合計画後期基本計画のスタート年次であり、坂城町人口ビジョン、坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく人口減少対策への具体的な施策を展開していく重要な年でもあります。こうしたことから、新年度は長期総合計画後期基本計画の目標達成に向けた取り組みを基軸とした事務事業の執行と、まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿った施策を重点事業として位置づけてまいります。限られた財源での厳しい財政運営も予想される中、こういった事業を着実に実行していくため、予算編成におきましては既存事業の見直しや前例踏襲型の予算からの脱却を進め、一層の効率化と重点化を図ってまいりたいと考えているところであります。以下、個別の事業につきましては、担当課長から答弁をいたします。

**企画政策課長（柳澤君）** 歳出につきまして、初めに連携中枢都市圏関係でございます。長野市を中心都市とする連携中枢都市圏構想につきましては、長野市が近隣の市町村と連携し経済成長による圏域の経済活性化、高度な都市機能の集積・強化による圏域の魅力向上、住民に対するサービスの向上による安心で快適な暮らしの実現に取り組むことで、人口減少社会にあっても一定の圏域人口を有し、活力ある地域経済を維持していくことを目的とするものでございます。

現在、長野地域の3市4町2村におきまして、長野地域における連携中枢都市圏構想を推進するため各市町村長による長野地域連携推進協議会を設立し、長野地域の将来像や具体的取り組みについて協議を進めているところでございます。長野市と連携して取り組む事業につきましては、議会の議決をいただく中で、長野市との1対1による連携協約を締結して取り組んでいくこととなります。現段階における連携提案事業につきましては、圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上において調査研究事業も含め全体で45事業が提案されております。当町が実際に連携して取り組む事業につきましては、今後の協議の中で精査していくとともに予算を伴う事業につきましては、平成28年度の予算編成の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、ワイナリー形成事業についてでございます。ワイナリー形成事業につきましては、平成23年度に町内企業や関係団体の皆様などにお集まりをいただいて検討会を開催し、計画立案を行ってまいりました。24年度にはワイナリー形成に主体的にかかわっていただく担い手2人を公募により選考し、ワイン用ブドウの品種適性を実証するため四ツ屋地籍に2カ所55aの試験圃場を設け、この担い手を中心に農業支援センターなどにも支援をいただく中で醸造用ブドウの栽培管理などの事業を進めてまいりました。

本年度につきましては、試験圃場における実証試験3年目の取り組みといたしまして、ワイ

ン用ブドウの一定量の収穫が見込まれる中で鳥獣被害対策としてのネットタイプの電気柵あるいは防鳥ネットの設置、病気による被害を予防するための雨よけシートの設置などを行ってまいりました。こうした各種対応をし、9月中旬に白系のリースリングとソーヴィニオン・ブランが合計で約400kg、10月には赤系のメルローとカベルネ・ソーヴィニオンが合計で約300kgの収穫となりました。収穫したワインブドウにつきましては、栽培の指導や助言をいただいていたサントリーワインインターナショナルに試験醸造を委託し、年明けには納品される予定でございます。

ご質問でございます圃場の拡大等の計画についての取り組みでございますが、試験圃場につきましては、今後は農業支援センター管理の中で引き続き担い手中心による実証試験栽培を行う予定でございます。収穫量が増えることも見込まれる中、試験醸造及び販売用のワインの醸造を検討していく必要もございます。まずは品種別にブドウの品質評価、醸造したワインの品質評価などのポテンシャルの見きわめを行い、ワインの販売を通して将来的な坂城ワインのブランド化を目指す中で、並行してワイナリー形成事業を進めてまいりたいと考えております。

また、担い手の1人につきましては、今年度試験圃場とは別に耕作放棄地を有効活用する中で約40aのワインブドウの圃場を整備し、そのうちの20aについて苗木の定植を行っております。来年度につきましても、現在の担い手を含めたワインブドウの担い手の育成、苗木購入補助などの支援や耕作放棄地の有効利活用なども含め圃場拡大につながる支援策について、予算編成の中で検討してまいりたいと存じます。

続いて、地域づくり活動支援事業補助でございます。この事業につきましては平成17年度から継続している事業でございます。各区や任意団体の創意工夫により地域及び各団体で自主的に進める地域づくりの活動、事業に対しての助成、支援を行うことにより、住民参加のまちづくり、コミュニティ活動の活性化を目的として取り組んでいただいているものでございます。当初は3年間の期間限定事業として創設されましたが、各区からの強い要望を受けまして、これまで4期にわたり計11年実施しております。この間、任意団体等への対象範囲の拡大、町の重点項目への支援の強化などの改正を経て現在に至っており、新たな自治区や任意団体が事業着手するなどの広がりも出てきておるところでございます。

今年度につきましても16自治区と6任意団体から申請があり、交付決定がなされております。事業完了後、実績報告の提出が確認されたところより順次補助金の支払いを行っているところでございます。地域づくり活動支援事業実施要綱にて実施期間が平成29年3月31日までとされていることから、来年度予算編成におきまして必要な予算計上に努めてまいりたいと存じます。

**産業振興課長（塚田君）** コトづくりイノベーション補助金、農産物等地域ブランド化事業補助金の進捗状況等についてお答えいたします。

コトづくりイノベーション補助金については、町内に集積するさまざまな技術や知識を生かした新たな価値の創造による新製品開発を支援することを目的に、平成25年度から3年間の時限つきで実施してまいりました。初年度には2件、昨年度は3件に交付し、今年度は4件の申請があり、審査の結果全て採択され、現在4件とも計画どおり進んでおります。本事業については、年々着実に申請数が増えていることを踏まえ、引き続き実施する方向で検討してまいりたいと考えます。

今年で2年目となる農産物等地域ブランド化事業補助金につきましては、地場産業の振興と地域活性化を目的とした商品開発、開発した商品の販売促進に対して補助するもので、今年度は4事業者5事業の商品開発について選考会を踏まえ、事業決定いたしました。

事業の進捗状況としましては、商品の試作検討を通じて2事業については商品開発が完了しており、残る事業についても現在商品改良・開発に向けて事業を進めていただいております。来年度についても、事業のさらなる周知による申請件数の増加と開発商品のPRに努め、坂城ブランドの創出を図ってまいりたいと考えます。

**建設課長（青木君）** 住宅リフォーム補助金の継続予定はについてお答えいたします。

町では横尾団地下水道接続工事を国の社会資本整備交付金を導入することにより、その効果促進事業として国からの補助を受けて、平成25年度から3年間住宅リフォーム補助事業を実施しているところでございます。この事業は緊急経済対策として町内の経済の活性化を図るとともに、町民の住環境の向上に資することを目的に、町内に在住の方が町内の事業所が工事を施工する条件で事業費の2割10万円を限度として補助を行うものです。

これまでの実績ですが、平成25年度が41件、平成26年度が30件、最終年の平成27年度が12月現在で51件の申請をいただき、この3年間で131件のリフォーム工事に対して補助を行い、補助金の総額は約1,270万円となっております。この補助金により坂城町の地域経済にとって大きな経済効果が生まれたものと考えられ、国の補助金を活用して地域経済の下支えとなりましたが、今年度で国の補助金が終了することから、この事業につきましては現段階において終了する予定となっております。

次に、道路ストック総点検による道路整備の進捗状況と来年度の予定及び町道A01号線を含めた町道の整備方針についてお答えいたします。道路ストック総点検につきましては、平成26年度に交付金を活用して町内の主要幹線道について実施をいたしました。その道路ストック総点検の結果に基づき、今年度より舗装修繕事業に着手しており、今年度の事業予定のうち上平出浦地区のオーバーレイにつきましては工事が完了しております。町道A05号線（鼠橋通り）につきましては現在発注済みとなっており、間もなく工事着手となる予定です。

今後の予定といたしましては、町道A01号線（産業道路）の四ツ屋・戌久保地区の測量設計業務委託と舗装の傷みの激しい文化センター北側の信号から産業道路の一部について舗装修

繕工事を予定し、本議会に補正予算を計上してございます。

また、平成28年度の舗装修繕事業の予定でございますが、本年度これから実施いたします町道A01号線の測量設計業務委託の結果により、舗装の傷み状況及び交通量などを勘案し、平成27年度に引き続き、町道A01号線の舗装修繕工事を最優先で実施することを検討していきたいと考えております。

A01号線の改良事業につきましては、宇佐八幡宮上交差点の北までの280mの区間と平成25年度から谷川にかかる若草橋から南へ130mまでの区間についても事業化し整備を進めております。平成27年度につきましては、両地区とも用地買収と建物補償の調査を進めているところですが、今年度道路用地の買収をいたしました若草橋南側につきましては、現在歩道のない状況であり、建物が取り壊され更地となった場所に通学路の安全確保を図るため、敷砂利による仮設歩道と置き基礎式のガードレールを設置したところでございます。また、未契約となっている方につきましても、できるだけ早期に契約となるよう事業推進をしております。

また、町道A01号線以外の道路整備につきましても、舗装の傷み状況や交通量を勘案しながら順次整備を進めてまいりたいと考えております。

橋梁修繕事業につきましては、平成24年度に策定いたしました橋梁長寿命化修繕計画に基づき平成25年度から順次橋梁修繕工事を進めており、平成26年度に坂城小学校北側の日名沢川にかかる幸橋の橋梁修繕工事が完了し、昭和橋につきましても平成26年度より橋梁修繕工事に着手しており、今後も継続して工事を進めていく予定です。平成27年度につきましても、南条金井の谷川にかかる金井橋の橋梁修繕工事に着手し、現在工事は完了しております。

橋梁修繕工事の今後の予定といたしましては、国の交付金の配当状況にもよりますが、平成28年度は、しなの鉄道上にかかる跨線橋2橋と高速道路上にかかる歩道橋4橋の定期点検と、今年度に詳細調査・設計を実施いたしました産経大橋の橋梁修繕工事に着手していく予定となっております。

次に、下水道事業の進捗状況と来年度の予定はについてお答えいたします。

平成26年度末の下水道事業の進捗状況は、全体計画区域面積614haに対して整備面積が464haで、整備面積の率は75.6%の状況です。平成27年度から南条・金井・新地・鼠地区の整備について新たな地域再生計画の認定を受け、汚水処理施設整備交付金により整備に着手いたしました。平成27年度は南条金井地区で五つの工区で工事を発注し、南条小学校北側から1級河川谷川に向けて、旧道沿線から産業道路下までの区域の整備を進めております。また、上平、島地区では出浦沢南側区域の整備を進めており、両地区の整備後は整備面積478haで、進捗率は78%になる見込みでございます。

平成28年度の整備予定は南条金井地区で、今年度整備を進めている管路を延長する形で南

条小学校北側の産業道路から東側区域と日精樹脂工業株式会社北側から1級河川谷川に向けてしなの鉄道東側国道下までの区域の整備を進め、整備面積499ha、進捗率81%とする計画で交付金を要望しているところでございます。

**教育文化課長（宮下君）** 小・中学校のICT、情報通信技術教育につきましては、これまでもその取り組みについて推進を図っているところです。今年度においては、子供たち一人一人が自分のペースでわかる学習が行えるシステムを坂城・村上小学校の算数の教科で導入し、ICT教育の充実を図ったところでございます。

ICT教育の推進につきましては、現在見直し作業を行っております長期総合計画後期基本計画を初め、実施計画の中にも盛り込む中で児童生徒がICTを効果的に活用し、学力や情報活用能力の向上が図られるよう各学校のバランスを考慮し取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、南条児童館についてお答えいたします。南条児童館につきましては、小学校から北へ100mほど離れた場所にあることから、学校施設の活用や往来時の安全確保という面でこれまで課題とされてきました。そのようなことから建設予定地については南条小学校南西にある公園、町有地としたところであります。南条児童館の建てかえにつきましては、南条小学校改築後に事業化を進めることになっておりますので、具体的な内容については南条小学校完成後に検討してまいりたいと考えております。

**10番（山崎君）** それぞれ答弁いただいたわけですが、まずイの来年度の歳入についてでありますけれども、今年、今の現段階で昨年度並みの5億4千万になっていると。昨年度も3月補正においてまたそこから上積みという形で5億4,640万という形になったんですけれども、また今回も3月補正では増額の見通しはあるのか。それでもって今年度の当初予算3億6,010万円ですかね、それが来年度は増額、その部分の法人町民税は増額で見積もっていただけるのか、その点をまずお伺いいたします。

続きまして、歳出のほうでありますけれども、企画のほうでありますけれども、連携中枢都市圏はおおむね長野地域広域連合で形成されているわけですが、上田地域定住自立圏共生ビジョンですか、それにも坂城町は参加していますね。そういう部分で二つの部分はどうな兼ね合いがあるのか。また、長野地域連携推進協議会において来年2月中旬に連携中枢都市宣言がなされ、連携協約締結の予定となっております。そこで、各市町村における議会の議決後、締結とありますが、来年の3月議会における議決を予定されているのか質問いたします。

ワイナリー形成事業におきましては、広域特区内でのブレンドは考えているのか。あるいはもう坂城町、欧州種ですね、単独ですとその部分で欧州種の単独のワインをずっと考えているのか、その点をお伺いしたいと思います。

コトづくりイノベーションと坂城ブランド推進事業は新製品の開発等、農業、商業、工業と

多岐にわたって坂城を活性化する山村町政のカラーが色濃く出たものだと思っております。来年度も継続ということで、また新しいものができて活性化できると思います。また、それに対してできれば増額の方向でいって、もっとブランド化に対して、その部分でできればというふうに提案いたします。

建設課のほうですけれども、住宅リフォーム補助金は継続しないということでありましてけれども、それでは新たに子育て世代の定住促進、あるいはそれを含めた新築、空き家、古民家再生などに対する補助金制度というものを設けたらいかというふうに思っております。それもあくまで提案でありますから、これから予算編成をやるという、まだそういう部分ではないと思っておりますけれども、そういう部分で提案したいと思っております。

次に、国は来年度の予算において公共事業に数十億円の増額が予定されていることになっております。これは4年連続の増額ということでありまして。道路ストック整備とA01号線酒玉工区以外は修繕箇所を見ながら補修をしていくという話でありますけれども、そこは確定されていないと。当町も税収が伸びているときには、そうやって町単工事の補助金の増額や道路整備、下水道事業などインフラ整備のほうの促進を進めていくよう提案いたします。インフラ整備も一つの定住促進の策だと思っております。その辺も検討課題として入れたいと思います。

次は教育関係でありますけれども、ICT教育の推進充実に当たり町内小・中学校の早期整備を望むところであります。児童館ですね、南条児童館新設におきましては南条小学校建設終了後ということでありまして。また恐らく南条小学校建設に当たって置かれました建設検討委員会、そしてまたその後、建設委員会ですかね、そうやって経過してきたわけですが、またそういうような取り組みをされると思います。そのときには新しい児童館、地域コミュニティとしての位置づけも検討課題の一つに挙げていただきたいと思います。2回目の質問いたします。

**収納対策推進幹（池上君）** 27年度につきまして、この12月議会で補正予算をお願いしているところでございます。当初予算3億6千万に対して1億8千万、合計で5億4千万ということですが、今後の見通しということでございますが、3月補正等につきまして今後法人の申告が出てき次第判明をしまいるというふうに思っておりますけれども、均等割につきましては11月から3月までについては、おおよそ1千数百万の収入があるだろうというふうには予想をしておりますが、均等割以外の法人税割等については今のところまだ把握できておりません。法人の皆さんの増額について期待をしておるところでございます。

続いて、当初、平成27年度3億6,010万ということですが、来年の見通しということだと思っておりますけれども、今、新年度予算の見積もりを進めておるところでございます。中でも法人町民税は、景気や国の政策による影響により法人所得及び法人町民税の課税標準と

なります法人税額が予想しにくい税目でもございます。また、法人町民税の総額のうち一部企業の法人所得が大きく左右をする状況でもございます。現在においては現金給与の支払額であります毎月勤労統計調査、財務省の租税収入調査、法人一部上場企業の公表されている資料等进行分析の中で、法人税に及ぶ実効税率などの改正も踏まえて見積もりを進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

**企画政策課長（柳澤君）** ご質問をいただきました、まず連携中枢都市圏構想の関係でございます。上田市とは既に定住自立圏構想とは連携を図っている部分がございます。一方で長野市とはこれからというような状況になります。こういう部分では午前中若干触れましたけれども、移住というような部分というような部分ですとか、そのほかそれぞれ連携する内容が異なっておりますので、必要な部分につきまして連携をしてまいりたいという考え方でございます。それから、長野市との連携協約の締結の時期でございますけれども、3月の議会におきまして議決のご審議をいただきたいというふうに考えているところでございます。

続いて、ワイナリー形成の部分でございますけれども、広域特区ができてどうなのかというところでございますが、当面広域特区で坂城産をブレンドをするというよりは、町の特産品ということで坂城ワインについてのオリジナルということ意識してまいりたいと考えております。

**10番（山崎君）** 各課それぞれ答弁いただいて、その予算編成は3月に予算が出るという形になっているので、それは重々承知して、これから予算編成をしていくに当たってのこちらはこういうふうになっていくのかという部分で、企業が元気なとき、やっぱ税収、法人町民税が増額されると。3年前には補正がゼロでそのまま法人税が増えなかったという時期もあります。去年は特に税収、法人町民税が伸びたなど。今年も同じぐらい伸びるんじゃないかという期待感があります。確かに財政調整基金に回したり、いろいろな基金に回すのも、それも一つの手でありますけれども、こういう税収に少し余裕があるときにインフラ整備を進めていただく、あるいは、ほかの補助金等を増やして町単工事あるいはそういう部分でやっていただく、そういう方向性でもっていただければと、また先に進んでいくんじゃないかと。定住に対してもまたいい方向に行くんじゃないかと思っております。以上、来年の予算に向けていい方向になるように期待しまして、私の一般質問といたします。

**議長（塚田君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 3時03分～再開 午後 3時14分）

**議長（塚田君）** 再開いたします。

ここで、会議時間の延長を申し上げます。本日の会議は本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、12番 大森茂彦君の質問を許します。

12番(大森君) ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

この1の問題につきまして、一地方の問題そして国の施策の問題ということで、町の議会で取り上げるのはどうかというご意見などいただきましたが、本日ここで質問させていただけることに感謝をいたします。それでは質問に入ります。

1. 国による地方自治壊し＝沖縄辺野古基地建設問題にかかわって
- イ. 国が地方を訴えるとは

1995年米兵による12歳の少女への暴行事件を契機に沖縄の怒りは8万5千人の県民総決起集会で爆発しました。壇上で1人の女子高生が基地が沖縄に来てからずっと加害は繰り返されてきた、基地があるがゆえの苦悩から私たちを解放してほしい、今の沖縄は誰のものでもなく、沖縄の人々のものだから私たちに静かな沖縄を返してください、軍隊のない悲劇のない平和な島を返してください、このように訴えました。いまだにこの願いは実現していません。しかし、この願いは、この間の各種選挙で普天間基地の返還と辺野古への新基地建設反対の県民の民意は明確に示されております。とりわけ民意が明確に示されたのが昨年暮れの衆議院選挙とその後の県知事選挙です。衆議院選では沖縄の小選挙区4選挙区全てが、また知事選では新基地建設反対の翁長氏が現職の仲井真知事と競り合いまして、10万票の差をつけて当選しております。

翁長知事は新知事になって前任者が許可した埋め立て工事関係書類を精査し、これには瑕疵があるという判断で埋め立て承認取り消し処分を行いました。ところが国は沖縄防衛局を使い、国交大臣を審査長としてこの処分は違法であるとして、行政不服審査法を使い審査請求と執行停止処分の申し立てを行わせ沖縄を訴えました。この行政不服審査請求とは行政庁の違法または不当な処分などに関し、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済と行政の適正な運営の確保を目的とした国民の権利の保護救済のための法律で、行政官の争いを想定しているものではありません。ここで問題となるのが、国の行政機関が私的に私人という一国民的扱いとしてすまして、審査請求、執行停止申し立てを行い、国の別の行政機関が執行停止決定を行う、これは地方自治の保障の観点から地方自治法が想定しない国の関与に当たるものである。到底許されるものではありません。この問題は沖縄の自治だけでなく、憲法の地方自治の本旨の大義が問われております。

町長にお尋ねしますが、翁長沖縄県知事の辺野古新基地建設に係る埋め立て工事の取り消し処分について、こうした国の対応は行政不服審査法の趣旨と地方自治の本旨に反する行為と思いますが、町長はどのようなご見解かお尋ねいたします。

次に、国による違法な補助金。

名護市が米軍再編成交付金の受け取りを拒否しているにもかかわらず、国は辺野古基地周辺

の3区へ最大1,300万円の補助金を交付することを決めました。これは名護市の施策への越権行為と地方自治をないがしろにする行為であり、地域住民の分断と混乱を持ち込むものと思いますが、町長はこの問題についてどうお考えなのかお尋ねいたします。以上で1回目の質問といたします。

**町長（山村君）** 冒頭、大森議員さんから本題につきまして、坂城町の議会で議論することはいかなることかというほかの方からのお話もあったということでもあります。私もそのように思いますが、しかしながら、これからお話しするのは私の個人的な見解ということでご了解いただければと思います。状況を少し整理しながら申し上げたいというふうに思っております。

まず、1. 国による地方自治壊しということで、イ. 国が地方を訴えるとはというところでございますが、沖縄県辺野古新基地建設工事にかかわる沖縄県の処分に対する国の対応についてどう考えるかということでもあります。在日米軍の普天間基地移設問題につきましては、普天間基地周辺の住宅地化により痛ましい事故が相次いでいるということから、20年前から基地の移設が進められてまいりましたが、その移設先をめぐり我が国の防衛における抑止力としての在日米軍の必要性という安全保障の問題と、その基地を受け入れる自治体、地元住民の負担という地方自治の問題、さらに日米の外交やさまざまな利害関係が絡み合う、この20年来の我が国の非常に複雑な政治的課題であると認識しております。

今お話がありましたように一昨年、仲井真前知事時代に名護市辺野古沖の埋め立てが承認され、新基地建設工事が進められておりましたが、昨年の沖縄県知事選挙により新たに就任された翁長知事がこの10月に海面の埋め立て工事の承認を取り消すという処分を下しました。この処分を不服として沖縄防衛局は国土交通大臣に審査請求と処分の取り消しの執行停止を申し立て、これを国交省が認め、取り消し処分の執行停止が決定され、また先月17日には国交省が沖縄県の取り消し処分を撤回する代執行を求める訴訟を起こしております。

今回の沖縄県の埋め立て工事承認の取り消し処分と、これに対する一連の国の対応については、多分にそれぞれの政治的判断が含まれるものであり、また司法に判断が委ねられておりますので、その是非につきましては言及は避けませんが、国と地方の関係という観点からは議論の余地の残るものであると考えております。

沖縄県が行う海面の埋め立て工事の承認につきましては、公有水面埋立法に基づく法定受託事務であったことから、沖縄防衛局は訴訟によることなく一事業者の立場をとり、同法を所管する国土交通大臣に審査請求を行い、取り消し処分の執行停止を申し立てました。法定受託事務につきましては、本来、国が果たすべき役割である事務を法律に基づき地方自治体が処理するものであり、法定受託事務にかかわる都道府県の処分に不服がある場合、根拠法令を所轄する各大臣に行政不服審査法による審査請求をすることができると地方自治法に定められております。

政府は沖縄防衛局は一事業者であることから、この規定に基づき審査請求ができるという解釈をしております。審査請求に対する国土交通省の決定につきましては、沖縄県が地方自治法に基づく国地方係争処理委員会に審査の申し出も行っておりますので、こちらの結論も待ちたいと思いますが、地方分権の時代にあつて国と地方のあるべき関係を確立していくため、公正な司法、国地方係争処理委員会による判断を期待するものであります。

次に、口であります、国による違法な補助金という件につきまして、政府が名護市辺野古周辺の地元3区に対して地域振興のため政府が直接自治区に交付する補助金を創設したことについて、どのように考えるかというご質問だと思います。

今年度、政府は辺野古新基地建設予定地に隣接する地元3区との懇談会を開催し、基地建设による影響の大きい地元3区の要望に応じ、政府が直接3区に交付する再編関連特別地域支援事業補助金を創設いたしました。一方、名護市では新基地の受け入れ拒否を表明しており、平成22年度以降は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法に基づく関係市町村への交付金である米軍再編交付金が交付されていないという状況にあります。そのような状況の中で地元3区に国が直接交付する補助金が創設されたということにつきましては、現に沖縄県の埋め立て工事の承認に基づく辺野古沖で工事が進められている以上、新基地周辺地区の住民の皆様負担を軽減するという観点からは必要な措置であるのではないかと考えております。

いずれにしましても、先ほど申し上げましたが、国の安全保障と地方自治にかかわる大変困難な問題であります。政府に対しましては、住宅街に近接する普天間飛行場が危険な状態であることを踏まえ、早期の基地移設を進めると同時に、沖縄県名護市を初めとする地元自治体の理解も粘り強く求め、いち早く事態の収束に努めていただくことを望むものであります。

本件のようなテーマで、坂城町の議会で議論せざるを得ないということ、これ自体が問題だというふうに思っておりますが、早い時期にですね、收拾していただければというふうに思っております。以上であります。

**12番（大森君）** ただいま町長より明解なご答弁をいただきました。若干見解の相違等々ありますけれども、今、裁判に法定に持ち込まれているという点で見守ってまいりたいというご答弁と、こういうやり方に対して議論の余地があるということで、ちょっと疑問ではあるというように述べられたということで、町長の一応の今のお考えについて2回目はなしということで抑えたいというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、次に2番目の質問にまいります。

2. まちづくり総合戦略について（人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略、第5次長期総合計画後期計画）

これは人口ビジョン、それからまち・ひと・しごと創生総合戦略、そして第5次長期総合計画後期基本計画というものを一つに私が勝手にまとめてつけた名前でありますので、これから

話す中ではこういうこと出るとは思いますが、この三つをまとめているというか、将来坂城をどうするかという意味での総合戦略というふうにご理解いただきたいというふうに思いますが。

安倍政権の掲げる「新3本の矢」の柱の一つ、希望出生率1.8の実現について違和感を抱く国民が少なくありません。出産・子育て・環境づくりに熱心とは言えない首相が突然持ち出したこともさることながら、出生率1.8を国の数値目標にして国民に押しつけようとするかのような印象が強いからであります。1億総活躍社会のスローガンと結びつけて、産めよ増やせよの復活かという懸念の声も上がっております。国民の不安をかき立てるやり方では安心の子育て社会を実現することはできません。

人口ビジョンでは、安倍政権の希望出生率1.8は18歳から34歳の独身者のうち結婚希望者が9割いるとか、希望する子供も人数が男女とも2人程度であるとかなどの調査を単純計算し、はじき出した机上の数字だと言われております。1.8実現への裏づけもありません。日本の出生率1.8超えをしたのは1984年が最後で、あとは低下、低迷の傾向であります。大企業優先政治のもと労働法制が次々改悪され、低賃金の非正規雇用、異常な長時間労働が拡大、加速したことなどが背景となっております。出生率向上と言うならば、若者を痛めつける政治を反省し、その根本的転換こそが必要であります。1億総活躍の緊急対策は、従来政策の焼き直しばかりであり、子育て世代などを失望、落胆させております。

安倍政権が昨年、50年後に人口1億人程度保持という目標を明確にした骨太方針を閣議決定しました。この人口目標を閣議決定に記したのは、開戦直前1941年の近衛内閣以来73年ぶりと指摘されております。骨太方針決定に至る政府内の議論で人権侵害になるのではないか、誤解を与える、このような議論や慎重論が相次いだと言われております。そんな経過を無視して1億とか出生率を国家目標のように掲げる安倍政権の時代錯誤は異常とも言わなければなりません。国民一人一人の権利と尊厳が保障される政治を実現することが日本の少子化を打開する道ではないかと思っております。このことを念頭に頭に置きながら、まちづくり総合戦略の人口ビジョンについてお尋ね申し上げます。

イ. 「子育て日本一をめざす町」宣言を

まず、まち・ひと・しごと創生総合戦略、このキャッチフレーズは何か、どうアピールしていくのかご答弁願います。

次に、子育て日本一を目指す町の宣言をぜひ行ってほしい。そして、そのサブタイトルに子育てするなら坂城町、こう決断すべきだと思っておりますが、これについてのご見解を求めます。

当町では町外から通勤される方が多くいらっしゃいます。特に現役世代で若い方は非常に多いわけでありまして。子育てするなら坂城でと思える定住促進策は、どのようなことをお考えになっているのかお尋ねいたします。

口といたしまして機構改革をということで、これらの総合戦略を実現するためには、この今の体制で果たして遂行できるのかどうか非常に疑問であります。体制を見直す必要があるというふうに提案します。産業振興課はT P P対策としての農業振興やワイナリーや荒廃農地の解消など非常に大きな仕事を持つことになります。そういう意味では農業関係と林業を分ける必要があるだろうし、ごめんなさい、農林と商工に分けて、その専門的なところで行っていく必要があるのではないかと。あるいは法人税が非常に頼りになる当町において、やはり税務は課として昇格させ、きちっとした対外的にもアピールできる、こういう機構改革が必要と考えます。また、子育てや子供のこと、これを一手に担当する子ども課の創設など、ただこれは今思いつきのようなことですが、これを1年ぐらいかけて、こんな機構改革が必要だと考えますが、今のお考えをお答えいただきたいと思っております。以上で2の質問について終わります。

**企画政策課長（柳澤君）** まち・ひと・しごと創生総合戦略、イにつきまして答弁申し上げます。

坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、人口ビジョンで示した人口に関する現状と課題、目指すべき方向を踏まえ、将来展望としての人口、2040年に約1万3千人、2060年に1万2千人の維持を目指すための基本的な考え方を踏まえ、四つの基本目標案を設定してございます。また、基本目標の達成に向けた施策や具体的な事業案を総合戦略懇話会でお示ししたところでございます。

その中で、坂城町の人口増減の特徴としては、景気も含め外部環境の影響を受けやすく、まず坂城町の強みでもある工業分野の強化・雇用を確保していくことが重要と考えているところでございます。今回行ったアンケート調査結果でも町のイメージは工業、ものづくりの盛んな町が1位であり、転出入の理由ですとか若者定住としての重要なテーマという設問でも、就業機会や雇用創出がトップとなっているところでございます。こういったことから、当町の総合戦略は、雇用・就業の機会を増やし若者の定住を図ることで社会動態の増加を促進し、子育て支援や教育環境の充実を図ることで出生数を増やして、自然動態の増加を目指すという目標になっているところでございます。

坂城の特徴、強みをまず出すといった観点から、町の将来像として今回お示したものは、地域の活力と暮らしの豊かさを創生する坂城町としております。アピールの方法ですが、情報発信あるいは対外的なイベントの際に、町の将来像を入れるなどしてアピールしていきたいと考えているところでございます。一方で基本目標には出産・子育て支援を充実して、町内で生まれ育つ子供を増やすとし、子育てについても重要課題としているところでございます。宣言というよりは基本目標に位置づけるということが大切であるというふうに考えるところでございます。

本年度の地方創生先行型においても若者・子育て世代支援策充実の一環として、「かしこく暮らそう！スマートタウンさかき～信州さかき あなたとわたし やさしさに包まれて～」を

キャッチフレーズにポスターや町の子育て支援施策をパンフレットで紹介しているところがございます。こういったキャッチフレーズにつきましても使ってまいりたいと考えております。町内企業に勤務している人や町内店舗等に買い物に訪れた人などを中心に、改めて坂城のよさを知ってもらうように考えてアピールしたところがございます。

次に、坂城町における就業者数の状況では、2010年においては坂城町に住んで町外で就業している方に対し、町外から坂城町で就業している方の数が700人多いという状況です。また、今年も町内企業では約100人という多くの新規就業者の方がおりますが、大半が町外から就職しているという状況でもございます。こういったことから、町外からの通勤者にも当町に住んでもらえるよう町の子育て支援策をPRしていくことが必要ですが、女性職員のグループからの提案で、パンフレットをリニューアルするとともに新たにポスターの作成を行ったものでございます。

また、今年度もグループのメンバーが町内企業や商店にポスターやパンフレットを持って伺い、ポスターを張っていただいたり、パンフレットを配布していただくなどご理解とご協力をいただいております。なお、今年度は保育士も商店へポスターやパンフレットを持って依頼に伺うなど、この取り組みにかかわる職員も増えております。

女性職員グループが11月11日に商工会主催で開催されました地域経済振興懇話会でPR活動の様子、パンフレットの説明、町営住宅あるいは土地開発公社の分譲地のPRを行ったところがございます。このPR活動が若者・子育て世代に伝わり、坂城町の人口増加につながっていくことを期待しているところがございますが、まず町が元気になるのが産業の活性化と考えるところがございます。町の基盤産業として第2次産業の工業分野の強化を図るとともに、第1次産業の農業分野では特産品の振興や6次産業化の取り組みを推進し、第3次産業の商業関係では新たな事業展開を踏まえた商業振興を図るなど活力あふれる元気な町とすることが重要と考えております。あわせて空き家や町営住宅の活用を図り、町内企業インターンシップ受け入れ促進などを行って、子育てや教育環境を整備・充実し明るく優しい町としてまたPRすることで、町外からの就業者が当町で定住していただくよう施策を進めてまいりたいと考えております。

**総務課長（田中君）**　　口の機構改革についてお答えいたします。

町の組織機構改革につきましては、平成19年4月の機構改革により七つの課と26の係からなる現在の体制に再編され、それがベースとなって今日に至っています。この平成19年の機構改革につきましては、平成16年に国が示した行財政改革の方針に基づく集中改革プランとして、町が平成17年度に策定した「坂城町行財政改革推進計画～自律のまちづくりへのみちしるべ～」の一環として実施されたものでございます。当時12の課とそれらに属する34の係であった町の組織をさらなる住民サービスの向上と組織のスリム化、横の連携の強化

を図るため七つの課と26の係とする機構改革を行ったところでございます。

この機構改革では、農林課と商工課を統合いたしまして産業振興課といたしました。この統合により、例えば農地の保護と工業用地の確保といった相反することを一つの課において調整を図ることができるようになったほか、現状におきましても農・工・商の連携や6次産業化の支援といった面で有効に機能しております。また、建設課と都市下水道課の統合では、町道の保守管理などと下水道工事において連携が図られたことで、下水道の進捗を勘案した道路整備が可能となりました。加えて、技術系専門職が少ない中、技術的な横のつながりもできるようになりました。さらに総務課と税務課の統合におきましても、町最大の収入である町税の担当部門と予算を総括的に管理する財政部門の連携が図られるなど、組織内部の連携や事務処理などがスムーズに進められるようになり、住民サービスの向上につながっていると考えております。また、坂城どんどん、ばら祭り、ねずみ大根まつりなどの各種イベントのほか、選挙の際の期日前投票など課内における協力体制に加え、課を超えた連携体制も有効に機能していると考えております。

しかしながら、ご質問のとおり今後は地方創生に係る総合戦略やTPPといった社会情勢の変化に応じた施策展開の多様化なども想定されるところでございます。これまでも学校教育係や地域包括支援センターを役場庁舎内に移したり、今年度におきましてもまち創生推進室を設けるなど住民サービスの向上や重点施策の推進のため必要に応じた体制の見直しを実施してきております。今後におきましても、現在策定中の坂城町第5次長期総合計画後期基本計画、坂城町人口ビジョン、坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定結果等も踏まえる中で、組織の体制につきましては状況に応じた対応を検討してまいりたいと考えております。

**12番（大森君）** 今それぞれ課長より答弁いただきました。キャッチフレーズ、これは工業分野を強化していくというその辺のご答弁をいただきました。それはそれで当然ね、総体的な町の平均的な総体的に発展させていくという点での総合的なテーマということでは、それはそれで大事なことであります。

もう一つはですね、特に人口ビジョンというふうに銘打って出ているわけです。やはりこれについて特に県内でこの子育ては県下一と言えるころに来ているんじゃないか、このように思うんですが、その認識のほうはいかがででしょうか。どなたでも結構ですが、ちょっとご答弁いただければと思います。

**企画政策課長（柳澤君）** 2回目の質問で子育て支援施策という部分の認識という部分でございます。各種の子育て支援策をこれまで展開しているところでございます。第3子の軽減ですとか、子育て支援センターの窓口の一本化あるいは分室といった子育て支援機能を分室を設けるですとか、そういった部分でかなり県内でも充実を図れている状況になりつつあるというふうには感じているところでございます。

**1 2 番（大森君）** これまでも3月議会でいろんなものが事業で出てこないとわかりませんけれども、町長はかねてから来年度医療費の無料化を高校3年までやりたいということ、もしこれが実現すればですよ、県下ナンバーワンですよ、子育て支援。これでやはりこれは全国にこういうことをやりますということを宣言すべきだと私は思うんですよ。それでホームページに堂々とでかく載せればいいじゃないですか。そして庁舎の前に懸垂幕をつくって、日本一の子育て支援をつくっていく坂城町というものをでかく、そしてあとは先ほどの企画政策課の課長が答弁されたように、そういう総合的な事業を行うということはそれでいいんですが、やはりここところは銘打って、県下でまだこれは出ていないと思うんですよ、県下ナンバーワンというところは。こういうことがね、いかに早く立ち上げるか宣言するかということだと思っ

**町長（山村君）** 先ほども申し上げましたけれども、本議会は予算の議会じゃありませんので、予告編ということでもありますけれども、前から申し上げておりましたように子育て日本一というのは多分ですね、これは非常におこがましい言い方だと思います。というのは、長野県以外のところを見てみると、どんどんいろんなことをやっているところがあります。ですから、それを私ども坂城ではできる範囲で総合的にいろんな施策をやるということで、2年前からのパンフレットを新しいものをつくったり、いろいろやっているんだけど、一目で見えないとわからない、わかりやすすくないということで、やってきました。

予告編のついでに言いますと、今お話があったように高校まで医療費は無料にしたいと。それから保育園の第3子以降は無料にしたい、それから窓口の支払い2割化というものも実質的になくすように工夫をしたいというようなことをいろいろ検討しているところであります。

それから、先ほど出た話の中でちょっともう1回申し上げますと、私は特定の課にですね、新しくつくって、そこに機能を全部集中させるといっても、結局たらい回しになってしまう可能性があるということで、この前から、今日もいろいろ申し上げますけれども、子供・子育て支援チームがプロジェクトチームができておりますので、私のタイトルは仕掛け人ということなんですけれども、あと副町長以下いろいろタイトルがあります。その人たちは課を超えてやっているわけですね。ですから、いろいろお認めいただいたらですね、多分1階、2階の各デスクのところの子育て支援サポートというのぼりを置くとか、誰でも来てくださいというようなこともやりたいと思っています。ちょっと言われましたけれども、大森議員のおっしゃるようにPRも含めて頑張っていきたいと思っております。これは予告編ですので、今度の予算の議会のときにはまたよろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

**1 2 番（大森君）** 町内であればね、庁舎へ来てそういう旗を見て、子育て支援の関係だとかという、誰が担当かってわかりますが、この後3番目で質問する内容のホームページで調べた場

合に、一体どこへ入っていけばいいのか。それもただ助成される項目、事業の項目はありますが、具体的な中身は全然説明がない。やっぱりそこできちっとやっぱり説明を加えていくというこのことも必要だと思います。これは次の質問に行きますので、あんまりそこまでやるとまずいんですが。やはりこの宣言をするということは、非常に大事なことです。

これは特に岡山県の奈義町ではホームページのトップにですね、子育て応援日本一のまちと。いろいろと調べてみたら、中学卒業までは無料化というのと、いろいろ細かい子育て支援があるんですが、坂城町のように制度的なところではまだまだ非常におくれています。それでも堂々とホームページに掲げてやっています。そしてこれは新聞に出たんですが、この宣言をして4年になるんですけれども、そして今年の出生率が2.81と全国一の出生率を実現しております。これは近隣のところからも流入して、そしてきちっと定住促進担当者を設けて、最初の相談から子供の生まれたときにどうするか、ああするかというのを全てその担当者がフォローしていくと、ここまでのサービスというかフォローできる、そういう体制をとっていかなければ定住はなかなか実現しないのではないかとというふうに考えます。この点については提案ということで次に移りたいというふうに思います。

### 3. 町のアピール強化を

#### イ. 町ホームページのリニューアルを

まちづくり総合戦略は、1,727自治体プラス東京都内の23区合わせて1,750の市町村、この全てが取り組むのではないかとというふうに思います。特に社会的動態の定住人口を実現させる、当面の間はこれだと思うんです。言葉は悪いんですが、28年度4月1日から全国の自治体で定住者の分捕り合戦が始まるのではないのでしょうか。こういうところに巻き込まれてくるわけです。私は少子化の問題を国の問題として先ほど最初に述べましたが、これはこれとして問題ですけれども、全国の自治体がこの分捕り合戦をしていくということに巻き込まれてくるわけです。それに対して仕事はこうですよ、産業振興でやっていますよ、これはこれで十分大事なことですけれども、もう一つはどうアピールするかということのを特に若い人たちはホームページをよく見ております、そういうことをきちっとやっていただきたいというふうに思いますので、これについてどういうふうにアピールしていくのかお答え願いたいと思います。

そして、ホームページでの宣伝の強化。全国自治体のホームページではいろいろ工夫したものが数多くあります。知りたいことがスムーズにアクセスできて、さらに詳しく説明があり、そして動画や写真やインタビューなど詳しく載っている。私がすばらしいと思うのは、トップページのところに1回でこの町の特徴をあらわしている、そしてこの町はこんなにすばらしい自然がある、これを動画や写真をスライドで見せていく。私が子育て支援はどういう政策があるかなと調べたら、それが目の前に出てくるわけです。すごいところだなと、結局それをク

リックしちゃうわけ。観光としてこれはすごい力を持つわけですよ。私は子育てだけで調べたのに、ここの町はこういう見るところがあるんだと。こういう宣伝が幾らでも出ているんです。ただ坂城の場合は、ほかのところへリンクしてとっているというところまで行かなければ見られないという状況もあります。やっぱりそういう点でせっかく訪問されたインターネットの訪問者に対してとことん坂城の魅力を宣伝する。これについてどのようにお考えかお尋ねいたします。

ロ．案内掲示板の設置・宣伝物の活用状況は

「エヴァンゲリオンと日本刀展」は、北海道から沖縄まで全国から1万3千人が来町したと町長の招集挨拶で報告がありました。これに対してこの鉄の展示館までのアクセスはしっかりされていたのでしょうか。また、国道18号から鉄の展示館あるいはこの案内板はどうであったのか。町のアピールはどのぐらいだったか、これは誰も採点できませんが、自己採点で結構ですのご答弁を求めます。

また、緊急雇用対策で数年前に案内看板の調査・整理を行いました。しかし、今になっても国道には、ちゃんとした看板が出ておりません。これについて今後どのようにされていくのか。また、町を紹介するチラシやパンフの設置箇所はどのぐらいあるのか。特に広域でいろんなところにほかの自治体と一緒に共同してパンフが置いてあります。そこでの状況は充足しているのかどうか、そして広域の場合、どこが担当しているのか、それについてお尋ねいたします。

**企画政策課長（柳澤君）** 町のアピール強化をというところで、イの町ホームページのリニューアルをという部分でお答えを申し上げます。

ホームページにつきましては一方的な情報提供だけではなく、双方向性や検索性あるいは速報性、実用性など多くの機能を有しております、あわせてスマートフォンなどの普及により時間や場所を問わず閲覧することが可能となっております。最近では日常におけるインターネット環境につきましては、スマートフォンなど接続デバイスがますます充実してきており、家庭におきましても光回線など高速にネット接続できる環境が整備されているところでございます。

このため行政情報を発信する手段といたしましては、広報誌などの紙媒体とともにホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービスなどといった情報発信が行われておりまして、町においてもよりホームページを閲覧しやすくするために先般でありますけれども、外国語に翻訳できる機能やスマートフォン用の専用テキストページなど、機能としても充実をさせているところでございます。

掲載内容に関しましても、町内の出来事やイベント情報など日々お伝えしたいホットな情報を随時更新・発信することに努めておりまして、魅力ある充実しウェブサイトづくりを心がけ

ているところでもございます。また、トップページから始まりサイトのレイアウト等見せ方や構成などに関しましては、視覚的な部分はその時代の流行もございませし、いかに閲覧しやすく効果的に伝えられるか、他のサイト等も参考とする中で研究をしていく必要もあろうかと考えております。ホームページが、インターネットにより町を訪れる入り口の一つとして坂城の特徴をいかに出してPRしていくか、リニューアルも視野に入れながら検討してまいりたいと考えております。

**産業振興課長（塚田君）** ロの案内看板の設置・宣伝物の活用状況についてお答えいたします。

10月6日から11月23日まで鉄の展示館において開催いたしました「エヴァンゲリオンと日本刀展」には、先ほどお話がありましたように北は北海道から南は沖縄まで、またホームページを見て台湾からのお客様もございました。全国各地から1万3千人を超える大勢の皆様に来館していただきました。展示会場までの案内誘導については、早い時期から田町交差点の三角塔を活用して展示会の事前PRと会場案内を行い、期間中には田町交差点を初め鉄の展示館を中心とした横町・立町・田町周辺には、のぼり旗の掲出や駐車場の案内看板を立てるとともに、休日には警備員と役場職員で駐車場の誘導を行うなど、来館者にわかりやすい案内に努めたところであります。来館者の方からいただいたアンケートにも会場までの道に迷った、展示館までの案内がわかりづらいといったご意見は一つもございませませんでしたので、適切な会場案内ができたものと考えております。

町内各施設の案内表示板の設置場所につきましては、平成24年3月に国の緊急雇用創出事業を活用して国道、県道、町道等の幹線道路を中心に調査いたしました。この調査結果を踏まえ、25年度には坂城駅前の老朽化した町案内看板を、新たに坂城駅周辺地図や鉄の展示館、坂木宿ふるさと歴史館、文化財センター、169系車両の紹介を含めた案内看板に改修いたしました。26年度につきましては、「エヴァンゲリオンと日本刀展」のPRと案内を行うため、坂城町の主要交差点である国道18号線田町交差点の三角柱の看板の改修を行いました。今年度は「エヴァンゲリオンと日本刀展」の終了にあわせ、この三角塔に新たに町の文化・産業などのPRや鉄の展示館、坂木宿ふるさと歴史館、坂城駅の案内看板として改修を進めているところでございます。教育委員会においても、上平地区の姫宮跡や南条地区の青木下遺跡の標柱整備を実施しております。今後も緊急性や老朽化等を考慮し、順次、公共施設等の案内標識の設置を進めてまいります。

町の観光パンフレットにつきましては、町内では二つの駅を初め公共施設13カ所に設置し、町外では上田駅、長野駅、小諸駅、軽井沢駅、姨捨サービスエリア、坂城インターチェンジ料金所、長野県庁、長野地方事務所等に設置しております。管理については町内は職員が随時補充しており、町外はそれぞれの施設を管理している団体に行っていただいております。補充要望の連絡があり次第郵送しているところでございます。

**12番（大森君）** それぞれ答弁いただきました。ホームページのすごさは世界に発信できているということじゃないですか、これだけでも。台湾からいらっしゃったということですね。やはりもう少し魅力のあるホームページをつくっていただくということをぜひお願いしたいということで、やはりやっぱり半年ぐらいかけて研究チームをぜひ立ち上げたらどうでしょう。そういう形です、やっぱり職員の中にやっぱりそれなりに担当している部署は違うけれども、その点たけている方がいらっしゃると思うんですよ。そういう希望者を募って研究チームをつくっていく。そして、いろんなところのホームページも参考にしながら研究していく、こういう体制を、ひとつぜひつくるべきだというふうに考えます。これについては答弁求めませんが、要望しておきたいというふうに思います。

また、町のアピール強化をとという点です、今三角塔について報告がありました。私は専決処分の際に質問したわけです。エヴァンゲリオンが決まってお尻が決まったわけですよ。その後どうするかというのは、文言から次の段階はすぐできたはずですよ、準備して。11月23日に終了すれば、24日は白くして、25日は新しいのが立つということだと思えます。そういう点ではね、ホームページだけじゃありません。町のアピールをどうするかということが頭の中から抜けているということです。またそういうこと一つ一つが見ていて歯がゆいんです。もっとこんないいところがあるのに何で宣伝しないのかな。子育て支援でもうすぐ日本一、長野県1位になるのに、これをよそでやられれば坂城は二の次だというふうに言われます。こういう宣伝、今いかにやっていくかということが大事だと思いますので、このことを強く求めて次の質問に行きます。

最後になりますが、短くなりました。申しわけございません。町道の全面改修をとということで、イ. 町道の全面改修をお願いしたいということで、町道の舗装の悪さについていろんなところから声が出ております。一向に改善されておられません。特に昭和通りは下水道供用開始以来、これは町内でいち早く始まったわけですが、一度も全面改修が行われておらず、非常に道が悪く、バイクや自転車の方が振動が多くて困るというふうに言われております。しかし、上平では下水道工事終了後すぐに新しく全面舗装が行われました。近所の方がどうなっているんだ、順位づけはあるのかというふうに聞かれました。これについて、この状況はどのようなことでこうなったのかご答弁願います。

また、ふたがない側溝が非常に目立ちます。特に安全に通行できるようふたの敷設やグレーチングなどが必要と考えます。特に北国街道の金井地区など、これは通学路にもなっており安全確保のためには側溝のふたが急がれると思いますが、対応はどうされるのかお尋ねいたします。これで4番の1回目の質問といたします。

**建設課長（青木君）** 町道の全面改修についてお答えいたします。

町内の主要幹線道につきましては、平成26年度に実施いたしました道路ストック総点検の

点検結果に基づきまして今年度より舗装修繕事業に着手しております。平成27年度につきましては町道A05号線（鼠橋通り）のほか、町道A01号線（産業道路）四ツ屋・戌久保地区の一部につきましても舗装修繕工事に着手する予定でございます。立町昭和通りにつきましても道路ストック総点検の結果や現地において舗装の傷みぐあいの状況は把握しておりますが、町といたしましては点検結果や交通量を勘案し、舗装修繕工事の優先順位を決めており、今後A01号線（産業道路）約500m間の修繕を実施し、その後昭和通りを実施する予定となっております。また、この事業は国の交付金を受けて実施しておりますが、国の道路予算が厳しい中、要求どおりに交付金が配当されず、工事の実施時期につきましては決められない状況となっておりますが、できるだけ早期に事業を推進できるよう国等に予算要求を実施していきたいと考えております。また、道路ストック総点検は5年に一度見直しを計画しており、舗装の状態や交通量を再確認し、舗装修繕事業を実施する優先順位を見直していく予定となっております。

次に、道路側溝は道路に降った雨水の路面排水を流し、道路沿いの敷地への浸水を防ぐ役割があり、また側溝にたまった土砂などを清掃する管理も必要となることから、基本的にはふたは設置していないものです。現在、ふたのない道路側溝にふたを設置すると、道路側溝上も通行が可能となり、道路幅員も広がり、人や車が安全に通行できるようになるといった便利さと快適さもありますが、道路に降った雨が宅地に流れ込むという心配も出てまいります。ふたの設置につきましては地元区で調整をいただき、町単補助事業などの申請を受け、順次整備を図ってまいりたいと考えております。

**12番（大森君）** 道路ストックを5年ごとに見直して、順位づけもしながら全面的な改修をしていくというご答弁をいただきました。本当に道路が非常に悪いというのは、もうよその自治体へ行けばよくわかります。これはこれとして、この方向性でやっていただくということですので、町外からの流入される定住しようというお気持ちの方にしても、やっぱりちゃんとした道路整備は必要ではないかというふうに考えます。

また、ふたのない側溝についてですが、特にあそこの道は狭くて一方通行でもありません。対向車があります。やはり行政は事故がなければ何もやらないというふうに言われます。早くして誰も文句言いません。やはりこれは早くやるべきだというふうに考えます。それについてはいかがでしょうか。ご答弁願います。

**建設課長（青木君）** 道路側溝のふたにつきましては、基本的には地元等の要請を受けてということをおっしゃいましたが、特に金井の金井橋周辺につきましては、道路に対してお宅のほうが一番低い位置にあるということもございまして、そこにふたをしてしまうと道路側溝が入ってしまうということがまず1点ございます。あと家が道路ぎりぎりに建っているということで、側溝にふたをしてしまつて逆に屋根に車が接触してしまうという、そういう心配があっ

て、その通りにつきましては、狭いところにおいても道路側溝を設置した後、危険防止のためのポールを立てたというようなケースもございますので、地元のほうとよく協議しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

**12番（大森君）**　こういう側溝の工事、特に今の問題になっているというか私が提案しているところについては、町単補助事業というものでなくて町の事業としてきちっと予算をとって、できれば全面的にできるような、それを地元区とも相談しながらぜひ進めていただきたいというふうに要望しておきたいというふうに思います。

それと先ほどの広告やあるいはアクセスの件についてですけれども、これは要望ですけれども、要望といいますか私がちょっと舌足らずで報告がおくれましたが、議会報告会で何人もの方から道を聞かれたというふうに報告がありました。また、私の家の前にも鉄の展示館の看板が立っています。ただ、私が外に出ていけば、駅はどこへ行けばいいですか、この道真っすぐでいいんですか、これは必ず説明しています。それから鉄の展示館についても、このエヴァンゲリヲンのときには2人の方からそういうふうに聞かれました。

国道から入る案内がないんですよ、鉄の展示館。だから、そういう点でですね、ぜひそのことも踏まえて今後旅行あるいは国道18号を通る方が、こんな施設があるんだというのが通るだけでわかるじゃないですか。こういう宣伝効果を狙った案内板等もぜひ今後つくっていただきたいというふうに要望いたしまして、私の一般質問をこれで終わります。

**議長（塚田君）**　以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日8日は、午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会　午後　4時13分）



## 1 2月8日本会議再開（第3日目）

### 1. 出席議員 14名

1番議員	塚田正平君	8番議員	吉川まゆみ君
2 〃	塩野入猛君	9 〃	塩入弘文君
3 〃	朝倉国勝君	10 〃	山崎正志君
4 〃	小宮山定彦君	11 〃	中嶋登君
5 〃	柳沢収君	12 〃	大森茂彦君
6 〃	滝沢幸映君	13 〃	塚田忠君
7 〃	西沢悦子君	14 〃	入日時子君

### 2. 欠席議員 なし

### 3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町長	山村弘君
副町長	宮下和久君
教育長	宮崎義也君
会計管理者	春日英次君
総務課長	田中一夫君
企画政策課長	柳澤博君
住民環境課長	金子豊君
福祉健康課長	大井裕君
子育て推進室長	宮嶋敬一君
産業振興課長	塚田陽一君
建設課長	青木知之君
教育文化課長	宮下和久君
収納対策推進幹	池上浩君
保健センター所長	村田よし子君
まち創生推進室長	関貞巳君
総務課長補佐	臼井洋一君
総務係長	伊達博巳君
総務課長補佐	
財政係長	
企画政策課長補佐	竹内祐一君
企画調整係長	

### 4. 職務のため出席した者

議会事務局長	山崎金一君
議会書記	小宮山和美君

### 5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                     |          |
|---------------------|----------|
| (1) 農業についてほか        | 西沢 悦子 議員 |
| (2) TPP大筋合意の影響はほか   | 塩入 弘文 議員 |
| (3) 第5次長期総合計画についてほか | 入日 時子 議員 |
| (4) 災害と防災についてほか     | 滝沢 幸映 議員 |
| (5) 消防団についてほか       | 中嶋 登 議員  |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（塚田君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（塚田君）** 初めに、7番 西沢悦子さんの質問を許します。

**7番（西沢さん）** おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

#### 1. 農業について

##### イ. 農業の現状と今後について

TPP（環太平洋連携協定）の大筋合意を受け、834品目に関税を設定、輸入を制限し農家を保護してきたこの国の農業は大きく転換を迫られることになりました。国は先月25日、総合的なTPP関連政策大綱を決定し、これを受けて本年度補正予算で農林水産関連の総額を3千億円半ばとして検討を始めました。TPP影響試算の公表も大幅におくれる中、その中身は明らかではありません。農業に従事する人の高齢化、それに伴う耕作放棄への対応や耕作放棄地対策など待ったなしの課題に加えて、TPPの影響がどう出るか、あるいはTPPにより新しい農業が実現できるのか、若者が希望を持って取り組める農業を実現させるために、もう一度坂城町の農業について考えてみたいと思います。

坂城町の農産物について語るとき、リンゴ、ブドウと花、それがかつてはバラでした。後継者がいない、価格が低迷して割に合わない、獣害対策が大変だなどの理由で生産額は年々減っています。10年前、平成18年の農産物産出額は、およそリンゴ5億円、ブドウ4億3千万円、バラ9千万円でした。その後、国で統計調査を取りやめたとのことで、産出額は調べるこ

とができませんでした。10年前と比べて現在の状況はどうでしょうか。リンゴ、ブドウ、花卉の栽培農家数、栽培面積、産出額について、国の統計調査は行われていないとのことですが、坂城町の状況について把握しているでしょうか、お尋ねいたします。

農業施策については、国の方向に集約される内容が大きいと思います。農地の集積、担い手の確保、耕作放棄地の解消等、国の施策に沿い地域営農推進事業や農業振興対策事業として農業支援センターの事業に位置づけられ、その成果も上げられていますが、支援センターの目的とする望ましい農業構造の確立につながるのか疑問であります。そこで、坂城町における望ましい農業構造とはどのようなイメージでしょうか、お尋ねいたします。また、望ましい農業構造を確立するために一番重要と考えている施策は何でしょうか。

#### ロ．特産品から農業振興を

リンゴ、ブドウ、花、ねずみ大根、ホワイトアスパラガス、原木きのこ、どれも自慢できる特産品です。坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略骨子素案の中で基本目標の1「安定した雇用の確保と多様な就業機会を拡大する」とする中で、特産品振興事業が検討されています。特産品は町中誰もが認めて自慢でき、この町でいつでも消費ができるものであると私は考えます。総合戦略骨子素案の中で、特産品開発件数の指標は2015年9件から2019年に29件と、新たに特産品を20件増やすという案ですが、私は特産品の数を増やすより、今あるものをもっと消費拡大に結びつけるべきだと思います。

そこで、特産品のリンゴについて質問をいたします。坂城のリンゴは大変厳しい状況に置かれています。TPPの影響について農林水産省は、リンゴやブドウは国産の競争力が高いとして、その影響は限定的としています。県農協グループは安い海外産のジュースの輸入が増えることにより、生食用リンゴの価格が下がることによる生産減少額は2013年の産出額273億円に対して、116億300万円、42.5%減少すると発表しました。今、果樹栽培農家の中で特にリンゴを栽培する農家が激減しています。高齢化、後継者不足、鳥獣被害、価格低迷などの理由によると考えられます。農協が合併する前のマル坂リンゴ、どこでもその評価は高かったと聞いています。新しい品種や技術の向上もあり、品質、味ともに今も最高だと思っています。戦後70年になりますが、戦争中リンゴはぜいたく品だとされ、多くのリンゴの木が伐採されました。そんな時代の中を栽培者の皆さんは大変な苦勞をしながら坂城のリンゴを守ってきました。この特産品のリンゴを守るために、リンゴ栽培で新規に就農する人、または栽培を拡大した場合などに対する補助、あるいは町独自の価格補填など検討できないでしょうか、お尋ねいたします。

次に、消費拡大についてです。とにかく消費が拡大されなければ、どんなにおいしいとしても生産を増やすことはできません。皆さんは十分坂城のリンゴのすばらしさをご承知のことと思いますが、改めて町中の皆さんに認知していただき、どんどん消費がされ大きく広がるので

はないでしょうか。ほかの特産品も同じだと思います。そこでJAとの大切なかわりがあるわけですが、まずは知名度を上げることとしてPRを徹底してはと思います、お考えをお聞きします。新たなブランド開発に補助制度があるわけですが、特産品の振興策として今までとは違う新しい施策が必要で、それが農業振興の突破口になればと考えます。以上で1回目の質問といたします。

**産業振興課長（塚田君）** 1の農業について、農業の現状と今後について、ロの特産品から農業振興をにつきましてお答えいたします。

10年前との農業の現状比較につきましては、ご指摘のとおり平成19年度以降、国の市町村別農林水産統計が廃止されたため、町全体の農業生産動向の把握が困難な状況にあります。しかし、5年に一度実施される指定統計の農林業センサスにおいては、ある程度の概要把握が可能な部分があります。直近では今年、農林業センサスが実施されておりますが、県全体としての概数値がこのほど公表されたところで、市町村の速報値は次年度に公表される見込みであることから、既に確定値として公表されております2000年、平成12年と、2010年、平成22年の5年前の経年データをお示ししたいと思います。

当町基幹品目でありますブドウにつきましては、平成22年時点で販売目的の農家数が153戸、リンゴが126戸、水稲は82戸となっております。平成12年との比較につきましては、栽培農家数がブドウは47戸減の32%減、リンゴは30戸減の29.6%減、水稲が14戸減の41.4%減となっております。販売目的の栽培面積につきましては、統計データが水稲のみとなっております、こちらは34haから61haと、56%の増となっております。農地の集約化が進んでいるということがあらわれております。

なお、産出額については、県全体の公表値はありますが、市町村レベルでの公表数値はありませんので、ご了承をいただきたいと思っております。

作物の生産量や生産額等の把握についてのご質問ではありますが、事実上、町全体の農業生産を数値上把握することは困難であります。しかしながら、農協への農産物の集出荷実績を踏まえ、ちくま農協では総合生産計画に基づき当年度の生産計画を立案し、計画生産、有利販売を実施していただいております。

望ましい農業構造とのご質問については、町では農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を策定しており、この中で育成すべき農業経営体の目標として、農業経営の発展目標を明確にした効率的かつ安定的な農業経営体としています。また一方で、地域の実情に合わせた集落営農、生産組織など多様な担い手の育成による地域農業の維持、発展を図っております。施策展開として重要な位置を占めるものが人・農地プランの見直しにおける地域農業の担い手と農地集約化による農業基盤の再編であります。農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加等による再生産可能な営農継続が難しくなる中、地域農業の担い手を位置づけ、農地集積によ

り経営の効率化と生産性の向上を地域での合意形成のもと実施するものであり、国の諸施策もこれと連動している部分もあることから、逐次見直す必要があると考えます。今年度は新たに新規就農者及び認定農業者が増加したこともあり、町内4地区を対象とした懇談会等を開催する計画となっております。

次に、リンゴの振興策についてのご質問であります。現在リンゴはほかの果実類との競合による消費動向の低迷及びそれに伴う市場への供給過剰のほか、輸入過剰による価格調整機能の低下など、複合的な影響により価格が低迷しております。また品種の偏り傾向もあり、新たな市場開拓と品種構成の見直しが課題となっております。その中で新わい化による早期多収技術や、つがるより早い8月中下旬から収穫でき、食味、着色も良好なシナノリップといった新品种の登場など新たに期待される材料も見られるところであります。

その中で、これら新品种の技術を導入するに当たり、ちくま農協では新たな産地形成を実現するために果樹産地向上改革計画に基づき、産地の特性を生かした品目、品種を栽培し、消費動向に即した果実の総合供給産地を目標として、行政を含む関係機関等から構成される協議会を組織し、振興助成や体質強化に取り組んでおります。具体的には、品種更新に伴う植えかえや新たに苗を植えたものに対しまして、例えばわい化のリンゴの植えかえ5 a以上5 h a未満となりますが、そうであれば10 a当たり経営支援として32万円と未収益期間支援として10 a、20万円の計52万円を交付するなど、産地としての対策を実施しているところであります。

新規就農者については、生産基盤が弱く、果樹は永年性作物であるため収穫できるまでに時間がかかり、その間収益が上がらないという側面がありますので、これら制度を活用して経営体の体質強化や再生産可能な農業経営に努めていただきたいと考えておりますが、今後、新規就農者を含めた経営体の支援強化のための新たな施策について検討が必要と考えます。

次に、認知度を上げるための消費宣伝についてであります。例年実施している東京都江東区のイトーヨーカドー木場店におけるJAちくま農産物フェアにおいてブドウやリンゴ、キノコ、農産加工品など、女性を含めた若手農業生産者や事業者も参画する中で消費宣伝に努めているほか、銀座NAGANO1周年イベントにあわせ農業改良普及センターの協力もいただく中で、有楽町駅前と銀座NAGANO催事コーナーにおいて農産物販売促進と消費宣伝も実施しておるところでございます。また、ふるさと納税の返礼品として活用することで、坂城のリンゴをPRすることも検討していきたいと考えております。

TPPによるリンゴの価格低迷や、さらなる収益の減少が懸念されておりますが、市場性を高めること、市場規模が拡大した場合に国際的な商品競争力がなければ産地競争に敗れることにもなりかねませんので、そうならないためにも地域ブランドをさらに高める取り組みを町農業支援センターを中心に関係機関及び団体と連携して進めてまいりたいと考えます。

**7番（西沢さん）** それでは、イの農業の現状と今後について2回目の質問を行います。

先ほどご答弁の中にもありました農業センサスについてですが、長野県の農業センサスにおける2015年の長野県における農業就業人口、これは8万2,900人ということで、10年前と比べて17.3%の減、30年前と比べて6割減少したということで、ちなみに30年前の農業就業人口は21万6,300人でした。今、ご答弁の中でもブドウ、リンゴの農家数の減少、また水稻は農地の集約が進んで増加しているというお話でしたが、そのような状況の中で2015年の農業センサス速報値の内容からも、この町の内容は推しはかってみれば大体わかるのではないかと思います。それで、今の農業が本当に非常事態であるというふうに私は考えていますが、この状況で今までと同じような施策を検討して進めていくという、そういう中でそれでいいのかどうか、どのようにお考えになっているかということをまずお聞きしたいと思います。

それから一つ、この農業センサスの中で長野県の耕作放棄地の状況について、全国では増加している中、減少に転じたという発表がございました。これは本当に坂城町でもそうですが、少しずつ少しずつ耕作放棄地に対する対策が進んでいるというふうに評価をしたいと思えます。ですが、農家の皆さんに聞くともう手おくれではないかというふうに言われます。今までも担い手の育成、耕作放棄地対策、営農推進事業、農業振興対策事業と全てやってきました。また成果も徐々に出ていますが、農業構造を変えるにはこの方法だけでは非常に難しいのではないかと思います。

そこで、もう一度この農業支援センターの活動に期待をしたいと思えます。農業支援センターのこの農業、望ましい農業構造の確立という目的達成のために体制の見直し、これは早急に検討をしてもらいたいと思えますが、お考えをお聞きいたします。

**産業振興課長（塚田君）** 初めに、今までと同じ施策では農業振興にならないのではないかと思います。やはりそのようないろんな農業に対する問題があらわれてきたということで、町といたしましては国が進めております人・農地プラン、これを真剣に取り組んでいるところであります。やはりこの農業という問題については、地域が地域ぐるみでやはり対応していかなければならない問題だというふうに考えております。その中で地域の担い手を探し出し、その担い手を支援していく、これが今後のこれからの町の施策の一番重要な基幹だというふうに考えております。ですので今、人・農地プランを順次その新たな担い手ができましたらすぐに策定をし直し、それに基づいて、その担い手を支援していくというのが重要だというふうに考えております。

また、耕作放棄地の対策ですが、こちらについても農業委員さんを中心に毎年農地パトロールを行っております。農業委員さんの努力によりまして、耕作放棄地になりそうなそういう農地については、早目に所有者に対してそのような注意といいますか、荒らさないようにという

ような指導もしております、そういうこともやはり地道ではありますけれども、着実な耕作放棄地の減につながっているものと考えますし、今後、そういうものについてさらに進めていければというふうに考えております。

また、農業支援センターの活動に期待したいということでございます。確かに農業支援センター、農業関係団体の方々を組織委員として進めております。やはりこの支援センターが本当の活動といたしますか、充実した活動になれば本当にいいものができる、いい施策ができるというふうに考えておりますので、今後も農業支援センター、農業支援の一番の最先端の活動をするというような団体にしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

**7番（西沢さん）** 今ご答弁で人・農地プランをさらに進めていくというお話でございました。農業支援センターについて、本当にさらに活動できるようにというお話ですが、本当にこれ農業の振興にはもう時間的な猶予がもうないんですね。もう本当にぎりぎりのところまで来てしまっているというふうに感じています。ですから、まち・ひと・しごと総合戦略の中に支援センターの位置づけと数値目標を上げて、具体的な事業についてさらに28年度予算に計上していくというような、そういうお考えはないでしょうか。改めてもう一度お聞きしたいと思います。

**産業振興課長（塚田君）** 支援センターのさらなる活動を期待したいということでございます。確かに農業施策について、すぐに対応できる団体だというふうに考えます。こちらについてもいろいろこの総合戦略の中でも支援センターの位置づけというものは、はっきりとしていったほうがいいというふうに考えますので、またその辺は検討をしていきたいというふうに思います。

**7番（西沢さん）** ロの特産品から農業振興をについて、2回目の質問をいたします。

具体的にはリンゴの生産量を拡大し、さらに消費を拡大するという目的の中で、この目的を同じくする人たちのグループ、またあるいは農業生産法人みたいなものをつくってリンゴの生産量、販路の拡大を目指していくというのが、具体的にそういうふうにできれば一番いいのかなというふうに考えます。そこへは先ほど申し上げたような支援を補助金であるとか、いろいろな支援を入れていくというふうに考えていますが、それについてはどのようにお考えになりますでしょうか。

**産業振興課長（塚田君）** リンゴにかかわらずブドウもそうなんです、やはり農業をやめるといときにそのままリンゴの木、ブドウの木を切ってしまうのではなく、やはり地域でやはり相談といたしますか、そういうような相談ができるような体制づくりをぜひつくっていききたいというふうに思います。特にリンゴをやりたい方、ブドウをやりたい方いらっしゃると思うので、農協等もそうですけれども、やっぱり一番最初にただ切っちゃうのではなくて、やはり相談を

していただくというのが大事だと思います。それが何かのきっかけになって地域の生産法人と  
いいですか、そういう生産団体と結びつくこともあり得ると思いますので、黙って切るよりは  
一緒に相談してもらいたいというふうに考えております。

**7番（西沢さん）** 相談するようなそのグループということですが、本当はそこ進んで法人のよ  
うな組織を立ち上げていくという考え方が一番効果が上がるのではないかというふうに思いま  
す。ちょっと確認をさせていただきたいんですが、さっきJAの産地形成を進めるための協議  
会を組織して、そこで合計で52万という補助金、これJAから出ている補助金ということ  
でしょうか。

それからもう一つ、イトーヨーカドーであるとか、それから銀座NAGANOで宣伝をして  
いるということがございます。それからふるさと納税についてもリングを活用していきたいと  
いうようなお話でございました。こういうことについてはどんどん進めていただきたいという  
ふうに思います。

それから、新しい特産品の開発も必要であると思いますが、長い間育てて認められてきたこ  
の坂城のリングの復活のために、やはりこれも総合戦略の中へ、今回はリングとして挙げてい  
ますが、その支援策を具体的な事業として入れていっていただきたいというふうに思いますが、  
お考えをお聞きいたします。

**産業振興課長（塚田君）** 農協で行っております産地形成事業でございますが、こちらにつきま  
しては町もその組織の一員となりまして、坂城町と千曲市、それと農協が組織化しております  
団体でございます。ちなみに、平成26年度にはこの農協管内で10件のこの支援対策事業を  
行っております。大体450万円ほどの補助金を出しているというような状況でありますけれ  
ども、多分坂城町ではこの6割ぐらいを使われているかと思えます。こういうようなものをや  
はり活用していただきたいというふうに思います。

また商品、リングの販売の促進という面につきましては、やはりこれからも計画的な支援を  
していきたいと。そういういろんな場所に行きまして、坂城のリングのPR、そういうものに  
努めていきたいというふうに思います。

**7番（西沢さん）** リングのおいしさは、甘味と果汁と歯触りのバランスだと聞きました。それ  
に形と色づきのよさが加われば最高の品質です。それが坂城のリングだと思っています。TP  
Pの影響によりさらに農業が縮小されれば、何よりも食べたいと思っている国産の農産物が  
いつの間にか手に入らなくなってしまう、そんな時代に向かっているような気がしてなりません。  
だからこそ坂城のリングの復活のために新しい振興策を強く願います。

## 2. 地域文化の振興を

### イ. 伝統行事の調査について

私の出身区の北日名では、元気で毎日を過ごすためにを目的に月2回、にここ広場を開い

ています。その中でこれからの地域の問題について話が出ました。子供が少ない、ひとり暮らし、空き家の問題、買い物不便など、だんだん元気がなくなる話ばかりです。では、毎日を元気に楽しく過ごすためには、隣近所で声をかけながら地域でのお祭りや行事にみんながかかわればいけれども、もう既に若者世代はどこのお宅の誰かわからなくなってしまったということです。地域の先人が守り継承してきた伝統行事を次の世代へ継承する過程で、地域内の交流が生まれ若者が地域に定着する要因の一つになると思います。

そこでお尋ねいたします。町内の伝統行事について調査をしてあるのでしょうか。また既に行われていない伝統行事についてもお聞きいたします。

#### ロ．伝統芸能の振興を

地域の祭りには、神楽や舞などの伝統芸能が伝えられています。伝統芸能の保存・継承には地域の関係の皆様が長期にわたるたゆまぬ努力によるものです。しかし、最近ではどの保存会でも後継者確保が難しく、大きな悩みとなっています。その上、舞にしても、はやし方にしても身につけるまでには長い期間が必要で、ますます後継者不足に拍車をかける状況となっています。先日の議会報告会の中でも、新しいものも大事だが、古いことを守ることは難しい。みんな苦勞をしている。もっと大切に考えていくべきだというご意見をいただきました。一度消えてしまったものは簡単には再興できません。次の世代につなぐということは、相手は若者です。若者や子供たちに伝統芸能の魅力や祭りを通して、地域で活躍する喜びを体験してほしいと思います。

伝統芸能振興のために、次の4点についてお聞きします。町内には11の神楽保存会・団体がありますが、それぞれの神楽の奉納時期は把握しているのでしょうか。時間と内容について一般にお知らせすることは考えられないのでしょうか。また以前あったと思いますが、一堂に会しての発表会はできないのでしょうか。次に、小学校、中学校のふるさと学習で伝統芸能、神楽について取り上げたことはありましたでしょうか。ビデオに記録保存されていますが、今までにどのような利用をされてきたでしょうか。

以上、お尋ねいたします。これで1回目の質問といたします。

**町長（山村君）** 2番の地域文化の振興をについてでございます。非常に重要な問題だと思っておりますが、私からはロの伝統芸能の振興について、基本的な考え方を述べさせていただきます。また詳細につきましては担当課長からお答え申し上げます。

まず、今お話ありました神楽など、地域の先人が守って継承してこられた伝統行事や伝統芸能を次世代へ継承していくこと、大変重要なことであると考えております。ご質問にありますように、今、町内に残る伝統芸能の代表的なものとして神楽があります。

町といたしましては、この神楽の振興を図るため、昭和63年に町の文化センターにおきまして坂城町伝統神楽祭が行われ、町指定の自在神社太々神楽を初め、新地、金井、入横尾、北

日名、南日名、上五明、網掛、上平の地区の神楽、合計九つの神楽保存会による神楽の披露を行いました。また平成4年の第15回町民まつり、これ坂城どんどんどすけれども、これは神楽大会として鼠、新地、金井、北日名、網掛の5地区の神楽が披露されました。また平成7年の坂城町文化祭では、坂城町合併40周年記念として鼠宿、網掛、上平の3地区の神楽が伝統神楽の舞として披露されました。また平成13年には当町の町老人クラブ連合会の呼びかけによりまして、伝承事業発表に係る実行委員会を組織して、その年から坂城町文化祭の芸能公演の中で毎年1団体ずつ交代で神楽を発表し、平成14年には「太神楽さかき」として町内の神楽の歴史、舞い方、活動状況についてまとめて出版し、振興を図ってきたところでございます。このような状況の中で、中之条の永代々神楽が平成18年に復活し、現在保存会を組織していただいているのは大変うれしく思うところであります。

それから、先ほどお話ありましたけれども、一度消えてしまうと復活がなかなか難しいということもありまして、平成25年度には株式会社上田ケーブルビジョンさんのご協力をいただく中で、町内11保存会の活動についてDVD等にまとめて記録化し、各団体や図書館にも配付したところであります。映像は図書館でも坂木宿ふるさと歴史館でもご覧いただけるとともに、町文化財センターでもご要望があれば貸し出しが可能な状況になっております。

今後におきましても、伝統芸能である神楽の振興を図るため引き続きPRに努めるとともに、神楽保存会の皆様にご協力いただきながら、一堂に会しての発表の場も新たに設けていくことも検討していきたいというように考えております。町の伝統芸能である神楽を地元地域で支え合い、発展・継続できるように引き続き支援をしまいたいと考えております。

**教育文化課長（宮下君）** 地域文化の振興を、イ. 伝統行事の調査について、ロ. 伝統芸能の振興をについて、順次お答えいたします。

イの伝統行事の調査についてでございますが、伝統行事は恒例となっている各地のお祭り、正月、お盆など一定の時期に特定の集団によって行われる儀式や行事を指すものであり、それぞれの地域の地形、風土、生活習慣などと密接に結びつくもので非常に大切なものであると考えているところであります。

町内の伝統行事については、昭和54年度に発刊された坂城町誌上巻（自然編・民俗編）の年中行事などを掲載するために調査が行われてなされております。その際には、年末年始、どんど焼き、節分、念仏講、春祭り、八十八夜祭、祇園祭、石の戸、花市、仏迎え、送り盆、十王堂縁日、十五夜、彼岸、秋祭りなどが紹介されているところです。

それ以降の調査は行われていない状況ですが、神楽の奉納される春・秋祭り、各地区のどんど焼き、多くの方が参加して行われる年中行事は、継続的に行われていると把握しているところです。しかしながら、どんど焼きについては最近宅地化などが進む中で実施する場所も少なくなり、悩みの種であるという話も聞いており、時代の変化とともに伝統文化の継承につい

て危惧しているところでもあります。

生活習慣の変化、行事の大切さも語り継がれることも少なくなっており、地区で昔行われていた雨乞いや、かつて1月に行われていたもぐら追いのように失われてしまった行事もございます。また、町指定文化財である自在神社太々神楽や各地域の神楽を初めとして、上五明の虫送り祭などは継承、継続しているところではありますが、一度途切れながらも網掛・上平の御柱のように地域で復活いただいた例もあるところがございます。

続いて、口の伝統芸能の振興をについてお答えいたします。伝統芸能である神楽は、神々を招いて悪魔をはらい、五穀豊穡と村人の生活の平安を祈るものと言われております。町内で行われている神楽の保存会は11保存団体ありますが、町文化財に指定されているのは自在神社の太々神楽で、神楽の特徴はみこを中心とした清めや、祈禱のみこ神楽となっております。その他の10保存団体は獅子頭の魔力によって悪魔をはらう獅子神楽といえます。町内に現在ある獅子神楽は、鼠、新地、金井、入横尾、中之条、南日名、北日名、上五明、網掛、上平の10の地区において神楽保存団体があり活動を行っています。そのうち最近では中之条地区の神楽が平成18年に復活し活動を再開させております。

神楽の奉納時期の把握、内容につきましては、例年1月に各神楽の保存団体に神楽の奉納予定日時及び場所について問い合わせをし、把握した内容は4月に各家庭に配布される生涯学習情報誌「まなびの玉手箱」に記載してお知らせをしているところであります。

小・中学校の総合的な学習の時間での伝統芸能・神楽については、過去には村上小学校においてクラブ活動として獅子舞クラブをつくり、校内での発表会を行いました。その学習では児童が地元村上地区の神楽保存団体の方々を講師として招きご指導をいただく中で、児童が創作した台本に基づく獅子舞が披露されたところであります。

平成25年度に株式会社上田ケーブルビジョンに委託して、神楽の記録化事業として町内の神楽11団体の活動をDVD等による映像記録化をいたしました。記録作成されたものは、団体ごとにおおむね60分程度に奉納している様子をまとめたものと、11団体全ての神楽について10分程度で紹介するためのダイジェスト版としてまとめられたものです。作成した映像記録は、町文化財センターにおいて保存し、各神楽保存団体へはそれぞれの団体の舞等を記録したDVDを配付し、日常の練習での動作確認や技術の継承のための記録として活用をいただいております。また、文化財センターにおいてはダイジェスト版のDVDの貸し出しを行うとともに、図書館でもタブレット端末にてご覧いただけるよう整備を行ったところです。

今後におきましても引き続きPRに努めるとともに、特に若者世代に伝統芸能の魅力や地域文化を伝えるために活用を図っていきたいと考えております。

**7番（西沢さん）** イの伝統行事の調査について、2回目の質問をいたします。昭和54年に詳しい調査がなされているということでございますが、その調査の結果についてはどのようにま

とめられているのでしょうか。また、それを一般の方にお知らせするような方法はとられているのかどうか。例えば、広報などにその月に行われる、あるいは行われていたその行事を紹介するような、そんな方法は考えられないかどうかお尋ねいたします。

**教育文化課長（宮下君）** 伝統行事の関係でご質問いただきました。昭和54年度に調査を行ったということでありますけれども、その点に関しましてはその町誌に掲載してお知らせしているところがございます。また、それぞれ町誌以外にもお知らせする機会でありますけれども、例えば公民館報等々にその発行の時々連載してお知らせする方法もあるかと思っておりますので、そちらのほうは検討してまいりたいと考えているところがございます。

**7番（西沢さん）** ただいま公民館報というお話がございましたが、ぜひそれは実行していただければと思います。

次に、伝統芸能の振興についてでございます。今までご答弁にありましたように、昭和63年、平成4年、平成7年、平成13年の伝承事業であるとか、14年の太神楽をまとめたものを出版したということで、その折々にいろんなことをしてきたということはよくわかりました。

それで、最初にお尋ねしたその奉納時期、内容についてということで、私も大変申しわけなかったんですが、後で確認しまして「まなびの玉手箱」の中で掲載をされておりました。ただ、スペースが本当に狭いスペースに掲載がされておりますので、できれば大きなページを割いて、わかりやすく載せていただければというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。また、発表会も検討をしていきたいというご答弁でございました。ぜひ一堂に会しての発表というもの、神楽の保存・継承をしている人たちにとっては、その発表の機会というのも大変な励みになると思っておりますので、近い時期にその機会をつくっていただくようお願いしたいと思っております。

議会報でも裏表紙に「世代をつなぐ～伝統神楽を訪ねて～」という中で、一つ一つ神楽の紹介をしています。とにかく機会を捉えてPRすることだと思っておりますので、ぜひその辺のお考えをお聞きしたいと思っております。

**教育文化課長（宮下君）** 生涯学習情報誌「まなびの玉手箱」に掲載してあるところがございますけれども、今、例えば平成27年度版、一番最後のページの右下のほうにスペースとしてお知らせしているところがございます。今ご質問のとおりスペースが小さくてわかりづらいということもありますので、神楽奉納の紹介記事のスペースにつきましては、わかりやすく紹介するべく次年度は研究してまいりたいと考えているところがございます。

また、神楽のPRも非常に重要なことであると思っておりますので、昨年度も文化祭の際に2階のロビーでランダムで流しておりました。そういう行事等ある中で引き続きビデオ上映等はしてまいりたいと考えているところがございます。

**7番（西沢さん）** 先ほど小学校、中学校のふるさと学習の中でということで、村上小学校でかつてクラブ活動で神楽の伝統芸能を学んでいたというご答弁でございましたが、ほかにふるさと学習というその中でビデオを見るだけでもいいですので、そういう計画というか、そういうお話みたいなことはないでしょうか。ぜひ1年に一度ぐらいそれを見る機会があってもいいのではないかというふうに思います。

それから、町の無形文化財に指定されている自在神社太々神楽ほか10の神楽に補助金が出ているわけですが、その額は太々神楽が12万円、そのほかの神楽保存会が1万円ということです。この神楽の保存、継承していくには本当に衣装の手入れとか、それから笛、太鼓いろいろおはやし方の道具とか、とにかく経費がかかるわけですね。ですが、その中で特に後継者確保のためにということで、新たにその補助金について検討をしていただきたいというふうに思います。どのようにお考えでしょうか。

**教育文化課長（宮下君）** 学校のふるさと学習の際に神楽の紹介をということでございます。このことにつきましては、また校長会等の中でまたお話をさせていただく中でご相談していきたいと考えているところでございます。

神楽保存団体に関する補助金の関係でございます。ご質問のとおり、現在11ある神楽保存会、保存団体には町から補助を行っているところでございます。各地区にある神楽につきましては、地区の神社などで行われるお祭りでの奉納など、各地域の関係する皆さんの努力により継承してきたものであり、地域の皆さんのご理解、ご協力、またご支援があつて継続的な活動ができるものではないかと考えているところであります。後継者の確保が難しい現状はご理解するところではありますけれども、町からの補助については当面は現状どおりで考えているところであります。

なお、獅子舞、獅子頭などの道具類の修理が必要となってくる場合も考えられますが、その際には財団法人自治総合センターなどの財団等が行う助成事業の活用が可能な場合もあります。その折々に代表者宛てに情報の提供を行っておりますけれども、詳細については文化財担当へお問い合わせいただければと存じます。伝統芸能の次世代への継承は地域の活性化、また元気な地域を図る中においても重要でありますので、今後も神楽保存団体と連絡を密にし、伝統芸能の振興を図れるよう協力してまいりたいと考えております。

**7番（西沢さん）** 今ご答弁の中で補助金については現行どおりとしたいということでございました。本当にご答弁の中で地域活性化のために神楽の振興を、保存をというお話でございますので、本当にその目的のためにというふうにお考えでしたら補助金についてももう一度検討していただきたいというふうに思います。

今回の一般質問の中で食べたい野菜もリンゴもブドウも、いつでも誰かがつくってくれると漠然と思っていました。しかし、そうではないと。農業についても、文化の継承についても、

今まで大切に守ってきたものが失われる。それも深く意識しない間に、これは大変なことだと思いました。今、まち・ひと・しごと総合戦略策定に向けて残された時間はわずかですが、いい機会だと思います。目標を定めて、より具体的に効果の上がる事業が盛り込まれることを願って、私の一般質問を終わります。

**議長（塚田君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時53分～再開 午前11時03分）

**議長（塚田君）** 再開いたします。

次に、9番 塩入弘文君の質問を許します。

**9番（塩入君）** ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をします。

今、安倍自公政権によって9月19日に安保法制が強行採決された以後も、全国で学生のシールズや学者の会、若いママさんの会、憲法9条を守る会等の多くの団体が、一昨日も日比谷で4,500人集まって集会やデモを行っております。今年の流行語大賞には、「アベ政治を許さない」、シールズの言葉が選ばれました。今でも憲法違反の安保法制に危機感を感じ、一刻も早く廃止したいという国民の願いです。安倍政権が安保法制に基づき自衛隊がアメリカ軍と一緒に武力行使をする訓練を今強化しております。軍事費も今までの最高の5兆円を見込んでおります。南スーダンへの駆けつけ警護も最初5月の予定でしたけれども、11月に延ばされて、参議院選を意識しての措置だと思います。これから国民が注視していかなければならない大きな課題だと思います。

さて、同じようにTPPの大筋合意についても、今まで国民には全く秘密のまま進められて、大筋合意ができたからといって、今どんどん進めております。野党が憲法53条に基づき臨時国会を開いて交渉結果の全体と、これからの日本の農林水産業にどんな影響があるか明らかにするように求めても、開こうとしません。これは明らかに憲法53条に違反しております。このように日本の将来にとって重要な安保法制、TPP、辺野古新基地について国会でも論議しようとしておりません。まさに独裁政治になりつつあります。

今日は、今後の日本の将来を大きく影響を与えるTPP大筋合意について質問したいと思います。

安倍内閣は、2013年に国民の反対を押し切ってTPP交渉参加を決定しました。それ以来秘密交渉が重ねられ、国民にも情報は全く伝えられておりませんでした。その間、坂城町議会としては意見書を上げたり、またTPPについて町が主催し学習会を2回持ちました。しかし、交渉結果がどうなるかわからない中、影響についてはほとんどわかりませんでした。

今回、大筋合意でわかってきたことは、全品目で95%が最終的に関税撤廃がされます。農林水産物については81%撤廃、国会決議で関税の対象から除外されるように決めた重要5品目、米、麦、牛・豚肉、乳製品、砂糖等が30%も撤廃されます。この重要5品目は日本の食

料自給率を維持していく上でも特に重要なものです。果物や野菜、水産物に至ってはほとんど全廃されます。

自民党は前回の選挙でこういう公約をしました。TPP断固反対のポスターをつくったり、政権公約でも明確に反対をしてきております。国民への公約違反です。長野県内でもJAがのによれば農林水産物の生産減少額は約392億円と試算されています。主な農産物でいえば米が30億円、リンゴが116億円、ブドウ42億円と試算されています。坂城町でも影響が出てきます。先日、産業振興課に聞きましたところ、出荷量と生産額についてはわからないと言われました。そこで私はJAの流通センターに行きまして、26年度の出荷額はどのくらいになっているかということもお聞きしました。そういう中で具体的にはですね、またちょっと後で言いますが、やはり大きな打撃を受けます。

また、日本の米について言えばですね、今までもミニマムアクセス米として毎年77万t輸入されていて、この米だけでも米がダブついて今年で3年連続米価が暴落しております。今度の大筋合意のアメリカからさらに7万t、オーストラリアからは8,400tも特別枠として輸入します。関税を別にして、特別枠として輸入してくるわけです。アメリカの米が入るとすれば、60kg当たり3千円から入ってきます。日本では60kg当たり生産費だけで1万4千円かかります。とても競争にはなりません。政府は、対策としてTPPで増える輸入米に相当する量、7万8,400tについては、国産米を備蓄米として買い取って、一定期間を保管し、その後、加工米や飼料用として出すと、こういうわけです。日本の農家がおいしい米をつくろうと汗水垂らしてつくったお米を加工米や飼料米にして、アメリカから輸入した米を主食用として日本の市場に出す。こんなことをしているのは世界のどこにもないではないでしょうか。

アメリカは、今度のTPP交渉の中で自国の利益を守るために自動車の関税撤廃を25年から30年後に廃止すると延ばしました。ところが、日本はTPP合意を優先させるために、国民の利益を後回しにアメリカの言うとおりに合意してしまいました。だからみずから決めた国会決議まで守られないと、こういう事態が生まれたわけです。

私は先日、JAちくまの所長さんと専務さんとお会いして聞きました。お二人ともこれから大きな影響が出ると思うから本当に心配している。特に農産物の重要5品目の国会決議は何としても守ってもらいたい、働きかけてほしいという話をされました。共同通信社の首長アンケートでも、県内の首長51%が反対しています。賛成は、わずか軽井沢町、坂城町、小川村の3町村だけです。どちらかといえば賛成が10市町村で、合わせても16%に過ぎません。反対理由の主な反対理由は、食料自給率が下がる、重要5品目は関税撤廃から除外するよう求めた国会決議が守られない、国産米のさらなる値下げが予想される、米農家にとっては立ちゆきができなくなると回答しています。私はもっともな意見だと思います。

TPPは、農林水産物の関税撤廃以外にも大きな問題があります。食品の安全・安心の問題、医療・保険がアメリカの大手企業によって国民皆保険制度が壊される問題等々、日本の将来にとって大きな影響を及ぼす内容を含んでいますが、これらについてはまだ明らかにされておられません。今後、国会で明らかにし、国民的な論議をしていくことが求められています。

TPPは坂城町にとっても大きな問題があります。そこで具体的に質問をしたいと思いますが、第1に町長はTPPに賛成していますが、その理由は何でしょうか。県下で3町村の首長だけです。安保法案の強行採決後の調査でも賛成されました。町民、憲法学者の大部分が憲法違反だと断定している。しかも町民の中に反対する人も多く、町長が何で賛成されたか疑問を持ちたり怒りを持った人も多くいました。町民の代表としての見解ですので、TPPに賛成した理由については責任を持って答弁をいただきたいと思います。

2番目に、大筋合意について食料自給率が39%から13%ぐらいまで下がると、これは完全撤廃された場合ですが、と予想されています。これで食料主権が守られると考えているか。

3番目に、日本の農業、水産業に壊滅的な打撃を与えると予想されるが、どうか。

4番目に、農林水産物の重要5品目を守るという、これは自民党もみずから決めた国会決議ですが、これが守られなかったことについてはどう考えるか。

5番目に、食品の安全、医療・保険等の国民の生活に大きな影響を与える心配があるが、どうでしょうか。

#### ロ. 町としての対応について

まず第1に、坂城町の影響についてどうお考えになっていますか。またこれからの総合戦略に向けてどう対応されようとしていますか。

2番目に、秘密交渉のため明らかにされない部分もたくさんありますので、前回と同じように学習会を持ち、情報提供や国民の意見を十分に聞く必要があるのではないのでしょうか。また今後、国会承認や批准をしていかないと正式決定にはなりません。そのために町村会を通して国会決議を守るように働きかけるべきだと思うが、どうでしょうか。以上で第1回目の質問とします。

**町長（山村君）** TPPに関してのご質問がありました。昨日も沖縄の米軍基地の話がありましたけれども、国政の問題について町の議会で議論するというのは、いささか異論もありますけれども、しかしながらも、共同通信、それからあと信濃毎日新聞でも掲載されましたように、TPPについては、私は賛成だという意思表示をしましたので、今ご質問にありましたのでご説明したいと思っております。これは町の意見というよりは、私の個人的な見解ということでご理解いただければというふうに思います。

さて、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）、これはアジア太平洋地域において物の関税だけではなくてサービスあるいは投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電

子商取引、国有企業の規律、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定であります。これには日本を含む12カ国が交渉に参加しており、去る10月、米国アトランタで開催されましたTPP閣僚会合において大筋合意に至りました。この合意につきましては、今後日本経済が少子高齢化などを背景に国内市場が縮小していくことが懸念される中で、世界経済の3分の1を占める大きな経済圏が生み出され、力強い経済成長を実現するために極めて重要であると考えております。また、特に坂城町、当町は工業を基幹産業とする町でもあります。自由貿易による恩恵を享受できる最大の町であるというふうに考えております。

また、農業においても新たな市場が開拓できる好機と捉え、輸出による需要の拡大、それに伴う流通販売の多様化と生産現場の体質強化、生産性の向上による所得の増加など、経済感覚の鋭い農業経営体の育成及び攻めの農業への展開が図られるものと考えております。

食料自給率の低下の懸念についてのご質問もありましたが、食料・農業・農村基本法において食料の安定供給の確保について規定されており、将来にわたって良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならないとし、そのための方策として国内の農業生産の増大を基本とする一方で、輸入及び備蓄を適切に組み合わせなければならぬと考えております。食料安全保障については、先進諸外国と比較しても日本が低いことは、これは否めません。現実的には穀物、園芸、畜産のおのおのにおいて、何をどれだけ国内生産で維持・拡大し、何をどれだけ輸入に依存するのか、国策として検討すべき事項であるとも考えております。

また、農業への壊滅的打撃とのご意見につきましては、TPPによる影響試算が一部報道で示されております。例えば米については、国が備蓄用として毎年買い入れている米の量を増やすことで影響を抑えることを検討しているほか、小麦や果樹なども段階的に関税を引き下げるとされております。日本の農産物は高品質であることや、個別化されていることも含め、作物によって影響は限定的と見られている部分もありますが、TPP関連の対応施策など国の具体的な事業が示されていない中で不安感が先行している現状では、正確な情報を精査しながら動向を注視していく必要もあると考えております。

さて、重要5品目、これは米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖の原料を守るとした国会決議、実はこれは国会決議ではなくて、実際には農林水産委員会決議であります、につきましては、首相みずからが重要品目を関税撤廃の例外とすることができたとした上で、国内農業への影響は最小限に抑えるために、政府内に全ての閣僚をメンバーとするTPP総合対策本部を設置するとした考えを示しております。これも今後の動向に注目したいと考えております。この重要5品目については、率は別にして関税撤廃ではなかったということで守ったということでもあります。もっとも関税撤廃の例外をこのように多く要求したというために、先ほどもお話ありましたけれども、アメリカが自動車にかけている2.5%の関税は15年後から削減され、25年後にやっと撤廃されるということになりました。一方、来年から自動車の関税が完全に

撤廃される韓国に比べて、日本の不利益性は25年間も固定されることになったということがあります。

また、食の安全につきましてはGMO食品、これは遺伝子組み換えですね、ポストハーベスト農薬、これは収穫後の農産物に対する殺菌剤などをかけるということですね、ポストハーベスト農薬、あるいは残留農薬や食品添加物の問題などへの懸念が指摘されています。日本の食品の安全性に対する消費者意識は高いため、国内生産されるものについての安全性は確保されているものの、輸入される農産物、農産品、加工品については消費者の自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に資する加工食品の原料原産地制度について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行うとされています。最終的には消費者がそれを判断するための食品表示にどう反映されるかということもありますが、流通段階以前の水際でどうやって食の安全を確保するかということにもなると思っております。

また、医療・保険については現時点で大きな影響はないのではないかと考えております。

また、坂城町への影響ですが、農業については報道等でブドウ、リンゴなどへの影響が少なからず想定されておりますが、国ではその影響は限定的としている一方、中長期的には収益が減少する可能性も示唆しております。また反面、TPPによる市場拡大についても国内需要のみに縛られることはなくなり、グローバル経済の中で国際競争を強いられることとなりますので、より一層競争力の高い地域ブランドの確立など、高い経済感覚を持ち合わせた経営体の育成が必要となってきます。

対応策につきましては、総合戦略においても掲げているように、今後経営体の世代交代や、さらなる新たな就農者の確保が必要となることから、定年帰農を含めた新規就農者の確保、育成や1次製品の生産から加工、流通まで含めた収益性の高い農業を目指す農家や事業者の要請を図るため、農産物等地域ブランド化事業補助金による商品開発、改良、販売促進などの事業を推進してまいりたいと考えております。

また、学習会開催とのご提案でございますが、国は農業の競争力強化や輸出促進など攻めの対策と経営安定対策の充実強化などの守りの対策を大きな柱として進めていくことが予想されます。また、工業関係についても、さまざまな対策が図られるものと思われまますので、これらの施策の情報提供を踏まえての学習会、あるいはセミナー、あるいはシンポジウムでしょうか、これを開催することができれば、来年の春ごろ、4月から5月には計画したいというふうに考えております。多分アメリカはこれ批准するのが大統領選挙の後になるかもしれないということがありますので、来年それまでの間にですね、我々しっかりと情報を求めて確認して勉強会をしたいと思っております。

国会決議の遵守、実際には先ほど申し上げたように実際には委員会決議なんですけれども、国会決議の遵守につきましては、今年5月26日の町村会の決議において、TPPについては

国会決議に基づき農林水産物の重要品目の関税など国益を守るという姿勢を貫くとともに、国民生活への影響や交渉内容等について十分な情報提供を行い、国民の理解を得られるよう最大限の努力をしております。町村会として今後どのような対応をするかについては、協議の上、決定していくものと考えております。

いずれにしても、私が賛成と答えましたのは、あくまでも坂城町の町長として、山村として答えました。坂城町の工業生産は約2千億近い、1,800億、1,900億あります。圧倒的に輸出型の企業がつくっているものであります。それから先ほど申し上げた農業については、新たな積極的な戦略を掲げて農業推進していくということが何より大切だと思っております。そういう意味で町の工業経営者、企業の方に、いろんな方とお会いしましたが、TPP反対する人は誰もいません。それから町の中の商品加工業者、食品加工業者ほとんどの方が賛成であります。したがって、坂城町の町長としてはTPPについては賛成であると。先ほど申し上げた問題点を早目にクリアして、積極的に施策を進めるということもこれからも努力していきたいというふうに思っております。以上であります。

**9番（塩入君）** 今、町長から答弁されましたけれども、特に私がですね、心配した質問についてまだ十分答えていただけない部分もありますけれども、今の町長の見解について、私の意見も含めて最初に述べておきたいと思えます。

今、町長後半のほうでおっしゃられましたTPPに参加した理由は、工業の町だ。確かに輸出して坂城町は工業の町でね、ずっとやってきました。そういう意味ではメリットもあるかもしれないというお話もありました。それが一番大きな理由かもしれません。しかし、これはこのTPPというのは今まで輸出、工業の分については輸出を盛んにしてきたんですが、常に農業は犠牲に、ある意味では犠牲になってきている、それも事実です。特に今度のTPPによって、先ほど同僚の方も質問しましたが、坂城町の農業は一体どうなるのかという心配をしている方もたくさんいることも事実です。そういうことからね、このTPPの問題は単に国だけの問題じゃなくて、本当に私たち町民一人一人に影響してくる問題だというふうに僕は捉えております。

それで私の考えですが、日本の農業というのは外国と比べて農地面積が少なく、しかも中山間地が多いために家族を主体とした集約農業をしているわけです。そのためにより安全でおいしいものをつくるのが特徴です。ほかの国にはありません。年金生活になっても農業収入でカバーし、生涯自然とかかわり楽しい生活をするというのが日本農業の特徴です。そういう意味で健康長寿にも大きな影響を与えていると私は思っています。しかも、この農業によって美しい日本の自然環境が保たれてきたことも事実です。

町長は、この日本の農業の特徴を本当に理解されているかどうか分かりませんが、関税を撤廃にしてアメリカやオーストラリアと対抗する強い農業をつくるんだと、輸出していく

ような農業をつくるんだというふうにおっしゃられました。しかし、撤退してしまうと、例えば農地を集約して大規模経営に中山間地でやったとしてもですね、企業が出てきてそれを買って大規模経営をしても、企業というのは申すまでもなくもうけが主体です。もうけなければ撤退します。では、撤退した後は一体その農地はどうなるのか。これはやっぱり放棄地になって荒れてしまう危険性があるんじゃないかという心配もあります。今まで日本の農家はどんなに自由化で安くなっても減反されても、じっと我慢して農地を守り続けてきたわけです。そのために日本の農業と美しい田園風景が守られてきたというふうに私は思っています。そういう意味で、ただ単にこれから農産物の関税を撤廃するのではなくて、本当に食料の自給率をアップさせるために、アメリカやヨーロッパのように国の手厚い保護政策をすることによって、日本の農業も発展するんじゃないかというふうに思っています。

そこで質問しますけれども、今のあれですね、食料自給率が現在39%です。カロリーベースです。これが世界の先進国の中でも最も低い自給率ですね。これをやっぱりアップさせない限りはできないということで、もしですね、この自給率が今後10%台に、または20%に下がってしまうとすれば、ほとんどの食料は外国の食料に頼る、こういう事態が生まれるわけですね。こういう国は先進国ではどこにもありません。私もデータを調べてみました。先進国でカナダは258%です。アメリカは127%、オーストラリアは205%、フランスは129%と、カロリーベースです。これどの国もみんなこれは輸出国になっているわけですね。だから、全部自給しています。じゃあドイツはどうかというと96%、イギリスも72%。このように、先進国は自分の国の食料は自分の国の責任で賄うという食料主権が確立しているわけです。

アメリカやヨーロッパでは農業は国民の命を守って、しかも自然環境を守っていく上で本当に第一に大事にしている産業と考えています。だから農家は価格補償を初めとして手厚い保護はどの国でもされているんです。ところが、日本は全くされていないと。全くじゃないけれども、余り積極的にやっていないというのが現実です。もしこれから異常気象が起きた場合に、外国から当てにした輸入が入ってこない場合にどうなるのかと。そしたらすぐに日本で賄うということはできません。一旦荒れてしまった土地は長年かかります。そういう意味で安倍内閣が本当に国民の食料に責任を持つという、国の責任ですね、政府の責任ですね、これを私は放棄するものじゃないかと。余りにも世界の流れに逆行しているんじゃないかというふうに僕は考えます。

それから第2に食料の安全の問題です。先ほど町長もおっしゃいました。これもこれから大きな問題になってきます。今まで中国から輸入された毒入りギョーザの問題は皆さんもご承知だと思います。また少し前アメリカから狂牛病の牛肉も入ってきたというようなことで問題になりました。未然に防ぐことができなかったものがたくさんあります、今。現在でも私も

ちょっと調べて、輸入食品のチェック体制がどのくらいできているかという、たったあれです、1割ぐらいなんです、正確にやるのは。あとの9割はほとんどノーマークで市場に出されていると、こういうのが実態です。これから外国から9割のものが入ってくるとすれば、その輸入食品の中には特別ポストハーベストとか、本当に防腐剤がたくさん振られるわけですね。そういう中でがん物質がたくさん入っている。また遺伝子の組み換え食品も大量に入って、それもチェックされなくなると。そうすれば発がん物質と言われているものがたくさん含まれているわけですが、一体それでも本当に食べますか。やはり日本の消費者団体が一番心配しているところだと思います。坂城町として今の食品の安全を守るために、どうやってこれからやるのか、その辺もお聞きしたいと思います。

次に口のほうへ移りますが、先ほど町長から幾つか答弁されました。一つだけお聞きしたいんですが、私も米農家、6町歩、坂城町でつくっている農家に聞きました。米どうですかと聞くと、とても今のままではやっていけないと、毎年毎年米が下がると。1kg200円を割っていると。1kg200円ですよ、割っていると。これでは農業をやっても本当にやっていけるかどうか分からない。これから耕作面積を減らそうと考えていると、こうまでおっしゃいました。

また、新規農業ね、今年9名入りまして、またこれから15名を目標にするということで、新規農業者に対して、ブドウづくりを初め盛んに頑張っておられますが、その方にお聞きしてもワイナリーのブドウづくりが、これからTPPの関税撤廃の中でブドウは完全に撤廃されるわけですね、本当に心配だと。生食ブドウも含めてこれから心配だということで、本当に憂いておりました。もう市場を歩けば1年中生食のブドウもあるし、300円、500円のワインもあると。本当に生活が大変になれば日本のブランドを食べたいんだ、飲みたいんだけど、それも買えないと。そういう中でどうしても安いものを買ってしまうと。そういう状況の中で果たして坂城のワイナリー、千曲川ワイナリー構想もありますが、本当にそれやっていけるのかということで今心配していると、こういうふうに悩みをいっぱい出してくれたんです。

そこで、先ほど同僚議員が言いましたように、坂城町のね、本当に農業をこれからどうするのかと。私も産業振興課に坂城町が出荷するブドウとかリンゴはどうなっているんだと、現状わかるかとお聞きしたらわからないと。これは先ほど説明がありましたからわかりましたけれども、そこで農協の流通センターの方に聞いてみました。これは26年度ですね、ブドウが販売額が、これは農協だけです、7億1,349万円と。7億からあります。リンゴが2億1,255万9千円あります。こういう実態があるんですが、これはもちろん町全体じゃないんです。農協に出荷される方だけの量だと思います。それが今度TPPでどういうふうに影響になるかという、大体ブドウの場合は2億ぐらい減っちゃうと。それからこれは県の農林課の計算です。リンゴだと6千万は減ってしまうという予想をされているんです。いずれにし

ても下がることは事実です。

そこで、こういう本当に現場で農業にかかわっている人たちの生の声を町長にもぜひ聞いていただき、やっぱり中心になる農業支援センター、これが本当に本気になって今の農家の実態を聞いて、それで町や県に対してどういう要望をしてもらいたいかということを実際になって聞いてこれからの対策を立てないと、TPPの影響に太刀打ちできなくなるんじゃないかという心配があります。そういう点でね、ぜひこういう人たちの実態を酌み取って生かしてもらえないかと、これが質問です。以上2点お願いします。

**町長（山村君）** いろいろご質問されましたので、私が何点かお答えします。それで産業振興課長がフォローしてくれるというふうに思いますが、まず前半のお話はですね、基本的には議員に賛成なんです、全体的にはですね。

つまり何かというと、特に戦後の日本の農業政策のこれは破綻だと思います、基本的には。例えば、世界と比べた農業のあれされていましてけれども、じゃあ世界でですね、こんなに戦後長い間、減反政策をとっている国はありますか。ウルグアイラウンドのときにはヨーロッパではどうしたかということ、基本的には戸別補償をしたわけですね。物はどんどんつくって、その差額補填をすると。前にも議会で私申し上げたかもしれませんが、本当はそういう政策をとらなきゃいけないんですね。農家は安心してつくりなさいと。けども、現実問題、減反政策ずっと続いてたわけです。体力を取ってきたわけです。大きな耕地をどんどん小さくしてきたということなんです。

けども、まだまだやる手はあると思っております。特に北欧ですね、北欧のフィンランドなんかは、国土の狭いところで新しいそのインハウスの農業といいますかね、工場、野菜工場みたいなものをどんどんつくって輸出しています。そういうことは、まだまだ日本だってできます。それから先ほど西沢議員さんのご質問の中で産業振興課から答えましたけれども、リンゴ、ブドウについては10年前に比べて、2010年に比べて3割、4割減ったけれども、稲作については56%増えたと、耕地がですね。これはそういう努力をされてきたわけですね。ですからそういうことは、まだまだやらなきゃいけないというふうに思っております。

農業支援センターにつきましては、私はワインづくりをやるときに大変お世話になりました。もっともっとお願いしなきゃいけないと思っております。それから新しい担い手の育成などについても全部やっていただきました。これますます支援センターと一緒にですね、新しい形の攻めの農業をどうするかというのを一緒に考えていかなきゃいけないというふうに思っております。残りは全部塚田課長が答えますので、済みません。

**産業振興課長（塚田君）** まず農業の振興の問題ということで、ご質問にありますTPPについてですが、TPPがなくても農業の衰退といいますか、そういうものはずっと続いてきているというのが事実でございます。その中で、特にリンゴ農家、ブドウ農家の方々は自己防衛とい

いますか、自分たちで何とかしようという方々も多くいらっしゃいます。ネット販売、農協出荷だけでなく、ネット販売等に生きる道を見つけている方々もいらっしゃいます。今後はやはりそういう攻めの動きが必要になるかと思えます。その中で町として農業支援センターも中心となって、そういうような攻めの施策、そういうものをやはりしていかなければいけないのかなというふうに考えております。

また、米農家の方々、やはり町内の水田を集約していただいで進めております。確かに、米価の引き下げによります影響は大きいものがありますけれども、そのほかにもやはり一番問題となっている悩みの種となっているのは、その借りる農地の賃料と申しますか、賃借料が昔のままなんです。10年、20年前から同じ金額という場合が多いもので、やはりそこら辺もやはり所有者の方々の理解を得る中で、妥当な賃借料というものも設定していかなければいけないのかなと、そういうものも考えております。やはり今後課題が多い農業でございますが、皆様のご協力をお願いしたいと思います。

**9番（塩入君）** ただいま町長と課長から答弁いただきました。町長の中で、本当に日本の農業が今までも十分恩恵にこうむってこなかったと、もっと手厚くやるべきだったと、こういうお話がありました。ヨーロッパや外国では本当に手厚く農業を守っているからこそ、自給率が守られていると思うんですね。そういう意味でこれからぜひ、ともに考えていきたいと思えます。

## 2. 健康なまちづくりについて

安曇野市の隣にある松川村は、目指せ健康長寿一番の村の取り組みの中で、ついに平均寿命男性の部門で82.2歳で日本一になりました。高齢になっても自分の畑でおいしい野菜や果物をつくる働く場があり、それが生きがいであることも重要です。それと村の福祉課が村民とタイアップして積極的な取り組みをしています。特定健診の受診率をアップさせるための保健指導に力を入れ、全戸訪問して受診を積極的に呼びかけたり、受診した人には保健師が住民一人一人時間をとって丁寧に説明しアフターケアをします。その結果、今まで受診が40%だったのが55%までアップし、医療費が下がっています。また、がんの予防を強化するために大腸がん検診を無料にし、肺がん検診も2千円から600円に下げ、自己負担を大幅に減らしました。その他高齢者の自主的なサークルが92もあり、仲間と一緒に運動したり歌ったり楽しんだりしているのも長寿の秘訣です。

さて、坂城町はどうでしょうか。まず平均寿命と健康寿命について見ると、坂城町の平均寿命は男子が80.6歳、女子は86.2歳で、男女とも長野県平均より低いです。健康寿命は男子が78.4歳、女子が82.4歳で、男女とも全国、長野県平均より低いです。町民1人当たりの医療費も年間約36万で県下で10番目に高いし、後期高齢者に至っては年間93万余で県下でワーストワンが4年間も続いております。そのために国保税の値上がりも心配しております。議会報告会の折にも、多くの方から意見が出され、町や議員は医療費を下げると

に、予防医療に町ぐるみで取り組んでほしいという意見も寄せられました。そのとおりだと思います。

そこで質問したいと思います。

イ．町民の健康実態は

1に、死亡率の高い病名の順位はどうか。またその原因はどのように捉えているのか。どんな取り組み課題が見えてくるか。

2番目に、特定健診の受診率をアップさせるために、平成26年、27年の取り組みの状況はどうか。

3番目に、受診率65%達成させるために、今後重点的に取り組むことは何か。例えば保健師、栄養士による保健指導の徹底をどうするか。正規・パート職員も臨時に増やして、一時的に増やして、集中的に取り組めないか。また各区ごとの学習講座を初め保健補導員の力をもっと引き出してもらえないか。

ロ．健康づくりの計画は

第1に、健康づくりにかかわる団体や個人が集まり、実践交流の場を町として計画できないか。例えばスポーツ推進員の方、保健師や栄養士、養護教諭の皆さん、それぞれの立場で健康に携わっている皆さんが、ここで坂城町の子供から大人までの健康実態を把握して、その上どんな取り組みをしたらよいか話し合っ町民全体で交流する。名づけて町ぐるみ健康を考える会とでもして、町のほうで計画はできないでしょうか。そしてだんだん町民主体の取り組みに移していく方向で進めてもらえないかどうか。以上、第1回目の質問とします。

**保健センター所長（村田君）** 2の健康なまちづくりを目指して、イ．町民の健康実態は、ハ．健康づくり計画はについてお答えいたします。

町の死亡原因につきまして、最新データであります平成24年の死亡率を全国の統計と比較できる方法である人口10万の比率で見ますと、当町の第1位はがんで68人が亡くなられており、比率にしますと44.4. 2、第2位は心疾患で34人で22.2. 1、第3位は肺炎で26人で16.9. 8で、がんによる死亡率が最も高く、国・県に比べても当町のがん死亡率は高い状況となっております。

がんの部位別死亡状況を平成22年から24年までの全がん死亡に占める割合で見ますと、男性は肺がんが26.8%で最も高く、次いで大腸がんが12.2%。女性は大腸がんが19.6%で最も高く、次いで肺がんが11.8%を占めており、当町では男女ともに肺がんと大腸がんによる死亡が多い状況であります。がんを引き起こす原因として、たばこやアルコール等の発がん物質、ピロリ菌、ヒトパピローマウイルス等の細菌やウイルスの感染が考えられておりますが、加齢や遺伝的要因等避けられないものもございます。

以上の健康実態から、今後の課題としましては、がん検診の受診率の向上を図り、がんの早

期発見、早期治療によりがんによる死亡の減少に努めていくことが重要と考えております。

次に、平成26年度、27年度の特定健診受診率向上のための取り組みについてでございますが、平成26年度から町民を対象として27自治区の公民館で地区健康づくり講座を開催し、特定健診の受診啓発に努めております。町が実施している国民健康保険加入者の特定健診では、対象者が受診しやすい方法として、集団健診において夜間健診と休日健診を実施し受診率の向上に努めております。平成26年度から新たに導入した40歳スタート健診では、受診料金の補助と訪問等による受診勧奨、健康意識の高揚を図ることにより、40歳の方の受診率が前年度の28.6%から60.5%に向上いたしました。平成27年度におきましても引き続き40歳スタート健診の対象者に個別支援による受診勧奨を進めております。

特定健診の未受診者対策といたしまして、集団特定健診の希望者で未受診の方、前年度受診され今年度未受診の方について訪問、電話等により受診勧奨を図っております。また平成27年度からは生活習慣病で治療中の方について、訪問により健診結果の情報提供と重症化予防のための指導を行っております。

次に、保健師、栄養士による保険指導体制についてですが、平成26年度に保健師1名を増員して体制強化を図りました。今年度は在宅保健師1名、在宅栄養士3名を含め、保健師5名と栄養士4名で結果報告会、特定保健指導、重症化予防訪問等の個別保健指導を実施しております。

健診受診率の向上につきましては、一人一人の健康意識が重要であり、そのためには関係機関との連携を強化し、幼少期から継続した健康づくり活動を展開していくことが、町民の健康意識の高揚につながるものと考えております。現在、小・中学校の養護教諭や食育給食センターの栄養士、町の各部署の関係職員と連携を図り、小中学校健康づくり関係者連絡会議や食育推進会議を定期的で開催しております。また今年度、筋力の維持・増進を目的として、町スポーツ推進員さんに坂城町の歌に合わせた健康体操をつくっていただき、今年度の地区健康づくり講座で実践し町民の健康づくりに活用していく予定でおります。

保健補導員さんにおきましては、地域住民と行政のパイプ役として各種検診の案内通知の配布や検診申込書の取りまとめ、健康に関する研修会や学習会の参加など、健康づくり活動にご協力をいただいております。保健補導員さんが健康に関する学習を重ね、みずから健康意識を高め、その知識を家族や地域の皆さんに広めていただくことで、地域ぐるみの健康づくりが広がるものと考えております。

次に、口の健康づくり計画はについてお答えいたします。健康づくりにかかわるさまざまな団体が一堂に集まり、実践・交流の場を町として計画できないかについてでございますが、現在、町民の健康増進事業につきましては、坂城町健康づくり計画すこやかさかき21に基づき健康づくりを推進しております。すこやかさかき21の策定に当たりましては、町議会、民生

児童委員会、保健補導員会、スポーツ推進員会、医師会、小・中学校など、各団体の代表者にお集まりいただき計画の策定をいたしております。今後、必要に応じて委員の皆様からご意見をいただき、すこやかさかき21を基本としてお出しいただいたご意見を健康増進事業に反映させていきたいと考えております。

ご質問の健康づくり推進協議会の設立につきましては、今後必要性を含め検討してまいりたいと考えております。

**9番（塩入君）** 今、保健センター所長から答弁がありましたけれども、特に時間の関係もありますので二つ質問したいと思います。

一つはですね、やっぱり今までの、特に26年、27年の保健センターを中心とした皆さんの努力で、本当に47%から48%台に上がってきたと。しかも40歳を節目にまた始めたということで、保健師の皆さんが町内に出てね、実際に外へ出て訪問されて頑張っておられるあの様子を聞いて、本当にこれからもぜひ続けてほしいなという思いをしているわけです。しかしですね、まだ48%です、まだ。65%を目標にするには、これからも一段と具体的な取り組みをしなければならないと思うんですね。

私が幾つかの市町村を調べたんですが、南信のほうは割合と60%超えているところが幾つもあります。それで特に松川村、さっき紹介しましたけれども、松川村も初めは悪かったんだけど、隣の池田町に相談して、学んであそこも55%まで上げたんだよという話をされたんですね。そこで私も池田町へ行って聞いて、実際にどんな取り組みをされたかということ、一つはですね、やっぱり保健師が4人体制で栄養士3人ということで、まだ受けていない人に対して回って歩いているんですね。しかし全くまだ、受診した人を後の保健指導で回るのはわかりますけれども、まだ受けていない人に対して訪問している、そういう取り組みまでされているというのが実態です。それでじゃあ池田町の受診率はどのくらいになっているかということ、受診率が68.7%です。それで保健指導、アフターサービスですね、が87.8%と、こういうふうに進んだ取り組みをしています。

坂城町もすぐ一挙にそこまで行けとは言いませんけれども、本当に保健師の数または栄養士の数、向こうと比べるとやっぱり人口比に比べて非常に少ない。それで池田町の場合は1万300人です。5千人近く低いわけですが、それでも栄養士3人、保健師4人の体制。これは介護の別のあれですね。4人で回っているという話を聞いて、やっぱりパワーが必要、スタッフのパワーが必要というふう思うんですね。そこで予算の関係もあるかと思うんですが、ぜひ一時的でもいいですから、何とか臨時でもいいですから集中的に取り組んでやれるような計画ができないかどうか。これが第1点です。

それから2番目に、町全体でね、いわゆる健康を考える集会みたいなのをできないかということで、先ほどお聞きすると本当に保健師、それから体育の推進員ですね、それから栄養士、

学校の養護教諭、さまざまな人が集まって交流会を持っています。しかし、それが町全体に関心を持っていてもらえないという弱さがあるんですね。やっぱり町民みんなで集まって、そういうのを聞きながら、坂城の子供の健康実態、それから大人の実態がわかって、じゃあどう取り組めばいいのか、みんなで考える場というのがぜひ必要だと思うんです。そういう意味で、ぜひそういう方向を考えてもらえないかどうかということです。そういう質問です。

**保健センター所長（村田君）** 特定健診の受診率を訪問活動で現在も行っていますが、マンパワー不足ではないかということでございます。マンパワーにつきましてはとても重要なことだと感じております。現実的には在宅のスタッフ不足という課題も残っておりますが、今後マンパワーに向けて在宅のスタッフ等検討させていただきたいと思っております。

それから、町民全体の健康の場を設けたらどうかということでございますが、こちらに関しましてとても重要なことと思っております。町民が一堂に会してできるような健康の場、今後の必要性に応じて考えてまいりたいと思っております。

**9番（塩入君）** 今答弁にありましたように、ぜひ強力に進めていただきたいと思います。

さて、今日のまとめになりますが、今日は日本の農業、農林水産業に大きな影響を与えるTPPについて質問しました。まだ公開されていない部分がたくさんあります。国民はやっぱり具体的に知る権利を持っているわけです。日本の美しい自然の中で収穫された、安心・安全な食糧を確保し、食料自給率をアメリカ、ヨーロッパ並みにアップさせることが、日本の農業の未来を保障することと思っております。

村を挙げて特定健診の受診率をアップさせた男性寿命日本一の松川村は2年前、TPP交渉参加に反対するために、村の庁舎の前にTPP反対の垂れ幕を下げている村でもあります。田畑で家族そろって働き、安心・安全なおいしい食料をつくりそれを食べる、これが長寿の秘訣でもあります。日本の農業の原風景です。いつまでも守り続けたいと思っております。以上で一般質問を終わります。

**議長（塚田君）** ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時03分～再開 午後 1時30分）

**議長（塚田君）** 再開いたします。

14番 入日時子さんの質問を許します。

**14番（入日さん）** 1. 第5次長期総合計画について

28年度から第5次長期総合計画の後期計画がスタートします。素案がつくられ、今後町民からの意見も取り入れながら決定されることと思っておりますので、私からも何点か要望したいと思います。

イ. 空き家の活用について

町でも空き家バンクの登録が始まりました。各区長さんにも空き家の調査を依頼し、まだ集

計途中ですが、約150件余りの空き家があると聞きました。各区でも増え続ける空き家の対応に苦慮しています。11月に町内9カ所で議会報告会を開催しました。その中で空き家の活用についてもいろいろな意見や要望が出されました。

町内企業に勤めている人に、坂城町に住んでもらいたいが、空き家を町が改修して1万円から2万円ぐらいで貸してもらえないかという要望や、町には青少年ホームがない、保育園や児童館はあるが、中学生や高校生の居場所がない、これでは子供たちは町を出ていってしまう、子供時代にいろいろな体験をし、ふるさとのよさを知っていれば進学で町を離れてもまた戻ってくる、そういう体験をする場所、交流の場所が必要だという意見もありました。坂城町のよさを知ってもらうため、空き家を改修し田舎暮らしを体験してもらう体験ハウスなど、いろいろな活用方法があると思います。町に新たな定住者を増やすためにも空き家の有効活用が必要だと思いますが、空き家の活用についての答弁を求めます。

#### ロ. 商店リフォーム補助金設置を

坂城町は商店街がなくなり、食料品など日常の必需品を買えるお店が近くになくて困っているお年寄りが増えています。買い物難民の問題は議会でも何回も取り上げられ、移動販売車も来るようになりましたが、時間が短い、決まったものしかないなど、利用者が減ったところはやめる地域も出ています。やはり地元の商店を守り育てないと、高齢者は買い物に行く場所がなくなってしまいます。町には商工業振興条例があり、店舗の新設や増設等には補助金制度があります。しかし、店を改修する場合の補助金制度はあるのでしょうか。工業の町坂城として工業には力を入れてきましたが、商業は個人商店任せだったと思います。若者定住アンケートでも、商業の活性化が大きな比重を占めています。

後期基本計画案の中でにぎわいを創出する商業振興で、まちづくり組織支援や商機能の充実が述べられ、買い物しやすいまちづくりに努めるとあります。暮らしていくためには必需品が買えるお店が近くにあることが重要です。年をとっても安心して暮らしていくために、どこに、どういうお店が必要なのか、そういう視点からのまちづくりが今求められていると思います。商業を支援する施策として、商店が店を改修する場合等に補助金が出せないか答弁を求めます。

#### ハ. 道路整備について

現在、A01号線の南条地区など道路整備が進行中ですが、産業道路の文化センター交差点から坂城側の拡幅工事はいつごろになるのか。特に坂城高校下の交差点は通学路でもあり、大型車が旭ヶ丘方面に回るため、朝の時間帯は要注意箇所です。通学路の安全を図るということで、教育文化課でも現地調査をしましたが、改善されてはいません。国道田町交差点からバラ公園へ行く堤防道路は国交省の管轄であり、今まで何人もの議員が質問していますが、千曲川の管理道路なので車道としては認めないという国交省の答弁でした。千曲市や上田市は堤防道路が車道として使われているのに、坂城町はなぜ許可されないのか、多くの町民は不満に思っ

ています。堤防道路として認められ、もっと道幅も広く頑丈にすれば、大水が来ても耐えられる堤防になると思います。特に御堂川のところは少し下がっているのかさ上げをし、ばら祭りのときにマイクロバスが通行できるようにする必要がありますと思います。

議会報告会で立町の方から、立町は歩道がない、子供と散歩に行くが、車がスピードを出してくるので危ない。子供やお年寄りが安心して歩ける歩道をつくってほしいという要望が出されました。確かに電柱があったりして、歩道としては歩きづらい通りだと思います。駅前にはバリアフリー化になりましたが、生活道路の整備がおこなわれているのが現状です。これらの道路整備について答弁を求めます。

## ニ. まきストーブ購入に補助金を

後期基本計画案に、資源を生かした林業振興があり、森林は経済的効果だけでなく、環境保全や景観、山地災害防止等の効果もある。地域振興の面からも多様な機能を有しているとあります。坂城町は森林が68%を占めています。森林の活用を図り、森林を手入れすることの必要性は実感していると思います。近年、企業による森づくりが始まり、坂城町でも企業が森林整備にかかわるようになりましたが、多くの山林は手が入らず荒れたままになっています。山林が荒れたまま放置されると、土石流災害を引き起こす要因にもなります。山林の手入れをするには、木材の利用を高めることが必要です。

町では、自然エネルギー促進のため太陽光発電やペレットストーブ等に補助金制度を導入しました。しかし、ペレットストーブは寒冷地の暖房機器としては火力不足で余り暖かくなりません。火力の強いまきストーブでなければ、信州の冬の寒さは耐えられないと思います。長野県でも県産材の活用促進のために住宅リフォームとあわせて、まきストーブやペレットストーブに補助金を出すようになりました。スマートタウンを目指している坂城町ですから、まきストーブ設置にも補助金を出し、地球温暖化防止に力を入れる必要があると思います。スマートタウン構想に力を入れている町長の答弁を求めます。

## ホ. 18歳までのインフルエンザ予防接種に補助金を

2013年の3月議会でも質問しましたが、任意接種なので保護者の負担で行ってほしいという答弁でした。山村町長は子育てや教育にも力を入れ、第3子以降の保育料の無料化、18歳までの医療費無料化も来年度から実施すると伺っています。保育園や学校など、集団生活の場ではインフルエンザの感染による学級閉鎖や休園等が起こり、罹患していない子供や保護者にも大きな負担をかけることとなります。特に中学生は受験を控え、体調を崩したり欠席による授業のおくれが出れば大変なこととなります。

予防接種は保険外診療になり、全額自己負担なので、保護者にとっても多額の出費になり、お金がないと諦めざるを得ません。65歳の高齢者は自己負担が千円で済み、非常に受けやすくなりました。集団感染を防ぎ、子供たちが安心して学校生活や保育園生活を送れるようにイ

ンフルエンザの予防接種にも補助金を出せないか答弁を求めます。これで1回目の質問を終わります。

**町長（山村君）** 入日議員さんからはイからホまで、いろんな観点からご質問をいただきました。私はこのイとロについて答えさせていただいて、ほかは担当課長からご説明申し上げます。

まず第5次長期総合計画についての質問、イ．空き家の活用と、ロの商店リフォーム補助金新設についてでございますけれども、まず空き家の活用につきましては、近年適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていると、それから地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、そして空き家等の活用の必要性を背景に、平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布されました。当町では、平成26年度から空き家対策会議を設置し、関係各課による町全体の取り組みとして進めているところであります。

このような中で、先ほどお話ありましたけれども、8月の区長会の際に各区で日ごろ問題となっている空き家に関する情報提供を27区の区長さん方をお願いいたしましたところ、150件ほどの情報が寄せられました。現在、各区長さんからお寄せいただいた情報の取りまとめ作業を行っておりますが、今後取りまとめたこの情報をもとにしまして現地調査を行い、危険な空き家を把握することはもちろん、利活用につながるような空き家についても確認をしまいたいと考えております。

また、空き家につきましては所有者の都合や意向もございますので、現地の状況把握とともに所有者へのアンケートなどを実施し、今後の意向についてお聞きした上で活用を図っていく必要があると考えております。また、所有者の方々の意向を踏まえた中で、今、議員さんからお話ありました幾つかの具体的な取り組みの紹介もありましたが、どのような活用ができるかということを研究してまいりたいと考えております。

また、空き家バンクにつきましては、これまでに町外2名の方が登録物件について契約を成立されておられますけれども、今後の展開も期待がされるというところであります。坂城町は全国的に見ましても年間降雨量が少ないことや、災害も少ないなど生活しやすい地域であります。雇用の場も多くあるということでもありますので、定住を考える上では大きな魅力になると思っております。町の定住人口増加を図る上で、空き家の活用は重要な要素であると考えますので、空き家バンクの充実を図りながら町の魅力、情報を広く発信して移住・定住希望者の幅広いニーズの掘り起こしに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、ロの商店リフォーム補助金の設置についてでございますけれども、現在、町では第5次長期総合計画の後期基本計画案を策定しているところであります。商業の活性化、にぎわいの創出は課題の一つであります。個人商店などが減少している中で、高齢者の方など買い物に困っている皆さんについては、先ほどもお話ありましたが、イトーヨーカドーさんによ

る町内の移動販売やシルバー人材センターが行っている買い物委託サービス、町内事業者による配食サービス、またコンビニエンスストアなどでの宅配サービスといった買い物サービスを利用されており、誰でも買い物ができる商機能の整備もされつつあります。また町ではにぎわいの創出を図るため、坂城駅周辺を中心市街地として商業インキュベーター施設を核として個性的な商業地域の形成も期待しているところであります。今後も町商工会と協力し、事業者による自発的で創意工夫を凝らした活動や活性化事業を支援し、将来の担い手を育成できるよう、人材育成活動も支援してまいりたいと思っております。

その中で、町のにぎわいと商業地域の形成を目指していく中で、空き家ですとか空き店舗の利活用、商店のリフォーム補助、それからもう一つ入れるとすると、坂城町の中にはまだまだすばらしい古民家も残っていますので、そういうのも新たな商店になる可能性もあります。という意味で、ご提案のありました商店のリフォーム補助については前向きに検討したいというふうに思っております。

**建設課長（青木君）** ハの道路整備についてお答えいたします。国道田町信号からの堤防道路につきましては、特に1級河川御堂川の上下流付近が堤防高と堤防断面不足となっており、そのため降水時に住宅側に浸水のおそれがあります。住宅側の浸水被害を防止するため、千曲川改修期成同盟会により毎年、国土交通省に坂城町における千曲川改修整備要望箇所の最重要水防箇所として要望を上げております。現在、事業化については計画されていない状況です。

この箇所はばら祭りの際、会場に向かう道路となっており、幅員も狭く、信号による交互通行のため渋滞となっており、今後できるだけ早期に完成堤防となるよう国への要望を強化してまいりたいと考えております。

続きまして、産業道路につきましては南条の金井工区及び酒玉工区に現在事業着手をしております。早期完成を目指し事業を推進しております。坂城地区の産業道路につきましては、金井工区、酒玉工区の事業が完成次第着手をしていく予定で、できるだけ早期に着手できるよう今後も事業推進を図ってまいります。また、舗装修繕事業につきましては道路ストック総点検の結果に基づき順次舗装修繕工事に着手していく予定となっており、坂城地区の産業道路の四ツ屋・戌久保地区につきましては、今年度、一部舗装修繕事業に着手する予定となっております。

次に、立町の歩道整備につきましては、両側に住宅が並び道路を拡幅し歩道整備することは大変難しいと思われれます。また、歩行者のスペース確保のためグリーンベルトの設置につきましても県の設置基準や既設の電柱等が支障となり、連続したグリーンベルトも難しい状況です。歩行者にとりまして安全な空間が保てるよう、現在、県にも要望をし、県と一緒に現地において確認をしているところでございます。今後も協議、検討をする中で歩行者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

**産業振興課長（塚田君）** マキストーブ購入に補助金をについてお答えいたします。坂城町は総

面積53.64km<sup>2</sup>のうち約68%の36km<sup>2</sup>を森林が占め、樹種別ではカラマツ、アカマツが圧倒的に多く55%を占めており、全体としては針葉樹が63%、広葉樹が35%となっております。

間伐などの森林整備の際には、建築用材として利用できる木材は搬出されますが、根本の曲がった部分やこずえの細い部分、枝葉などは林内に放置され林地残材となります。また製材時には端材などが発生し、これらを有効利用するため粉碎、乾燥、圧縮、成形をした木質の固形燃料としたものが木質ペレットとなります。この木質ペレットは建築廃材や接着剤が全く使われていない木材100%の安心・安全な燃料となっております。

現在、長野県では間伐促進と県内産ペレットの利用推進を目的に、ペレットストーブの設置に10万円を上限とした補助金を交付しており、町が申請窓口となっております。今年も広報11月号でご案内をいたしたところであります。現時点ではペレットストーブの普及推進を重点課題とし、県内産ペレットの使用量の増加を図り、計画的な間伐による森林整備を進めることが重要と考えます。それにより事業者の間伐事業への参入の機会が拡大し、雇用につながっていくものと考えております。

まきストーブ普及のための補助金をというご質問ですが、まきストーブもペレットストーブと同様に、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を削減することができ、自然環境に優しい点は同じですが、一般的なまきストーブは煙・においなどが少ない広葉樹が主として使用されております。また枝葉などはそのまま山に残され、山が荒れる一因となるおそれがあるということで、補助対象とはなっておりません。しかし、最近では針葉樹の間伐材などを燃料として使える高効率のまきストーブも開発されてきているとのことです。今後、環境面なども検証する中で補助対象となるか検討をしてみたいと考えます。

**保健センター所長（村田君）** ホの18歳までのインフルエンザ予防接種に補助金をについてお答えいたします。インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こる病気で、例年12月から3月に流行いたします。発症しますと喉の痛みやせきなど風邪の症状に加えて、38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などの症状があらわれ、特に高齢者や心臓、腎臓等に慢性疾患のある方は肺炎を伴うなど重症化することがあります。インフルエンザは主に感染者のせきやくしゃみに含まれるインフルエンザウイルスを吸い込むことにより感染いたします。感染の予防方法としましては、流行前に予防接種を受け発症を一定程度抑えたり重症化を予防すること、人混み等への外出時のマスクの着用や外出後の手洗い、うがいを習慣として行うこと、また抵抗力を高めるために十分な栄養や休養をとることが重要でございます。

18歳までの児童・生徒等につきましては、法律に基づかない任意接種の位置づけであり、費用は全額自己負担とされております。町内の幼稚園、保育園、小・中学校におきましては、手洗いやうがい、マスクの着用等の基本的な取り組みを日常的に行い感染予防に努めていると

ころでございます。また町教育委員会において幼稚園、保育園、小・中学校のインフルエンザ罹患状況を取りまとめ、関係機関に速やかに情報提供を行い注意喚起を促し、集団感染の予防対策を図っております。

現在、町では予防接種法の定期接種に位置づけられ、発症すると重症化する可能性のある65歳以上の高齢者や60歳から64歳で心臓や腎臓等に重い障がいのある方について接種料金の自己負担の軽減を図り、町の責任において予防接種を実施しておりますが、18歳までの方のインフルエンザ予防接種費用の補助につきましては、今後、事業効果等を考慮する中で検討してまいりたいと考えております。

**14番（入日さん）** 空き家についてですが、26年度から空き家対策会議が設置されて、危険な空き家の確認をこれから進めたり、利活用を考えていくと。それから所有者の意向を聞いていろいろな対策をとっていきたいということでした。また、坂城町は本当に災害の少ない、気候も温暖で、しかも勤め先もあるということで、住む条件としては非常にいい場所ではないかと。新幹線も上田に駅がありますし、高速もインターがあるということで、そういう意味ではね、本当に都会の方が坂城町に越してくるには、いい条件がそろっていると思います。2010年の町のデータで町外から坂城町に勤めに来ている人は4,044人います。もしこの人たちが本当に何%かでも町に定住してもらえれば、地域の活性化も図れると思います。

この間、委員会で視察に行った南砺市は、市外からの転入者が新築の場合は100万円の補助、中古住宅の場合は60万円の補助金を出しています。また家族加算が1人につき5万円出しています。空き家を買って増築とか改築の場合はさらに20万円を限度に補助金が出ます。坂城町では、土地開発公社の土地を買って家を建てた場合は補助金が出ますが、それ以外は出ません。空き家解消と定住人口増加対策として一石二鳥だと思いましたが、いかがでしょうか。

青少年ホームですが、以前ふるさと歴史館の駐車場の倉庫を多世代交流場所にするという話もありましたが、坂城町には青少年が自由に出入りできて、自由に過ごせ交流する場所がありません。月見区のコミュニティー月見は誰でも自由に来たいときに来て、自分の好きに過ごせる唯一の場所です。本来なら公民館活動の一環として青少年の居場所や育成等責任を持つていくことが必要だと思います。青木村の地球っ子クラブのように自分たちで計画を立てたり、必要なものをつくったりすることで、生きる力や考える力を身につけ、いろいろな人との交流の中で成長できる、そんな場所があったらよいと思います。

後期基本計画案の中に、坂城の子は坂城で育てるという視点に立ち、多世代交流や創造性、社会性のある青少年育成の推進が盛り込まれています。青少年が成長できる居場所づくりについて再度答弁を求めます。

体験ハウスは田舎暮らしを気楽に体験したい人のための家です。南砺市ではテレビや布団、冷蔵庫、洗濯機、家具までそろえてあり、1人1泊千円で利用できます。そして30日間連泊

できます。先ほども言いましたように、坂城町は新幹線の駅からも近く、高速のインターもあり、都会から来るにはとても便利な場所にあります。そんな特徴を生かした体験ハウスに空き家の活用は最も適していると思います。空き家の所有者も町が借りるなら安心して貸せると思います。体験ハウスの取り組みについて再度答弁を求めます。

**企画政策課長（柳澤君）** 空き家の取り組み、今後の取り組みという部分でございます。先ほど町長からも申しましたけれども、今後、空き家の現地調査を行いまして、危険な空き家あるいは利活用につながる空き家という部分で確認をしてみたいという部分でございます。そういった中で所有者の意向という部分も踏まえて考えていかなければいけないというような状況でございます。

一方で、空き家に関する助成金という部分でございますけれども、こういった部分につきましては、例えば、現在空き家バンクで既に改修をされている方との整合も図らなければいけないというような部分、また貸し出す場合については町営住宅といった整合も図らなければいけない、こういったところも研究していかなければいけないと考えております。

また、青少年ホームというような部分、あるいは体験ハウスといったような部分につきましてもいろんなところで旅館業法ですとか、ハードルを越えなければいけない部分があるかと思えます。そういった部分を踏まえまして研究をさせていただきたいと思えます。

**14番（入日さん）** 商店のリフォームについてですが、先ほど町長のほうから前向きに検討したいという答弁がありました。坂城町の商店がなくなってしまったのは私たちにも責任があると思えます。遠くても少しでも安いお店に買い物に行って、地元の商店を大切にできなかったというのが今の現状を生んでしまったと思うんです。自分が車に乗れなくなって初めて、歩いていける範囲にお店がないことの不便さを実感して、何とかしてほしいと思っている人は多いと思えます。新しくお店を始める人や、既存の商店が存続していけるような施策が今、町に求められていると思えます。町としてもどんな施策を考えているのか答弁を求めます。

**産業振興課長（塚田君）** お答えいたします。先ほど町長のほうからもお話ありましたように、移動販売車または買い物委託サービスとかいろんな配食サービスとか、そういういろんな検討はして、また実施をしてくれておりますが、今後さらにいろいろな面で、本当に買い物を楽しめるそんな工夫が必要かと思えます。そのようなことで町商工会とも相談をしながら、実際にそういうお買い物に来ていただける、そんな場所づくり、そういうものも今後積極的に考えていきたいというふうに思えます。

**14番（入日さん）** 道路整備についてですが、堤防道路については要望活動をしているということでした。しかし、堤防道路は、ばら祭りに一番わかりやすく行ける道なんですよ。その道がやっぱし通行できないようでは、遠方からの客は二度と来たいとは思わないと思えます。何度も来ていただきリピーターになってもらうためには、道路が整備されていること、トイレ

が使いやすいことが最低条件です。多方面に顔の広い山村町長ですので、一日も早く堤防道路が車道として使えるよう力を尽くしてほしいとも思います。

それから産業道路についてですが、南条地区が終わってからできるだけ早いうちに坂城のほうに進みたいということがありましたので、ぜひそのようにお願いしたいと思います。

それから立町の歩道についてですが、何人もの人から要望されました。寝込まないように元気でいたい、毎日少しでも散歩して自分の体力を維持したい、それが今のお年寄りのけなげな気持ちなんですよね。しかし、年をとると駅まで行くにも疲れてしまって、何回も休まないといけない。うちへ帰ってくるにも何回も休まないで帰ってこれないということで、ぜひともそこにベンチが欲しいという要望もありましたので、ぜひベンチぐらいはすぐにでも設置できると思いますから、そのことをお願いしておきたいと思います。

まきストーブですが、ペレットの普及を進めて、まきストーブに対しては検討をしたいということでしたが、地球温暖化の観点から私も何回か自然エネルギーの活用については質問しました。その中で太陽光発電とペレットストーブについては補助金が出るようになりました。

後期計画の中で林業団体の育成を図るとあります。坂城町の林業従事者も高齢化が進み、2010年のデータでは6人しかいません。町の就農人口を年5人に増やしたいという計画ですが、この中に林業者は何人想定しているのでしょうか。リンジョという言葉も生まれ、林業に携わる女性も増えてきました。今こそ若者に林業体験をさせ、森林を守る大切さを知ってもらい、林業従事者を増やさないと町の森林は荒れたままになってしまいます。自然エネルギー産業の中で林業の利用が一番雇用を生む産業だといいます。計画でも森林資源の活用が載っています。今後林業に従事してもらう人を増やすためにも、68%を占める森林を活用することが重要だと思います。高品質のまきストーブも出て、製品も進化してきました。まきストーブの補助金もぜひ検討していただきたいと思います。時間がないので答弁は結構です。

ホのインフルエンザの予防接種ですが、検討するということでした。以前、子供を子育て中のお母さんと話す中で、子供が熱を出してもお財布にお金がないと医者に連れていけない、それが一番つらいと言われたことがありました。幸い、町も来年度から18歳までの医療費が無料になります。インフルエンザも予防接種をしていれば集団感染しても軽く済みます。学生にとって長期欠勤は授業のおくれを生み、授業についていけなくなったりします。そういう不幸な子供たちを出さないために、ぜひインフルエンザの予防接種にも補助金を出し、安心して受けられるようにしてほしいと思います。65歳以上は千円なのでとても受けやすくなりました。自己負担千円にするのが無理なら、一律1千円の補助金を出すとか、せめて生活保護世帯とか、低所得世帯には補助を出して受けやすい体制になるようにぜひお願いしたいと思います。

それぞれ長期総合後期計画について答弁をいただきましたが、アパートの空き家も増え固定資産税の滞納につながるおそれもあります。転入者に1万円から2万円、家賃補助を出し、ア

パートの空き室対策をとり、固定資産税の滞納を防止する方法もあります。空き家が増えると地域の環境や防犯等で問題が起りやすくなります。そういうことも考え、空き家バンクの登録任せだけでなく、町として積極的な活用を考えてほしいと思います。

にぎわいを創出する商業振興として、町は何ができるのか。買い物しやすいまちづくりの具体的な施策を策定してほしいと思います。

お年寄りや子供たちが安心して散歩できる歩道の整備や、生活道路の整備も緊急性の高い危険箇所から手をつけて行ってほしいと思います。

森林の整備や林業従事者を増やすことは急務です。森林の活用を進める施策の充実を望みます。

インフルエンザに関しては、せめて低所得世帯だけでも補助金を出して安く接種できるような施策を考えてもらいたいと思います。

長期総合計画は10年スパンで町の将来像を形成する大切な計画です。行政にかかわる全ての人知恵と創意工夫を出し合い、町民の多様な要望も聞きながら、坂城町がより住みやすい希望の町になることを願って次の質問に入ります。

## 2. 合併浄化槽設置補助金について

### イ. 対象の見直しを

下水道整備計画区域になると、合併浄化槽の補助対象外になってしまいます。しかし、場所によっては下水道の本管が来なかったり、ポンプアップしないと接続できない等、地域の中で残されてしまう家があります。月見区でも福沢川があるため本管が通せず、下水道工事ができない場所があります。しかし、月見区は既に下水道工事が済んでいるため、その家は下水道接続ができないので合併浄化槽にしたのですが、整備区域ということで合併浄化槽設置補助金が出ませんでした。とても不公平な話だと思います。整備計画区域になっても5年以内に接続が無理な場所にある家は対象外として、合併浄化槽の設置補助金を出すなどの対応がとれないのか、答弁を求めます。

**建設課長（青木君）** 合併処理浄化槽の補助金について対象の見直しはということでご答弁申し上げます。坂城町の汚水処理施設整備は、千曲川流域下水道上流処理区に入る公共下水道事業と、合併処理浄化槽設置整備事業により整備を進めております。合併処理浄化槽設置整備事業は、個人で設置する合併処理浄化槽設置費に対し補助金を交付するもので、平成5年度に補助金交付要綱をもうけ、国・県・町それぞれ3分の1を負担して交付してきております。

公共下水道事業は、平成25年度に坂城町の下水道計画区域全域が事業認可区域となったため、合併処理浄化槽の補助金は下水道計画区域内では補助対象とならない状況です。公共下水道事業は平成5年度から幹線管路の下流側から整備を進めてきておりますが、敷地の位置や高低差等の地形の条件から特殊な工事が必要になる場合や、河川等に管路を布設する際、管理者

から許可が得られないため整備が終了していない箇所もございます。全国各地で河川等により下水道整備が困難な箇所について課題となっておりますが、統一された結論は現在出ていない状況です。

現在は、該当区域で合併処理浄化槽の設置した場合の補助金は認めていない状況でございます。河川沿いの敷地で下水道工事ができない見込みの箇所につきましては、全国の事例などを再度また確認した上、下水道計画区域から除外が可能かどうか今後検討してまいりたいと考えております。

また、月見区につきましてはご質問の箇所につきましては、1級河川を越える水管橋とマンホールポンプが必要になってくるというような場所がございます。現在、重点的に整備を進めております南条地区の整備状況を見ながら、河川管理者の県との協議、区域内の関係する皆様との調整を図る中で、平成32年までを目途に整備について図ってまいりたいと考えているところでございます。

**14番（入日さん）** 合併浄化槽の補助は国と県と町とで3分の1ずつなので、国の規定どおりだということですが、他の市町村にも同じような問題が起こって、国へも要望を上げているということですが、国は、まだ検討している段階だということ、でも、町が一番ね、やっぱりその地域地域の状況を把握していて、整備地域になっても河川などの関係で本管が埋設できないとか、ポンプアップしないと下水道接続ができないということは、町の担当が一番よくわかっているわけですよね。だとしたら、そこが整備区域になっていても5年間では、このうちだけは無理だなというときは最初からね、計画地域から外すという措置を最初からとっていたら問題が起きなかったと思うんですよね。

実際に、ほかの同じ区の中でほかのところはその合併浄化槽ではなくて、下水道がちゃんと来ているのに、うちだけは来ないというのは、非常にやっぱりその家としても不公平だなという、そういう行政に対する思いはうんとあると思うんです。先ほど計画区域だから32年までにはやりますよと言いましたが、月見区は既に22年度に下水道接続ができていますので、それから比べると10年もおくれるということですよ。だからもう本当にそのうちから見れば、10年来ないんだったら合併浄化槽の対象になぜならないのというふうになってくると思うんです。やはりそういうね、ああ、このうちはその区域に入っても5年以内の接続は下水道は行かないなというところは、今ほとんどね、整備区域に入ってしまったので、合併浄化槽の対象区域というのは少なくなっていると思いますが、もう過去にでもそういううちがあって、まだ下水道が来なくて合併浄化槽を設置してしまった、そういううちに対しては補助金を出す体制がとれないのか、その点について答弁を求めます。

**建設課長（青木君）** 下水道が現実的に設置できない区域というのは町内で何件か発生しているのは事実でございます。その部分につきましては、過去にさかのぼってということでございます

が、なかなかその時点でのさかのぼって浄化槽という部分について補助金を支給するというのはなかなか難しいかと思えます。

今後は先ほど申しあげましたように、どうしても下水道が難しいという部分につきましては今後、県と協議が必要となりますけれども、その部分について外せるかということを検討しまして、もし外せるようになりますと今後新しくつけかえとか、そういう部分については新たな補助対象となりますので、その部分について今後検討してまいりたいと考えております。

**14番（入日さん）** 既に設置して、合併浄化槽を設置したお宅に対しては無理だという話でしたが、実際にそういううちがあと32年度というは何年ですか、4年ですか、になってから来ると言われても、もうそのときは既にリタイアしていて、その下水道工事をするお金がなかったりとか、今結局、坂城町の中で一番接続が進まないというのは、高齢化していても若い人が後、住まないと、うちらだつてあと何年生きられるかわからないと、だからその接続なんかしないよといううちが多いわけですね。だからそういう意味でもやはり早く進めてもらいたいということと、このうちは無理だよというところは、合併浄化槽でより清潔な家庭生活が送れるような対策を、やはり町としても考えるべきだと思います。

それで先ほど無理だと言われましたが、実際にここ数年そういううちがあれば、あと32年まで無理だよという中で何とか少しでも補助を出せるような、そういうもちろん単費になってしまいますが、そういうような対応をしないと、坂城町って何かすごく不公平だなという思いがずっと持たれてしまうと思うんですね。だからそういうところも、やはりもうちょっときめ細かな対応が必要だと思います。

合併浄化槽より下水道接続が一日も早くできることがベストです。しかし、先ほどのように場所によってはそういう接続ができない場所もあるので、不公平にならないようなきめ細かい対応も町としては必要ではないかと。小さい町でもあり、職員も町民の様子は把握していると思います。町民のために日々努力している職員も多くいます。町民の期待に応えられるよう、きめ細かな対応ができる体制づくりを願って、私の一般質問を終わります。

**議長（塚田君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時18分～再開 午後 2時29分）

**議長（塚田君）** 再開いたします。

次に、6番 滝沢幸映君の質問を許します。

**6番（滝沢君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

坂城町は千曲川を中心に四方の山々に囲まれ、豊かな自然に恵まれております。その四季折々多くの実りとともに、その美しい風景は私たちの心を癒やしてくれます。しかし、時として自然は非情でもあります。ここ数年、国内で起こっているさまざまな災害では、多くの人的

被害、住宅被害、農産物の被害等甚大であり、それまで人々が守り、築き上げてきたもの全てを奪い去ってしまいます。いわゆる、地球温暖化の異常気象による気候の大変動なのでしょう。想定の外を越えたとか、今まで経験したことのないとか、未曾有のとか、何十年、百年に一度のとか、その災害による表現も当たり前になる時代で、いつどこで何が起きても不思議ではない状況であります。本年9月の線状降水帯による鬼怒川決壊の大災害を目の当たりにしましても、その水害の猛威が伝わり身震いするとともに、もしこれが千曲川で発生したらどうなるのかと不安を感じる町民の方も多かったのではないかと思います。

そこで、災害発生時、まず問われるのが自治体からの情報伝達がいかに正確で迅速に伝わるかということにあります。情報伝達のおくれで避難できなかつたり、救える命を失ったり等、不幸な事案だけは絶対に避けなければなりません。坂城町も災害の少ない地域として安穏とはしてられません。当町でも昨年2月大変な大雪に見舞われ、町職員、各地域の皆さん総出で対応され、ご苦勞をされたわけです。現在は多くの自治体で自主防災会が組織され、防災マップの作成により防災への意識、地域での連携・連帯も高まってきております。また、町では地域防災計画により、災害に際してのマニュアルを作成しておりますが、2千ページ以上に及ぶ内容を全て把握するのは、我々町民には困難です。そして、マニュアルが万一のとき、果たしてそのとおり機能するのか、大いに危惧をしております。自分の命は自分で守る、が災害発生時の大前提であります。今この時期にその概要を町民の皆様にご理解いただき、災害発生時、行政と各関係機関、自治体、地域住民が一体となり災害を最小限にとどめるため、今回の質問とさせていただきます。

#### 1. 災害と防災について

次の3点につきまして質問いたします。

##### イ. ハザードマップについて

現在改訂版を作成中とのことですが、そのハザードマップで想定される大規模災害は何でしょうか。

次に、昨年2月の豪雪を教訓に、地域防災計画に雪害対策は盛り込むのでしょうか。

三つ目として、まるごとまちごとハザードマップ設置の考えは、であります。千曲川河川事務所のホームページでは、千曲川氾濫時、特に左岸小網・月見・網掛・上五明地区が広範囲にわたり数m水没するとのシミュレーション画像も出ています。これは生活空間の町なかに洪水関連標識として表示し、災害発生時の被害を最小限にとどめるとの目的があります。県内でも須坂市、飯山市が設置をしており、ぜひとも当町でも検討願いたいところです。

##### ロ. 災害対策本部について

過去設置例はないとのことですが、ぜひこの機会に流れをお示しいただきたいと思っております。

1 1項目ありますので、順次お答え願います。1、対策本部を立ち上げる基準は何か。2、こ

こ数年で準1号及び1号配備の実例は。3、有事の際、町長・副町長不在で連絡がとれない場合、指示命令系統は機能するのか。4、情報受理伝達系統全てで総務課長がキーとなり重要だが、不在の場合機能するのか。5、職員への非常参集体制の方法は。また問題はないか。6、避難勧告、避難指示は対策本部設置後発令するのか、また発令の判断基準は何か。7、各自治区、町民への情報伝達方法に問題はないか。8、各教育施設、社会福祉施設への情報伝達、避難方法の対応は。9、自衛隊への災害派遣、支援要請の場合、想定される基準は。10、非常食、医療用器材、医薬品等の備蓄状況は。また飲料水対応は。11、万が一、役場庁舎に被害が及び機能不能の場合、ソフト・ハード面含めバックアップ体制は、であります。

#### ハ. 防災ハンドブックについて

現在、ハザードマップにも多少防災、災害時のガイドが掲載されておりますが、日常身近で確認・活用するという点では、使い勝手を含め十分ではない気がします。県でも発行していますが、数十ページにも及ぶもので手軽ではありません。つきましては、町の実情にあわせ、坂城町版の防災ハンドブックを作成していただければ、さらに防災意識の向上につながるものと思います。検討を願います。

以上、1回目の質問といたします。

**町長（山村君）** それでは、1番目の質問、災害と防災についての中のイのハザードマップにつきまして、この中からハザードマップにより想定される大規模災害についてと雪害対策は、今後地域防災計画に盛り込むのかについて答弁させていただきます。その他の個々の項目につきましては、担当課長から答弁させていただきます。

さて、坂城町のハザードマップは平成21年度に全戸配布されておりますが、現在県の事業において見直しを実施しているところであります。ハザードマップの主な見直し箇所といたしましては、平成22年から平成23年に指定された土砂災害警戒区域、地すべり警戒区域とため池決壊による浸水想定区域など取り組んだハザードマップとする予定であります。また、来年度以降予定しておりました、千曲川が氾濫した場合を想定した、千曲川・犀川浸水想定区域図の見直しにつきましては、今年9月に発生した鬼怒川の災害を受け、今年度、急遽実施することとなり、現在千曲川河川事務所で見直しを行っており、3月に完成予定となっております。見直しによる浸水想定区域は、この地域における過去の降雨量と、今後想定される最大の降雨を勘案して作成されます。当町では、当初1月ごろハザードマップの完成を予定しておりましたが、見直し後の千曲川・犀川浸水想定区域図についても反映させて、最新データのハザードマップとして作成してまいります。

さて、今回作成する坂城町版ハザードマップは各家庭用のハザードマップとして、現在と同じ大きさのA1判、これ折り込んでA4判になる、このサイズのハザードマップの配布を予定しております。これ全戸配布ですね。なお、坂城町にその後転居されてこられた方につきまし

ても、転入届の手続の際にA1判、この折り込みA4判の配布をする予定であります。また、公共施設や各区の避難場等への配布用として、A4の冊子版のハザードマップの作成も予定しております。冊子版のハザードマップにつきましては、各家庭に配布の予定はございませんが、必要な箇所を坂城町のホームページからダウンロードできるように準備したいと思っております。

次に、雪害対策についてお答え申し上げます。町の地域防災計画は、災害対策基本法の一部改正や中央防災会議における防災に関する重要事項の審議等、検討された対策等が追加、修正された際に見直しを行っております。町地域防災計画の修正等を行う場合には、関係各課で町に即した内容となるよう事前検討し、国や県、警察、消防、学識経験者等で構成される町防災会議に諮り、修正や追加等を行うようになります。雪害対策については、今後、中央防災会議や長野県防災計画などを踏まえて追加修正を検討しておりますが、当面の間は町地域防災計画の風水害対策編を応用して対応してまいりたいと考えております。また現在、町では内規といったしまして、昨年2月の大雪の経験を踏まえて、50cm以上の降雪があった場合には災害対策本部を設置してまいりたいと考えております。

**建設課長（青木君）** まるごとまちごとハザードマップの設置の考え方についてお答えいたします。まるごとまちごとハザードマップとは水害が起きた際、最大でその地点がどのくらい浸水するのか、安全な避難場所がどこなどの情報がわかりやすく町なかに表示するもので、日ごろから危機管理意識や、洪水時、避難所等の認知度の向上を図り、また洪水による被害を最小限にとどめることを目的とし、国土交通省がそのガイドラインを策定したものでございます。現在、千曲川河川事務所により、千曲川が氾濫した際の浸水想定区域の見直しを行っております。その結果を受けて浸水が想定される地域を中心に、万が一、水害が発生した場合に住民の皆さんが避難する際に洪水による浸水想定区域から安全な場所へ、安全な避難所へ等の移動がスムーズにできるよう、浸水が想定される避難所などへ設置を検討してまいりたいと考えております。安全な避難所へ移動できるようサポートすることで、みずからの命のみずから守れる行動を即座に起こし、被害を最小限にとどめていきたいと考えているところでございます。

**総務課長（田中君）** それでは、口の災害対策本部について順次お答えをいたします。

最初に本部を立ち上げる基準はについてお答えをいたします。まず、台風による大雨につきましては、長野气象台等から発令される気象情報などを参考に、今後、災害が発生するおそれがある状況と判断した場合は、災害対策本部を設置する前段階として警戒態勢をとります。そして、課長会議（配備検討会）を招集し、各部署を横断的に連絡がとれる体制を強化し、職員による町内パトロールを行い、危険箇所等の状況の把握を行います。また、区長さんや地域住民の方から各課に連絡があった災害に関する情報などを集約し、町内の状況把握を行います。この警戒態勢をとった中で、把握した町内の状況や今後の気象情報などを総合的に判断し、災

害対策本部の設置が必要となった場合、本部を立ち上げます。

また、建設省（同日「国土交通省」の訂正あり）は9月10日の台風18号の記録的な大雨による鬼怒川の堤防決壊を受け、関東・東北豪雨を受けての市町村長を対処としたトップセミナーを開催し、その中で各河川管理者から洪水情報を直接、市町村長に連絡するホットラインを実施するとの説明がありました。この情報も本部を立ち上げる基準になると考えます。

次に、大雪による災害対策本部の設置は、昨年2月の大雪を踏まえまして、先ほど町長が申し上げましたが、50cm程度の降雪があった場合、本部を立ち上げます。地震については、震度5弱以上の地震が発生した場合に災害対策本部が立ち上がります。

続きまして、ここ数年での準1号配備及び1号配備の実例はの答えをいたします。夜間、休日等の夕立により、建設課、産業振興課、住民環境課など関係する職員が出動するケースは数多くございます。台風により大雨が予想される場合については、昨年10月11日曜日の台風時には、全課長、関係する係長及び気象予報士、役場の職員の中に気象予報士の資格を持っている職員がおります。この職員も招集し、今後の台風の進路について確認する中で、全職員を自宅待機といたしました。また、昨年11月22日土曜日の夜発生いたしました長野県北部地震では、地震発生直後、町長の指示で職員に町内のパトロール及び町施設の点検、また千曲坂城消防署と連携し被害状況の確認、さらに夜明けとともに再度各施設を点検し、あわせて翌日、日曜日朝8時、各課長を招集し、各施設の状況報告を行いました。

次に、有事の際、町長、副町長が不在で連絡がとれない場合、指示命令系統は機能するのにかにつきまして、町長、副町長とは通常勤務の出張時には携帯電話で連絡をとっており、夜間、休日でも連絡がつくようになっております。今年10月21日に行いました役場庁舎の防災訓練でも、町長が出張であったため、副町長が町長の代理を務め、避難誘導等の指揮をとり訓練を実施いたしました。また、町長には携帯電話で役場庁舎の被災状況、住民の皆さん、役場職員の避難状況などを報告する緊急連絡の訓練も実施したところでございます。しかし、仮に本部長の町長に事故あるときは、副本部長の副町長がその職務を代理することになっており、また町長、副町長に事故ある場合は、もう一人の副本部長である教育長がその職務を代理いたしますので、指示命令系統に支障はございません。

次に情報受理伝達系統全てで総務課長がキーとなり重要だが、不在の場合は機能するのにかについてでございますが、夜間、休日等の場合で総務課長が不在の場合は、総務係長がその職務を代理いたしますので、情報受理伝達に支障はございません。なお、総務課長、総務係長が不在の場合は、財政係長がその職務を代理いたします。

次に、職員への非常参集体制の方法は、また問題はないかにつきましては、町長から各課長への連絡網及びそれを受けての各課長から課員への連絡網があり、携帯電話、各家庭の固定電話及び有線放送電話を使って連絡をとっております。また有線放送による一斉放送も職員への

連絡手段の一つでございます。あわせて登録型配信メールサービスの導入に伴い、職員へ一斉にメールが届く、さかきまちすぐメールを利用した連絡網も構築しております。この複数の連絡手段により各課や出先機関の全職員に確実に情報が伝達されるため、災害対策本部の設置を初め職員の非常参集時には、より迅速で確実な対応が図られております。

続いて、避難勧告、避難指示は対策本部設置後発令するのか。また発令の基準はについてお答えいたします。最初に避難勧告、避難指示につきましては、災害対策本部設置後、災害対策本部長から発令されます。次に、大雨による土砂災害の避難勧告の判断基準につきましては、土砂災害警戒情報が発令され、溪流内での流木の発生、斜面から小石がばらばらと落下する、擁壁・道路等にクラックが発生するなどの前兆現象が確認された場合に、避難勧告が発令されます。ただし、避難勧告の発令基準は設けておりますが、大雨や土砂災害は発生する時間帯が全て異なるため、ただいま申し上げました基準につきましては、あくまでも目安とするもので、現場の状況、長野气象台の大雨洪水警報、役場の雨量計及び千曲坂城消防組合坂城署の雨量計での確認、加えて今後の気象状況を含め、総合的に判断いたします。

また、大雨による千曲川の増水状況につきましては、上田市の生田地区にある千曲川監視カメラで増水の状況を確認しております。なお、先ほど申し上げました建設省（同日「国土交通省」の訂正あり）主催の関東東北豪雨を受けての市町村長を対象としたトップセミナーの中で、生田地区の千曲川監視カメラの位置を移動させ、千曲川の状況をもっとわかりやすくしてほしいと理事者から要望をしたところでございます。

加えて、先ほど申し上げましたが、建設省（同日「国土交通省」の訂正あり）では各河川管理者から市町村長に洪水情報を提供するとのことであり、坂城町においては千曲川河川事務所から千曲川の洪水情報を直接町長に連絡するホットラインを実施するとのことですので、この情報も避難勧告の発令基準となるものと考えます。なお避難指示につきましては、被害の危険が目前に迫っている場合に発せられるもので、避難勧告よりも拘束力が強く、住民の皆さんに避難のため立ち退きをいただくものでございます。

次に、各自治区、町民への情報伝達方法に問題はないかについてお答えいたします。災害時の各自治区及び町民の皆さんへの情報伝達につきましては、すぐメール、緊急速報メール、U C VによるL字放送といった方法を活用して行っております。これらの伝達手段は、役場内に設置されているJ-A-L-E-R-Tの自動起動装置との連携もされております。また、有線放送電話による屋内及び屋外のスピーカーからの情報伝達のほか、広報車による周知も図り、加えて町ホームページにおいても情報の発信を行っております。このように緊急時には町民の皆さんへ確実な情報が伝わるよう、二重三重の情報伝達手段を講じております。

続いて、各教育施設、社会福祉施設への情報伝達、避難方法の対応はについてでございますが、まず、各小・中学校、児童館などの教育関係の施設につきましては教育文化課から、また

各保育園、社会福祉協議会、はにしな寮、美山園、ともいきライフ月影など、社会福祉施設には福祉健康課から休日、夜間においても、それぞれ大雨の状況や被害状況の確認などを行っております。なお避難の方法については、それぞれの施設で避難訓練を行っており、それに基づき避難を行います。

次に、自衛隊への災害支援要請の場合、想定される基準はにつきましては、自衛隊への災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要があり、かつその事態がやむを得ないと認めるもので、ほかに要員を確保する組織等がない場合となっております。例を申し上げますと、千曲川の堤防の決壊による大規模災害や多数の死傷者、行方不明者などの捜索活動、救助活動などがございます。

続いて万が一、役場庁舎に被害が出た場合のバックアップ体制はについてでございますが、万一役場庁舎が被災した場合の役場機能を含めた災害対策本部の設置場所については、文化センターとなります。

次に、町で保有する住民基本台帳情報などのシステムのデータベースに関しましては、耐震やセキュリティーの観点からシステム業者のデータセンターのサーバに保存し、運用を行っております。また戸籍情報に関しましては、法律にのっとり、メインのデータベースが保存されているサーバは庁舎内において保管しなければならないとされており、法務局と専用回線をつなぐ中で副本データを預け、万一の事態に対応できる形としております。そのほか、町のホームページに関しましては、クラウド技術を利用し、改ざん等のセキュリティー対策を講じると同時に、業務継続性の観点から災害対策と電源の確保が図られ、常に住民の皆さんに対する行政情報の提供が行える環境となっております。

済みません。先ほど、関東東北豪雨を受けての市町村長を対象としたトップセミナーの中で建設省と申しました。国土交通省でございます。よろしく願いいたします。

**住民環境課長（金子君）** 続きます。非常食、医療用機器、医薬品の備蓄状況と飲料水の対応はについてお答えいたします。まず、非常食でございますが、町地域防災計画における備蓄食料品は、現在クラッカーが9,450食、幼児や高齢者用のおかゆが900食、合計で1万350食を備蓄しており、地域防災計画上の備蓄目標である、町民の1割相当の1,600人の2日分、9,600食を満たしている状況であります。

備蓄食料品は、賞味期限が5年間となっておりますので、毎年約2千食の入れかえを行ってまいります。なお、賞味期限となる食料品につきましては、毎年実施しております町総合防災訓練において、参加者の皆さんに試食やお持ち帰りをいただいているところでございます。

また、避難所の生活必需品として、毛布、ブルーシート、災害時用仮設トイレ、避難所用簡易間仕切り等も計画的に整備を進めております。医療用機材、医薬品の備蓄につきましては、町と社団法人千曲医師会の災害時の医療救護についての協定に基づき、千曲中央病院、寿光会

上山田病院等で保管、管理がされております。

飲料水対応でございますが、備蓄飲料水につきましても、1,600人の2日分として1.5リットルペットボトル6,400本を備蓄しております。このほか、町と北陸コーラボトリング株式会社及びサントリービバレッジ株式会社との災害時応援協定に基づき、役場庁舎、文化センター、テクノセンター、びんぐし湯さん館に設置している自動販売機の飲料水が、被害緊急時の飲料水供給設備として利用できるようになっております。また、今年度の総合防災訓練の中でも給水訓練を計画したところでございますが、災害発生時には上田水道管理事務所の給水車が避難所等へ出動し、飲料水を供給することとなっております。

続きまして、ハの防災ハンドブックについてお答えいたします。長野県の防災ハンドブックにつきましては、平成14年3月に編集、発行され、各市町村に配布されました。現在は長野県のホームページに電子ファイルで掲載されており、ダウンロードすることにより取得が可能となっております。内容につきましては、県内全市町村向けのものであり、地震、風水害、大雪、火山の災害と幅広い災害についての要点が掲載されており、約60ページにも及ぶボリュームのあるものとなっております。

さて、県では県内各市町村の区や自主防災会の要望に応じ、地域の防災力をアップしようという出前講座を開催しており、坂城町においても今年度は上五明と網掛の二つの自主防災会において出前講座が開催されました。この出前講座を行う際の資料として使われているのが、長野県大規模災害ラジオ放送協議会が作成し、県が監修を行う形で毎年発行されている「ラジオを聞いて安心安全防災ハンドブック」であります。この防災ハンドブックは、地震、風水害等に対する備えを中心に、災害に対する日ごろの準備と万が一の場合の対応がコンパクトにまとめられており、大変わかりやすい内容となっております。このような防災ハンドブックを参考に、当町の地形や地域の特性を配慮した坂城町防災ハンドブックについて、今後研究をしてまいりたいと考えております。

**6番（滝沢君）** 町長初め各関係部署より多岐によるご答弁いただきました。災害時、これだけ複雑なマニュアルがあるということがよくわかったわけであります。

さて、想定されるその大規模災害については、まだ国の基準が出ていないとのことで答えをいただけなかったわけですが、その改訂版のハザードマップにより防災・減災の施策も変わってくるわけですから、少しでも早く町民の皆様、各公共施設にお示しをいただきたいと思っております。中で、情報伝達にホットライン実施とありましたが、これは迅速な対応として評価できるものと思っております。あとですね、庁舎内の指示命令系統、情報伝達方法に支障は生じないとの答弁で、ひとまず安堵をいたしました。また、我々の見えないところでも非常参集されたり、庁舎内での訓練実施等、その尽力には敬意を表するものです。

この災害発生時の対応は、町の各部局全てがいかに迅速に連携をとり情報を正確に共有し、

関係機関、町民皆さんへ発信するのが重要ですが、その役割を町長指示のもと職員一丸となり、今後も果たされることを希望いたします。ただ、災害対策本部を設置するような事態や、自衛隊の出動になるような災害だけは起きてほしくないと率直に思った次第であります。

それでは、次の2点につきまして再質問をいたします。

7の自治区の区長さん、さらに地域住民への情報伝達は最も重要であり、そして一番の不安材料です。現在の有線放送、すぐメールの加入状況を見ましても完璧とは言えません。また、屋外のスピーカー放送は風雨の際は声がかき消され住民に届かなかったり、夜間の避難対応でおくれが出たり、避難の途中で水難に遭遇し巻き込まれた実例もあります。早急な対策が求められるところです。確実な情報伝達方法を望むところです。一つに、現在町では防災行政無線を消防団に配備をしておりますが、今後、各自治区の区長さん、自主防災会にも配備というような考えはないでしょうか。

2点目、10で非常食ですね。1,600人、2日分確保と防災計画にありますが、人口の10%という基準は何でしょうか。避難住民がそれ以上になることも推測されますが、あわせて質問をいたします。

**住民環境課長（金子君）** 最初に、防災行政無線についてお答えいたします。町には昭和58年に導入したアナログ式防災行政無線が、消防団や役場関係機関に35機ございます。平成17年12月の無線設備規則の改正により、現行アナログ式防災行政無線は平成34年11月をもって使用ができなくなります。このことから、町では現在、防災行政無線デジタル化への移行を検討しているところでございますが、各自主防災会への無線機配備につきましても、あわせて検討してまいりたいと考えております。

次に、町地域防災計画の食料品等の備蓄・調達計画にあります食料品等の確保の部分で、町民の1割相当の1,600人分と2日分とした根拠でございますが、これは、県が阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模地震発生時の人的・物的被害を想定して、地震対策を進める上での基礎資料とするため、平成12年から13年度に実施した長野県地震対策基礎調査等の結果と、その後の社会情勢を考慮する中で決められたものであり、災害発生時から救援物資が届くまでの日数を2日、避難者数は人口の1割相当としていることから、当町におきましても町民の約1割に当たる1,600人の2日分の食料品等を備蓄するように設定し、現在もこの計画目標に基づき備蓄が行われているものでございます。

近年は、地球温暖化等の影響による局地的な豪雨災害や、東日本大震災、長野県北部地震等、災害は多様化、大規模化してきており、以前には想定できなかった規模の災害が起きてきております。このような中、避難住民が地域防災計画の想定数を上回ることも考えられるわけでございます。今後、想定される避難者数について、県や近隣市町村の状況や、最新の災害データを収集する中で、食料品等の備蓄について検討してまいりたいと考えておりますが、各家庭に

おかれましても、水や食料品の備蓄や懐中電灯、ラジオ等の防災用品等、災害に対する備えをしていただくようお願いするものでございます。

**6番（滝沢君）** 各課長さんからいろいろご答弁をいただきました。前段で述べましたが、自分の命は自分で守るが大前提のもと、その災害に遭遇した際、命さえつなぎとめていれば必ず救援の手は差し伸べられると信じ、さらに地域での支え合いと連携を深めるとともに、防災意識を高めていく必要性を感じた次第であります。今回は、災害発生直後の対応について質問いたしましたが、皆様も認識されているとおり、大規模災害時はその後の住民への支援、復旧、復興までの道のりが極めて厳しく困難であります。町、我々議会を含めた関係機関、自治区、地域住民が心を一つに、チーム坂城として行動しなければならないことと感じた次第であります。

## 2. 地域高校について

平成17年、県教委から県立高校再編候補が発表され、坂城高校の全日制普通科の転換についての示唆があり、当時、その存続について町の多くの皆さんの参加により存続と発展を願う集いを開催し、県教委等に全日制存続を強く要請されました。結果、関係者の大変な尽力により存続が決定し、現在に至っているわけです。私もその当時、町の大きな関心事として記憶しております。

さて、それから10年を経過した現在、坂城高校を取り巻く環境・状況はどうでしょうか。今後ますます少子化の時代、県内公立・私立合わせ108校中、町村にある高校はわずか18校であり、坂城高校365名の学生は、町、地域にとって欠かせない貴重な存在ではないでしょうか。町内出身の学生のほかに、270名ほどの学生が毎日3年間この坂城町に通学してくれているわけです。さきの新聞報道で2030年の長野県の就業人口が17万人減との厚生省研究会の報告もあります。生徒が在学中の3年間に町の魅力をアピールできれば、将来この町に住み働き、その担い手として重要な役割を果たしてくれることも期待できます。今後、高校再編の動きも進むと予測される中、重要な地域課題と捉え、町への愛着を持ってもらうような施策がぜひとも必要と考えます。そこで下記質問いたします。

### イ. 坂城高校の現状は

町として、坂城高校をどのような位置づけで捉えているのでしょうか。これは前段で述べましたが、町及び教育委員会の考えはであります。2、坂城高校はインターンシップを実施しておりますが、町内企業への就職率アップの施策はあるのでしょうか。昨年の実績を見ましても、就業者51名中、町内企業への就職者が11.8%にとどまっており残念なところです。町、高校、企業側との連携をさらに深め、就職率アップを望みたいところです。

3、しなの鉄道の上下線、午前8時24分、22分着を早めるよう関係機関へ要請を願いたいであります。これは、始業時間が8時45分のため、登校がぎりぎりになる生徒が多く、余裕がないからとのことでもあります。

4、生徒が利用できる完全な居場所の設置を望むであります。これは、先ほど入日議員も少し触れておりましたが、高校生365名が毎日通学をしているわけですが、いま一つ学生が集う町の雰囲気、香りがしません。通学路、坂城駅周辺に生徒たちの集う場があれば、生徒たち同士、また地域住民の方との交流が望めます。さらに、坂城駅を利用する他校の生徒との交流も図れるかもしれません。

5、町の今後の支援策はであります。坂城高校では、町内の教育施設や町行事など積極的にイベント参加しております。今後、町でも18歳選挙制を見据えた対応や、来年3月のタイ国研修への対応等を含め支援検討を願いたいところです。他市町村では、町から多くの財政支援をしている高校もあり、町の将来のためにもお考えいただきたいと思います。以上質問をいたします。

**教育文化課長（宮下君）** 2、坂城高校について。イ、坂城高校の現状はについてお答えいたします。県立高校の再編につきましては、平成17年県教育委員会において県立高校再編整備候補案（高校改革プラン）として統廃合候補の学校名を公表し、大きな議論を呼んだところです。県立坂城高等学校についても、この統廃合の候補校として名前が挙げられ、多部制・単位制校として新しいタイプの高校に転換する案が示されました。坂城高校が多部制・単位制に転換することになれば、上田市から千曲市の間県立全日制普通科高校がなくなり、中学生の進路選択にも影響があるということから、町や関係する皆さんで構成される坂城高校を発展させる会が発足し、その存続に向けた運動が展開されました。以後、坂城高校を発展させる会を中心に、地域住民の皆さんによる全日制普通科高校存続に向けた運動が展開され、その結果として坂城高校は全日制普通科高校として存続し、以来、今日まで発展させる会では継続した取り組みが行われているところであります。

あれから10年が経過したわけではありますが、10年がたった現在においても坂城高校は、次世代を担う地域の人材を養成する上で極めて重要な役割を果たしており、地域の高校として欠かせない存在であることに何も変わりはないところであります。坂城高校においては千曲川クリーンキャンペーンへの参画、坂城どんどんへの参加、保育園・小学校との交流事業等、また今年度実施を予定している坂城町高校生タイ国研修事業の打ち合わせ会議においても、坂城高校の校長先生にも参画いただくなど、町とさまざまな場面で連携、交流を図っているところです。

このようなこれまでの経過、そして坂城町がものづくりの町であることを踏まえ、坂城高校では平成19年度より2年生全員を対象に、総合学習の中心課題としてインターンシップ、就業体験事業を夏休み期間中に実施してきました。インターンシップ事業の計画実施には、町、町商工会、坂城テクノセンター、テクノハート坂城協同組合などの関係機関が協力、連携し、坂城町を初めとする事業所の皆さんのご理解、ご協力のもと実施されています。平成26年度

におきましては、夏休み期間中の3日から5日間、長野市から上田市までの間の53事業所で受け入れを行っていただいたとお聞きしています。そうした状況の中ではありますが、ご質問のとおり坂城高校では卒業生の約半数が就職するといった状況であり、そのうち町内への就業者は平成26年度卒業生111名に対し6名となっております。

町内事業所への就職率を上げる取り組みの一つとして、1年生に企業見学が実施されております。企業見学は町内事業所のご理解のもと実現しており、平成26年度は12事業所にお引き受けいただき、6班を編成し、各班、午前1社、午後1社の計2社の見学をさせていただいております。1年生の企業見学、そして先ほど申し上げた2年生のインターンシップ事業とあわせ、町内事業所への就職率アップに向けた取り組みを行っており、町といたしましても継続した支援、企業見学への事業費補助を行っているところであります。

しなの鉄道上下線の坂城駅到着時間を早めるよう関係機関への要請をにつきましては、昨年12月に開催した坂城町地域交通利用促進会議において、坂城高校からしなの鉄道に対して要望が出され、その際、しなの鉄道からは利用者からの要望が非常に多く、その全てに対応していくことは難しいとの回答があったところです。担当課より、坂城高校からの要望について改めてしなの鉄道に確認したところ、JR東日本との調整も必要になることから要望に対応することは難しいとの回答があったところでございます。いずれにいたしましても、今後もJR東日本のダイヤ改正に合わせ、毎年しなの鉄道の時刻表も見直しが行われていることから、要望については継続していきたいと考えています。

次に、生徒が利用できる健全な居場所づくりをということですが、先ほども申し上げましたとおり、これまでもさまざまな場面で先生方を初め、生徒とも連携を図っているところがございます。また校長先生とは、毎月開催される町校長会にも出席をお願いし、課題等の情報共有、意見交換を行っているところでもございますので、今後高校生や生徒からの要望等を聞く中で研究していきたいと考えております。

坂城高校への今後の支援策につきましては、先ほど申し上げました企業見学、インターンシップ事業を通じた坂城町への就業対策事業への補助を中心に、坂城高校を発展させる会とも連携を図り、今後も支援してまいりたいと考えております。

**6番（滝沢君）** ただいま担当課長より答弁をいただきました。できれば教育長にも一言答弁いただきたいのですが。特に教育長は地元ということで60年間学生たちとかかわってきたということもありますので、ぜひとも見解、所見ですか、いただきたいと思います。

**教育長（宮崎君）** それでは、坂城高校についてご答弁申し上げたいと思います。60年と言わず、坂城高校につきましてはですね、明治43年に埴南農蚕学校ということで、立町に、組合立で設立されたということでもあります。先日、ちょっと機会がありましてですね、こういった歴史をちょっと見るとですね、やっぱり当時養蚕技術を普及させるための、その技術をやっぱ

り普及したいということのできたというふうに聞いています。それ以来、坂城高校については、組織や名前が変わってもですね、変わらないのは常に坂城の、地域の産業をですね、支えてきたというようなことでございます。

それから踏まえるとですね、今日においても坂城高等学校はですね、私ども町にとっても大変大切な学校であります。今いろいろなご提案もいただいたりいたしましたけれども、坂城高校の支援については発展させる会もありますし、学校もでございます。今、居場所ということになると、やっぱり生徒会の諸君がどういうふうにかえるかということもあります。それら含めてですね、学校等とやっぱり連携とりながら、支援できる場所はそれぞれの団体と協議させていただいて、いずれにしても坂城高校がこの地の中でですね、引き続き町と連携しながら発展するように努力していきたいと考えております。以上でございます。

**6番（滝沢君）** 教育長の見解をいただいたわけですが、確かにそういう歴史の中にある高校ということで、私も御所沢区ということで、小さいころからなれ親しんだ高校でございます。各いろいろな提案をさせていただきましたけれども、ぜひとも各事項につきまして今後とも検討をいただきたいところでございます。

時間の関係で締めさせていただきますが、一つ私が小学生のころの話なんです、当時坂城高校近くで産業道路の工事中、作業員がコンクリート壁が倒れ巻き込まれたという事故がありました。そのとき、グラウンドで部活をしていた生徒たちが作業員の救出に当たったという事例がありました。そのころは校舎が道路側にありましたので、登下校時、普通に学生さんたちと交流を私もしておりましたが、その出来事以来、学生さんたちの姿が誇らしく頼もしく見えたのを覚えております。長い歴史の中、地域に根づいてきた高校ということであります。これからも坂城高校を地域の高校と捉え、その存在を町当局、当該御所沢区も含め、地域住民でもっともっと大切に考えていかなければならないと思うところであります。以上で私の一般質問を終了させていただきます。

**議長（塚田君）** ここで10分間、休憩いたします。

（休憩 午後 3時25分～再開 午後 3時36分）

**議長（塚田君）** 再開いたします。

ここで会議時間の延長を申し上げます。本日の会議は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に11番 中嶋登君の質問を許します。

**11番（中嶋君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

去る11月5日より7日まで3日間にわたり第8回議会報告会が開催され、私の班は立町と金井と中之条と3地区の公民館で、大勢の町民が集まり多くの質疑や町に対しての要望など出

されました。その中から3項目に絞り、今回は質問をさせていただきます。

#### 1. 消防団について

私ごとではありますが、二十歳になったとき、当時中之条第2自動車分団の分団長がはっぴを持ってきて、消防団に入ってほしいと頼みに来られました。自分としては団塊の世代であり、中之条区には同級生も17名おりましたが、入団してほしいのは2名で、私と今、とみやの社長をしているトミタケンジ君とのことでありました。当然よろしくお願ひしますと言って、はっぴを受け取ったのは言うまでもありません。

当時、中之条区には可搬式の第4分団もありまして、同級生のクボタスイノブ君、ミツイツネオ君、マルヤマモリオ君、アオキユキト君の4名も入団をいたしました。二十歳の中の条の若者が6名入団をしたということでもあります。その日の夜、おやじからやっとおまえも町から認められて一人前になったなと言って、家中で喜んで、登、頑張れやとおふくろは赤飯を炊いて祝ってくれました。当時は、こんな風景はどこの家でも当たり前だったと私は思います。

入団後、第2自動車分団のプライド高き戦士として、まだ消防署がない時代でありまして、坂城町の町民の命と財産は俺たちが守るんだという使命のもと、朝な夕なに血へど吐く猛特訓を受けて町、そして郡のポンプ操法大会で10年連続優勝したことは、今でも消防団員の語りぐさとなっております。その後、自分が分団長になったときも、町、郡で優勝し、当時は北信大会のようなものがございました。今ではすぐ県大会に行くわけではありますが、当時は北信大会でありました。それで須坂市でこの大会は行われました。時の近藤町長を初め町の全分団長が応援に駆けつけていただきました。大会半ばのときでありました。坂城町で工場火災の一報が入り、全分団長に第2自動車分団の消防車に乗ってもらい、須坂からサイレンを鳴らし命がけで坂城の工場に駆けつけ、消火活動をしたことなども思い出の一つであります。そしてこの年、当時30歳を過ぎると消防団を退団し、後進に道を譲り11年間の消防団活動にピリオドをつけたということでもあります。これは三十数年前の話ではあります。

#### イ. 若い団員確保を

ただいま、昔話をいたしました。最近の実情は若い人が消防団に入団しないため、分団長が再度、平の隊員に戻り、何とか団員数を確保しているのご苦労話も聞くが、町としての今後の対応をどのように考えておられるのかをお尋ねを申します。

#### ロ. 女性団員を

男女共同参画社会基本法が1999年に制定、約16年ぐらいたっておりますかね。今年もまた夏には女性活躍推進法が国会で成立しております。職場での女性の雇用を促すため、企業や自治体に数値目標の設定を促す、これは法律かと思われ。このようなことも鑑み、また数年前、女性分団員が2名入り分団が華やかになり、活性化されたと話題になったこともありますが、女性の入団促進について町のお考えをお尋ねをいたします。

ハ．役場職員の分団員は

山村町政になってから、特に職員の地域貢献に力を入れているとお聞きをいたしますが、団員数と今後の対応もお尋ねをしておきたいと思ひます。

ニ．団員、家族にサービスを

日夜、町の安心・安全のため最前線で、また命がけで頑張っている団員とその家族に敬意を表するとともに、新入団員募集の施策として商工会にもお願いをして、地域の店で安く買い物ができたり、湯さん館の無料券を出すなど、子育て優待パスポートのような、まさに消防団バージョン、例えば、火消し優待パスポートのような優遇策を町は考えるべきであると思ひますが、どのようなお考えかお尋ねをいたします。以上で1回目の質問といたします。

**町長（山村君）** ただいま中嶋議員さんから、1、消防団についてということで40年前の思い出のお話も含めて質問をいただきました。イからニにつきまして順次お答え申し上げたいと思っております。

まず、イの若い団員確保でございますけれども、今お話ありましたが、なかなか大変な状況ではあります。ここ数年の状況を見ますと、消防団への新入団員数は平成25年度が10名、26年度が11名、今年度が12名となっております。ここ数年入団者がない分団もあり、新入団員を確保することに皆さん大変なご苦勞をいただいているというところだと思ひます。

ちなみにこの3年間で33名入っていただいたわけでありましてけれども、このうちの約3割、10名近くは役場職員であります。後にまた役場職員の状況については、後ほど申し上げます。そういう状況であります。しかしながら安心・安全で災害に強いまちづくりを進める上で、自分たちの町は自分たちで守るという意識を持ち活動している消防団員の皆様は必要不可欠な存在であります。町としましては消防団員の勧誘活動に一層の協力をしてまいりたいと考えております。

まずは、毎年2月開催の区長会で各区に消防団員勧誘活動へのご支援をお願いいたしておりますので、区民の皆様におかれましては、消防団活動にご理解をいただき消防団員の確保が図られますようご協力をお願いしたいと考えております。また広報活動として、引き続き成人式における団員募集チラシの配布や町民運動会、交通安全町民大会の会場で子供向けの消防グッズの配布ですとか、消防団員や消防団車両との記念撮影、あるいは消防団員とふれあう場を設け、消防団活動の魅力も伝えていきたいと考えております。さらに今年度、埴科消防協会が新たな消防団員勧誘事業として、消防団員募集や消防団活動の周知を目的としたCMですね、宣伝用のCMの制作を行うことにもなっております。このCMを通じまして、若者に消防団活動についての理解や興味を持っていただき、ひいては消防団員の確保につなげてまいりたいと考えておりますので、町消防団といたしましてCM制作に協力してまいりたいと考えているところでございます。

また、町には消防団協力事業所表示制度がございます。この制度は勤務期間中の消防団活動への便宜や従業員の入団促進など、事業所としての消防団への協力が事業所の社会貢献として広く認められるものであります。現在、町内では6事業所に登録をさせていただいておりますけれども、今後、被雇用者が消防団に入団しやすく、また団員として活動しやすい職場環境が確保されるよう、ほかの事業所におかれましても消防団協力事業所への登録をお願いしてまいりたいと考えております。

次にロ、女性団員をというところであります。消防団員数は社会環境の変化に伴い全国的に減少傾向にある中で、女性消防団員数につきましては増加傾向にあります。これは男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参加する男女共同参画社会の進展に伴い、女性の中にも消防団活動をすることにより地域貢献をしたいという方が増えていることが一つの要因であると考えております。

町では、現在2名の女性が地元分団で消防団活動に従事をしていただいておりますが、他市町村の女性団員の活動内容を見ますと、火災現場での応急救護や情報収集等の後方支援や女性の持つきめ細かく優しい面を生かした火災予防の広報活動、消防団が行う諸行事への参加支援など活躍の場も広がっております。

今後は、区や事業所への女性消防団員勧誘活動の支援依頼や女性向け消防団員募集チラシの配布、女性団員が活動しやすい消防団施設の整備等を行い、女性団員の確保に努めてまいりたいと考えております。新人職員の採用につきまして、今までも男子の職員の場合には必ず消防団に入ってよということで、入っていただいておりますけれども、最近では女性にも声をかけておりますので、近々職員から入っていただけるかなと期待をしておりますけれども、どうなるかわかりませんが、積極的に勧誘していきたいというふうに思っております。

ハ、役場職員の分団員はというところであります。これは現在、消防団に加入している職員は26名でございます。ここ数年は増加の傾向で推移しております。過去5年間の消防団に加入している職員数を申し上げますと、平成23年度が18名、24年度が21名、25年度が24名、26年度は25名、今年度は26名ということで、年々増加をしている状況であります。その結果、今年度における消防団全員に占める役場職員の割合は9.8%、約10%ということで、団員のおおむね10人に1人が役場職員という状況になってきております。今後も引き続き新規採用職員の事前研修及び説明会などで、坂城町への地域貢献活動である消防団への積極的な加入を促すなど、加入推進に努めてまいりたいと考えております。

次にニであります。団員、家族にサービスをという点でございます。県では地域の安心・安全を守るために日夜活動している消防団の活性化を促すことを目的とした信州消防団員応援ショップ事業を平成28年1月から開始いたします。この事業の内容につきましては、県内の消防団員やその家族が消防団員応援ショップとして登録された店舗において、消防団員カード

を提示することで店舗が独自に決めたサービス、例えば飲食店の1品追加サービスですとか旅館での宿泊代金割り引き、小売店・家電量販店における割り引き、ポイントサービス等を受けることができるというものでございます。また、登録される店舗としても新たな顧客拡大、社会貢献に取り組む店舗としてのイメージアップやPRにつながる事業であり、消防団員を加入促進し、地域の防災力強化にもつながる取り組みとして期待されているものでございます。

今後は商工会等と連携し、町内のより多くの店舗に消防団応援ショップの登録をしていただくようPRしていきたいと考えております。先ほど議員がおっしゃられた子育て応援店舗と、あれと同じような発想であります。なお町では、坂城町振興公社が運営するびんぐし湯さん館に信州消防団員応援ショップへの登録をお願いしているところでもあります。サービス対応につきましては、子育て優待パスポート事業と同じく、団員やその家族に対し入館料を中学生以上の大人は100円の割り引き、子供は60円の割り引きを行う予定でございます。対象は県下の全消防団員と家族でありますので、子育て支援と消防団を応援する湯さん館として、これは一つの例ですけれども、多くの方にご利用していただければと考えております。以上であります。

**11番(中嶋君)** ただいま町長にお答えをいただきました。いろいろお話の中で、町もいろいろご苦労はなされているなど。こんな時代であります。ですから若い団員確保を成人式や区長会にもお願いしているようですが、その辺は引き続きよろしく願いをしておきたいと思いません。

ただここで、もしご答弁できればですが、若い人が集まって元気のよいグループがありますね。これは私、よくいつも見ているんですが、商工会の青年部の皆様であります。この中には団員加入者も大勢いると思えますが、できればまた町のほうから余計皆さんにお願いして、ましてや商工会の青年部の皆さんは、言うなれば社長ジュニアであったりあれですか、またいろいろ商店の若旦那であったり、そういうふうになりますから、地元密着であります。ですから余計にまた何かいろいろ機会があるときには、ぜひまた青年部の皆さんにできるだけ加入していただくようなPRをしていただければありがたいなと思えます。

それから先ほども出ましたが、消防団協力事業所表示制度というので加入事業所が6社ということで、これも頑張っている数字だと私は思いますが、そうは言いましても総合的なことをいうと、単純に考えただけでもですね、坂城町には大手20社ございます。もちろん中小企業全て入れればね、二百幾つという数があるわけではありますが、私に言わせれば特に大手20社の中には上場企業もございます。そんな部分を考えればですね、その上場企業の例えばイメージアップにもなることでありますし、特にその20社を、これもまたできますれば町のほうからですね、個々になるか何かの社長さんたちの会合のときでもよろしゅうございますので、これはまた町長からもできれば、私は直接にお願いをしてやっていただければ幸いなのかなとい

うふうに思います。

それから、またこれもおもしろい発想だなと思いましたのは、埴科消防協会でしたかね、何か団員募集のCMをつくるという部分ですが、大いにこれはまた坂城町の皆さんにご協力していただいて、言うなればそこへいっぱいテレビに出ていただいてですね、顔を売っておいてもらえば、もしかしたらこれ、あれでしょうかね、SBCとかNBSに言うとおかなきゃいけないのかな、NBSのそういうコマーシャルに入れるのかななんて思いますので、ぜひその辺のところはですね、一生懸命取り組んでいただいて、今、こんな実情でありますので、頑張っ

てやっていただきたいと思います。それから、町長からもお話ありましたが、女性もですね、大いにいろいろまた火事場の現場へ行けば女性にお手伝いしてもらう、きめ細かさといいたいでしょうかね、男性には気がつかないようなことも大いにあ

るでしょうから、ぜひひとつまたその辺のところも、啓蒙活動をしていただいたり、役場の職員採用のときにひとつ、あんまり強引に言っちゃいけませんでしょうけれども、お声がけができるんだ

ったらやっていただければありがたいなど。ここで少し役場の職員も褒めておかないといけないもので褒めますが、さすがありがたいです、そうは言いましても。そうは言

ったって役場の職員がね、皆さんだ

## 2. 公園がほしい

### イ. 立町にミニ公園を

皆さんだって地元へ帰ればあれですよ、坂城町の町民であるわけですよ。だからそういう部分を考えればですね、今、お話あったように、これは私はうんと高く評価しています。26名、消防団員の10人に1人が役場の職員であると、これは私は敬意を表します。よく皆さん、頑張っております。ありがとうございます。それからですね、先ほど県も来年の1月より私の考えていたようなことと同じことをやっていただけるようで、大変ありがたいと思

ましては、私も大きくかわり、幾度となく一般質問をさせていただいており、私の一般質問の原点ともいえるべき案件の一つでもあります。町も知恵を絞って何度も私が提案やらお願いをしている、これは勝手につけた名前ではありますが、坂城桜100本中央公園をつくり、町民の要望に応じていくべきかと思うが、お考えをお尋ねいたします。

ロ. 子供の自転車練習場を

この要望も同じく立町の子育て世代のお母さんからのお話でありました。坂城小学校のグラウンドは、自転車の練習は禁止されているということで、ぜひ公園をつくってほしいとの要望でありました。そうすると、さっきのイの立町ミニ公園という、これも一石二鳥でありませんが、解決できるのかなというふうに思います。この2点、ご答弁をお願いいたします。

**建設課長（青木君）** 立町にミニ公園をについてお答えいたします。

ご質問にありました前田工業団地用地につきましては、平成22年度に整備をしまりました。都市計画においても工業系の準工業地域、工業地域、工業専用地域を町内各地に設定し、基盤を整え立地を検討する企業や県・金融機関などを通じた照会に対し、現地の下見調査への立ち会いや資料提供等を行ってまいりました。企業が工業用地を必要とした場合、対応できる区画を持っていることが大事であり、前田工業団地用地につきましては、国道18号線からも、しなの鉄道坂城駅からも近く、坂城町の大事な工業用地として認識しており、引き続き分譲に向けて努力してまいりたいと考えております。

町内の主な公園といたしましては、びんぐしの里公園、吉野健康広場、こんびらミニパーク、ふれあいパーク、シンフォニックヤード、わんぱく広場、さかき千曲川バラ公園の都市公園や、和平公園、坂城町運動公園、鼠橋運動公園など整備されており、町内外より大勢の皆さんにご利用いただいているところです。

また、身近な公園といたしましては、区ごとに公園、広場、緑地などを設置し、それぞれ特色ある整備を行っており、地域の皆さんや子供たちの交流、憩いの場として利用されています。区民の皆さんが気軽に集うことのできるミニ公園は、地域の中に設置することが望ましいと考えます。現在、全国的な課題となっている空き家、空き地などを地域での活用について検討いただければと思います。町では、地域の皆さんがみずから行う公園等の整備や管理には地域活動支援事業による助成制度を設けてあり、公園などの整備にも区や団体に活用いただければと考えております。

次に、子供の自転車練習場をについてでございますが、保育園や幼稚園に通う子供たちが親子で自転車の練習をする場合には、一定の広さと車等による危険のない安全な場所が必要になります。町には、専用の練習場はございませんが、町内3小学校のグラウンドを利用し練習することが可能となっております。また、運動会のシーズンや雨等で学校のグラウンドが使えない場合や、舗装した場所での練習する場所として消防の操法訓練場やびんぐしの里公園の芝生

広場東側の多目的広場を利用することが可能であり、親子で安全に練習することができます。さらに、町には千曲川左岸の堤防上に、サイクリングロードが整備されており、練習の成果として親子で千曲川の自然の中でサイクリングを楽しんでいただければと考えているところでございます。

**11番（中嶋君）** ただいま建設課長からご答弁をいただきました。毎回同じご答弁です。余り回数、回数言いたくないんですが、もう五、六回、私これやっていると思うんですね。必ず前田工業団地が出てくるわけです。その前に一つ、これは大事なことでありましたので、グラウンドは3小学校オーケーだというね、これはまた早速また立町の子育てのお母さんのところへ行ってみて大丈夫だよという、ちょっとボタンのかけ違いだったのかなと私は思いますけれども、グラウンドはオーケーだということは、議会報告会の事後処理ではありませんが、当然これはご報告はきっちりしていきたいと思っております。

また、今のところへ戻った話なんですけど、前田工業団地のあそこの場所、今、課長がおっしゃるとおりです。一番大事なところですよ。というのは、国道18号からもよく見える場所、それからまたしなの鉄道からもというあれはもうとってもいい場所でもあります。こんなこともあろうと私は思ってね、実は平成18年の6月16日に、町長は違いましたから、そこに中沢町長が座っておったわけですが、私、こんな一般質問をしているんですよ。再現します。

チクマ精工の跡地についての報告がありました。これ最後はね、京阪精工って言ったんですよ、正式な名前は。その前はアガツマだったんですよ、アガツマがチクマ、チクマから、京阪だったんですよ。そのときのあれです。今言いましたように、平成18年6月16日に私がここで一般質問した、当時は向こう側からやりましたけれどもね。

チクマ精工の跡地についての報告がありましたが、まさに坂城町にとっては負の遺産であり、買っても困る、買わなければなお困るということでありました。全協の場所で町長より議員に相談があり、全員一致で購入とはなりましたが、普通の不動産を購入するのはそんなに問題はないのですが、競売という難しい購入方法でありました。8,019.87㎡、坪になおすと2,430坪でありました。購入値段は、これは私がアドバイスしたような数字が入っております。当時中村総務課長だった、どういう値段つけるんだいというようなことで、ちょっとからくりもありましたが、2,006万517円でありました。平米になおしますと、2,501円。坪になおすと一坪8,255円ということであり、適正価格以下で購入ができたこと、ラッキーであったとともに高く評価できるものでありますなんて生意気な発言を私もしております。

現状のわからなかった町民の方からは、また町は国や県から補助金もらってえらい場所を買ったとか、町長、あの当時ですから、また箱物でもつくるだかい、民間の工場に買ってもらえば税収も増えるのに、町は何を考えているだい、こんなことを言っていた人も当時おりま

したので、民間に買われてしまい、先ほども言いましたが、国道18号から見える、しなの鉄道からも見える坂城町の一等地で、合法的に産業廃棄物を山積みになされても文句の言えない場所であると説明を私が言いますと、全員がよく買ってくれたわと感謝しておりましたので、ただここでこれからが大変なんだよと。買った土地の中には六価クロムであるとかシアンなどの重金属がどのくらい入っているかわからないので、土壌をきれいにするには大変なお金がかかると思いますよと話し、当時また葛尾組合の野積みの灰を数年、この当時ですから、数年前に業者に処分してもらったときは1億円かかっておるんです、当時。そういうことを考えると、数億かかるかもしれないよと、あそこの場所は。

そうは言いましても町民の皆さん、何年かかっても幾らかかってもいいから、土を入れかえてきれいな土地にしてほしいと一般の町民は言うておりました。それでここで今、同じようなことを言ったことを言っているんですよ。さて私からの提案ですが、負の遺産をきれいにして正の遺産になったら、桜100本植えてバラ公園、当時もバラが少しはやってきていましたから、バラ公園に負けないような、坂城中央桜公園をつくり、このときもこんなことを私言っているんですよ、駐車場をつくらなくてもいいと、当時、中沢町長、ウォーキングが大好きだったもので、町長がウォーキングをしているのをまねして私も最近始めておりますが、町民の皆様にも健康のため歩く楽しみを覚えていただき、坂城町中の人が集う公園をつくることにより、我々団塊の世代がもう少し始まってきてますが、当時まだちょっと若かった、高齢化してくる時代がすぐ来ますが、皆さんが元気で国保税が日本一安い坂城町となることは間違いありません。ぜひ桜公園をつくりましょうなんていう一般質問をこのとき私、初めてやったんですよ。もう8年、9年たってしまったんです。

それが、これはね、今、建設課長のご答弁をいけば、当時と全く同じ。前田工業団地であると、工業用地を確保しておかなければいけないと、このような流れで必ずやそういうことでも私がやろうよと言ってもだめだと。坂城の町は工場の町だから、工業団地だと。前田工業団地だと。

ただね、その中でこれも歴史的な部分がありますが、私がこういう発言をすると、こんなことを言ったこともあるんですよ。テクノ工業団地の南側に、今できていますね、工業用地を造成しておかないといけないわなんてお話もあったんです。やっぱり坂城は、今も言います、工場の町であるから誘致も考えたら、あそこはいいなと。もうちょっと工業団地の南側へ、田んぼになってはいますがね、あそこへ増やそうじゃないかと。そんなようなお話もあったんです。当然、私は今もそういうことを言いたいですが、本当は。前回は前々回でしたかね、私も言いましたが、やはり坂城町は町長も先ほどいろいろご自分の所見を述べておりましたが、私も同じようなことを考えているんですよ。やはり坂城町は工場を誘致しなきゃいけない。そのためには必ずや1万m<sup>2</sup>ぐらいは確保しておきたいと私は思っております。だったらあるんですよ、

今言ったような、もう前からこれ考えていることは、テクノ工業団地の南側を壊廃しましてですね、あそこをですね、あれですよ、今の1万m<sup>2</sup>ぐらいやっておけばいいんです。わざわざあんな前田工業団地の大型のトラック、トレーラーが入らないね、入るでしょうが、相当な技術がなければ、あそこへトレーラーなんか入れませんよ。あんなところはね、坂城町の一等地、ぜひ私は公園をつくるべきだと思っておるわけでありまして。

これ、ここで何時間やったら始まらないし、課長の答弁は同じだし、町長、よくひとつお考えになっていただきたいということで、ご答弁なんてこと、私は言いません。歴史を話しました。ただし最後に言うておきます。もうあのときから8年たっていて、ちょっと言葉を悪く言うと、何か、あのまんまべちゃってあるなんて言い方いけません、何とか早くあその場所はですね、活用を私は、8年も放ったらしておくよりもですね、もう1回言います。ぜひ公園もご検討いただきたい。

それでは次の質問に移ります。

### 3. 国保医療費の抑制を

#### イ. 国保と特定健診の状況は

あと10年から15年もすれば、私のような団塊の世代が80を超え、ピークを迎えますが、今からいろいろ施策を考えておかなければ大変なことになると私は思うのであります。そこで、過去5年間の国保の医療費支払額と1人当たりの医療費の推移と特定健診受診状況をお尋ねをしたいと思えます。

#### ロ. 保健指導員の活用を

町内には223人の保健指導員さんがおりますので、各組合など地域の皆様に啓蒙活動を積極的に行ってもらうため、学習会などを多く開くなどとともに、少なくとも指導員さんの家族から特定健診、これは100%お願いしていけば、数年後には大きな医療費の抑制になると思えます。また町民的運動を巻き起こしていかなければとも思うものであります、お考えをお尋ねしたいと思えます。以上であります。

**福祉健康課長（大井君）** イの国保と特定健診の状況はについてお答え申し上げます。

ご質問いただきました坂城町国民健康保険の医療費の過去5年分について申し上げますと、平成22年度につきましては10億7千万円、23年度11億5千万円、24年度11億7千万円、25年度12億1千万円と年々増加しておりましたが、26年度は入院に係る医療費の減少により11億6千万円と、25年度より5千万円の減額となっております。しかしながら、今年度につきましては、昨年度同期、同時期までの支払い状況と比較し9.5%の伸びとなっており、またこれからの季節において発症する可能性が高い感染症の流行等による医療費のさらなる増加も懸念されます。

次に、1人当たりの医療費につきましては、平成22年度30万3,720円、23年度

33万2,611円、24年度34万4,964円、25年度36万3,150円と上昇を続けておりましたが、26年度につきましては36万99円となり、3,051円のマイナスとなっており、県内順位につきましても77保険者中11位と前年度の8位から改善をしています。

続いて国保加入者の特定健診の受診状況について受診率で申し上げますと、平成22年度40%、23年度43.7%、24年度48.2%、25年度47.1%、26年度は先ごろ確定いたしまして48.5%となり、前年度と比較して1.4%の上昇となりました。

特定健診の受診方法としては、保健センターで実施をする集団健診や医療機関での人間ドックなどがございますが、受診者の半数以上の方にご利用いただいている集団健診につきましては、夜間や休日も含めた時間帯に実施するなど、受診しやすいよう工夫をしながら多くの方に受診をいただけるよう心がけております。

また、26年度からは特定健診の始まる40歳の方を対象に40歳スタート健診として受診料の補助と個別支援を行い、健康意識の高揚を図っております。今年度につきましては、既に5月、6月において8日間実施をしたところですが、今月20日の日曜日と21日も予定しているところであり、現在、特定健診が未受診となっている方へ個別も訪問等を行い健診の重要性をご理解いただきながら受診率の向上に努めているところでございます。

今後におきましても、特定健診の受診勧奨や保健指導の実施により、病気の早期発見による重症化の予防を進めながら国保の適正な医療費の支出に取り組んでまいりたいと考えております。

**保健センター所長（村田君）** ロの保健補導員の活用をについてお答えいたします。

長野県の保健補導員活動は、昭和20年に住民の自主的活動から始まり、徐々に全県に広がり、当町では昭和40年代後半から現在に至るまで引き継がれ、「自分たちの健康は自分たちでつくり守る」をスローガンとして、保健活動を実施してまいりました。

長野県の平均寿命は、男女ともに全国1位で、健康寿命も全国で上位に位置しております。長野県の健康長寿の要因の一つとして、保健補導員活動等による健康づくり活動の取り組みが挙げられ全国的にも評価されているところであります。

町では、保健補導員さんに地域ぐるみの健康づくりの推進にご協力いただくため、2年間の任期により現在223人の方に委嘱しております。主な活動としましては、地域住民と行政のパイプ役として各種検診の案内通知や地区健康づくり講座の開催チラシの配布、町が実施しております各種検診の申込書について地域内を訪問し取りまとめを行っております。また、研修会や講演会に参加し、健康づくりに関する学習をしております。町保健補導員会として開催するものや、県レベルで行われるものも含めると、今年度は4回の研修会等が開催される予定であります。町保健補導員会が主催する研修会については、例年約7割の保健補導員さんが参

加されております。健康に関する研修や学習を重ねることにより、みずからの健康意識を高め実践し、さらにその知識を家族や近隣の皆様に広めていただくことで健康知識が地域に広まるものと考えております。

また、保健補導員の選出につきましては、地域の中で持ち回りによって行われることがほとんどですので、10年間で千人以上の方が保健補導員活動をされることとなります。多くの皆さんが保健補導員を務めることで健康意識の普及の輪が大きく広がるものと考えております。

任期の2年目には視察研修を実施するなど、研修会の回数を増やし充実を図っておりますが、任期を終了するとき、保健補導員をやってよかったと思えるような実のある活動を実施してまいりたいと考えております。今後も保健補導員活動にご協力をいただく中、地域ぐるみで健康づくりの推進を図り、さらには医療費の抑制へとつながるよう努めてまいります。

**11番（中嶋君）** ただいま課長、そして所長からご答弁をいただいたわけではありますが、まあこのデータを見ると驚けますよね、やっぱり。今の5年間、これきちっとまていに出していた数値を見ますと。44.3%だとか、これは特定健診の受診状況でありますかね。40%台、それでも48.5、これ60、70、80というふうになればいいなと当然思うわけです。こういうデータを見るとちょっと寒くなるなど。

国保もですね、今の支払い、22年度からお出しをいただきました。それがまあ20番だ、9番だ、10番だ、8番だ、11番だなんてこれね、悪いほうからでしょう、これ。いいほうからじゃないでしょう。これ、町長困るわな、本当に。いいほうだと思っちゃう、一瞬。英語よくわからないから、人に聞いたらワーストだって言っていた。何か悪いことだと思いますが、こんなあんばいになっているということで。

だから先ほど、公園の話をしたけれどもね、我々、町長も入ると思いますが、団塊の世代、でかく増えたときにえらいことになるで、これ。国保なんていうのは、下手すればパンクするんじゃないかくらいに思っていますよ。やはりウォーキングやって今のところに、あれです、跡地に公園つくってあこらで飛んで歩いていけば、もうこんなことは余りならないと私は思うんですが。

そうは言いましてもね、データ出していただいて、私はこれ、よくわかりました。こんな恐ろしい数字だなんていうことがよくわかりました。それで、今、あれですか、所長の言ったことは素晴らしいことを言っていただきましてね、ここが大事ですよ、やっぱり。私に言わせれば。まさに所長が言ったのは、本当に、これね、でも地域の中からね、さっき私が言いましたように、我々議会報告会の中で地域の皆さんからアイデアを私もらって、今日ここでやったんです、三つとも全部そうですがね。その中でやっぱり保健補導員さん、何とか活用していただきたいと言ったら、今、所長なかなかいい計算をしてくれてね、2年に223人だからこれで家にいけば3人や4人、家にいるから、合わせりゃ600や700にはなると。それが2年、

4年、6年ですか、2年に一遍だから、これはみんなちょっと言葉悪く言えば、今のほつぺた回してみたいなことがあるでしょうけれども、ここへ来て所長がおっしゃったように何度でも勉強してもらって、父ちゃん、ぐあい悪くなると困るでよと。子供、ぐあい悪くなると困るからひとつというようなお話をしてもらえばね、これは私はやっぱりね、うんといい結果がね、どんどん出てくると思いますよ。2年に一度、補導員さんがかわるんだからね。そのたびに、みんなが勉強すれば。それでさっきも言ったように、なにしろあれですね、県内ワーストテンなどに入らないように、まあさっきも言うように、少なくともベストテンに入るように目指そうじゃないですか、ね。そして最終的には長野県で一番、ナンバーワンになるように頑張っているじゃないですか。

ただまたここでね、私ちょっと褒めることもあるんです、そうは言いますが。議員控室に私書箱があるわけですよ。町のいろんな広報やそういうものがみんなそこに、我々入れていただいている。その中に、全員の議員のところに行ったか俺はわからないけれども、こんなすばらしいちょっと議員の皆さんに見せるわけです。要はこれどういうことかといったら、ばら祭りのときに私、バラのほう忙しくて健康診断受けてこれなかった。そうしたら、心配して、この時期にぜひ、集団健康スクリーニング問診票なんていうのを送られまして、ぜひやっておくなどと。これが大事ですね。感謝しますよ、やっぱり。

でね、ここはまたうまいこと書いてあるんだ、これ読めば。これ町でね、また所長のところでまた考えた文章だと思うけれども、こんなふうに書いてあるんですよ。坂城町の70から74歳の方のうち、約10人に1人が狭心症や心筋梗塞と診断されると。だから何だいといえ、健診を受けておくんなくて、皆さん。じゃあ、どういうことだいと。実はここに書いてあるのを読みます。狭心症や心筋梗塞にかかり重症となった場合、年間に医療費が約200万円かかります。坂城町の医療費が県内ワーストトップテンに入る要因の一つになっていますよと。これはいいことだと思いますよ、はっきりね。町民の皆さんに啓蒙するには。おいだれちゃんとやってくれやと。何とかワーストテンなんてことなら、国保税、やたら使うというようなことが隠されていますがね。これは、なかなか正々堂々としたいい資料をつくった。言いづらいことをはっきり言ってくれた。私はこれでいいと思っていますよ。しかもここに書いてあります。何と、早期発見をしていただくために町の集団健診では、心電図の検査、基本項目として、これ町長大事だわな。検査代を全額補助しますと書いてあるんだよ、これはすばらしい。ただでやってくれるわと。それで今の10人に1人、狭心症や心筋梗塞でえらいことになっているよと。あんたもなるよと、10人に1人は。だからただでやるから、ぜひひとつ、坂城町がワーストトップテンにならないように、ひとつ早目に健康診断を受けておくんなど。これはありがたい。ちょうど偶然にね、あれです、さっき私書箱を見たらこれありまして、思わずいいことやっているなというふうに思いました。

これ以上私、いろいろ言いませんが、それこそ今のこういう問題は一番けつのほうの市町村もあれば一番トップの市町村もあるんです。これは町長、やっぱりトップ狙いましょうよね、これは、命に関することです。ぜひそんなふうに私は思うものであります。

特にまとめて言うわけではありませんが、時間もあれですので、さて、今年の大きな出来事は、私に言わせれば4項目であったかと思えます。まず、南条小学校の音楽堂も含め、これは100年以上はもつ立派な新校舎ができたことであります。花を添えるように金管バンドの子供たちが全国大会出場で金賞に輝いたことであります。子供たちにこれは大切にに使っていただきたいと思うものであります。

二つ目は、プレミアム商品券の発売でありました。販売方法は、もし来年やるとしたらですね、もう少し工夫をしていかなければいけないと思うものであります。疲弊している商業関係者にはある意味起爆剤となったと私は思うものであります。中間報告では、これは町長のお言葉でありましたが、億単位はいつているということでもあります。大変ありがたいことだと私は思っております。大変よかったと思っております。そうは言いましても皆さん、これあれです、引き続き有線など流してまさにこの12月、今月末までには使い切るよう、ひとつPRを町のほうで大いにして、たんすのね、それこそ奥のほうにしまっておいて来年見つかったなんてことになればえらいことになっちゃうから。まていに使えるように、どんどん有線流していただきたいと私は思うものであります。

さて三つ目でありましたが、エヴァンゲリオンと日本刀展でありました。まだ集計中ではあるようですが、40日間にわたり全国に坂城町がPRでき、駅前、横町も土日は、にぎわっておりました。そしてこれも中間報告の町長の言葉でありましたが、私も心配しておりました。お客さんの予定の1万3千人クリアできたということで、よかったと思った。最初はみんなこんなにいかないぞと、1万なんていきっこないわなんて言っていたんですが、よかった。1万3千人。これこんなことは言っていないかよくわかりませんが、おめでとうございました。よかった、大成功だったと私は思うものであります。

さて最後ではありますが、まさに町長と我々議員の今年選挙でありました。山村町長は2期目として頑張ってくださいわけですが、私たちは選挙があり14名中、何と新人が4人、見事にしかも大きな票でご当選なされ、多少年齢差はありますが、全員個性的でよく勉強しており、しっかりとした信念を持って一般質問がなされ、頼もしく思うとともに、いよいよ新しい時代が始まってきたと私は期待するものであります。

これで私の今年の一般質問は終わりとさせていただきますが、町と議会は両車輪と言われております。町民益のためにちょっと早いでしょうが、来年もひとつ頑張っていこうではありませんか。それでは最後に一句添えます。来年に向かって。

さてやらず多難な時代も一歩から

さてやらず多難な時代も一歩から

以上であります。ありがとうございました。

**議長（塚田君）** 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日9日は、午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞様でした。

（散会 午後 4時32分）

## 1 2月9日本会議再開（第4日目）

### 1. 出席議員 14名

1番議員	塚田正平君	8番議員	吉川まゆみ君
2 〃	塩野入猛君	9 〃	塩入弘文君
3 〃	朝倉国勝君	10 〃	山崎正志君
4 〃	小宮山定彦君	11 〃	中嶋登君
5 〃	柳沢収君	12 〃	大森茂彦君
6 〃	滝沢幸映君	13 〃	塚田忠君
7 〃	西沢悦子君	14 〃	入日時子君

### 2. 欠席議員 なし

### 3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町長	山村弘君
副町長	宮下和久君
教育長	宮崎義也君
会計管理者	春日英次君
総務課長	田中一夫君
企画政策課長	柳澤博君
住民環境課長	金子豊君
福祉健康課長	大井裕君
子育て推進室長	宮嶋敬一君
産業振興課長	塚田陽一君
建設課長	青木知之君
教育文化課長	宮下和久君
収納対策推進幹	池上浩君
保健センター所長	村田よし子君
まち創生推進室長	関貞巳君
総務課長補佐	臼井洋一君
総務係長	伊達博巳君
総務課長補佐	
財政係長	
企画政策課長補佐	竹内祐一君
企画調整係長	

### 4. 職務のため出席した者

議会事務局長	山崎金一君
議会書記	小宮山和美君

### 5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

(1) 農業振興地域整備計画についてほか 小宮山定彦 議員

(2) TPPと農業振興についてほか 朝倉 国勝 議員

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（塚田君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（塚田君）** 初めに4番 小宮山定彦君の質問を許します。

**4番（小宮山君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

第1のテーマとして、農業振興地域整備計画について。まだ2週間にもならないのですが、11月27日に2015農林業センサスの第一報があり、さまざまな概数値が公表されました。耕作放棄地面積を見ると、前回2010年の調査のときからさらに3万haほど増え、42万4,090ha、約42.4万haでした。ついに滋賀県1県分の面積を優に超えたことになります。それに伴い、経営耕地総面積も当然減り、334万haとのことでした。今世紀に入ってまだ15年しかたたないうちに、約30万haが減少したことになります。

また、農地にかかわる全国的調査として、荒廃農地の発生、解消状況に関する調査、縮めて荒廃農地調査という調査があります。市町村と農業委員会が主体となって毎年1回行われていると聞きます。いわゆる農地パトロールの際に行われます。その調査結果を見ると、荒廃農地面積は平成26年において、全国で27.6万haとなっています。農林業センサスの約42.4万haと、この27.6万ha、地権者の申告による42.4万haと農業委員会が主となって客観的に調査した27.6万haとに、約15万haの違いがあります。この違いにも大きな問題があると思うのですが、ここでは耕作放棄地にしろ、荒廃農地にしろ、また農地法でいうところの遊休農地にしろ、現に耕作されていない農地が大量に存在している事実に変わりはありません。そしてそれが今日の日本の農業の惨状を映し出しているという主張に異論の余地はないように思われます。

質問に入ります。

イ．農地パトロールについて

本年の農地パトロールはいつどのような体制で実施されたか、また調査後の集計は行われたか、ここ数年の結果に比べて大きな変化は見られるか、まずお聞きします。

ロ．非農地判断について

遊休荒廃地のうち、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる荒廃農地は、農地パトロールでB分類の荒廃農地として分類されています。このB分類の荒廃農地を解消するための手続の第一歩として、農業委員会の議決による速やかな非農地判断があります。この非農地判断をしているか、する予定があるか、このことをお尋ねします。

なお、この質問は9月の議会でもやったのですが、私はこの非農地判断についてお聞きしたんですが、課長の答弁が非農地証明、非常に紛らわしいんですけども、非農地証明についてだったので全くかみ合わず、今回改めてもう一度します。

ハ．新たな「農業振興地域整備計画」について

非農地判断をした場合、農振農用地区域内に大量の非農地が発生するわけですから、特別な場合、例えば広い集団的な農地の真ん中に非農地の一角があるというような場合を除いて、農用地区域内にそのまま残置しておくのは全くもって話が通らないと思います。つくづく思うのですが、荒廃農地は空き家に似ていると思います。A分類の再生可能な遊休荒廃地は、程度のよい空き家で、さまざまな利活用の可能性があります。一方、B分類の遊休荒廃地は窓は割れ、床は抜け、雨が漏る空き家のようなものです。もちろん人は住めず、動物のすみかにもなりかねません。そうした家を住居とは呼べないのと同じように、B分類の荒廃農地は農地とは呼べません。昔は、農地として耕作されたことがあっても、今は農地ではなくなった農地が、生産性の高い優良農地であるはずの農振農用地というのは、毎回繰り返しますが余りにもおかしな話だと思います。そのことからしても、農振農用地の見直しをした上で、新たな農業振興地域整備計画の策定が必要だと思われれます。そして農地として以外の利用、非農業的利用ができるようにすべだと思います。

18号バイパスの関係で見直しはあると聞いていますが、その見直しはバイパス一帯に限定される見直しではなく、坂城町全域を対象にした総合見直しになるのか、そして新たな農業振興地域整備計画を策定する予定があるのか、お聞きします。これも9月の議会でしたのですが、明確な答弁をいただけなかったので、再度お聞きします。第1回目の質問は以上です。

**産業振興課長（塚田君）** 農業振興地域整備計画についてのイ．農地パトロールについてまずお答えいたします。

平成21年12月の改正農地法施行により、管内農地の有効利用の徹底を図るため、農業委

員会の新たな役割として農地の利用の状況についての調査、いわゆる利用状況調査の実施が義務づけられました。その目的は、調査を通じた地域の農地の総点検、遊休農地の把握、遊休農地の発生防止・解消指導、違反転用の防止等であり、遊休農地の利用再生に向けた各種事業や人・農地プランの作成活動等であり、全国統一的に期間を定め集中的に推進しているところがあります。

本年度につきましては、10月5日から16日にかけて、農業委員と産業振興課職員で8班編制を組み実施をいたしました。調査の内容といたしましては、管内の農地を一筆ごとに目視で調査し、利用状況を確認した上で農地の地図に色分けして記録をいたしましたところであり、結果につきましては、現在集計中ですので、直近の平成26年度の数値を申し上げますと、再生可能なA分類の荒廃農地が39ha、再生利用が困難なB分類の農地は137haとなっており、前年と比較しA分類は減少傾向に、B分類は増加傾向にあります。また、26年度の荒廃農地の解消面積は6.5haとなっております。なお、今年の結果につきましては、速報値が出次第、農業委員会において報告し、今後の対応について協議、検討してまいりたいと考えております。

続いてロ、非農地判断についてお答えいたします。

今年の調査結果を踏まえてA分類、すなわち再生可能な荒廃農地に関しては、所有者の皆様に関し農地に関する意向調査を実施し、今後の農地の集約や中間管理機構を活用の意向を確認し、農地の活用を図りたいと考えております。非農地判断については、B分類、すなわち再生利用が困難と認められる荒廃農地について、農業委員会総会において議決により農地ではないと判断された場合、その所有者、都道府県、市町村、法務局等に対して農地に該当しない旨を通知することとなっております。

町農業委員会では、農地は個人の所有物であることから、所有者の意向により非農地であることの証明を依頼された場合に、農業委員会総会において農地に該当しない判断を行っているところであります。しかしながら、町内の山手には戦前から桑畑であった農地で、養蚕の衰退とともに山林化してしまった農地が数多くあることから、農地法施行前から山林化した農地については、今後利用状況調査の結果を踏まえて農業委員会に議決を仰ぎ、非農地判断を行う必要もあると考えます。

次にハ、新たな「農業振興地域整備計画」についてですが、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の見直しにつきましては、町の最上位計画である長期総合計画にのっとり、限りある土地資源を有効に活用し、公共の福祉を優先させ、住みよい生活環境と農・工・商の産業との均衡ある発展を基本とした総合的かつ計画的な土地利用を推進するため、各関係機関と十分協議をする中で策定をしていく必要があります。

見直しの具体的な策定スケジュールは、他の土地利用との調整があるため未定ですが、町全

体を対象とした総合的な見直しを速やかに進めていきたいと考えます。新たな農業振興地域整備計画の見直し策定に当たりましては、国が進める新たな農業改革に対応しながら、町として守るべき農地を守ることを基本に、農用地の無秩序な転用を防ぎ、農用地の流動化による農地の集積化を図り、地域農業の担い手として認定農業者を積極的に育成し、農業生産性の向上と農業所得の増大を実現するような計画策定をしまいたいと考えます。

**4番（小宮山君）** 2回目の質問を用意してきましたんですが、その前に今のご答弁の中で、私の理解と異なっている部分、非農地証明とやっぱり非農地判断、これが僕の理解と違います。非農地証明というのは、課長が今申されたように、あるいは9月の議会でも申されましたが、自然災害なんかでもう農地としては使用が不可能になったようなところ、例えばです、それとか20年以上耕作されていなくて、それをまた証明するものがあるって、農業委員会に地権者がその非農地証明を申請して、農業委員会のほうで非農地証明を出してもらおうと、そういうものだと理解しています。また、農振農用地に関しては、非農地証明はできないとも聞いています。

非農地証明はそういうふうには私は理解していますが、非農地判断というのは、これは先ほど課長の答弁にもありましたとおり、平成21年の改正農地法、これは最近知ったんですが、平成の農地改革と言われるほど大きな農地法改革だったそうです。よって、その時点で荒廃農地全体調査って、そのときは言っていたそうですが、ここ数年はまた名前が変わって、先ほど僕が申した荒廃農地の発生、解消状況に関する調査、縮めて荒廃農地調査という呼び方になっているそうですが、その改正農地法を根拠に遊休荒廃農地の解消、それを目指して、B分類の荒廃農地はもう農地としてはそのまま認めていくわけにはいかない。そういうことで農業委員会が非農地判断をする。21年度の改正農地法で農業委員会の権限の強化ということも打ち出されたと思います。よって、その農業委員会が農地パトロールをした結果をもとに、A分類とB分類に仕分けして、B分類の荒廃農地、耕作放棄地と言ってもいいんですが、このころは耕作放棄地というのは、農林業センサス以外では使わないというふうには最近聞きましたもので、荒廃農地と言いますが、あるいは遊休農地と言いますが、そのB分類の遊休荒廃農地、その解消のために、非農地判断というものが農業委員会の権限で行われると、そういうふうには理解しています。

これは、私の理解が間違っているかどうかと思って、幾つか確かめました。平成21年の農地法の大きな改正でその農地法の運用通知、これは平成26年9月30日が一番最近のもんですが、農林水産省経営局長と農林水産省農村振興局長ですか、その連名で運用通知で、遊休農地に関する措置を必ず講じなければならないことに留意されたい、必ず講じなければならない。それはB分類に対しては速やかな非農地判断をせよということです。それで、ただ長野県の農業会議に2回電話をして、それは確認しました。また、全国農業会議所から出ている平成26年度及び平成27年度農地パトロール、先ほどあれした利用状況調査ですね、農地パト

ロールの実施要領にもはっきり書かれております。ですから、農地判断と農地証明という、農地判断に対しての非農地証明、農地、非農地判断と、地権者が求める非農地証明とが、これ別にしないと、話が先に行きません。どうしたらよろしいでしょうか。

**議長（塚田君）** その判断を聞きたいということですか、再度。

**4番（小宮山君）** そうです。だから非農地証明じゃなくて非農地判断を農業委員会でするのかですね、どうもしていないみたいなんですけれども、今後するのかということです。それをお聞きします。

**産業振興課長（塚田君）** 非農地判断につきまして、やはり一番根本的な問題といたしましては、国もそうですけれども、全国一律ですけれども、耕作放棄地が増加しているという問題が大きな問題がございます。その中で、既に先ほども申し上げましたが、古くから山林化している農地とかそういうものが存在すると、そういうものに対してはやはり非農地ということで位置づけて、農地ではないということで、そうすることで荒廃農地の減少という側面を捉えているというふうに考えます。

先ほども申し上げましたけれども、町として非農地判断をしないとは言っていないで、やはりそういう手続もしていかなければいけないと、今後の課題ということで先ほど申し上げたところでございます。特に、農業についての問題については、今、大変大きな問題があります。TPPの問題もございまして、そのような中で新規就農者が増えていると、坂城町の状況の中でやはりやるべきことは、非農地判断で農地を非農地として判断するだけではなくて、やはり新規就農者の育成、そういうほうにやはり農業委員会としても力を入れていかなきゃいけない、そういうふうに考えております。

長野市とか大きなところでは、特に合併したことによって山手の結構村とかがございましたので、やはりそういう傾向が強いということで、長野市となるとやはりそういう非農地判断を進める中で、荒廃農地の減少という一つの方向性を捉えていると思うんですけれども、まだまだ各周辺の市町村の中では、この非農地判断、取り組んでいる農業委員会、ちょっと少ない傾向にございます。しかしながら今後、そういうような非農地判断を行うことで、遊休荒廃農地を減らしていこうという動きはありますので、坂城町の農業委員会といたしましても、そのような方向で進めていきたいというふうに思います。

**4番（小宮山君）** 先ほど言われた守るべき農地、それは全力で守らなければいけないということに全く異議はありません。ただそれはA分類の再生可能と農業委員会が農地パトロールで判断する農地です。だからB分類の非農地というのは、もう農業委員会のほうで、もう農地としては使えないと見込んだ、農業委員会が仕分けしたものです。再生可能なA分類の農地に関しては、これ、もうすごく大きな問題で、僕、3月の次回のときに一般質問したいと思っているんですが、そうではなくて、今日の今回は、B分類の荒廃農地についてお尋ねしたわけです。

まあ、いいです。

今、近隣市町村、長野市のこととかおっしゃられましたけれども、今回、この近隣の市町村について非農地判断ということは、調べ切れなかったんですが、ただ長野市、今申された長野市では、非農地判断をして非農地通知を出して、それから農地台帳の整理をして、農地台帳の今のままだと、農地でないようなものを全部、農地台帳に載っているそうです。なもんで、それを整理して、それで長野市は非農地判断をした結果、非農地通知を出して、もちろん地権者が非農地と認めてもらっちゃ困ると、これから耕作するからもう重機を持って行って開墾、またさらに改めて開墾するぐらいのつもりで、再生するから非農地にはしてくれるなど言えば、それはケース・バイ・ケース、そう聞かれる場合もあるということです。ただ長野市では、確定した非農地417ha、それから孤立農地、それは農用地区域内にある10ha未満の農地のことだそうですが、孤立農地491haなどが農用地区域から除外された。その上で農業振興地域整備計画を今年、策定したということです。

だから9月議会のときに課長がこういうような答弁をなされています。長野市等大きな市におきましては、非農地証明、証明です、これ、は出しておりますが、こちらにつきましても、農振農用地区内の農地につきましても、農振農用地は外れません。そうおっしゃられたんですが、これは非農地と判断されて、それが決定してイコール農振農用地からの除外じゃないという意味ではわかります。ただ、農業振興地域整備計画を新たに作成した段階ではそれは検討されるし、当然検討されると思います。だから外れませんというんじゃないで、もし結果的に外れなかったら、それは外さない、そういうことになると思います。

毎回言っていますが、先ほども数字、農振農用地といううちの81haが、これ26年度ですけれども、81haがB分類の荒廃農地として仕分けされました。81haというと、ただ数字でわかりにくいかもしれませんが、坂城町のブドウ、一番の今、坂城町の農業の中心ですよ、ブドウ、生産高も一番ですよ。リンゴなんてちょっと比べものにならないぐらいの。ブドウの生食のものですけれども、そのブドウ園の面積が78haです。それで81haが農地としては再生不可能と判断されている農振農用地です。ぜひ、本腰入れて見直していただきたいと思います。これで私はいいいんですけれども、どう思われますか、それじゃあ。

**議長（塚田君）** 要望ですか。

**4番（小宮山君）** 課長、申し上げたいことがあればおっしゃってください。質問じゃなくて、ちょっと今日、質問してもしょうがないかなという気がしていますもので、お願いします。

**産業振興課長（塚田君）** お答えいたしたいと思います。ちょっと誤解があるようですが、B分類だから非農地証明を出さなくてはいけないというものではございません。幾らB分類であっても周囲の農地が適切に農耕をされており、そういうことでそういう土地の状況にもよって非農地判断を議決していくという段取りになっておりますので、よろしく願いいたします。

またこのパトロールについては、農地法の定めによりやっております。農振のそちらのほうの法律とはまた別のものです。ですので、私のほうで非農地判断されたから、この農振農用地を外れないということは、要するに法律が別であるという意味で申し上げたところであります。よろしくをお願いします。

**4番（小宮山君）** わかっております。農振法とその農地法の区別、勉強しました。わかっています。

最後にお聞きします。非農地判断はしますか、しませんか、坂城町は。

**産業振興課長（塚田君）** 三度目のお答えになるかと思いますが、やはり山林化してしまった、古くから山林化してしまった農地があると、存在するということでもあります。やはりそういうものにつきましては、今後の利用状況調査の結果を踏まえ、農業委員会の議決を仰ぎまして非農地判断を行っていく必要が出てくるというふうに考えます。

**4番（小宮山君）** 初めて前向きな答弁をいただき、ありがとうございます。いつからかということも聞きたいんですけども、見守りたいと思います。

二つ目のテーマ、ワイナリー形成事業についてに移らせていただきます。

## 2. ワイナリー形成事業について

山村町政の主要政策の一つだと認識しています。にもかかわらず、町のいろんな人にワイナリー形成事業のことを聞かれて、どうもうまく説明できません。困っています。ワインは自分も興味がありますから、中嶋議員と振興公社に聞きにいったりもしましたが、どうもすっきりしません。9月の総務産業委員会的时候も、いろいろ質問しました。わかったこともありましたが、肝心なところが不鮮明な印象を持ちました。誰とは言いませんが、ワインは町長の夢なんだから、町長にしかわからないと、そういう人もいました。そうしたら、その発言に対して、その場にいた人たちは皆、何だか納得したような雰囲気でした。そこで、この問題に関しては、町長が中心にお答え願えたらと思います。いろんな細かい数字やなんかは担当の方でお願いします。

### イ. 巨峰ワインについて

巨峰ワインの今まで、各年度の生産本数と販売状況はどうでしょうか。そして、今年はどういった種類、スパークリングとかロゼとかですけども、種類をそれぞれ何本づくり、幾らで販売する予定ですか。それがイです。

### ロ. 事業計画について

寡聞にして最近まで知らなかったのですが、坂城町第5次長期総合計画、その実施計画、平成27年度から平成29年度にはっきりと具体的な年ごとの事業計画内容が載っていました。それによりますと、平成27年、担い手を中核とする生産組織の立ち上げと法人化の支援、平成28年度、ワイン醸造施設の整備、平成29年度、醸造施設の稼働、ワイナリー操業開始予

定、そうあります、ありました。これは今年の平成27年の3月に出た実施計画です。つい最近のやつです。

そこで質問ですが、今年、平成27年に生産組織とか法人はできたのでしょうか。それと、平成27年に、28年度に醸造施設の整備とありますが、整備ということの意味をお聞きします。建設かとも思ったんですがわかりませんので、整備ということはどういう、具体的にどうということなのかお聞きしたいと思います。それとワイン醸造施設を誰がつくり、どのような形で運営するのか、これは要するに民間のワイナリーをやりたいという人がやるのか、それとも、それで立ち上げやなんかのときに、町が経済的支援も含めて支援していくのかということなのか、あるいは第三セクターみたいな形で運営がなされていくのでしょうか、そのことをお聞きします。

ハ、ワイン用ぶどうの圃場について

これについては、まず、試験圃場の55aは2年後に誰が経営するんでしょうかということなんです。今のまま町が地権者から借りて、担い手に管理させるという形で続くのか、5年後をめぐりに担い手のほうにもう任せちゃうのか、それが1点です。

それと、高齢のため離農する農家のブドウ園を借りたりするという話も耳にしましたが、町内のどの地区にどのくらいの面積、ざっとでいいんですが、確保できると想定されているか。なぜこんなことを聞きますかということ、ワイナリーなりワインのことが話題になるときに、すぐこういうことを言う人がいるんですね。坂城町こんなに農地狭いのに、ワイン用の圃場って確保できるんだろうかということです。生食用のブドウのほうは夫婦で頑張れば6反歩は経営できるそうです、生食用のブドウは。だけれどもワイン用のブドウというのは、夫婦で大体3haぐらいまでは可能というふうに聞いています。でも値段が全く違うんですね、生食用のブドウとワイン用のブドウというのは。何倍、5倍くらい、四、五倍は違うんじゃないですか。なもんで、そのワイン用ブドウの圃場を確保するというのは、生食用の農家をやめて貸せというわけにいかないですからね。だからその圃場をどのくらい確保できると思われているか、お聞きしたいと思います。第1回目の質問は以上です。

**町長（山村君）** ただいまご質問にありましたワイナリー形成事業について、イからハまでお答え申し上げます。

今、小宮山議員から大変うれしいことをいただきました。私の夢であります。しかしながらこれは恐らくワイン大好きの小宮山議員の夢でもあるというふうに信じております。実は、ワイナリーの事業につきましてはですね、平成23年度からいろいろご相談しながら私は、一つ町の農業振興の可能性があるかなと思ってご相談してまいりました。あと、これから細かく申し上げますけれども、平成23年ですか、4年前からどうですかとお聞きしたときに、そのときから申し上げていたのは、こういう事業は町が全額出資して町が中心になってやっては絶対

失敗すると。多分赤字垂れ流しの公社の経営になってしまうんじゃないかということで、あくまでも町の人、民間中心にやらなきゃいけない。けども、立ち上げの基盤整備ですとか、スタートアップのときのサポートは誰かがしなきゃいけない、それは町でできる可能性があるかなということで、スタートしてまいりました。

それから、今、生食用のブドウとワイン用のブドウで、夫婦お二人でやるのは多分60aぐらいだというふうにおっしゃったけれども、生食用はですね、ワイン用だと2haとおっしゃいましたですね、3haと。非常に大きな広場でできるわけですね。それから一般的ワインに適している場所というのは、傾斜地、水はけがよくて寒暖の差があって太陽が照っていて、年間降雨量が少ないところ、まさに坂城町800mmでかつて桑をやっていたところ、最適だと言われています。

したがって、先ほど耕作放棄地で80haになると、これはほとんど昔、桑をやっていたところが多いと思います。なおかつ坂城町は平地で400m、和平の上へ行けば千mのところまで高地があります。温暖化になってもですね、今、ワイン事業を始めても30年はもつだろうというようなことも、皆さんとご相談してきたわけです。したがって、耕作放棄地の解消になるし、それから6次産業化、ワインつくってレストランまでつくると、そういう6次産業化もありますし、本当に大きな夢であろうと思っております。しかしながら、これは息の長い仕事であります。ワイナリーでどこのワイナリーを見ても、最終的にああ、できて成功したなと、やっぱり20年ぐらいかかると思っています。途中のプロセスが大事だというふうに思っております。

ご質問いただきましたので、おのおのこれからご回答させていただきたいと思っております。先ほど申し上げましたけれども、ワイナリー形成事業につきましては、平成23年度より関係団体の皆さんなどと検討を開始いたしました。24年にはワイナリー形成に主体的にかかわっていただく担い手を公募しまして2人の方になっていただきました。そしてワイン用ブドウの品種の適性を実施をするため、四ツ屋地籍に2カ所、55aの試験圃場を設け、この担い手の方を中心に農業支援センターの皆さんのご支援をいただく中で、醸造用ブドウの栽培管理などの事業を進めてまいりました。

本年度につきましては、試験醸造における実証試験、これ3年目になりました。そこで電気柵等の鳥獣被害対策を実施して、ワイン用ブドウの確保を図り、秋の収穫を迎えることができたというところになります。その段階で、現在のところでありますけれども、白系のリースリングとソーヴィニオン・ブランが合計で約400kg、赤系のメルローとカベルネ・ソーヴィニオンにつきましては、合計で約300kgの収穫となっております。

収穫したワインブドウにつきましては、4年前からですね、栽培の指導ですとか助言をいただいてきましたサントリーワインインターナショナルに試験醸造を委託しております。年明け

には試験圃場最初の坂城ワインができ上がるというふうに思っております。このサントリーワインインターナショナルにつきましては、世界的に有名な国際コンクールで日本のワイナリー初の金賞を受賞するなど、高品質なワインづくりを行うとともに、世界各国の名門ワイナリーの経営に携わっており、グローバルなワインビジネスの展開をやられているわけであります。そのブランドメーカーに当町のブドウやワインですね、ワインの品質評価も含めた試験醸造を委託したことにより、世界的にも高いレベルの目線で評価ができるということも期待しているというところであります。

また巨峰ワインについてであります。これはヨーロッパ系のワインブドウを植えても3年あるいは4年、5年かかりますので、それまでの間に坂城の既存のブドウでできないかということで、平成24年、2012年からワインの普及啓発と申しますか、ワイン文化を少し変えようということもありまして、坂城産の巨峰を使った坂城町振興公社によりワインをロゼ、スパークリングをつくりました。つくってから毎年好評をいただいているというふうに思っております。2012年産のロゼにつきましては千本、スパークリングワインは1,800本、製造いたしまして、ともに完売しております。2013年産はロゼ2千本、スパークリングワイン千本を製造し、こちらも完売となっております。2014年産につきましては、ロゼ2千本、またこの年から導入いたしましたロゼのハーフボトルとスパークリングワインをそれぞれ千本を製造いたしまして、ロゼ約1,700本、ロゼのハーフボトルは約800本、スパークリングワイン約900本を販売いたしました。

今年収穫しました巨峰により生産したものでございますが、今年の方はロゼ1,500本とロゼのハーフボトルが千本、これは先月のねずみ大根まつりにあわせて販売を開始いたしまして、ロゼ約300本、ロゼのハーフボトル約100本の販売実績であります。また、今後の予定であります。今年収穫の巨峰を使ったスパークリングワインを1,500本製造し、来年の5月に販売したいというふうに考えております。

非常に好評でありまして、町の中のコンビニでも売っておりますし、それから上田にある大手のアリオですね、あそこで特設コーナーをつくっていただいて、毎年、毎年本当に大量に注文をいただいて好評だというふうに聞いております。現在では坂城産の巨峰ワインとして広く定着しつつありまして、スパークリングワインは本格ワインとして評価が高く、またロゼにつきましても、特に今年の方は甘みを若干抑えたということもありまして、すっきりしておいしいという非常に評判がよく、今後ともワイン普及啓発の一翼を担うと考えております。

あとですね、巨峰ワインにつきましてはこれ、つけ足しますが、実際には坂城にまだ工場がありませんので、山梨にあるワイナリーに頼んでおります。ここは山梨大学のワイン学科の学科長、親子2代でやりました横塚先生が山梨大学の教授をやめられたあと、社長をしておりますフジッコワイナリーというワイナリーに委託しております。ですから非常に権威者に見てい

ただいてつくっているというところでございます。

次に口の事業計画でございますけれども、現在、第三セクターなどのワイナリー経営母体の組織化、醸造施設等も含めた将来展望の検討を視野に入れて、長野大学との連携によりまして、全体を考えるビジネスデザインを今作成をしております。年度内に長野大学より報告をいただける予定でございますけれども、ビジネスデザインをベースに今後の事業展開を図りたいと考えております。

イメージの一つといたしましては、栽培管理、醸造、販売などを含める中、第三セクターなどの法人組織の立ち上げが考えられるかとも思います。また法人組織化された場合、現在の担い手の方につきましては、もちろん組織の一員として圃場の栽培管理から将来は醸造に至る、あるいは経営まで携わっていただくことも考えられます。また担い手の方を含めた個人でワイナリーを創業する場合や、この方々が独自に組織を立ち上げる場合など、さまざまな選択肢があるかなというふうに思っております。

いずれにしましても、町といたしましては法人組織への出資、個人事業者などへの支援などを考える中で、ワインブドウ産地化による耕作放棄地の解消と農業の活性化、町内事業者の参画によるワイン関連産業の創出と雇用の確保、レストランなども含めた販売網の確立など、6次産業化を視野に入れたワイナリー形成事業を計画していく考えでございます。

それからハ、ワイン用ぶどうの圃場についてでございますが、試験圃場につきましては、今後2年間は農業支援センター管理の中で、担い手中心による実証試験栽培を行う予定でございます。その後につきましては、引き続き栽培管理を行っていく中で、ワイナリー法人組織などと農地契約を結びブドウを供給する方法が一つあるかと考えます。あるいは担い手の方が法人組織の一員として中心となって、栽培管理をしながら醸造を学び、行く行くは醸造も行ってもらうなど、さまざまな選択肢が考えられる中で、今後、法人の組織化も一体として担い手との連携も視野に入れながら検討してまいりたいと思っております。

また圃場面積の確保につきましては、今年になってから担い手の方の1人が、耕作放棄地を有効活用する中で、約40aのワインブドウの圃場を整備し、そのうちの20aについて苗木の定植を既に行っております。苗木購入補助につきましては、これまでも行ってきたところでございますが、今後につきましても希望者にはワイン用ブドウの栽培に適した条件の耕作放棄地の紹介、苗木購入補助などの圃場拡大につながる支援について農業支援センターとともに行っていければと考えております。

試験圃場についてはですね、私の考え方は、試験圃場をこの倍、2倍に拡大していくというよりは、試験圃場はあくまでも試験圃場であります。ほかの方々でですね、ワインをやりたいという、先ほどから小宮山議員がおっしゃられた耕作放棄地を使ってやりたいと、なおさらですね、その場合には積極的な支援をして拡大をしていきたいというふうに考えております。と

にかく息の長いビジネスだと思っております。ですけれども、10年後、20年後にやってよかつたなと思えるように、頑張っていきたいと思っておりますので、何とぞ小宮山議員のご尽力もご助力もお願いしたいというように考えております。以上であります。

**4番（小宮山君）** 町長さんの何というのかな、構想はわかります。そのとおりに実現されればいいなと、それも思います。ただ、多くの人、あるいは私も含めてですけれども、は、そんなに順調にいくのかなというのがあります。

というのは、先ほどあれしたように、ワイナリーの整備ということがもう来年度にありますよね、ワイナリーの整備というのが実施計画にあります。それから再来年にはワイナリーの開始ですよね、操業開始となっていますよね。それで、実施計画の巻末のページに、財源内訳が載っていました。そうしたら、一般財源で平成27年は385万円、平成28年度は166万円、平成29年度は150万円、私にとっては大金ですけれども、ワイナリーつくっていくというのには、余りにも少ない額だと思います。これで実際ワイナリー、担い手がそんなに貯金あるとは聞いていませんし、その費用は誰が負担するんだろうかなというふうに思います。経済的支援としても少な過ぎると思いますし、町がやったじゃだめというふうに先ほどおっしゃられて、それは僕も同感です、ワイナリーをね、町が経営するなんていうこと、できるかどうか知らないですけれども。ただ第三セクターということをおっしゃられて、まだその形がはっきりしていないということでしょうか。それ一つ、お聞きします。お願いします。

**町長（山村君）** まず実施計画はですね、これご存じのように毎年毎年ローリングで状況を見て組み直していきます。それから金額について少ないじゃないかとおっしゃられた金額、内訳は時間がないので申し上げませんが、基本的には出資額を考えております、出資額。法人化した場合の。したがって、残りのお金は小宮山議員初めですね、皆さんからお金をいただくということです。法人化をそういう形で作っていくというところになります。ですからそこはまだ中身は決まっていないということです。方向としてはそういうことです。

**4番（小宮山君）** 聞きたいことがいっぱいあったんですけれども、ちょっと一つ。巨峰ワインのことなんですけれども、9月だか10月の段階では、何か、おのおのが4割在庫あるというようなことを聞きましたので、ええって思ったんです。なぜかといいますと、ロゼワインもスパークリングも飲みましたが、その裏の宣伝にあるとおり、フルーティーさが売り物だと。フルーティーさが売り物だというワイン、熟成用のワインじゃないですよね。なのに在庫があつてまた今年できてくると、何本だったかな、（発言する者あり）ああ、全部売り切れました、去年。全部売り切れました。はい、いいです。

ただ、3桁、千円しないワインでAOCという原産地呼称統制ワイン、ボルドーなんで誰でもご存じの、そのボルドーワインが、しかも国際コンクールです、パリ農産物コンクールとかマコンコンクールとか、ボルドーアキテーヌコンクールとか、そういうところで金賞をとった

ボルドーワインが、坂高の下の新しくできたあの店でも、この間800円くらいで売られていてびっくりしました。ああ、坂城で手に入るの、これって。ネットショップではもうざらにあります。金賞ワインが、ボルドーの金賞ワインが千円以下で手に入ります。しかも、チリとかスペインとかあとはオーストラリアかな、のほうからも千円以下でかなりのものが入ってきます。そこで坂城ワイン、どうやって太刀打ちしていくんだろうか、リピーターというのはおられるんだろうかというようなこともお聞きしたかったです。終わります。

**議長（塚田君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時01分～再開 午前11時11分）

**議長（塚田君）** 再開いたします。

次に、3番、朝倉国勝君の質問を許します。

**3番（朝倉君）** ただいま議長より発言の許可がありましたので、これより通告に従い質問をしたいと思っております。

今12月の議会では、同僚、先輩議員から農業振興についての質問が多く出されました。私、最後になりますものですから、ダブることがあると思っておりますが、よろしくひとつお願いを申し上げます。

#### 1. TPPと農業振興について

TPPに関しましては、加盟国12カ国の大筋合意を受けまして今後推進がされると思っております。TPPは加盟国全体のGDPを捉えますと、世界の約36%を占める大変大きな経済圏となりました。大筋合意ができるまでは、それぞれの国々が国益をかけた厳しい交渉の中で大筋の合意を得ることができました。今後、各加盟国の中で批准され、条約の発効がなされることとなります。この条約の締結により、加盟12カ国の中で決められた事項に基づき自由な輸出入が可能となり、各国においては将来にわたる経済発展の基礎が確立されたと考えております。

この大筋合意により、我が国でもメリットのある分野や産業、デメリットの分野や産業、それぞれ存在をすと思っておりますが、今後、日本の農・商・工全般にわたり経済の発展の基礎が築かれたと私は判断をしております。このような観点から私はTPPの進展に期待をする1人でございます。

国内では、情報の開示がまだ少ないことから反対をする方もおられると思っておりますが、ここで私の経験として、自動車の門戸開放、いわゆる関税交渉の中にいた者として、若干お話をさせていただきます。

昭和30年後半から日本においても二輪車、40年の初めにはモータリゼーションが始まり、日本の安い労働力により、我が国より多量にアメリカの市場へ輸出が始まりました。この動向を受けまして、米国より日本の対等な競争を求めるということで、日本の市場開放の要求がありまして、日本も好むと好まざるとにかかわらず門戸開放に応じるを得ないという環境にあり

ました。

この事態の中で日本国内では多く日本の自動車メーカーも存在していたわけですが、それでも、まだまだビッグスリーという強大なメーカーに対しましては、技術的にも経営的にも劣っていたことは事実でございます。そのために、米国の巨大メーカーと対等に競争するには資金力、規模、技術力から見て、日本の横綱と言われるトヨタ、日産、その他のメーカーが全部一緒になっても、一生懸命頑張らないとビッグスリーにのみ込まれてしまうという危機感が政・官・労・使の中にごございました。そのそれぞれの立場で一生懸命、全精力を傾けてメーカー、対応いたしました。どうでしょう、50年たって。潰れるといったメーカーが全部堂々と生き残りました。そして、絶対潰れないというGM、フォード、クライスラー、どうでしょうか。軒並み窮地に立たされました。これは私が説明するまでもなく皆さんご存じのことだと思います。

今、世界は経済、政治ともグローバル化が進み、自国のエゴのみで日本の今後の成長を考えたときには、大変TPPという12カ国にわたる輸出入の自由な貿易ができるということは、大変重要な、私は条約と考えております。とりわけ、この条約の発効によって厳しい環境に置かれる業界におきましては、最善の自助努力と、そして国益上どうしても勝てない業界には、それこそ政治が助け船を出して守る。それによって日本の国益を盛り上げていくということが今、私どもに課せられている一番大きな問題ではないでしょうか。

いずれにしましても、先ほど私が申し上げましたとおり、自助努力のできない分野・業界は、グローバル化した経済、政治の土俵から退場することになるのではないのでしょうか。これは先ほど私が経験したお話の自動車業界の歴史からも学ぶことができることだと思います。以上、持論を含めてTPPに関して私の思いを述べさせていただきました。

#### イ. TPPの影響と対応は

TPPに関して町として、どのような受けとめをされているのか。また農・商・工の分野、とりわけ農業分野におきましては厳しさが想定されますが、町としてどのような影響を考え、対策をされるか、お考えを伺いたいと思います。

国としても農業分野にはいろいろと新しい支援策を考え、競争力のある対応をするものと考えますが、我が坂城町では1戸当たりの耕作面積が全国的に見ましても少なく、さらに耕作地の多くは中山間地といった農業を営むには大変厳しい環境下に置かれております。国で今後出される支援策の中でも、坂城町の特有な環境下におきましては、なじまないことも想定されますが、これらからして私は町の専業農家、大手の担い手、人・農地プランで誕生した若手農家等、農業全般にわたって新たなステージでの農業振興策をTPPの施行にあわせて、基本的には前日もありましたが、攻めの農業を確立する時期に来ているのではないかとこのことを考えまして、町の考え方をお伺いしたいと思います。

ロ．農協の合併の影響と対応は

来年9月1日に、ちくま農協を含め北信の5農協が合併をすることになりました。TPPが動き始める時期に合併がなされることに大変心配をする1人でございます。なぜならば、どの組織でも合併や統合されても、組織として本当の組織力を発揮するには、早くて3年、ややもすると5年程度が世間で言われる期間と判断するところでございます。このようなことを考えますと、地域を担当する農協としてもTPPの進展の一番大事に当たる時期に、農家の自立の経営確立のために力を発揮していただけるかどうか、大変危惧をするからでございます。

また、市や町の合併、統合を見ましても中心となるところは栄えますけれども、特に南のはじめに位置する坂城町は、今までの教訓から栄えたことがないということにならないか、本当に心配をすることでございます。このような心配事から一つとして私は、坂城ブランドを守る手だてを町が独自でやらないと、先輩あるいは同僚議員からも提案がありましたが、坂城のリンゴ、ブドウ、バラ、ねずみ大根の特産品のブランドを守れない事態に入るのではないかという危惧を、懸念をしております。一例として申し上げますと、ねずみ大根につきましては、ちくま農協で種を販売しておるために、坂城特有の甘もつくらと辛みが出ないねずみ大根がこの管内では市場に出回っておるんです。大きな合併によって、さらにこのような問題が拡大するのではないかということが一つの懸念でございます。

このような環境の変化を私どもは受けとめ、提案でございます。直売所あいさいの機能を地産地消から一歩進めて、販売チャンネルを都市部まで広げること、そして将来、輸出も含めた検討も近い将来の計画として考えていかなければいけないのではないのでしょうか。農家の直近の課題は、農家の手取り向上による経営の安定ができなければ、経営は成り立ちません。こういうことを基本に考えますと、地域のブランドを守る、あるいは農家の経営確立ということ、そしてまたTPPによる農業環境の変化ということ考えた場合に、直売所の機能の格段な強化を考える時期と考えます。町としての考え方を伺いたいと思います。

ハ．担当課の強化は

TPPの対応や、ちくま農協の合併といった町にとっても農家にとっても極めて新しい環境が出てまいりました。町としてもTPPの進展は工業面では大変期待のできる局面を迎えられると思います。とりわけ中小企業にとっては蓄積したノウハウを生かして飛躍のチャンスが到来したと考え、今後発展につながることを考えます。また、農業分野は、経営の確立ができるかどうか今後大きな課題であり、新たな考え方の中で農業分野の振興策が必要と考えます。そのためには、農・商・工を振興するために、町の長期5カ年計画の後期の立案の年でもありますので、早い時期に農業全般にわたる担当課、そしてTPPの追い風を受けて商・工を发展させる担当課の組織強化を提案したいと考えますが、町の考え方を伺いたいと思います。以上、第1回の質問を終わります。

**町長（山村君）** ただいま朝倉議員さんからＴＰＰの関係につきまして、ＴＰＰの影響と対応、農協合併の対応、担当課の強化ということでご質問いただきました。また、冒頭、かつての自動車分野における国際競争の中で危機の場合、いかに闘ってきたかというお話も伺いました。私も業界違いますけれども、コンピューター関係の国内市場からグローバルマーケットに出ていくということも非常に闘いを経験したわけでありまして。そのような意味でですね、やっぱり競争力をつけていかないといけないと思っております、いろんな意味でですね。今、ご質問にありましたこと、逐次お答えしたいと思っております。

前の議員の質問に対してもお答えしましたが、ＴＰＰの大筋合意につきましては、今後、日本経済が少子高齢化などを背景に国内市場が縮小していくということが懸念される中で、今もお話ありましたけれども、世界経済の約３分の１を占める大きな経済圏が生み出され、力強い経済成長を実現するために極めて重要なことだと考えております。

また、当町は工業を基幹産業とする町でもあり、自由貿易における恩恵を享受できるものと考えますし、また農業においても新たな市場が開拓できる好機と捉えて輸出による需要の拡大、それに伴う流通販売の多様化と生産現場の体質強化、生産性の向上による所得の増加など、経済感覚の鋭い農業経営体の育成及び攻めの農業への転換が図られるものと考えております。

坂城町への影響ですけれども、農業については報道等でブドウ、リンゴなどへの影響が少なからず懸念されているわけでありまして。また国ではその影響は限定的としておりますけれども、中長期的には収益が減少する可能性も示唆されているという状況であります。反面、ＴＰＰによる市場拡大についても国内需要のみだけでなくグローバル経済の中で国際競争を強いられることになることから、より一層競争力の高い地域ブランドの確立など、高い経済感覚を持ち合わせた経営体の育成が必要になると考えております。

今後、経営体の世代交代や新たな就農者の確保は、地域農業を維持、発展していく上で必須事項でもあることから、定年帰農を含めた新規就農者の確保や農産物等地域ブランド化事業補助金による商品開発、改良、販売促進などの事業実施により支援体制を充実させてまいりたいと考えております。

また、農協を中心に推進されている果樹産地構造改革計画に基づく品種更新の転換や産地構造の変革が取り組まれているところでもあり、新規就農者を含めた経営体の支援強化のための新たな施策について検討が必要だと考えております。

私はかつてアメリカにいたときですね、よく某大手のしょうゆ屋さんがですね、来られて一緒にマーケティングを開発されておりました。国内だけだったものが今や、しょうゆというのはグローバル商品になって、大きなシェアを求めていると、これが３０年ぐらい前の話であります。

それから、日本酒についてもですね、モンドセレクションというのがありますけれども、こ

れはベルギーに本部がありまして、そこに国際評価を得るためにやっているんですけども、モンドセレクションに出している、結構日本酒が多いんですけども、モンドセレクションの品目の中の半分は日本から来て国際競争力をつけるためのブランドづくりというようなこともやっております。坂城町の商品が幾つかモンドセレクションにも出て国際評価を得るような形になればなというふうにも思っております。

次に、農協関係の話でありますけれども、JAちくま、JA須高、JA志賀高原、JAながの、JA北信州みゆきの5農協合併につきましましては、来年9月1日の新体制発足を見込む中で、各部会や合併推進委員会等の協議を踏まえながら進められてきております。発足の前提となる合併予備契約調印式を今月17日に開催した後、臨時総会を各JAにおいて来年3月24日に開催する中で全ての組合の決議をもって合併が成立するものとされております。

また、先般の第1回全体合併推進委員会において、合併後の事業計画案が示され、地域ブランドに関しては管内に存在するさまざまな農畜産物を生かした総合品目供給によるブランド確立に向け、販売体制の構築と統一的な販売戦略及び総合販売、オリジナル性を生かした販売企画の提案、消費者ニーズに対応した商品開発、6次産業化事業による商品の検討、開発及び支援などを展開することとしております。当然町といたしましても、合併後の農協と歩調を合わせた地域ブランドの推進や個別の消費宣伝、販売促進活動などに努め、さらなる地域ブランドの推進を実施してまいります。

また先ほどもお話ありました坂城地場産直売所あいさいですね、を活用した大都市との販売チャネルづくりはどうかというご提案につきましても、直接大都市圏と結びつくメリットの反面、課題も多いというところでもありますので、例えば来年度に向けて、坂城町では今まで余り積極的に展開してこなかった、ふるさと納税などにつきましても、いろいろメニューがそろってきておりますので、ふるさと納税の返礼品について、例えば販売所を活用するとか、このメニューづくりですね、そういうことも含めてブランドをPRしていくことはできないかなというふうに考えております。あいさいさんのほうでも、売り場面積の拡大ですとか、事業の前向きな取り組み、いろいろ検討されておるようでございますので、協力してやっていきたいと思っております。

私どもの地場産直売所ですね、今後のあり方ですけども、全国の消費者、顧客や消費者とのつながりを構築しながらさまざまな農産物の販路拡大や農産物の生産振興を図り、直売所の体質及び機能強化を通じて最終的に地域農産物の情報発信やブランド化に資するものと考えております。

いずれにしましても、今回の5農協合併につきましましては、広域化によるスケールメリットを生かしながら多様なニーズに即応できる体制整備、構築に向け今後の取り組みに期待したいと考えております。

続いてハの担当課の強化についてでございますけれども、町の機構改革につきましては、一昨日、大森議員さんにもご質問いただきましたが、答弁が重複する部分もございますがご了解いただきたいと思います。

現在の体制のもとになる機構改革は、平成19年4月に実施され、それまでの12の課とそこに属する34の係の体制から七つの課と26の係からなる現在の体制に再編されたものであります。この平成19年の機構改革につきましては、国の行財政改革の方針に基づく集中改革プランとして町が策定した坂城町行財政改革推進計画の一環として、さらなる住民サービスの向上と組織のスリム化、横の連携の強化を図るために実施されました。

この機構改革にあわせて、現在の産業振興課が創設され農業、工業、商業の窓口が一本化され、農産物のブランド化や6次産業に向けより柔軟な対応が可能となったほか、ねずみ大根や町のイメージキャラクター、ねずこんを通じた観光PR、農産物の観光資源化など特産品の情報発信といった面でも有効に機能しているものと考えております。

産業振興課の細分化とご質問であります、組織体制の見直しといった部分では、私が就任後におきまして、教育行政のさらなる充実に向けて学校教育係を文化センターから役場庁舎内に移したほか、福祉健康課内に地域包括支援センターを移し、高齢化に伴うニーズにワンストップで対応できる体制を実現するなど、住民サービスの向上につながる見直しを行ってまいりました。また今年度におきましても、国の地方創生戦略の動きにあわせ、まち創生推進室を設けるなど情勢の変化に即応した対応も図ってきたところであります。

TPPは農業だけではなく、産業全般にわたる大きな社会情勢の変化につながり、今後、新たな施策の展開やさらなる産業の振興が必要となってくることも容易に想定できます。また現在、坂城町第5次長期総合計画後期基本計画、坂城町人口ビジョン、坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略といった町の主要な計画も策定中ではありますが、それぞれの計画を推進する上でも今後は、さらに横断的な連携が重要となってくるものと認識しております。TPPの影響や人口ビジョン、総合戦略の策定結果なども踏まえる中で、状況に応じた対応を検討してまいりたいと考えておりますが、私も企業の中で長年、何十年にわたって人事関係、組織関係をずっとやってきましたけれども、組織をいじるのが好きな人がいて、何かあるとすぐ課をつくれと、何かあると何とか推進室をつくれという方が時々いる、大体、逆推進になる場合が多くて。今、坂城の中の役場の職制を見ますとですね、必要に応じて今、今回やりましたまち創生推進室であるとか、課をたくさんつくるのではなくて、今の現状の中で見やすい形で運営することが必要なと思っております。そのためにはいろいろご指摘ありましたように、町民からもあるいは政策推進面から見ても、見えやすい形で対応することも必要だろうというように考えております。いろいろ考えていきたいと思っております。

**3番（朝倉君）** 2回目の質問に入ります。私としてはですね、新しい農業振興策ということで、

T P Pの推進もあるわけですが、坂城町では一番農業の中で影響度が高いというのは、水稻栽培をやっている方だというふうに思うんです。この部分を何とか経営確立ができるような形をしていかなければいけないと、背景的にはですね、米価がこれほど下落をしてみますと、兼業農家の方が相当自分でやめて、大手の担い手の方をお願いするというような事態が、ここ3年ぐらいで相当出てくるんじゃないかというような想定をしております。

私も地元の大手担い手の方と農業委員という立場で、いろいろ相談したり助言をしているわけですが、昨年から水稻の面積を減らしてですね、大豆と麦を二毛作化したらどうかということをご提案して、1人の方は積極的にもう去年から実施をさせていただいて、一応その中で何とか経営を確立するという形をとっておられます。農業振興というのは、そういうような私は経営面からのですね、これから厳しい局面を迎える中で、どういように町がノウハウを出したり経営の確立のために支援をしていくか、果樹についても同様のことが言えるというふうに思うわけです。

一方、今の市場ですね、例えば青果市場とかいろいろ市場がございますけれども、町の八百屋さんご覧いただいてどうですか。みんなシャッター通りになりましたね。今、上田にある市場もほとんど機能していないような状態なんです。ここにいらっしゃる小宮山議員ともいろいろ昼食を挟んでそんな話をしているんですけども、坂城町で大手のリンゴのつくっていらっしゃるメーカーの皆さんは、贈答用のリンゴはほとんど自分で販売して足りないぐらいに売れているんです。それが経営を確立する一番原因なんですね。

私がいさいの強化ということをご提案しているのは、農協しか出すことができない人たちが、要は私が一番言いたいことは、農家の経営を確立するということは、流通マージンを極小化することなんです。今、私がここでちょっといろいろあると差しさわりがありますから言いませんけれども、直売所というような機能を、私どもが農家の小規模な農家ですね、利用することによって物すごく手取りが増えるんですよ。市場の機能が果たせないということになると、やっぱり農家を守る、そして地域ブランドを確立するということについては、先ほど言ったようなノウハウをやっぱり町の立場として農家に伝えていただく。それが一つの大きな農業の振興につながるし、それからグローバル化した経済の中で、要は構造改善しなきゃいけない、競争力をつけなきゃいけないという中で、一番重要な課題というふうに思うんです。それについて、担当課長のほうから今後の計画についてですね、ありましたら伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

**産業振興課長（塚田君）** 今後の農家経営の確立という問題だと思うんですけども、こちらにつきましても、やはりおっしゃるとおり農家が経営を確立できるかどうか、本当に大きな問題だと思います。ここ数年で新規就農者、大変増えました。ただこの新規就農者の方々、青年就農給付金を年間150万いただいておりますが、5年という期限がございます。その5年の終

わった後、果たして就農といたしますか農家経営をできるかどうか、大変心配なところもございます。今後やはりそういう新規就農者の若手の皆さんの経営をいかに支援していくか、大変大きな問題となっておりますので、こちらについては十分検討をして支援を強化していきたいというふうに考えます。

また、農協に出荷しなくてもというような話がございますが、やはり農協には農協のメリットが大変ございます。そちらもあわせながら十分な農業経営が確立できるような、そういうような指導といたしますか、そういうものについても支援をしていきたいというふうに考えるので、よろしく願いいたします。

**3番（朝倉君）** 町長、そして担当課長からのご説明いただきまして、大変理解をするところでございます。特に担当課長さんのほうから、私、農業委員会の会長をやったときに、人・農地プランが制度としてできまして、坂城町の農業の活性化はこの道しかないということを塚田課長を初め一生懸命支援センターの皆さんとご協力をいただいて、今12人何とかできたということは、坂城町の農業のこれからの将来も大変明るい見通しでございます。先ほど申しましたように、新しくまた人・農地プランに応募する方もいらっしゃると思います。どうか、そういう意味では、厳しい環境でございますけれども、その道に入ったら立派に農家として立ち行くような、そんな指導をぜひ町としてお願いをして、第1の質問を終わります。

## 2. 有害鳥獣対策について

### イ. 村上地区公共施設の対策は

村上地区には湯さん館、びんぐし公園、村上保育園、村上小学校の公共設備が存在しております。上平地区では、町のご支援もございまして、昨年までに2年間をかけて約7kmの有害鳥獣の防護柵の完成ができました。おかげさまで所期の目的がほぼ達成しているような効果が出ておりまして、とりわけ大手の農業経営者からは大変な感謝をいただいております。ただ、残念なことにはですね、力石の方面ですね、それから網掛地区のびんぐしのところがですね、まだ柵がやっていないために、しばしばそちらから来てもらいたくないイノシシや鹿が上平に出没をしまして、結構これが難儀な問題というふうになっております。

びんぐし公園もですね、夏の芝生の生えるときには地元の人のお話で本当かということで、私も念を押してきたんですが、鹿がですね、数頭芝を食べにきているんだそうです。ということは、今、猟友会の皆さんが一生懸命頑張っただけの個体の対策をしていらっしゃるんですけども、個体の対策よりも繁殖のほうがとても多くてですね、やはり周辺では安心できるような状態ではございません。そういうようなことからですね、村上地区におきましては、先ほど申しましたように、町内外から大変なお客さんが来訪されます湯さん館、そして子供たちが通う村上保育園、村上小学校、やっぱり我々が守らなきゃいけないところがですね、まだ有害鳥獣の危険にさらされる可能性があるということは、大変憂慮する事態だというふうに考えております。

過去にですね、堀上地区におきましては、イノシシによって大変な人身事故が発生した事故もございます。そのようなことから上平区の議会報告会の中で区長から、ぜひ町にひとつお願いしたいということで、湯さん館、村上保育園、村上小学校といった公共設備がある中で、上平としてもせっかくやった7kmの効果を最大限発揮したいし、また公共設備を利用する子供たちや、それから他市町村から見える方々の安全も確保しなきゃいけないという観点から、上平区の地域じゃないので、上平区でやるということはできないけれども、上平区としても応分の協力はするから、ぜひ町として音頭をとってこの防護柵を今、小網地区でも来年度計画しているということでございますので、小網地区ができますと、あと残っているのは網掛だけです。ぜひですね、微力ですけれども、上平区もご協力申し上げますので、町長、ぜひ英断を下していただいてですね、この願いをお聞きいただきたいと思います。町のお考えをお伺いしたいと思いますが、よろしくお願いたします。

**産業振興課長（塚田君）** 有害鳥獣対策についてお答えいたします。

上平地区におきましては、県事業の鳥獣被害防止対策交付金事業を活用し、平成25年度、26年度の2年間で総延長約7kmの防護柵の設置を区の事業として実施をしていただきました。設置後は農作物への被害も激減し、防護柵の終点から回り込んだイノシシが水田を荒らしたという被害が町に1件だけ報告されているのみとなっております。上平区の皆様には、設置後も有害鳥獣を侵入させない効果を持続するため、年数回の防護柵周辺の草木の伐採、倒木による柵の補修等、定期的な点検管理、パトロールをしていただいております。

湯さん館、村上保育園、村上小学校、びんぐしの里公園などの公共施設に被害が及ばないか心配であるのご意見ですが、町といたしましては、村上地区全体の防護柵設置の取り組みについて、他の地域にも働きかけをしてまいりました。そのような中、隣接している上田市が既に防護柵を設置しており、イノシシ、鹿の侵入被害で苦慮していた小網区において、総延長約900mの防護柵設置を区の事業として実施したいとの要望をいただきましたので、来年度からの実施に向けて県に要望をしてまいりたいと考えております。

また、南条地区においても防護柵の設置要望がありますので、今後関係する方々と具体的な内容について協議を進めてまいります。坂城地区においては、今まで有害鳥獣対策実施隊などの組織をつくり対応をしていただいております。防護柵の設置についても働きかけをしてまいりたいと考えます。

びんぐしの里公園、湯さん館には町内外から多数の方々にお越しいただいております。村上保育園や村上小学校には多くの子供たちが通っています。村上地区全体の防護柵設置によりさらなる効果を上げ、農作物被害や人的被害が起きないように対策が必要と考えるところであります。町といたしましては、引き続き被害防止対策について地元自治会、農業者の皆さんに呼びかけるなど、防護柵の早期設置に向けて働きかけをしてまいりたいと考えております。

なお、実施の運びとなった際には、先進地の上平区のお力もいただけるとのことでございますので、ぜひご協力をいただきたいと思います。

**3番（朝倉君）** ただいま担当課長から前向きなご答弁をいただきました。まことにありがとうございます。一日も早いそういった施策の展開、大変いいことですので、ぜひひとつ、力を入れた施策の展開をこの席からもお願いしたいものでございます。

最後にまとめといたしまして、私から申し上げたいと思います。

今、政治経済を含め、国際化が早い速度で進展をしております。日本としてもその流れに逆らうことは極めて難しい実態であると認識をしなければいけないと思います。TPPについても厳しい部分もありますが、それらを乗り越えることができなければ国の発展は望めないと考えられるものでございます。このような流れは、国、県、市町村、同時で進展がされます。町の長期5カ年計画、そして地方創生、TPPと同時に進行する事態に、新しい視点に立って本当に町が発展する計画立案に一層の努力がなされることを切望し、私の質問を終了させていただきます。

**議長（塚田君）** 以上で通告のありました12名の一般質問は終了いたします。

本日の議事日程は終了しました。

お諮りいたします。ただいまから明日10日までの2日間は委員会審査等のため休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（塚田君）** 異議なしと認めます。よって、ただいまから明日10日までの2日間は委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は12月11日、午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時51分）



## 1 2 月 1 1 日 本 会 議 再 開 ( 第 5 日 目 )

### 1. 出席議員 14名

1 番議員	塚 田 正 平 君	8 番議員	吉 川 まゆみ 君
2 〃	塩野入 猛 君	9 〃	塩 入 弘 文 君
3 〃	朝 倉 国 勝 君	10 〃	山 崎 正 志 君
4 〃	小宮山 定 彦 君	11 〃	中 嶋 登 君
5 〃	柳 沢 収 君	12 〃	大 森 茂 彦 君
6 〃	滝 沢 幸 映 君	13 〃	塚 田 忠 君
7 〃	西 沢 悦 子 君	14 〃	入 日 時 子 君

### 2. 欠席議員 なし

### 3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	宮 崎 義 也 君
会 計 管 理 者	春 日 英 次 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	柳 澤 博 君
住 民 環 境 課 長	金 子 豊 君
福 祉 健 康 課 長	大 井 裕 君
子 育 て 推 進 室 長	宮 嶋 敬 一 君
産 業 振 興 課 長	塚 田 陽 一 君
建 設 課 長	青 木 知 之 君
教 育 文 化 課 長	宮 下 和 久 君
収 納 対 策 推 進 幹	池 上 浩 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	村 田 よ し 子 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	関 貞 巳 君
総 務 課 長 補 佐	臼 井 洋 一 君
総 務 係 長	伊 達 博 巳 君
総 務 課 長 補 佐	伊 達 博 巳 君
財 政 係 長	伊 達 博 巳 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	伊 達 博 巳 君
企 画 調 整 係 長	竹 内 祐 一 君

### 4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	山 崎 金 一 君
議 会 書 記	小 宮 山 和 美 君

### 5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

第 1 陳情について

第 2 議案第 5 4 号 坂城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

第 3 議案第 5 5 号 坂城町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

第 4 議案第 5 6 号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第 5 議案第 5 7 号 坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について

第 6 議案第 5 8 号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第 5 9 号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について

第 8 議案第 6 0 号 平成 2 7 年度坂城町一般会計補正予算（第 6 号）について

第 9 議案第 6 1 号 平成 2 7 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

追加第 1 発委第 9 号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書について

追加第 2 発議第 7 号 地方自治尊重を政府に求める意見書について

追加第 3 閉会中の委員会継続審査申し出について

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（塚田君）** おはようございます。ただいまの出席議員は 1 4 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（塚田君）** 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

---

### ◎日程第 1 「陳情について」

**議長（塚田君）** 常任委員会に審査を付託いたしました陳情について、各委員長から審査結果の

報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「陳情第6号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

---

**議長（塚田君）** 日程第2 「議案第54号」以下、日程に掲げた議案につきましては、全て去る11月30日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第2 「議案第54号 坂城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について」

**議長（塚田君）** これより質疑に入ります。

**10番（山崎君）** それでは、マイナンバーについて質問いたします。私のところにも来ましたが、こういう中に入っていますですね、これを読んでみたんですけど、いいことが書いてありますけれども、これからいろいろな部分でカードを持って利用しようということでもあります。それでは、順次質問してまいります。

マイナンバーについて、町民への周知は行き届いているのか。何らかの手だてをしたか、また今後もどのようなことをしていくのか。

続きまして、マイナンバー通知カードは町内全世帯に配達されたか。それでまた未配達で町が保管している世帯は何世帯あるか。

交付通知書には個人番号カードは記載された期限までに記載された交付場所に本人がお越しくださいとありますが、基本的には居住している自治体であると思われませんが、例外はありますか。

続きまして、町で取得できる住民票の写しなど、どの証明書にマイナンバー記載を求めることができますか。まずその点をお願いいたします。

**企画調整係長（竹内君）** マイナンバー制度に関する周知の関係でございますけれども、マイナンバーに関する周知につきましては、これまでも町のホームページのトップページにマイナンバーの窓を設けまして制度の概要についてご案内をしているほか、「広報さかき」では今年の1月号で特集を組みまして制度の概要についてお知らせをし、また9月号からこの12月号にかけて、通知カード、個人番号カードについてお知らせをしているところでございます。また、有線放送でも随時お知らせをしておりますし、住民環境課、福祉健康課、税務収納の窓口カウンターにおいても、マイナンバーに関するパンフレットを配置しまして周知をしているところでございます。

このほかにも現在、町内の団体からですね、マイナンバー制度に関する出前講座のお申し込

みもいただいております。来週開催をしてみたいと思いますが、このような機会も通じて周知を図ってみたいと考えております。

今後もさまざまな機会を通じまして、またさまざまな媒体を活用してマイナンバー制度の周知に努めてみたいと考えております。

**住民環境課長（金子君）** 最初に、町内の通知カードの配達状況でございますが、町内の配達は11月15日から11月30日までの間に全世帯への配達を終了しております。配達時不在により郵便局での保管期間経過後の返戻分など、いわゆる未達につきましては、12月10現在で184世帯でございます。

続きまして、個人番号カードの受け取りにつきましては、住所登録している自治体の窓口で受け取ることが決められておりますので、他の自治体で受け取れるような例外はございません。

続きまして、住民票などの証明書にマイナンバーの記載を求めることができるかというご質問でございますが、マイナンバーの記載が可能な証明書は、住基法に基づき本人の申請による住民票の写しのみとなっております。戸籍への記載につきましては、現在のところ戸籍法で定められていないことから記載はできないものでございます。

**10番（山崎君）** これから周知させていく、今も周知させているわけですが、今、現段階では通知カードのみでも十分足りるわけですよね、今のマイナンバーのね。この後、個人番号カードを、ICチップが入ったものを作成するように写真を送って、あるいはインターネット等でやることになっていきますけれども、皆様に説明する場合には個人カードをとらなければいけないと思っている方もいらっしゃるんですけども、私もこの間ある会でお年寄りの方に、これはとらなきゃいけないだかやっという方がいらっしゃるんですよね。別になくてもできるし、今までどおりの住民票とかそういうものをとる場合も、自分の証明ができる免許証等で済むんですけども、そういうところは、これをとらなければいけないような形で説明をしているのか、それとも別にそのカードの番号がわかっているならば、今のところ足りるよという説明しているのか、その部分をまず聞きます。

次に、町で保管している未配達のお知らせカードですが、今後どのような形でそれを進めていくのか。また住民票の写し等の請求用紙ですね、今マイナンバーを入れてくれるという形にはなっていませんけれども、請求する場合にはそういう欄をどのように設けていくのか。また、印鑑証明と同様に個人カードがあれば、第三者でも交付されることができるのか、その点ですね。また、個人カードには何というんですか、更新とかそういうものは全く書いていないんですよね。だから個人番号、子供たちなんかは、特に子供だから顔が変わっていってしまうとか、そういうことがありますよね。だから、そういう部分で更新はされる、期限はあるのか。

また通知カードと一緒に、このパンフレットにはコンビニサービスについても書いてありました。28年度中に導入市区町村は約300だったかな、300で、28年度に300になっ

て、その後500になると。今利用できるのが約2千万人で、その後6千万人で500を超えたところで1億の方がコンビニ交付サービスが利用できると書いてありますけれども、国内には1,700の市区町村があるわけですが、自治体があるわけですがけれども、約500で1億人を超えるって、よほどの数字だと思っているんですね。コンビニサービス導入に対しては、坂城町はどういうふうを考えているのか、その辺をお伺いいたします。

**企画調整係長（竹内君）** 個人番号カードの申請につきましては、こちらにつきましては任意によるものということで決して強制されるものではございません。

ただ今後ですね、いろいろな活用が想定される中で特に、身分証明書としても活用できるということもございますので、今後こういったカードも今後の中ですね、サービスも検討していきたいと考えておりますので、普及していけるようにということで今後考えていきたいと思っております。

**住民環境課長（金子君）** 通知カードが未達となった方には、現在、町から改めて役場にて受け取っていただきますよう通知を申し上げているところでございます。なお、改めて送った通知が宛てどころなしで戻ってきた場合には現地確認をし、居住実態を把握してまいります。この現地確認により居住の実態がない場合や通知によっても受け取りに来られない方の分につきましては、国の規定によりまして最低3カ月間保管をしていくということとなっております。

次に、住民票の請求用紙にマイナンバーの記載を求める項目はどのようにするのかということでございますが、現行の住民票等交付申請書の用紙にマイナンバーを必要とする旨を記載していただく項目を設けてまいります。現在、新しい様式の申請書の作成を進めているところでございます。

また、印鑑証明書と同様に個人番号カードがあれば、第三者でも証明書は取得できるかということでございますが、証明書の窓口交付につきましては、従来どおり各申請書により請求をいただくこととなっておりますので、個人番号カードを利用して第三者が請求することはできないものとなっております。なお、マイナンバーを記載した住民票の交付は、本人または同一世帯の方に対してのみと定められておりますので、第三者の方が委任状を持ってこれら請求をされても交付はできないものであります。

次に、個人番号カードの更新でございますが、個人番号カードの有効期間は二十歳以上の方は10年、二十歳未満の方は容姿の変化を考慮する中で5年とされていることから、有効期間後には更新の手続きをしていただく必要がございます。

次に、通知カードとともに同封されていたパンフレットに記載されているコンビニサービスの導入にかかわる内容でございますが、これにつきましては、国が各自治体に対してアンケートを行った結果をもとに見込んだ数字であり、多くの自治体が導入する予定となっておりますが、当町では導入に当たり多額の経費を要することから、先行して導入される市町村の利用状

況等を参考とする中で慎重に検討をしてみたいと考えております。

**10番（山崎君）** それでは個人番号カードですね、住基カードの場合には普及しなかったということがありますけれども、町のほうでもそういう目標値みたい、国では目標値みたいなものを持っているのか、その辺をまずお聞きいたします。

今のコンビニ交付ですけれども、コンビニ交付の場合には、誰が行ってもそのカードを持っていれば、いろいろなものをとれるようになります。確か暗証番号も入る予定ですが、窓口でそういうチェックができなくなると、言ってみれば権利書とかその部分でそういうものをそろえてしまえば、自分の土地がなくなっちゃうという可能性もありますよね。そういう部分もセキュリティーはどのようになっているのかお伺いします。

**企画調整係長（竹内君）** 個人番号カードの目標値ということでございますけれども、現在のところ目標というものは持ってございません。いずれにしても、任意によるものということの中でのお話でございますので、目標というのは、なかなか立てづらいですけれども、ただ、そのカードを使ってのサービスといった部分については、今後、検討をしてみたいと考えておりますので、そのサービスにおいてできるだけ多くの皆さんにですね、申請いただけるような体制をとっていきたいというふうに考えております。

**住民環境課長（金子君）** 個人番号カードのセキュリティーの部分、特にコンビニサービスを導入した際の部分でございますけれども、個人番号カードには4桁の暗証番号を設定することとなっておりますので、この部分でセキュリティー、この番号を知られないようなふうに管理のほうをしていただければというふうに考えております。

**2番（塩野入君）** これは基本的に税と社会保障と災害対策の三つについて、今まで町内の横の関係で同意をとる上で、本人同意をやらなければならないものを、これでそれぞれスムーズにできると、こういうようなことでありますが、別表第2ですね、事務、これは見ますと福祉医療費の関係と障害者福祉の関係ということで、例えば福祉医療費の関係では、これ税の関係と、それから国保の関係が受け付けますよと。それから障害者の関係は税の関係について、これ具体的にどういう状況で、どんなふうになるのかですね、その辺のところをお聞きいたします。

**福祉健康課長（大井君）** 具体的な情報の連携についてでございますけれども、まず福祉医療につきましては障がい者、それから母子と父子に関しましては、所得要件が設けられてございます。それぞれの所得要件を確認するため、課税状況を確認するためデータを活用してみたいというふうに考えてございます。

それから、いわゆる障がい者の総合支援法に基づきまして、四つの事業に活用してまいりますけれども、それぞれ活用していく給付の負担割合ですとか、そういったものを定めるために、それぞれの課税状況について確認をしてみたいというものでございます。

**2番（塩野入君）** よくわからないな。それでですね、これはただし書きですね、第3条第2項

にただし書きでこれは番号法、法律の規定によって情報提供できる場合はこの限りでないという  
ことではありますが、これちょっと内容がどうなっているのかをお聞きをしたいということが  
一つ。

それから、今この中ではこれは規則に委ねるんですが、福祉医療の関係は子供と障害者と母  
子・父子三つ、そして障害者福祉は地域生活支援事業一つに限ってこういうことをするんです  
よと、こういうことでこれは読めるんですが、それでいいかどうか。2点、ただし書きとその  
2点をお願いします。

**企画調整係長（竹内君）** 第3条第2項のただし書きの部分でございますけれども、こちらにつ  
きましては平成29年1月以降になるんですけれども、情報連携ということで他の行政機関と  
の情報連携が始まってまいります。その中でですね、想定される部分でございますけれども、  
法で定められている利用については、この条例の中では除くと言っている部分でございます。  
例えば、転入者等があった場合に、その時点で例えば給付の申請をいただくとか、そういった  
場合にですね、先ほどのある税の情報ですとか、そういう給付の情報ですとか、そういったも  
のを確認するときに連携の中で、それは法で定められている部分なので、そういった部分は除  
きますということでございます。

**福祉健康課長（大井君）** 情報連携の使用の範囲でございますけれども、先ほど申し上げました、  
まず福祉医療の関係、それからいわゆる障害者総合支援法の関係、現在でも行っている事務に  
ついてマイナンバーを活用していくということを規定してまいるものでございます。

福祉医療につきましては、ご質問にもございましたけれども、子供、障がい者、母子・父子  
等がございます。そこでその中でも障がい者、それから母子・父子は、先ほど申し上げました  
ように所得要件がありますので、その部分について活用をしていくと。

それから、保険給付の給付金の申請に当たりましては、各医療保険から給付されておるもの  
があります。例えば高額医療ですとかそういったものについて、町の持っているデータとしま  
しては国民健康保険がございますので、そちらを現在も行っておりますが、確認をとってま  
いるというものでございます。

それから、総合支援法に基づいて実施をしてまいるのは、日常生活用具の給付にかかわるも  
のですとか、自動車の改造にかかわる部分、それから日中一時生活支援の部分、障がい者の移  
動支援にかかわる部分について、それぞれ先ほど申し上げましたように負担割合を定めていく  
というようなところで活用してまいるもので、新たに活用を広げるものではございません。

**2番（塩野入君）** 聞いているのは、三つ、一つでいいのか。これだけかって。

**福祉健康課長（大井君）** ただいま申し上げたもののみでございます。

**2番（塩野入君）** 心配になるのは、この細かいところはですね、これ規則に委ねているわけ  
ですね。規則に委ねているということは、これはあとこのほかにも何かあるときにも、規則でど

ういうものがあるか。この四つ以外に増えると、今度はあとは規則でできるわけですが、要するに規則によって委ねてしまうと、議会のチェックとかそういうものはないわけですね。それがこれ以上、四つ以外に増えたときには規則でみんなやってしまいますから、そういう議会のチェック体制、そういうものはないわけですが、ちょっとその辺が心配なんです、そのあたりはどうお考えでしょうか、お聞きします。

**企画政策課長（柳澤君）** 番号法の利用に関する規定でございますけれども、細かい部分につきましては規則で定めていくような状況であります。大きな例えば今回の福祉医療という事務あるいは障がい者に関する地域支援というような部分、こういう部分につきましては条例で定めていくところでございます。そういった中で連携を図る、あるいは利用を図る事務につきましては、まず大前提となるのは議会におきます条例で定めていくということでございますので、そういった部分につきましては、細かい部分につきましては規則で定めさせていただきますけれども、大きな事務につきましては、今後も条例で定めていくというところでご審議をいただくようなことを考えているところでございます。

**12番（大森君）** 1点だけお尋ねします。今のご答弁の中でですね、今、条例で定める範囲内ということですが、今後全ての項目、全ての問題、事業についてマイナンバーを導入していくということはあるかと思うんですが、その辺の方向については、どんなふうにお考えなんでしょうか。

**企画政策課長（柳澤君）** 現在、利用という部分で条例のほうで定められる部分でございますけれども、税あるいは社会保障分野、そして災害対策という部分に限られた部分で組み立てているところでございます。今後さらに拡大されるかどうかという部分につきましては、国の動向を見ながら検討していきたいというふうに考えております。

**12番（大森君）** このマイナンバー利用を町単独でですね、利用して、効率いい事務効率のために単独でも利用できるというふうになっているんですが、町単独で何かその辺のところを検討されているんでしょうか。

**企画政策課長（柳澤君）** マイナンバーの利用という部分でございます。法に定める以外というところで今回、社会保障分野というところで福祉医療、それから障がい者の地域生活支援というようなところで、今回のところは利用を限定しているところでございます。今後につきましては、さらに先ほども申しましたが、国の動向を見る中で、範囲が拡大されるものが出てくるかどうかについては検討してまいりたいと考えております。

**12番（大森君）** 町は、そのことを単独でやるのかということを知っているんです。そういう事業が何かあるかということ。

**企画政策課長（柳澤君）** 現在のところはございません。今回、限定利用を図っていくのは社会保障分野の福祉医療と、それから障がい者の生活支援という部分に限られているところでござ

います。

**12番（大森君）** それでは、国からはこういうものをやれということで、当然法律が出てくると思うんですが、町としては今のところは全く考えていないということの確認でよろしいでしょうか。

**企画政策課長（柳澤君）** 本条例で定めている部分が、町で単独で行うという考え方でございます。今後につきましては、新たな部分が出れば、またその段階でご審議をいただくということで、現在考えておりますのは、この社会保障における福祉医療と障がい者の生活支援という部分でございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

---

◎日程第3「議案第55号 坂城町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

---

◎日程第4「議案第56号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

---

◎日程第5「議案第57号 坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

---

◎日程第6「議案第58号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第7「議案第59号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎日程第8「議案第60号 平成27年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について」

**議長（塚田君）** これより質疑に入ります。

**2番（塩野入君）** 幾つかお尋ねをいたします。まず6ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の03025職員時間外勤務手当200万円が計上されて、ほかにも該当項目に時間外勤務手当が幾つか盛られています。給与明細書の18ページには時間外勤務手当の総額が580万円の増額補正がありますが、これは通常の仕事量の増加なのか、あるいはイベン

トとか突発的な仕事なのか、増額内容をお聞きいたします。

続いて13ページ、款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、11041印刷製本費は、ハザードマップの作成で、これは一般質問の中でA1判とかの大きさを全戸配布、公共施設に配布という、そういう町長の答弁がありましたが、どんなものをつくるのか、その内容をお聞きいたします。

それから同じく13ページです。項2道路橋梁費、目2道路維持費、13003除雪作業1千万円について、その内容、その算出の根拠を含めてその内容をお聞きいたします。

もう一つ15ページ、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、25001文教施設整備基金へ1億3,800万円を積み立てました。その積み立てた理由、それから基金残高はどのくらいあるのかお聞きをします。以上です。

**総務係長（臼井君）** 職員の時間外勤務手当に関しましての補正についてでございますけれども、ご質問にもございましたとおり、総務一般経費を初め幾つかの事業におきまして時間外手当を計上させていただいております。増額の内容、要因につきましては、まち・ひと・しごと総合戦略ですとか、人口ビジョン等の策定業務、こういったものが集中的に出てきたということですとか、税務においてマイナンバーの制度に対応する業務が増加したものの、そういった新制度への対応ですとか、国の動きに合わせるもののほかにですね、第10回の節目となります、ばら祭りの開催、それから今年10年ぶりに開催をいたしました信濃村上氏フォーラムといった、そのほか様々なイベントの準備ですとか運営、そういったものに伴います業務量の増加ということでございます。

**建設課長（青木君）** まず13ページの印刷製本費のハザードマップの印刷の関係でございますが、これにつきましては先ほどご質問がありましたように、各家庭にはA1判のハザードマップの配布を予定してございます。各避難所ですとか公共施設、またある一定規模以上の企業のほうにはA4冊子版の配布等についても予定してございます。

A1判につきましては、地図を現在お配りしているものと中身的には形式が同じになりますので、約1万7千分の1の地図のところ到现在載っております土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、新たに急傾斜地警戒区域、土石流警戒区域、地すべり警戒区域、浸水想定区域、これにつきましては新たに見直しをしたものが載るようになります。

今回、新たに載せるものとしたしましては、ため池が決壊した場合の想定区域を載せているような形になってまいります。また、それに伴いましては、いろいろ避難所ですとか各消防署、警察署、医療機関、水防倉庫、防災施設などもこのハザードマップに載せていく予定になっておりますし、さらにAEDですとか、そういうものを設置している箇所についても載せていくというようなことについて考えているところでございます。

続きまして除雪作業の委託費の関係でございますが、平成25年度、昨年2月の大雪の教

訓を踏まえまして、県と連携する中で大型除雪機を保有する県と相互除雪の協定を結びまして、町内の主要4業者の方に除雪を委託しております。現在、県の大型除雪機、これは16tクラスで非常に大きいのですが、それを含めて全部で8台で除雪体制を組んでいくということを想定しております。

今回の1千万円の内訳でございますが、除雪機による除雪代として約150時間分、昨年2月の大雪の場合等も想定した場合に備えまして、さらに大きい除雪機の導入を必要とした場合の時間ということで、その分も60時間分ほど見てございます。あと県の融雪剤散布車を町内の主要箇所を利用できるということで昨年から利用しております、その融雪剤の散布用の委託ということで80時間ほど見てございます。あと、それぞれ町内業者のほうで除雪機のほうを用意していただいているということで、県の基準に合わせた管理委託費というのものも、ここで見ていただいております。以上でございます。

**教育文化課長（宮下君）** 初めに文教基金への積み立て理由はでございます。文教施設整備基金につきましては、南条小学校建設に伴う財源として平成26年度、27年度におきまして11億円近い取り崩しをすることから、基金残高が大幅に減少する中、小・中学校のほかにも文化センター、同体育館、武道館、図書館など多くの施設があり、今後、各施設・設備の適正な維持管理、運営を図る上で、積み立て可能な財源が確保できた際には文教施設整備基金に積み立てを行う必要があると判断し、今回補正予算を計上したところでございます。

文教施設整備基金の残高はでございますが、文教施設整備基金の現在の残高につきましては、既に今年度予算で予算化しております繰入金を検討しますと、約4億6,400万円という状況で、今回補正予算で計上した1億3,800万円の積み立てにより6億200万円強の積立残高になるところでございます。

**2番（塩野入君）** 今の総合計画、マイナンバー新制度の関係と、それからあとは、ばら祭りとか村上氏のフォーラムの関係と、こういうようなことで増えたということでもあります。それはわかります。ただ、ばら祭りとか村上氏フォーラムというのは、これはもう前からあるんですから、もう当初予算で組めるのではないかなと思いますが、そういうところはそうしてもらいたいんですが、その辺はどうなんでしょうかね。

それと、今は定数条例があります166人です。そのうちの町長部局が137人、教育委員会が18人、それから教育機関が9人ということで定数条例があるんですが、今現在これは実質、職員はどのくらいでしょうか、お聞きをいたします。

それから印刷製本費の関係であります。これは県の事業を活用して現在見直し作業が行われているということですが、今何か地すべりとか何だっということもありまして、そんなものを含めてやるのかどうか、県のどのような事業を活用して、どんな見直し作業をされているんでしょうか、お聞きをしたいと思います。

また、千曲川河川事務所でも千曲川・犀川浸水想定区域図なるものが、その見直し作業がされているということですが、そのデータも取り込むようですが、そもそも浸水想定区域図なるものがどんなもので、どういうデータを取り込むのか、それをお聞きしたいと思います。

それから雪の関係ですが、招集挨拶で循環バス路線や町内の主要施設、学校、駅等へのアクセス道路を優先的かつ迅速に除雪を行うため、大幅に除雪予算を増額云々と、こういう挨拶がありました。具体的にどういう手順で迅速に除雪をするのか。また大幅に除雪予算を増額ということをお聞きしては、今、県の融雪車を借りるのかとか、そんなものも要るのかどうかちょっとわかりませんが、その辺の内容はどういうものかということをお尋ねしたいと思います。それからもう一つ、生活道路の除雪に関しては、前回同様に区などへ助成金みたいなものを出していただけるのかどうか、そのことも考えているのかどうかをお聞きしたいと思います。

それから文教施設基金の関係ですが、これから文化センターとか武道館などいろいろあるから6億何がしの基金になるんだよと、こういうことでありますが、今、文教施設基金を使って、それで裏打ちする近々に予定されているものがあるのでしょうか。それをお聞きします。以上です。

**総務係長（臼井君）** 補正の要因という部分でありますけれども、そういった部分については先ほども申し上げましたとおり、概要的には新たな制度への対応ですとか、イベントの準備、運営ということになります。イベントの部分につきましては、当初予算において、ある程度一定部分については見込んでいたところですが、そういった節目のもので、しばらく間があいたもの等についての対応が、ちょっと予想以上にかかっていたという部分もございます。その不足が見込まれる部分について、ここで補正予算をお願いするものであります。

また、職員数の関係でございますけれども、こちら現在、町長部局が117名、教育委員会が14名、教育機関については2名ということになっております。これに議会事務局の職員2名を加えまして、職員全体で135名という状況となっております。

**建設課長（青木君）** 再質問、まずハザードマップの関係でございますが、今回のハザードマップにつきましては、県が社会資本総合整備交付金の情報基盤整備事業の補助金を県事業として、国からの補助金を取り入れまして実施するものでございます。町といたしましては、県またはこの事業を委託した業者と作成する内容を検討していくということになっておりまして、現在ハザードマップの大きさですとか、冊子について載せる内容等について検討しているものでございます。印刷は町において行って、それぞれ配布するというところでございます。

現在、千曲川河川事務所で作成しております想定浸水区域につきましては、今までは、おおむね50年程度に一度降る雨ということで、現在のハザードマップにも載っております。今回見直しといたしまして想定し得る最大の関係、これは今年起きました鬼怒川のあの災害を教

訓にいたしまして、急遽前倒しで実施しているものでございます。今回その部分につきましては、千曲川河川事務所のほうから最終的にはデータでいただくという形になっておりますが、現在のハザードマップにつきましては、それぞれ浸水される想定の高さを色分けしてございます。高さ別に想定される部分に。新しいものにつきましても多分同じような形でデータ化されてくるものではないかと想定されているところでございますが、想定範囲が今度非常に大きいということで、どの範囲までまだ浸水が想定されるかというのは、現在そのデータが来てからという形になりますが、それをまた地図の中へ入れていくということを予定してございます。

続きまして、除雪につきましては、除雪の路線につきましては国道、県道を結ぶ町内の幹線道路、駅への進入路というものを優先的に実施してまいります。以前は県道は県道、町道は町道というような形でそれぞれ除雪していたということで、非常に効率が悪かったということでございます。昨年からは町内業者で除雪機を、今まで町内業者の方の除雪機というものは2台しかなかったんですが、昨年からは7台に増やしていただいたということと、あと県の大型除雪機が町道を除雪してもできるようにということで県と協定を結んだと。今までは県の除雪機が町道を除雪することは基本的にできなかったということでございます。

例といたしましては、県道長野上田線を除雪してきた関係から、そのまま町道A05号線（鼠橋通り）を除雪していくというような場合ですとか、あと鼠橋通りからずっとA01号線を行って、そのままインター線のほうを除雪するというような形の中で、県道と町道が一体となった除雪ができるということでございます。特に今度、昨年度から鼠橋通りにつきましては、バイパスがちょうど突き当たるという場所でございます、県のほうで県費で除雪のほうを鼠橋通りについては行くと。国道までの間は実施するという協定を結んでございます。

融雪剤散布につきましても、先ほど申し上げましたように、町道の融雪剤散布につきましては県の融雪剤散布車を使って散布することができるということでございます。経費につきましては大雪に対して迅速に対応できるというような形でございますので、除雪費全体ではほぼ昨年と同額、同等程度でございますが、昨年の除雪費の実績等を勘案しますと、実績に比べればほぼ2倍程度予算化してあるという状況でございますし、平成24年度、25年度の除雪費、12月に計上した予算と比較しますと約4倍の費用を上程しているところでございます。

次に、区への助成金ということでございますが、昨年2月の豪雪のような場合につきましては、その都度また判断させていただきますが、現時点での補助金というものは予定していないものでございます。

**教育文化課長（宮下君）** 文教施設整備基金の裏打ちする事業は、また近々予定されているかというご質問でございます。当面は旧給食センターの解体等も含めた後利用や文化センター等の耐震化が課題となっておりますので、必要な財源を確保する中で事業化の検討をしてみたいと考えているところでございます。

**12番（大森君）** 2点お尋ねいたします。まず、ページ、6ページの款2項1説明のほうで、企画政策推進経費のところの臨時職員38万が計上されておりますが、この臨時職員の仕事内容についてお尋ねします。

それからもう1点は今質問がありましたが、除雪作業についてですが、特に立町通りなど昨年の大雪のときには路上へ乗り捨てとといいますか、動かなくなって置かざるを得ないというか中へ入れないというね、細い道で奥へ入れないということで、結局そこで立ち往生するというようなことで、立町では公民館の空き地を急遽業者の方に除雪していただいて、そこへ皆さんの車を入れていったということなんですが、その辺の対応についてはどのようになるんでしょうか。

**企画調整係長（竹内君）** 6ページ、企画政策推進経費の賃金につきましては、空き家対策に係る臨時職員の賃金を計上させていただいたものでございます。町内各区から提供をいただきました空き家情報のデータベース化、そのデータに基づく地図への落とし込みのほか、職員による空き家調査に関する資料の作成ですとか、その調査の結果の取りまとめなどをお願いしていく予定でございます。

**建設課長（青木君）** 昨年2月のような大雪の場合ですと、当然町内の4業者をお願いしていただけますと、ちょっと対応が難しい部分もございますので、25年度にお願いしたいいろいろ町内の業者さんにも大雪の場合にはお願いしたいということで、事前にお問い合わせ文書は配ってあるところでございます。

ご質問にありましたように、道路に車等がとまってしまっ、除雪に非常に支障があったり、通行にもあるというような場合につきましては、その都度、状況にもよりますけれども、公の施設等の駐車場等に誘導できるような形はとってまいりたいと。個人のお宅の駐車場まではちょっとかくことはできないんですけれども、公の施設等についてはそちらのほうへ誘導して、除雪とか通行に支障がないような対応は、その都度状況を見ながら考えてまいりたいということでございます。

**12番（大森君）** 除雪については、そのように対応のほうをひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

あと、企画の今の臨時職員の件ですが、これは期限はいつまでに完了させるという予定になっているんでしょうか。

**企画調整係長（竹内君）** 臨時職員につきましては、3月31日までという範囲の中でお願いをしていきたいと考えておりますが、基本的には1月中にですね、空き家情報の取りまとめ、地図への落とし込みをしまして、2月には職員による調査、その調査に基づく取りまとめを3月に行っていきたいというふうに考えております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第9「議案第61号 平成27年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」

**議長（塚田君）** これより質疑に入ります。

**2番（塩野入君）** 歳出の4ページですが、款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費であります。年末ここへ来て、大きい2千万円の補正ということで上がっております。これは高額療養者が増えたのでしょうか。その原因ですね、それをお聞きいたします。

**福祉健康課長（大井君）** 一般被保険者の高額療養の補正についてでございますけれども、補正をお願いした理由の一つといたしましては、平成26年度4月から70歳になられた方が、順次医療費の自己負担割合が2割という形になりました。このことにより、ご本人のご負担が増えたというものが1点ございます。

次に、本年1月から70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額の区分につきまして、従来3段階であったものがですね、5段階へと細分化されました。これにより該当された方が増加したという状況でございます。

**2番（塩野入君）** これは1億3,300万円の予算に対するこの合計のですね、高額該当者は何人でその最高高額者の療養費はどのくらいあるのでしょうか。それから高額療養費の月平均というものは、どのくらいかかっているのかですね、それをお聞きしたいと思います。

高額医療で占めているのは、どんな病気。ベストスリーぐらいをですね、やはり、がんとか透析患者が上位を占めているんじゃないかと思うんですが、その辺のベスト3ぐらいをお聞きしたいと思います。

それからこういうふうが大きくなるんですが、高額療養費を減少させる対策ですね。それはどんなことが考えられているのかどうか、あるいはやっているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

最後にもう一つ、高額療養費が国保財政の不安材料になるというふうに見ているんですが、そんな見方、影響しているかどうか、その辺の見方ですね。それをお聞きしたい。以上をお尋ねをいたします。

**福祉健康課長（大井君）** 幾つかご質問をいただきました。順次ご答弁申し上げます。初めに、一般被保険者の高額療養費の該当者につきましてであります。平成26年4月から11月支払い分までの延べ人数が1,195人となっております。同様に平成27年の4月支払いから11月支払いまでの延べ人数が1,503名となっており、約300名増加しております。増加の主な要因といたしましては、先ほど申し上げました制度の変更によるものというふうに考えております。

次に、今年度の高額療養費の最高額につきましては、507万2,360円となっております。

す。また、月の平均支払額といたしましては1, 115万円ほどという状況でございます。

続きまして、高額療養費の疾病別の支払額の多いものとしたしましては、一月当たりの支払額で見ますと、がん、脳疾患、心疾患の順になっており、昨年のがん、心疾患、脳疾患というような状況になっております。しかしながら、年間の支払額という状況で見ますと、やはり通年治療が必要となる人工透析が上位になってくるという状況でございます。

続きまして、国民健康保険の高額療養費を減少させる対策といたしましては、糖尿病、脳梗塞、心筋梗塞、高脂血症などの生活習慣病への対策が必要と考えております。生活習慣病は個々の原因で発症するというよりも、肥満、特に内臓に脂肪が蓄積した肥満が原因であると考えられております。この生活習慣病を改善するため、町では特定健診を実施して早期発見に努めております。また、特定健診の結果からリスクを持つ受診者の方に対しましては、保健師、栄養士などによる特定保健指導を行い、重症化の予防に努めており、今後さらなる特定健診の受診率の向上が必要と考えておるところでございます。

続きまして、国民健康保険特別会計において、医療費などの支払いを行っております保険給付費における一般被保険者の高額療養の占める割合といたしましては、例年1割程度というような形になっております。この高額療養費が伸びることは、国保財政から見ても財政を悪化させる要因と考えております。また、高額療養費が伸びるということはですね、その前段階として高額に至らない療養給付費につきましても増加することと考えられますので、高額療養費それから療養給付費ともに、その動向に注視する必要があるというふうに考えております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

**議長（塚田君）** 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「発委第9号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書について」から追加日程第2「発議第7号 地方自治尊重を政府に求める意見書について」までの2件を一括議題とし議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

**議長（塚田君）** 朗読が終わりました。

趣旨説明を求めます。

**8番（吉川さん）** 私からは、発委第9号につきまして、趣旨説明を行います。

発委第9号「介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書について」意見書の朗読をもって、趣旨説明にかえさせていただきます。

超高齢社会を迎える中で、介護労働者の人材確保・離職防止対策は、喫緊の課題となっている。厚生労働省が発表した介護人材需給推計では、団塊の世代が75歳以上になる2025年

には37万7千人の介護人材が不足するとされている。

2015年4月の介護報酬改定では、介護職員の賃金改善を促進するために、介護職員処遇改善加算が強化された。しかし、基本報酬が引き下げられ、介護サービス事業者は厳しい事業運営を強いられており、これ以上の処遇改善を事業者に委ねることは困難である。人材不足は地域の介護施策に深刻な影響を与えるため、国の施策として介護労働者の処遇改善を図り、人材確保・離職防止対策を推進する必要がある。

また、介護保険施設の人員配置基準は、利用者3人に対して看護・介護職員1人以上となっているが、多くの施設では利用者の安全や必要最低限の介護を提供する体制を確保するため、基準以上の職員を配置している。安全・安心の介護を実現し介護労働者の人材確保・離職防止を図るためには、人員配置基準を引き上げて、職員体制を確立することが不可欠である。

介護労働者の処遇改善、安全・安心の介護を確保する職員体制の確立は、介護報酬の範囲内で対応することとされている。しかし、各種介護サービスの基本部分に関わる介護報酬は先の改定で引き下げられている。一方で、介護報酬を大幅に引き上げれば介護給付の増大や保険料負担の増加を招き、介護保険制度の持続可能性を損なう恐れがある。従って、介護労働者の処遇改善や職員体制の確立は、国の責任で行うことが求められる。

介護労働者の人材確保・離職防止及び安全・安心の介護を実現するために、下記の事項について強く要望する。

#### 記

- 1 介護職員をはじめとする介護現場で働くすべての労働者の処遇改善を図ること。
- 2 介護保険施設の人員配置基準を、利用者2人に対して介護職員1人以上に引き上げること。  
夜間の人員配置を改善すること。
- 3 上記項目の実現を図るため、国費で費用を賄うこと。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

**12番（大森君）** 私からは、発議第7号につきまして趣旨説明を行います。

発議第7号「地方自治尊重を政府に求める意見書について」意見書の朗読をもって、趣旨説明にかえさせていただきます。

1995年、米兵による12歳の少女の暴行事件を契機に、沖縄の怒りは8万5千人の県民総決起集会で爆発しました。壇上で1人の女子高校生が、「今の沖縄は誰の者でもなく、沖縄の人々のものだから。私たちに静かな沖縄を返してください。軍隊のない、悲劇のない、平和な島を返してください。」と訴えました。沖縄県民は米軍基地のために自ら土地を提供しておらず、国土面積のわずか0.6%の地に73.8%もの米軍専用施設が集中しているがゆえの願いです。

普天間基地の返還を求め、辺野古への新基地建設に反対する沖縄県民の民意は、知事選挙と昨年暮れの衆議院選挙において明確に示されている。

翁長沖縄県知事は、前任者が許可した埋め立て工事関係書類を精査し、これには瑕疵があるとして埋め立て承認取消処分を行った。ところが、国は、国の行政機関（沖縄防衛局）が私人になりすまして審査請求・執行停止申し立てを行い、国の別の行政機関（国土交通大臣）が審査庁として沖縄県に対し執行停止決定を行った。この決定は、地方自治の保障の観点から地方自治法が想定していない「国の関与」に当たるものであり、到底許されるものではない。従って、行政代執行訴訟をすみやかに取り下げるべきである。

また、国は名護市が「米軍再編交付金」の受け取りを拒否しているにもかかわらず、名護市の頭越しに辺野古新基地周辺の3区に対し各最大1,300万円の補助金を交付することを決めた。これは名護市の施策への越権行為で地方自治をもないがしろにするものであり、地域住民を分断し混乱を持ち込むものである。この問題は一地方である沖縄県の問題だけではなく、憲法の「地方自治の本旨」に反する行為であることは明らかである。地方自治を守るため、下記の事項を強く求める。

#### 記

- 1 地方自治を尊重し、辺野古新基地の建設にかかる行政代執行の訴訟を取り下げ、辺野古新基地の建設を強行しないこと。
- 2 辺野古新基地周辺の地元自治区に対し、名護市の頭越しに補助金を交付しないこと。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

**議長（塚田君）** 趣旨説明が終わりました。

ここで議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時14分～再開 午前11時25分）

**議長（塚田君）** 再開いたします。

---

◎追加日程第1「発委第9号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

◎追加日程第2「発議第7号 地方自治尊重を政府に求める意見書について」

**議長（塚田君）** これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を求めます。

(進行の声あり)

**議長（塚田君）** 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

**9番（塩入君）** 地方自治尊重を政府に求める意見書に賛成する立場から発言いたします。

辺野古新基地をつくるために、知事の権限を国が奪おうとしているところに最大の問題があります。大浦湾の埋立を承認する権限は知事にあります。それを奪って国がかわりに執行するために地方自治法違反の裁判を起こしております。

沖縄県民の多くの支持で選ばれた翁長知事は、沖縄県民を代表しているわけです。それを無視するということは地方自治法、また民主主義に違反します。地方自治法は戦争放棄とともに新しい憲法に盛り込まれました。戦前は、県や市町村は国の命令に従って行われました。特に戦時中は、満蒙開拓を初め全てお国のために地方や個人が犠牲にされました。その反省の上に立って地方自治法がつくられ地方自治が進められております。

知事や市町村長も直接県民や町民から選ばれ、地方自治を進めております。だから首長の権限は大きく、国に対しても対等になりました。国が勝手に首長の権限を奪うことは地方自治法に違反します。もしこのようなことが許されれば、これを契機に広がっていきます。原発再稼働を知事が反対してもやる。オスプレイを初め、アメリカの軍事練習に反対しても押しつけるというように、国の考えに従わされます。このようにお国のためという名で地方も個人も犠牲にされてしまうことは戦前への逆戻りです。絶対に許されるものではありません。

名護市の辺野古周辺の3地区に1千万円余を補助金として出す問題についても名護市長を無視して、国が直接介入しているわけです。金を使って反対運動を抑える意図がありありと感じられます。余りにもえげつのないやり方ではありませんか。今までの地方分権を拡大し、地方を発展させるとの立場からも逆行していると思います。

以上の理由から、この意見書に賛成します。

**議長（塚田君）** 次に、原案に反対の方の発言を許します。

(進行の声あり)

**議長（塚田君）** 次に、原案に賛成の方を発言を許します。

(進行の声あり)

**議長（塚田君）** これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

**議長（塚田君）** 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第3「閉会中の委員会継続審査申し出について」

**議長（塚田君）** 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査調査の申し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査調査することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（塚田君）** 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査調査することに決定いたしました。

---

**議長（塚田君）** 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

**町長（山村君）** 平成27年第4回坂城町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

11月30日に開会されました本定例会は、本日までの12日間ご審議をいただきました。提案をいたしました専決報告、条例の新設及び一部改正、指定管理者の指定、一般会計及び国民健康保険特別会計補正予算、全ての議案につきまして原案どおりご決定を賜り、まことにありがとうございました。

さて、毎年12月4日からの人権週間にあわせまして、その取り組みの一環として開催しております「人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会」を12月5日、文化センターで開催いたしました。当日は、坂城小学校児童による人権学習活動報告と児童3名による作文発表、元アナウンサーで現在、演歌歌手としても活躍されている吉川精一さんの「されど、人生これから」と題した講演を行ったところであります。講師の吉川さんは、NHKのど自慢の司会者時代のエピソードを交え、知らず知らずのうちに人を傷つけてしまったご自身の経験などから、思いやりの大切さについて話され、約120名の参加者は熱心に耳を傾けておられました。

また、来週17日には、さかきテクノセンターにおいて「第3回坂城経営フォーラム」が開催されます。講師には嘉悦大学教授で、メディアでも有名な経済学者の高橋洋一さんを講師にお招きし、「日本経済の状況と28年度の展望」と題してお話をいただきます。大勢の町民の皆さんにご来場いただきたいと思います。

さて、橋梁長寿命化のため昨年度から計画的に実施しております昭和橋の修繕工事につきましては、本年度は国道側から4連分の上部路面改修工事を実施いたします。工事を実施するに当たりまして、橋の傷みぐあいを事前に調査する必要があるため、12月14日から12月26日までを終日全面通行どめとし、調査を実施いたします。

なお、本工事につきましては、年明けの1月4日から3月31日までの間、同様に終日全面

通行どめとし、実施いたします。年末年始の12月27日から翌年1月3日までの間は通行が可能となりますが、工事等が長期間にわたるため、大変、ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、歩道がなく大変ご不便をおかけいたしました、産業道路A01号線酒玉工区の若草橋南側につきましては、用地交渉が完了し土地の受け渡しを受けた分の一部、仮設歩道を設置いたしました。さらに南隣の歩道の整備されていない部分におきましても、契約を締結することができましたので、状況が整い次第仮設歩道を南側へ延長し、既設の歩道へ接続する工事を実施いたします。引き続き、通行の安全に配慮しながら、A01号線道路改良工事を進めてまいりたいと考えております。

公共下水道事業につきましては、南条小学校北側の旧道から産業道路までの区域と上平島地区で整備工事を実施しております。金井地区の旧道を初め、道路交通規制に伴いご不便をお掛けいたしますが、年末年始、12月27日から1月3日までは交通規制を解除し、通行を確保いたします。なお、路面が仮復旧の状態となっておりますので、通行の際にはご注意をお願いしたいと思います。

昨日、びんぐしの里公園内に、さかき技術交流研究会の皆さんが作成された小水力発電用の水車が完成し、水車とタイムカプセルのライトアップ点灯式が行われました。これは坂城町コトづくりイノベーション補助金を利用して昨年度から計画されていたもので、びんぐし湯さん館の排湯、お湯ですね、を利用した小水力発電装置であります。びんぐしの里公園の新たなランドマークとなりましたので、お近くにお寄りの際はぜひご覧いただければと思います。

さて、「プレミアム付商品券」につきましては、有効期限が12月31日までであります。ご利用いただくことで地元消費の拡大、地域経済の活性化につながりますので、忘れずにお使いいただきますようお願い申し上げます。

これから、新年度に向けての当初予算編成作業が本格化してまいります。平成28年度は、「坂城町第5次長期総合計画後期基本計画」のスタートの年であり、「坂城町人口ビジョン」、「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」による具体的な施策の展開を進める、大変重要な年であります。

歳入の見通しにおきましては、特に税収の増加を支えてきた法人町民税につきまして、回復基調と言われる経済情勢の中ではありますが、27年度税制改正による法人税の引き下げ影響が懸念されるところであります。また、地方交付税につきましても、昨年度からの税収の状況を勘案しますと、大幅な減額の可能性があることに加え、国の地方創生関連施策への財源配分なども不透明な状況にあるところから、一般財源を含む歳入の確保は容易ではないと考えているところでもあります。

こうした厳しい状況ではありますが、町民の皆さんのニーズや継続事業への対応を図りつつ、

事業の再点検による一層の効率化、重点化を進める中で将来のまちづくりを見据え、施策展開が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

何かと慌ただしい季節でもあります。12月1日から31日までの1カ月間は、年末特別警戒期間として、警察、防犯指導員、千曲交通安全協会や交通指導員の皆様と連携し、防犯・交通安全の啓発を強化しております。年末年始は、犯罪や交通事故の増加する時期でもあります。引き続き、振り込め詐欺などの特殊詐欺、車上狙いや空き巣等の被害防止、飲酒運転などによる交通事故の防止に向け、さらなる啓発活動に取り組んでまいります。町民の皆さんには、犯罪や交通事故の被害に遭わぬよう、一層のご注意をお願い申し上げます。

また、12月27日から30日までの4日間は、町消防団による「歳末特別警戒」が行われます。毎年のことではありますが、若い消防団員が地域の安全を担っていることに感謝申し上げるとともに、町民の皆さん一人一人が大切な生命、財産を守るため、火の取り扱いには十分注意されますよう重ねてお願い申し上げます。

さて、来年平成28年は、丙申（ひのえさる）、これはへいしんの年であります。丙という字には盛んという意味や陽気、陰気陽気の陽気ですね、陽気。また活動が一段と伸長していくという意味があります。また、申という字は、もともと稲妻をあらわす象形文字であり、にんべんをつければ伸びるという字になりますように、申には伸びるという意味合いがあります。つまり、来年のへいしん、丙申では、今年のいつび、乙未（きのとひつじ）から一步前進し、それぞれの分野において、積極的に活動し伸長することが求められております。

坂城町におきましても、現在、策定を進めている「坂城町第5次長期総合計画後期基本計画」、「坂城町人口ビジョン」、「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が来年2月、町民の皆さんのご意見をお聞きする中完了する予定であります。平成28年は、これらの基本計画、総合戦略に基づき、具体的な施策の展開を積極的に図り、議会を初め関係機関、町民の皆さんと力を合わせ、坂城町が大きく前進するまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

また、年が明けますと、元旦には1年間の健康を願う元旦マラソン、1月4日には新年の願いを込めて書き初めを行う席書大会、そして新春賀詞交換会、1月には各区の新年総会も予定されております。また、1月16日には坂城テクノセンターでライフ・ステージエコー2016として、南米の民族音楽フォルクローレの公演、1月17日には町消防団の出初式が挙行されます。

このように、年末、年始には、盛りだくさんの行事がございます。議員各位におかれましても健康に十分留意され、新しい年をお迎えいただきますようお祈り申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

**議長（塚田君）** これにて平成27年第4回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時40分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 塚田正平

坂城町議会議員 山崎正志

坂城町議会議員 中嶋登

坂城町議会議員 大森茂彦

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	<p>1. 人口減少対策について</p> <p>イ. 移住へのPRは</p> <p>ロ. 婚活支援の充実を</p> <p>2. コンビニ交付サービスは</p> <p>イ. 更なる利便性を</p>	<p>8 番</p> <p>吉川まゆみ</p>	<p>町 長</p> <p>福祉健康課長</p> <p>企画政策課長</p> <p>住民環境課長</p>
2	<p>1. びんぐし山の整備を</p> <p>イ. 施設、設備の状況</p> <p>ロ. 整備に向けて</p> <p>ハ. 公園利用と再構築</p> <p>2. 後期基本計画及び総合戦略策定について</p> <p>イ. 後期基本計画（素案）について</p> <p>ロ. 人口ビジョン（案）、総合戦略（骨子素案）について</p> <p>ハ. 計画及び戦略の策定について</p>	<p>2 番</p> <p>塩野入 猛</p>	<p>町 長</p> <p>建設課長</p> <p>企画政策課長</p>
3	<p>1. 「大人からのあいさつ運動」について</p> <p>イ. コミュニティスクールとは</p> <p>ロ. 信州型コミュニティスクールの課題</p> <p>ハ. あいさつ運動とコミュニティスクールの接点は</p> <p>2. 「おくるみ」について</p> <p>イ. 定年後の仕事の充実を</p> <p>ロ. 先進地の農業振興策は</p> <p>ハ. 「おくるみ」を坂城の名産に</p>	<p>5 番</p> <p>柳 沢 収</p>	<p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>教育文化課長</p> <p>産業振興課長</p>
4	<p>1. 平成28年度予算編成について</p> <p>イ. 来年度の歳入見込みは</p> <p>ロ. 歳出について</p>	<p>10番</p> <p>山崎正志</p>	<p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>企画政策課長</p> <p>産業振興課長</p> <p>建設課長</p> <p>教育文化課長</p> <p>収納対策推進幹</p>

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
5	1. 国による地方自治壊し＝沖縄辺野古基地建設問題にかかわって イ. 国が地方を訴えるとは ロ. 国による違法な補助金 2. まちづくり総合戦略について（人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略、第5次長期総合計画後期計画） イ. 「子育て日本一をめざす町」宣言を ロ. 機構改革を 3. 町のアピール強化を イ. 町ホームページのリニューアルを ロ. 案内看板の設置・宣伝物の活用状況は 4. 町道の全面改修を イ. 町道の全面改修を	12番 大森茂彦	町 長 企画政策課長 総務課長 産業振興課長 建設課長
6	1. 農業について イ. 農業の現状と今後について ロ. 特産品から農業振興を 2. 地域文化の振興を イ. 伝統行事の調査について ロ. 伝統芸能の振興を	7番 西沢悦子	町 長 教育長 産業振興課長 教育文化課長
7	1. TPP大筋合意の影響は イ. TPP大筋合意について ロ. 町としての対策は 2. 健康なまちづくりをめざして イ. 町民の健康実態は ロ. 健康づくりの計画は	9番 塩入弘文	町 長 産業振興課長 保健センター所長
8	1. 第5次長期総合計画について イ. 空き家の活用を ロ. 商店リフォーム補助金設置を ハ. 道路整備について ニ. マキストープ購入に補助金を ホ. 18歳までのインフルエンザ予防接種に補助金を 2. 合併浄化槽設置補助金について イ. 対象の見直しを	14番 入日時子	町 長 建設課長 産業振興課長 保健センター所長 企画政策課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
9	1. 災害と防災について イ. ハザードマップについて ロ. 災害対策本部について ハ. 防災ハンドブックについて 2. 地域高校について イ. 坂城高校の現状は	6 番 滝沢幸映	町 長 副 町 長 教 育 長 建 設 課 長 総 務 課 長 住 民 環 境 課 長 教 育 文 化 課 長
10	1. 消防団について イ. 若い団員確保を ロ. 女性団員を ハ. 役場職員の分団員は ニ. 団員、家族にサービスを 2. 公園がほしい イ. 立町にミニ公園を ロ. 子供の自転車練習場を 3. 国保医療費の抑制を イ. 国保と特定健診の状況は ロ. 保健補導員の活用を	11 番 中嶋 登	町 長 教 育 長 企 画 政 策 課 長 保 健 セ ン タ ー 所 長
11	1. 農業振興地域整備計画について イ. 農地パトロールについて ロ. 非農地判断について ハ. 新たな「農業振興地域整備計画」について 2. ワイナリー形成事業について イ. 巨峰ワインについて ロ. 事業計画について ハ. ワイン用ぶどうの圃場について	4 番 小宮山定彦	町 長 産 業 振 興 課 長
12	1. TPPと農業振興について イ. TPPの影響と対応は ロ. 農協の合併の影響と対応は ハ. 担当課の強化は 2. 有害鳥獣対策について イ. 村上地区公共施設の対策は	3 番 朝倉国勝	町 長 産 業 振 興 課 長

## 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書

超高齢社会を迎える中で、介護労働者の人員確保・離職防止対策は、喫緊の課題となっている。厚生労働省が発表した介護人材需給推進では、団塊の世代が75歳以上になる2025年には37万7千人の介護人材が不足するとされている。

2015年4月の介護報酬改定では、介護職員の賃金改善を促進するために、介護職員処遇改善加算が強化された。しかし、基本報酬が引き下げられ、介護サービス事業者は厳しい事業運営を強いられており、これ以上の処遇改善を事業者に委ねることは困難である。人材不足は地域の介護施策に深刻な影響を与えるため、国の施策として介護労働者の処遇改善を図り、人材確保・離職防止対策を推進する必要がある。

また、介護保険施設の人員配置基準は、利用者3人に対して看護・介護職員1人以上となっているが、多くの施設では利用者の安全や必要最低限の介護を提供する体制を確保するため、基準以上の職員を配置している。安全・安心の介護を実現し介護労働者の人材確保・離職防止を図るためには、人員配置基準を引き上げて、職員体制を確立することが不可欠である。

介護労働者の処遇改善、安全・安心の介護を確保する職員体制の確立は、介護報酬の範囲内で対応することとされている。しかし、各種介護サービスの基本部分に関わる介護報酬は先の改定で引き下げられている。一方で、介護報酬を大幅に引き上げれば介護給付の増大や保険料負担の増加を招き、介護保険制度の持続可能性を損なう恐れがある。従って、介護労働者の処遇改善や職員体制の確立は、国の責任で行うことが求められる。

介護労働者の人材確保・離職防止及び安全・安心の介護を実現するために、下記の事項について強く要望する。

### 記

- 1 介護職員をはじめとする介護現場で働くすべての労働者の処遇改善を図ること。
- 2 介護保険施設の人員配置基準を、利用者2人に対して介護職員1人以上に引き上げること。  
夜間の人員配置を改善すること。
- 3 上記項目の実現を図るため、国費で費用を賄うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月 日

内閣総理大臣 安倍 晋 三 殿

財務大臣 麻生 太郎 殿

厚生労働大臣 塩 崎 恭 久 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 塚 田 正 平

## 地方自治尊重を政府に求める意見書

1995年、米兵による12歳の少女の暴行事件を契機に、沖縄の怒りは8万5千人の県民総決起大会で爆発した。壇上で1人の女子高校生が、「今の沖縄は誰のものでもなく、沖縄の人々のものだから、私たちに静かな沖縄を返してください。軍隊のない、悲劇のない、平和な島を返してください。」と訴えた。沖縄県民は米軍基地のために自ら土地を提供しておらず、国土面積のわずか0.6%の地に73.8%もの米軍専用施設が集中しているがゆえの願いである。

普天間基地の返還を求め、辺野古への新基地建設に反対する沖縄県民の民意は、知事選挙と昨年暮れの衆議院選挙において明確に示されている。

翁長沖縄県知事は、前任者が許可した埋め立て工事関係書類を精査し、これには瑕疵があるとして埋め立て承認取消処分を行った。ところが国は、国の行政機関（沖縄防衛局）が私人になりすまして審査請求・執行停止申し立てを行い、国の別の行政機関（国土交通大臣）が審査庁として沖縄県に対し執行停止決定を行った。この決定は、地方自治の保障の観点から地方自治法が想定していない「国の関与」に当たるものであり、到底許されるものではない。従って、行政代執行訴訟をすみやかに取り下げるべきである。

また、国は名護市が「米軍再編交付金」の受け取りを拒否しているにもかかわらず、名護市の頭越しに辺野古新基地周辺の3区に対し各最大1,300万円の補助金を交付することを決めた。これは、名護市の施策への越権行為で地方自治をもないがしろにするものであり、地域住民を分断し混乱を持ち込むものである。この問題は、一地方である沖縄県の問題だけでなく、憲法の「地方自治の本旨」に反する行為であることは明らかである。

地方自治法を守るため、下記の事項を強く求める。

### 記

- 1 地方自治を尊重し、辺野古新基地の建設にかかる行政代執行の訴訟を取り下げ、辺野古新基地の建設を強行しないこと。
- 2 辺野古新基地周辺の地元自治区に対し、名護市の頭越しに補助金を交付しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月 日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

外務大臣 岸田文雄 殿

国土交通大臣 石 井 啓 一 殿  
防 衛 大 臣 中 谷 元 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 塚 田 正 平